2019年
社会保障推進千葉県協議会
社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン

報　告　集

発行　社会保障推進千葉県協議会（略称：千葉県社保協）
〒260-0854　千葉市中央区長洲１－１０－８　自治体福祉センタービル　３Ｆ
電話 043-225-6790（FAX043-221-0138）
メールアドレス　syaho2006@star.ocn.ne.jp

２０１９年１２月発行

目　次

【実施要綱】実施の目的・実施方法など　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
【市町村への要請書】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
【千葉県への要請と回答書】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

【自治体の回答に対する評価・分析】
税制・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度　・・・・・・・・・・・　17
医療　・・・・・・・・・・・　17
介護保険　・・・・・・・・・　19
国民健康保険　・・・・・　19
保育　・・・・・・・・・・　20
障害者福祉　・・・・・・・・　21
防災・減災・定住促進　・・　21
年金　・・・・・・・・・・・　22
生活保護　・・・・・・・・・　22
就学援助・子育て支援　・・　23
まとめにかえて　・・・・・　23

【市町村の回答一覧表】
Ⅰ．市町村で実施していただきたい事項
住民税　・・・・・・・・・　24
医療　・・・・・・・・・・・　28
自治体病院　・・・・・・・・　36
介護保険　・・・・・・・・　37
国民健康保険　・・・・・・　52
障害者福祉　・・・・・・・・　64
保育　・・・・・・・・・・・　68
防災・減災・定住促進　・・　71
生活保護・貧困対策　・・・　74
就学援助・子育て支援　・・　80

Ⅱ．国に対し、要請していただきたい事項
消費税・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度　・・・・・・・・・　85
医療　・・・・・・・・・・　88
自治体病院　・・・・・・・　93
介護保険　・・・・・・・・　95
国民健康保険　・・・・・　103
障害者福祉　・・・・・・　111
保育　・・・・・・・・・・　112
生活保護　・・・・・・・　113
年金　・・・・・・・・・・　120

Ⅲ．県に対して要請していただきたい事項
医療　・・・・・・・・・・　125
介護保険　・・・・・・・　130
国民健康保険　・・・・・　133
障害者福祉　・・・・・・　138

【市町村回答各種アンケート集計表】
介護保険アンケート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　139
国民健康保険アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　156

【キャラバン日程・コース・参加状況】　・・・・・・・・・・・・・・・・・　170

文字が小さく、読み取りが困難な場合は事務局まで御連絡下さい。データをお送りします

—２０１９年度「社会保障充実自治体要請キャラバン」実施要綱—

１．自治体要請キャラバンの目的

① 相次ぐ社会保障改悪、高まる負担増に不安と怒りが広がっています。住民のくらしの実態から貧困や病気、高齢や失業による困難は自己責任ではなく、社会的に解決すべきであることをより明らかにし、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する」自治体の役割発揮を求めます。
② 第２８回目を迎えたキャラバン行動です。これまでの活動の実績の上にいっそうの引き上げを図り、地域の社会保障充実運動を強め、地域社保協結成を展望しながら行います。
③ 千葉県社保協の統一行動と位置付けて、地域社保協（準備会）のあるところは、地域社保協（準備会や地域団体）が中心になってすすめます。

２．実施の方法

① 地域社保協（準備会）は、「千葉県社保協の統一要請」を基準に、独自の要求を追加して実施します。
② 地域社保協を展望して独自で行うところは、責任団体を決め、その団体を中心に①に準じて行います。
③ 上記以外のところは、千葉県社保協が責任（各コースの責任者は県社保協加盟団体が分担する）を持ちます。
④ 市町村との懇談は、８月５日～８月２３日（但し１３日～１５日は除く）の期間に行います。①②の場合は、自治体との協議で８月中であれば期間外に行うことも可能です。

３．要請行動の要領

① 自治体に対しての要請については、「社会保障の充実を求める要請についてのお願い」「キャラバン行動表」「社会保障の充実を求める要請書」「社会保障の充実をもとめる要請に関する回答書」「介護保険等アンケート」「国民健康保険アンケート」（回答書・アンケートについてはＣＤ－Ｒもつけてあります）をセットにして、各自治体首長宛に６月２０日に送付します。　—ただし地域社保協・地域団体が実施する場合は独自に申し入れてください—
② 各自治体の集合時間は「行動表」の開始時刻の３０分前です。懇談時間は６０分程度、９０分を限度とします。
—ただし地域独自で行う場合はこの限りではありません。—
③ 今回の重点課題は、医療、介護、国保、生活保護、高齢者・障害者施策はじめ憲法25条に保障されたいのちを守る制度の充実を求めることとします。
④ 「要請についてのお願い」には、担当者の出席を依頼してあります。
⑤ 自治体からの日程変更については、やむを得ない事情がある場合のみ地域団体と相談し変更します。回答は７月１９日(金)までに県社保協宛に届くようにお願いし、コース責任者に事前に手渡せるよう手配します。
—ただし地域社保協では独自に決めてください。—
⑥ 千葉県社保協が責任を持って行うコースの要請行動にかかる交通費は、責任者（団長）については千葉県社保協が負担します。その他の参加者は各団体で負担してください。

４．責任者（団長）の役割

① 地域の各団体責任者と相談し、必ず事前学習会を行うようにして下さい。事前学習会の日程が決まり次第、県社保協にご連絡ください。
② ６月２４日～２８日の間に、訪問する自治体の秘書課又は総務課等に電話で連絡を取り、要請書が届いていることを確認し、７月１９日（金）までに回答いただけるようあらためてお願いしてください。
③ 参加者を確認し、副責任者を決めてください。念のために各団体の担当者と早めに連絡を取り、携帯電話番号など控えておくようにしてください。（特に会場が役所でなく、別なところに変更になった場合などに連絡が必要です。）
④ １週間程前までに自治体の担当者と連絡を取り、要請団の人数を必ず伝えてください。また、当日の懇談場所を確認し、県社保協に必ず報告してください。
⑤ 当日行動表の時間を守り、千葉県社保協の目印(事務局作成)を持って目立つようにして下さい。
⑥ 当日の司会進行を行います。記録者を指名して報告書を書いてもらいます。
⑦ 自治体の回答書と報告書を翌日にはＦＡＸにて、後に原本を事務局に送付して下さい。

２０１９年6月２０日

市町村長　各位

社会保障推進千葉県協議会
会長　鈴木　徳男

社会保障の充実を求める要請書

日頃、地域住民の暮らしと福祉・地方自治の充実にご尽力されている貴職に敬意を表します。

私たちが毎年実施しております「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」は今年で２８回目を迎えました。毎回のキャラバン要請に際しましては、特段のご理解・ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。

千葉県の実施した「県政に関する世論調査」では、県民は安心して子育てができ、高齢となっても地域で暮らし続けることを望み、そのために医療や介護、福祉の充実を求めています。

私たちは、住民のくらしの実態を明らかにしながら、自治体とともに考え、社会保障施策の改善充実と「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」という自治体本来の役割の発揮を求め、別記の通り要請し、懇談をお願いするものです。

お忙しい事とは思いますが、担当者がご出席の上、懇談下さいますようお願い申し上げます。

なお、限られた時間の中で実りある懇談ができますよう、要請に対する回答は、７月１９日(金)までに 回答書および要請事項に関する各アンケートのエクセル表回答欄にご記入の上、県社保協事務局までＥメールにてお送りいただけますようご協力をお願い申し上げます。

但し、地域の社保協（準備会・地域団体）が直接貴自治体と日程調整して、懇談等を行う場合は地域社保協事務局にもお送りください。

回答書およびアンケートを県社保協事務局までＥメールにてお送りいただいた場合、ＣＤ－Ｒは破棄していただいて結構です。また、ＣＤ－Ｒの使用ができない場合はＥメールでお送りいたしますので下記へご連絡ください。

＜事務局連絡先＞

〒260-0854
千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター内
社会保障推進千葉県協議会　担当：藤田

ＴＥＬ　０４３－２２５－６７９０
ＦＡＸ　０４３－２２１－０１３８
Ｅメール　syaho2006@star.ocn.ne.jp

＜２０１９年自治体キャラバン市町村要請項目＞

Ⅰ．　市町村で実施していただきたい事項

【住民税】

1．高齢者、障害者、生活困窮世帯など生活弱者に対する自治体独自の軽減策を拡充して下さい。
2．住民税滞納を理由に、住民サービスを制限しないで下さい。
3．滞納整理では、強権的な手法をとらず、家族の状況、健康状態など生活全般に配慮し、福祉部門との連携を図り懇切な相談を行って下さい。
4．納税緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）について、周知徹底し、制度が活用できるようにして下さい。

【医療】

5．子どもの医療費助成について通院、入院とも１８歳年度末まで、所得制限なく、無料として下さい。
6．妊産婦の医療費窓口負担について、助成して下さい。
7．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行って下さい。
8．がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、歯科検診（歯周疾患検診、口腔がん検診）、骨粗鬆症検診を年１回無料で実施できるようにして下さい。
9．40 歳未満の住民を対象とした一般健康診査を年１回無料で受けられるようにして下さい。
10．すべての住民の健康増進と疾病予防のため、加入している医療保険の種別を問わず、住民が健診を受けやすいよう健診項目と体制を整備して下さい。
11．特定保健指導以外の保健指導を実施して下さい。(喫煙者、過量飲酒者、非肥満の心疾患血管危険因子保有者への保健指導、要治療者への受療勧奨、介護保険等の特定健診以外のデータを含めた総合的な分析等)
12．麻しん、風しん発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合（MR）ワクチン」の接種率を 95%まで上げることで流行を阻止することができます。接種対象者への啓発と地域で偏在など生じることがないよう、ワクチンの必要量を確保して下さい。また、風しんワクチンの第５期定期接種が始まっています。40～57 才までの男性へのクーポンの活用など風しん排除にむけたとりくみを強化して下さい。

【自治体病院】

13．自治体病院を開設する市町村等においては．夜間・救急、周産期・小児医療など、住民のいのちと健康を守る砦として存続・充実を図ってください。また、自治体病院を有しない市町村においても「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、体制の整備・充実を図って下さい。

【介護保険】

14．低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を創設・拡充して下さい。特に住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者へ配慮して下さい。
15．介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。
① 低所得者に対する独自の利用料減免制度を創設・拡充して下さい。
② 利用限度額の上限を超えた分については独自で助成して下さい。
③ ２割負担、３割負担になった利用者の実態を把握して下さい。

16. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を早急に行なって下さい。
17. 要介護認定者に対する「障害者控除」認定については、認定基準を明確にし、市民や介護支援事業所などにも広報し、担当者が住民に対して適切にアドバイスできるように徹底して下さい。
18. 介護保険料の滞納を理由に給付制限をしないで下さい。給付制限を受けている被保険者の実態を把握して下さい。
19. 「介護予防・日常生活支援総合事業」はチェックリストの導入による振り分けのみの一律的な対応はせず、申請者すべてにこれまでの要介護認定申請の手続きを継続して下さい。
20. 軽度者への「介護予防・日常生活支援総合事業」は利用者の実態を把握して、専門家のアセスメントと必要な介護が受けられるようにして下さい。
21. 地域包括支援センターの体制の充実を図って下さい。
22. 補足給付の対象から外れた入所者について、施設利用が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、自治体として必要な対策を講じて下さい。また、外れた利用者の実態を把握して下さい。
23. 自治体として、２０１８年４月介護報酬改定が及ぼした影響について事業者、利用者の実態を把握して下さい。
24. 介護予防マネジメントについて、プラン作成料設定において総合事業を終了させると加算がつくような単価設定は止めて下さい。
25. 居宅介護支援事業所へのケアプラン点検、実地指導の目的は介護事業者の育成・助言であり、介護報酬返還を前提としないように努めて下さい。
26. 昨年10月から始まった生活援助の利用回数が多いケアプランの事前届け出について、実施しないでください。

【国民健康保険】

27. 国保加入者のいのちと健康を守るために、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように次のことを実施して下さい。
    ① 短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯に対し、訪問調査などにより、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握し、健康・福祉などの部門と連携し、健康とくらしを守って下さい。
    ② 「地方自治体」の判断によるとされている『特別の事情』を積極的に活用し、すべての加入者に正規の国民健康保険証を交付して下さい。
    ③ 国民健康保険法第４４条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用して下さい。
    ④ 医療費一部負担金の減額・免除申請制度について、被保険者の所得水準、健康実態からみて、適用者が少ない現状を踏まえ、収入要件を生活保護基準の１．５倍にするなど、また、滞納者についても対象にするなど制度の改善を図って下さい。

28. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料（税)」にするように次のことを実施して下さい。
    ① 保険料（税）は、「応能負担」を原則にして下さい。
    ② 国保は社会保障制度で、公費で支える制度です。一般会計よりの法定外繰入制度の継続や復活、新規の活用などで、払える保険料（税）にして下さい。
    ③ 18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を実現して下さい。
    ④ 生活保護基準に基づく７７条減免制度をつくって下さい。

29. 滞納した場合、基本的人権を尊重し、納税緩和措置を適用し、次のことを実施して下さい。
    ① 納税相談では、必ず、「納税緩和措置」を文書で、分かりやすく説明・周知して下さい。職権による「換価の猶予」、「執行停止」を適切に行って下さい。
    ② 受療権をはじめ給付サービス制限や、生活と営業を困難にする差し押さえをしないで下さい。

30. 社会保障制度としての国保制度に基づき、保険者努力支援制度により、医療費抑制や徴収の強化にはならないようにして下さい。
31. 国保運営協議会で広く被保険者の意見を反映できるよう、被保険者の代表委員を公募して下さい。

【障害者福祉】

32. 重度心身障害者(児)医療費助成制度について次のことを実施して下さい。
① 一部負担金の徴収はしないで下さい。
② 65歳以上で新たに重度障害者となった人も対象として下さい。
③ 精神障害者への助成を一刻も早く実施し精神障害１・2級を対象として下さい。
33. 65歳を迎えた障害者について一律に介護保険優先とせず、障害福祉サービスを継続して利用できるようにして下さい。

【保育】

34. 子どもたちのいのちを守り、発達を保障する保育水準の向上のため次のことを行って下さい。
① 認可外保育施設については、早期に認可施設となるよう財政等の支援を強めて下さい。
② 「正規」「非正規」を問わず保育士の賃金を大幅に引き上げるなど処遇改善を図って下さい。
③ 放課後学童クラブの職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上して下さい。

【減災・防災・定住促進】

35. 大規模災害の被害の抑止・減少を図り、住民のいのちを守る次の対策を講じて下さい。
① 仮称「家具転倒防止金具（器具）取付工事助成制度」を創設ないし拡充し、金具（器具）含めた取り付け工事を助成の対象とし、工事については地元の建設技能者・技術者や事業者に発注して下さい。家具固定をすることでケガの半数を防ぎ、避難路の確保ができること、減災防災の意識向上が期待できます。(総務省・東京消防庁)
② 「一室耐震化」など簡易な改修工事への助成を行って下さい。
建物の倒壊による被害は瞬時に人の命を奪うということにつながります。少しでも耐震強化された住宅を早急にふやし、少なくとも命が奪われない現実的な対応としての簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の助成を行ってください。
36. 住宅リフォーム助成制度の創設拡充、若しくは再開をして下さい。住宅リフォーム助成制度は、定住化促進と地域経済振興にとっても有意な制度です。その際には耐震化など他の工事の制度利用を条件とすることはしないで下さい。

【生活保護・貧困対策】

<市への要請>

37. 生活保護の利用申請にあたっては、法の基本原則を遵守し、 保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、適切に運用して下さい。
38. 「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成し、生活保護８つの扶助及び８つの加算、一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等を説明し、その金額を明記したものに改善して下さい。
39. ケースワーカーの担当世帯数は、「標準数(８０)」を上限とし、可能な限り６０世帯とすることでケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるようにして下さい。
40. 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への生活保護利用者の安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政に改善して下さい。
41. 「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。
42. 低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。

<町村への要請>

43. 生活困窮者等からの相談には、明らかに要件を欠く場合を除き、電話等であっても速やかに県と協議をして対応することとし、独自の判断で申請権の侵害と誤解されるようなことは行わないで下さい。
44. 「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。
45. 低所得者や障害者に対しエアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。

【就学援助・子育て支援】

46. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。
① 就学援助制度について、入学説明会及び学期ごとにお知らせし、あわせて申請書を配布して下さい。
(懇談の際に申請用紙を責任者に１枚お渡しください)
② 少なくとも生活保護基準の1.5倍までの世帯を対象にし、所得で判断して下さい。
③ 入学準備金について、支給額を実態に応じて増額し、入学前の12月末までに支給するよう改善して下さい。
④ クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費の支給を実施して下さい。

47. 小中学校の学校給食を無料にして下さい。

Ⅱ. 国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度】

1. 消費税の増税を撤回し、10%に引き上げることをやめること。
2. 「社会保障制度改革推進法」は「自助・共助」を基本としており、日本国憲法25条と相容れず、現行の社会保障制度を解体しようとする内容であり、廃止すること。
3. マイナンバー制度は中止し、制度は廃止すること。

【医療】

4. 後期高齢者の窓口負担の原則２割化はやめ、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の復活により、高齢者が安心して医療を受けられるようにすること。
5. 18歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として実施すること。
6. WHOが推奨しているおたふくかぜ、ロタウィルスについて、予防接種法による定期接種に追加すること。
7. 妊産婦の医療費窓口負担の無料化を国の制度として創設すること。
8. 難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

【自治体病院】

9. 公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の見直し（①再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置を重点化する一方で、通常の新設、建て替え分を削減　②交付税算定基礎を許可病床数から稼働病床数へ変更など）をやめ、自治体病院の健全な運営とその役割が果たせるよう引き続き地方交付税の拡充を図ること。
10. 新たな「公立病院改革ガイドライン」に基づく、自治体病院の統廃合、再編・ネットワーク化、経営形態の変更など、医療提供体制を後退させることのないようにすること。

【介護保険】

11. 介護職員の処遇改善は介護報酬の加算ではなく、交付金で実施すること。

12. 介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。
13. 特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活すること。
14. 補足給付の対象から外れる入所者について、施設入所が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、国として必要な対策を講じること。
15. 補足給付の資産要件導入や２割負担、３割負担の導入によって生じている問題点、利用者、家族の抱えている困難を伝え、制度の改善を要請すること。
16. 国が定める評価指標による自治体への保険者機能強化推進交付金によるインセンティブを付与することを行わないよう要請すること。
17. ２０１７年５月の国会で成立した通称・地域包括ケアシステム強化法にある利用料3割負担の中止を求めること。また、利用料３割負担の利用者に対して、保険料滞納制裁措置として４割負担を導入しないこと。
18. 生活援助の訪問回数が多いケアプランの事前提出や地域ケア会議での検証の実施をしないこと。

【国民健康保険】

19. 全国知事会、市長会などが要望している「公費の１兆円の投入」を早期に実現すること。
20. 国保料（税）を応能負担にするため、均等割、平等割は廃止すること。
21. 18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。
22. 地方単独医療費助成に伴う国庫負担金減額措置を廃止すること。
23. 病気やけが、出産の時の休業補償として「傷病手当」「出産手当」を法定給付とすること。
24. 保険者努力支援制度は、社会保障制度としての国保制度に基づき、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう見直すこと。
25. ４４条減免の適用拡大のため、自治体への補填率を引き上げること。
26. 健康保険証へのマイナンバーの拡大は行わないこと。

【障害者福祉】

27. 障害者総合支援法の第７条（介護保険優先原則）を廃止し、「介護保険」「自立支援給付」のどちらかを障害者本人が選択できるようにすること。

【保育】

28. 公立保育所の継続・新設・増設のための費用と運営費を国として措置すること。

【生活保護・貧困対策】

29. ２０１３年以来の生活保護基準引き下げと冬季加算、住宅扶助引き下げは、当事者の声を聞かずに強行されました。今後、当事者の実態を無視した引き下げは行わないこと。当事者及び関係者の意見を聞く場を設けること。
30. 就労支援問題は、労働市場状況を無視して期限を区切った就労を指示し、指導指示違反での廃止が行なわれています。就労問題は生活保護利用者の意思を尊重し、自主的に取り組めるようにすること。
31. 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費、人件費等を全額国庫負担とすること。
32. ケースワーカーやスーパーバイザー（査察指導員）対し、定期的に生活保護法の趣旨等の研修を行なうこと。
33. ２・３級地の基準を大幅に引き上げ、１級地との格差解消に努めること。
34. 生活保護利用者にエアコンの設置費用と夏季手当を支給するよう制度改善すること。
35. 低所得者や障害者に対しエアコン設置費用や電気料金の助成制度を創設すること。

【年金】

36. 年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
37. 65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
38. 年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。
39. 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること。
40. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

Ⅲ. 県に対し要請していただきたい事項

【医療】

1. 不足している看護師確保のため、既存の養成校の定員枠を拡大し、県立の養成学校を新設すること。あわせて他県に比較して低い「保健師等修学資金貸付額」を大幅に増額すること。
2. 医師確保対策事業の拡充と予算の増額、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」の改善を図り、県の責任で医師を確保し、派遣すること。
3. 地域に必要な医療・介護体制が整備されるよう医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの意見を踏まえ、「千葉県地域医療構想」を見直すこと。
4. 「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」においては、既存の病床数の削減をせず、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見・要望を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充を図ること。

【介護保険】

5. 地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金に、介護職員の人材確保のため、大幅な賃金の引上げ等、処遇改善の措置を講ずること。２０２５年までに不足するとされる介護人材２８，０００人の確保の具体策を講じること。介護職養成校の実態調査を行い、必要な支援策を講じること。
6. 介護保険指定施設以外の高齢者を入所・入居させる施設の実態把握と指導監査を実施すること。
7. 医行為についての研修は安全が担保されたうえで必要としている利用者に不利益にならないよう県が責任を持つこと。
8. 外国人技能実習生について県として実態を把握すること。

【国民健康保険】

9. 県として「公費の１兆円投入」の早期実現のために、国に働きかけをおこなうこと。
10. 平成３０年度、３１年度の市町村ごとの保険料（税）の引き上げ、引き下げの状況に基づき、保険料を引き下げるための施策を講じること。
11. 県単位化が、制度創設の背景にある「低所得者が多い」、「保険料負担が重い」という問題の解消に役立ったのか市町村と共同して検証すること。
12. 県として廃止した県単独の補助金を復活・充実すること。
13. 滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康に十分配慮した「収納対策の支援」をおこなうこと。

【障害者福祉】

14. 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、一部負担金をなくし、65歳以上で新たに重度障害者となった人と精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害については１・２級を対象とすること。

以上

2019年　7月13日

千葉県知事　　森田　健作　様

社会保障推進千葉県協議会
会長　鈴木　徳男

－2019年度社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン－
要請と懇談についての申し入れ書

日頃、地域住民の暮らしと福祉・地方自治の充実にご尽力されている貴職に敬意を表します。
私たちが毎年実施しております「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」は、今年で28回目を迎えました。毎回のキャラバン要請に際しましては、特段のご理解・ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。
さて、いま日本社会は「格差」が広がり「貧困」が深く進行し、全世代、各層に広がっています。
こうした中、安倍政権は、経済危機、社会保障費の増大、少子化の進行を口実に、2016年度から3年間、社会保障費の自然増を5000億円に抑え、社会保障の切り捨て路線を推し進めています。
その一方、政権発足以来7年連続で「防衛費」は増額し、2019年度予算では5兆2574億円と過去最大を更新しています。
さらに、閣議決定した「骨太の方針2019」では「全世代型社会保障の構築」としながら、国民生活の実態を無視した消費税率10％への引き上げを前提としています。
本来、社会保障の給付は、個人の利益ではなく、憲法が定める「基本的人権」「生存権」を実現するための国による保障です。
国の悪政の下、県民は安心して働き、子どもを育て、老後も住み続けられる千葉県を望み、医療、介護、福祉の充実を願っています。
私たちは、住民のくらしの実態を明らかにしながら、自治体とともに考え、社会保障施策の改善充実と「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」という自治体本来の役割の発揮を求め、別記の通り要請し、懇談をお願いするものです。
お忙しいこととは存じますが、担当者がご出席の上、懇談下さいますようお願い申し上げます。
なお、限られた時間の中で実りある懇談ができますよう、文書にて8月20日までにご回答いただけますようお願い申し上げます。

番号	要請項目	回答欄
【税制・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度】		
1	消費税の10％への引き上げは中止し、社会保障の財源は消費税に頼ることなく大企業や富裕層の応分の負担で確保するよう国に要請して下さい。	消費税率の引き上げについては、社会保障制度を持続していくための安定的な財源を確保するため、国における十分な議論を経て、決定されたものと認識しています。
2	マイナンバー制度の実施を中止し、制度を廃止するよう国に要請して下さい。	社会保障・税番号制度は、社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性の向上、行政の効率化等を目的に実施されるものです。 本県としては、安全管理措置を徹底するなど、個人情報の保護に十分留意しながら、制度の運用を図っています。
3	「社会保障制度改革推進法」は「自助・共助」を基本としており日本国憲法25条と相容れず、現行の社会保障制度を解体しようとする内容であり、廃止するよう国に要請して下さい。	高齢化が進展し、今後も社会保障給付の大幅な増加が見込まれるなか、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、持続可能な社会保障制度を確立することは必要なことと考えています。 社会保障制度改革の行方は、県民生活や県の健康福祉行政にも大きく影響を及ぼすことから、今後とも注視してまいります。
4	滞納整理では強権的な手法をとることなく、家族の状態、健康状態など生活全般を把握し、福祉部門との連携も図り、懇切な相談を行なうよう市町村への助言、支援を行なって下さい。	地方税の徴収については、公平・公正に行われなければならないことから、地方税法や国税徴収法など法令の定めにより、その業務が行われているところです。 これらの法令では、納税者が災害を受けた場合や財産がない場合、生活が著しく困窮する場合など一定の特別な事情がある場合には、「徴収猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」などの納税の緩和制度が定められています。 また、納税者の生活や生業の維持などのため、差押禁止財産が具体的に定められているところです。 これらの取扱いについては、法令に基づき適切に行うよう、引き続き助言に努めてまいります。
5	納税緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）について、周知徹底し、制度が活用できるよう市町村への助言、支援を行なって下さい。	
【医療】		
6	医師確保対策事業の拡充を図ってください。とりわけ地域医療を担う医師を抜本的に増やすため、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」を改善し、自治体病院並びに民間病院に対して県の責任で医師を確保し、派遣して下さい。	医療機関の経営は、必要な人材確保を含め、本来、その設置者の責任により行うべきものですが、県では、医師不足の自治体病院に医師を派遣する民間医療機関等へ助成を行うとともに、医師修学資金貸付制度を活用して県内医療機関への医師の就業・定着を促進するなど、さまざまな支援策を講じているところです。 また、今年度、保険医療計画の一部改定を行い、医師確保対策のさらなる充実を図ることとしています。 新年度当初予算要求の際にも、各種事業の効果等を踏まえて拡充等を検討するなど、引き続き、医師確保対策の充実に努めてまいります。
7	不足している看護師確保のため「保健師等就学資金貸付金」の額を大幅に増額してください。あわせて、国家試験不合格者の返済猶予を翌年度終了までとしてください。また「看護師需給計画」（仮称）を策定し、既存の養成校の定員枠を拡大するとともに県立の養成校を新設して下さい。	修学資金については、新規貸付枠を合計590人としています。そのうちの10名については、地域特別貸付枠として、就学資金貸付額を増額しています。 また、就学資金については、5年間の県内での看護職員としての就業をもって返還を免除する学資の支援制度であり、早急に看護職員を確保することを目的としています。就学資金の制度のあり方については、看護職員の就業状況や、他県の状況も踏まえ考えてまいります。 県では、自治体や民間の養成校を対象に、新設や定員増に必要な整備費への支援を行い、平成30年度から県全体の募集定員は3,150名となりました。県立3校の定員等については、県内における養成数の動向等を見て検討してまいります。
8	地域に必要な医療・介護体制が整備されるよう、医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの意見を踏まえ、「千葉県保健医療計画（地域医療構想）」を見直して下さい。	平成30年4月に千葉県保健医療計画の全面改定に当たっては、医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの御意見を踏まえ、2025年における目指すべき医療提供体制を示す「地域医療構想」の実現に向けた具体的な実行計画となるよう、必要な取組を盛り込みました。 引き続き、医療審議会や、各地域保険連携・地域医療構想調整会議においてご意見を伺いながら、地域において切れ目のない医療の提供の実現を目指してまいります。

番号	要請項目	回答欄
9	「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」においては、既存の病床数の削減を行わず、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見、要望を尊重し、必要な病院・病床機能、診療所の整備・拡充を図って下さい。	「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」では、地域医療構想の実現に向けて、地域の実情に応じて、県、医療関係者等が話し合い、将来の医療需要の変化の状況を共有し、それに適合した医療提供体制を構築するため、医療機関相互の協議や、自主的な取組を進めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医療機関の機能分化や連携を支援しております。
10	県民のいのちと地域医療を守るために貢献している民間病院・診療所、並びに自治体病院への県独自の財政支援策を講ずるとともに、国へも要請して下さい。	医療機関の経営は、本来、その設置者の責任により行うべきものであり、医療機関に対する運営費等の助成は困難ですが、県では、女性医師の離職防止や産科医等の育成・確保の観点から、職場環境の整備や処遇改善等を行う医療機関へ財政支援を行っています。 また、医師不足の自治体病院に医師を派遣する民間医療機関等へ助成を行い、自治体病院の医師確保に支援を行うとともに、地域の中核的医療機能を担う医療施設を建て替える際の整備費に対しても、助成製度を設けているところです。 なお、県では、地域の医療提供体制の維持・確保のための財源確保、自治体病院に関する必要な支援策や医師不足の解消に向けた取組の強化などについて、全国知事会等の機会を通じ国に要望しています。
11	新たな「公立病院改革ガイドライン」に基づく自治体病院の統廃合、再編・ネットワーク化、経営形態の変更など、医療提供体制を後退させることのないようにすること。特に県立循環器病センター、県立佐原病院など地域医療を担う県立病院の存続・充実を図って下さい。また東千葉メディカルセンターへの支援を抜本的に強化して下さい。	公立病院は、公的機関として、また地域医療において重要な役割を果たしており、今後も医療提供体制の維持、確保を図るには、経営の見直し等が必要であるとして、国はガイドラインに基づいた改革を行うよう、各自治体に取り組みを依頼したものと認識しており、各自治体には、ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切に対応するよう求めてまいります。 県としては、各地域の主体性を尊重しながら、先進事例の情報収集や情報提供を行うなど、引き続き良質な医療の確保に努めてまいります。なお、地域においてガイドラインで想定されていない実態や課題等がある場合は、医療関係者にも話を良く伺い、必要に応じて、国に実情を伝えてまいりたいと考えております。 また、循環器病センターと佐原病院については、ガイドラインに基づき策定した千葉県立病院新改革プランに沿って県立病院の役割を果たせるよう努めてまいります。 東千葉メディカルセンターについては、経営の健全化に向け、平成30年度末に行った県の30億円の追加財政支援を活かし、最大限の経営努力をしていただきたいと考えていますが、県としても看護師等の派遣や経営健全化会議等を通じた助言等により、引き続き、センターの経営改善に協力してまいります。
12	公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の見直し(①再編・ネットワーク化に伴う整備を重視し、一般的な新設・建て替え分を削減、②交付税算定基礎を許可病床から稼働病床に変更など)を改め、自治体病院の健全な運営とその役割が果たせるよう、地方交付税の拡充を図るよう国に要請して下さい。	国は、「公立病院については、安定した経営及び公・民の適切な役割分担のもと、必要な医療提供体制の確保を図ることが必要」であるとして、公立病院改革ガイドラインにおいて、経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等の視点に立った改革を行うよう、各自治体に取り組みを依頼し、改革に積極的な病院等に対し、財政措置の重点化を図ったものと認識しております。 県としても、公的医療機関であり、地域の医療確保を担う公立病院が、引き続き医療提供体制を維持、確保するためには、医師会、病院、自治体等、地域の医療を担う関係者との話し合いのもと、公立病院の効率的な運営等の取り組みを行う必要があるものと認識しており、引き続き、各市町村や病院に対し、制度の趣旨を説明するとともに、制度の活用について助言等してまいります。 なお、公立病院に関する財政措置の充実強化については、全国知事会等の機会を通じて、国に要望しているところです。
13	旧特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾病等の治療について、県単独の医療費助成制度を創設して下さい。	平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、旧特定疾患治療研究事業の対象疾患である56疾患から、難病に指定された疾患が110疾患になり、以後、306疾患、330疾患、331疾患と年々拡大し、令和元年7月に2疾患の追加により、現在は333疾患が助成対象となっております。 このような状況の中、生活面で長期に渡り支障がある重篤な難治性疾患については、国の指定により対象疾患が拡大され、事業が全国統一的に実施されることが望ましいと考えております。
14	難病医療費助成(小児慢性特定疾患を含む)にあたって、必要な臨床調査個人票(診断書)の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行って下さい。合わせて、国に対し、制度を創設し、公費助成を行うよう要請して下さい。	昨年度末の指定難病と小児慢性の受給者数は、千葉市を除く全県で約38,000人となっており、県は難病医療費助成費用として、令和元年度当初予算では約67億5千万円を計上し、患者の方の医療費の軽減に努めております。 しかしながら、この制度は保険診療を助成の対象としているため、臨床調査個人票の文書料については患者の方の負担となっておりますが、現在、国において法施行後5年を目途に制度の見直しを図るため、厚生科学審議会下部組織で検討が開始されており、令和元年6月に開催された合同検討委員会において患者の負担軽減が取り上げられていることから、県としては国の動向を注視してまいります。
15	後期高齢者医療制度について下記のことを行なって下さい。	
①	高齢者が安心して医療を受けられるよう、公費負担を増額し、後期高齢者の窓口負担の原則2割化はやめ、保険料特例軽減措置を復活するよう国に要請すること。	県では、全国知事会を通じ、後期高齢者医療制度について、現行制度を基本とし、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるよう、国に要望しているところです。 なお、国では、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、世代間及び制度間の負担の公平を図る観点から、負担のあり方などを検討することとしており、県としては、国の動向を注視してまいります。
②	千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、基金を取り崩し、保険料を引き下げるよう働きかけること。	財政安定化基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合において医療給付費の見込み以上の増加や保険料未納による財政不足が生じた際、資金の貸付・交付を行うために、県に設置されているものです。(法第116条) また、特例として、当分の間、保険料率の増加の抑制を図るために活用することができることとされていますが、保険料を引き下げるための基金の活用は想定されておりません。(法有う附則第14条) なお、広域連合においては、基金の使途について「年度途中での保険料の収入不足、医療給付費の急激な上昇などの財政リスクを回避するため」としており、県としても広域連合の意向は、適当であると考えています。

番号	要請項目	回答欄
③	千葉県後期高齢者医療広域連合に対し、短期保険証発行を中止し、すべての被保険者に正規保険証を交付するよう働きかけること。	短期被保険証には、滞納被保険者と接する機会を確保するために設けられているものであり、制度の適切な運用のために有効なものと認識しています。 なお、発行に際しては個々の事情を十分に勘案して運用するよう市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し指導しております。
④	千葉県後期高齢者医療広域連合の保健事業へ、県として財政支援すること。	被保険者に対する健診などの保険事業については、千葉県後期高齢者医療広域連合が市町村に委託して実施しているところです。 この費用については、基本的に保険料で賄うこととされておりますが、国から基準単価の1/3が予算補助されているほか、委託先である市町村の実施状況が様々であること等から、県では同事業に対する補助は行っておりません。
16	子どもの医療費助成について、下記のことを行って下さい。	
①	18歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として、実施するよう国に要請すること。	県では子ども医療費助成制度は統一した制度の下に、国、県、市町村が一体となって取り組んでいく必要があると考えていることから、国における制度創設の要望をこれまでに引き続き今後とも行ってまいります。
②	所得制限をなくし、対象年齢を通院についても早急に中学卒業まで拡大すること。引き続き18歳未満までの無料化を検討すること。	所得制限については、子ども医療費助成制度を長期安定的な制度として維持していくために導入しているものであり、今後とも継続したいと考えております。 また、県としては、現行制度の内容は子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、支援の必要性の高い年齢をカバーしており、今後も持続可能な制度として、安定的に維持運営していくことが重要と考えております。
③	子ども医療費助成事業に対する県の助成について、千葉市を含む全市町村に対し、2／3に増やすこと。	子ども医療費の実施主体である市町村に対する県の補助率については、これまで市町村と協力し、支え合いながら実施してきた経緯があることや、補助事業を行っている46都道府県の補助率が原則2分の1以下となっている現状を考慮しますと、現行の補助率は妥当なものと考えております。
17	WHOが推奨している、おたふくかぜワクチン、ロタウィルスワクチンについて、予防接種法による定期の予防接種に追加するよう国に要請して下さい。 また、全国で麻しん、風しん発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」の接種率を95%まで上げることで流行を阻止することができます。接種対象者への啓発と地域で偏在など生じることがないよう、ワクチンの必要量を確保して下さい。 加えて、各自治体で風しんワクチンの第5期定期接種が始まっていますので、40～57才までの男性へのクーポンの活用など風しん排除にむけたとりくみを強化して下さい。	おたふくかぜ、ロタウイルス感染症については、平成26年3月に厚生労働省告示された「予防接種に関する基本的な計画」において、ワクチンギャップ解消のために必要な措置を講じる必要があるとされており、厚生科学審議会に設置された「予防接種・ワクチン分科会」及び「予防接種基本方針部会」等で定期接種化に向けた課題の整理や検討が行われているところです。県では、全国衛生部長会を通じ、国に接種の安全性を十分検討した上で早急に定期接種化を進めるよう要望しています。 昨年来の流行がいまだ終息していない風しんについては、第5期定期接種の開始に伴い、県でもクーポン券の活用推進のため、県民だよりやラジオCM等による広報、職域を通じたリーフレット配布による周知、啓発に努めているところです。 また、第5期の対象者以外の者のうち、妊娠を希望する者などを対象とした抗体検査及びワクチン接種補助事業も継続しています。 なお、麻しん風疹混合(MR)ワクチンの供給については、状況を把握のうえ、偏在防止に努めてまいります。
18	妊産婦の医療費窓口負担について、国の制度として無料化するよう要請して下さい。	妊産婦の医療費を含めた医療体制等については、本年2月から5回にわたり国で開催された「妊産婦に対する保険・医療体制の在り方に関する検討会」において議論され、6月にとりまとめられました。 検討会の中で妊産婦の医療費については、妊産婦が受診する際の負担が、これから子どもをほしいと思う人にとって、ディスインセンティブとならないようにすることが必要であり、他の受診者との均衡や政策効果といった点を勘案し、引き続き検討すべきとされたところです。 県としては、こうした国の動きを注視してまいります。
【介護保険】		
19	地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金に、介護職員の人材確保のため、大幅な賃金引き上げ等、処遇改善の措置を講じて下さい。	介護職員については、現在、介護報酬の処遇改善加算により賃金の引き上げが行われているところであり、令和元年度10月から、更なる拡充が行われることとなっています。今後も、介護職員の賃金の状況等を踏まえつつ、処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。
20	2025年までに不足するとされる介護人材28,000人の確保の具体策を講じて下さい。	地域医療介護総合確保基金を活用し、介護分野における中高年者や外国人などの多様な人材の活用、離職者の再就業の促進、事業者と求職者のマッチング機能の強化、介護職員のキャリアアップの支援等を実施してまいります。
21	定員割れしている介護職養成校の実態調査を行い、必要な支援策を講じて下さい。	県では、毎年度、12校の介護福祉士養成校に対し、入学定員と入学者数について、調査を行っています。 また、若者に介護の仕事への理解を深めてもらうため、介護の体験学習を実施する事業者への助成や、介護福祉士養成校の学生に対して就学資金の貸付制度を設け、必要な支援をしています。
22	介護職員の医行為についての研修は、安全が担保されたうえで必要としている利用者に不利益にならないよう県が責任を持って行って下さい。	介護職員が喀痰吸引・経管栄養を行う研修の指導者を養成するための研修を県が実施しています。
23	「介護予防・日常生活支援総合事業」や「地域包括ケアシステム」体制の構築など、市町村が行う医療と介護の連携拠点づくりに関して支援をして下さい。	県では、医療と介護の連携に取り組む市町村への支援として、各市町村において、医療と介護のコーディネートを行う担当者に対して、スキルアップのための研修や、地域の担当職員間の情報共有の場の提供を行ってまいりました。 今後も、医療と介護の連携などに関する研修会を開催するとともに、市町村に対しアドバイザーを派遣するなど、引き続き市町村の地域包括ケアアシステムの推進のための取り組みを支援してまいります。
24	介護保険指定施設以外の高齢者を入所・入居させる施設の実態把握と、指導監査を実施して下さい。	社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として、生活困窮者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設、いわゆる無料低額宿泊所にたいしては、毎年度、現況調査を行うとともに、社会福祉法に基づく立ち入り検査を実施しています。

番号	要請項目	回答欄
25	介護分野における外国人労働者について、県として実態を把握して下さい。	県では、外国人介護人材確保対策を推進するため、平成30年度に外国人介護人材の実態及び施設関係者の意識調査を目的としたアンケートを実施しました。 今後も必要に応じてアンケートや調査を実施し、実態の把握に努めてまいります。 また、本年7月1日に「千葉県外国人介護人材支援センター」を千葉県社会福祉協議会に委託して設置し、外国人介護職員や、外国人を雇用する施設からの相談に応じているところです。
26	安心の介護保障制度実現のため、下記のことを国に要請して下さい。	
①	介護職員の処遇改善は介護報酬の加算ではなく、交付金で実施すること。	介護職員の処遇改善については、全国知事会等を通じて国に要望しているところであり、令和元年度10月から、更なる拡充が行われることとなっています。今後も、介護職員の賃金の状況等を踏まえつつ、更なる処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。
②	介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。	介護保険制度は、適切な公費負担を組み入れた社会保険制度として平成12年度に創設された制度です。 高齢化の進展による認定者の増加に伴い、全国の介護保険の費用も増加しているところです。 それに伴う介護保険料の上昇が避けられない中、低所得者の保険料軽減のため、平成26年度の制度改正以降、公費を投入しているところです。
③	特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活すること。	平成18年度に、三位一体改革により施設整備に係る都道府県交付金が廃止、一般財源化されたところであり、本県では交付税措置を伴う地方債を活用しています。 平成21年度より、1床当たりの補助単価を全国トップクラスの400万円としてまいりましたが、平成27年度からは、さらに50万円上乗せして、450万円としているところです。 国に対しては、地方財政措置を拡充・継続するなど、引き続き地方公共団体に対する財政支援を行うよう、要望しているところです。
④	補足給付の対象から外れる入所者について、施設入所が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、国として必要な対策を講じること。	平成26年度の介護保険法改正により、平成27年8月から、一定程度の預貯金等の資産がある方などは補足給付の対象外とされました。 さらに、平成28年8月からは、遺族年金、障害年金についても収入として勘案されるようになりました。 これは、補足給付が福祉的な性格を有する制度であり、預貯金等を保有している方に、介護保険料を財源に補助を行うのは不公平であることから見直されたものです。 なお、一旦、補足給付の対象外とされた方も、預貯金等を取り崩して食費・居住品の自己負担に充てた結果、預貯金等の残額が一定額を下回った場合は、申請により補足給付の対象とされます。
⑤	補足給付の資産要件導入や2割負担、3割負担の導入によって生じている問題点、利用者、家族の抱えている困難を把握し、制度を改善すること。	補足給付の資産要件導入や利用料の2割負担、3割負担については、高齢化の進展により介護給付費が増え続ける状況の下、介護保険制度の持続可能性を高めることを目的に見直されたものです。 なお、制度改正の影響等については、国の社会保障審議会介護保険部会などにおいて検証されることから、県としてもその結果を見定めてまいります。
⑥	国が定める評価指標による自治体への保険者機能強化推進交付金によるインセンティブを付与することを行わないこと。	平成30年度から「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国では市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、保険者機能強化推進交付金を創設しました。 保険者機能強化交付金の仕組みにより、各市町村の地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくこと、また、こうした取組が市町村間で共有され、より効果的な取組に発展していくことを目指しているものです。
⑦	利用料3割負担の中止を求めるとともに、3割負担の利用者に対して、保険料滞納制裁措置として4割負担を導入しないこと。	介護サービス利用料の3割負担については、世代間、世代内の負担の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から見直されたものです。 なお、負担軽減のため、月額44,400円高額介護サービス費の負担上限額が定められています。 また、3割負担の利用者のうち、保険料の徴収権が時効により消滅した期間がある方に対して、保険料を納めた方との負担の公平性の観点から4割負担とするものです。
⑧	生活援助の訪問回数が多いケアプランの事前提出や、地域ケア会議での検証の実施をしないこと。	訪問介護の生活援助中心のサービスについては、必要以上のサービスの提供を招きやすいとの指摘がある一方で、利用者がさまざまな事情を抱える場合もあることから、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネージャーの視点だけでなく、多職種協働による検証を行うこととしたものです。
⑨	ケアプランの有料化を導入しないこと。	ケアプランの作成費用に自己負担を導入することについては、国の骨太方針「経済財政運営と改革の基本方針2018」、改革工程表「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、負担能力に応じた公平な負担や、給付適正化等の観点から、検討を行うよう提言されたところです。 現在、国の社会保障審議会介護保険部会において、ケアプランの有料化に伴う社会的影響や、その可否について検討が行われているところであり、国における議論の動向を見定めてまいりたいと考えます。
【国民健康保険】		
千葉県国保運営方針では「県及び国民健康保険に関わる主体は、様々な機会をとらえて、地域のかかえる課題及びその対応について、国に提言・要望し、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた働きかけを行う」としています。 現在、国保が地域でかかえている課題について、以下の通り、改善に向けた取り組みを求めます。		
27	全国知事会が要望している「公費の1兆円の投入」実現のために、国及び国会等に対し、積極的な取り組みを行って下さい。	国保の抱える構造的な問題については、医療保険制度全体を改革する中で、国において解決すべき問題と考えております。 なお、県としても、国に対しては、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会等を通じて要望をしているところです。

番号	要請項目	回答欄
28	国保は社会保障制度であり、公費で支える制度です。法定外一般会計繰入の「解消・削減」は、保険料(税)の引き上げにつながることを踏まえ、市町村の判断で「繰入」を継続できること、また保険料(税)引き下げのため、新たに「繰入」もできるよう市町村に示して下さい。	決算補填等を目的とした法定外繰り入れについては、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭になるとともに、被保険者以外の住民に負担を求めることになるため、解消・削減を図る必要があると考えています。 そのため、国保運営方針では、市町村が、地域の実情を十分に勘案し、住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努めることとしました。 なお、市町村は、国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めることとされており、県としても、必要に応じ助言等を行ってまいります。
29	2018年度、2019年度の市町村ごとの保険料(税)引き上げ、引き下げの状況を検証し、保険料(税)を引き下げるための施策を講じて下さい。	令和元年度においては ● 引き上げ 2団体 ● 引き下げ 12団体 ● 引き上げと引き下げが混在 8団体 となり、22団体が保険料率の改定を実施いたしました。 県では、国に対して、「将来にわたり持続可能な制度の構築」や「国民の保険料負担の平準化」に向けて、更なる財政基盤の強化を要望しているところです。
30	国保都道府県単位化の背景にある「低所得者が多い」、「保険料負担が重い」という国保制度がかかえる根本問題の解消、改善にむけて、市町村と共同して、検証し、課題と方策を示してください。	国保事業費納付金の算定方法など国保に関する重要事項については、千葉県国保連携会議等の場で市町村と協議をしているところです。 広域化で、公費支援の拡充等がなされたことから、保険料(税)の伸び率の軽減が図られたものと認識しております。 なお、国保制度につきましては、国の責任のもと、医療保険制度全体を改革する中で将来にわたり持続可能な制度にすべきと考えております。 このため、県では、全国知事会と連携しながら、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう要望を行っており、今後も必要な要望を行ってまいります。
31	滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康、営業に十分配慮し、「納税緩和措置」に基づく「収納対策の支援」を行なってください。	県では収納対策は、負担の公平の観点から重要と考えており、従前から適正に実施されるよう市町村の取組を指導・支援してきたところです。 保険料収納の業務は、広域化後も引き続き、市町村固有の事務として行われることから、これまでと同様に、被保険者個々の生活実態などから総合的に判断して適正に行われるよう指導・支援してまいります。
32	保険者努力支援制度の活用において、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう市町村に対して、徹底して下さい。	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、保険者の取組を支援する国の制度です。 千葉県国保運営方針では、「県及び市町村は、保険者支援の活用を図りながら、被保険者の更なる健康増進や財政基盤の強化に努める。」こととしております。
33	市町村国保に対する県費を下記の通り拡充してください。	
①	財政運用の広域化が市町村国保や被保険者の負担増にならないよう、県の一般会計からの繰り入れを行ってください。	国保の抱える構造的な問題については、医療保険制度全体を改革する中で、国において解決すべき課題と考えております。 平成30年度からの国保の広域化に当たって、国により、毎年3,400億円の財政支援の拡充等により、国保の財政基盤の強化がされています。 また、全国知事会と連携しながら、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう要望を行っており、今後も必要な要望を行ってまいります。
②	医療費の地方単独事業の現物給付化に伴う国のペナルティ分を補填する県単独補助金を創設して下さい。	県内全市町村が減額の対象となっている子ども医療費や重度心身障害者(児)医療費助成制度の国庫負担金減額分については、県繰入金で補てんしているところです。 国においては、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成制度については、国保の減額調整措置は廃止されたところです。 県としては、今回の見直しにより国保の減額調整措置について、一部改善が図られたことは評価しますが、見直しの内容が未就学児に限定されていることから、減額調整措置の全面的な廃止を求め、「令和2年度国の施策に対する重点提案・要望」として要望活動を行ったところです。
34	高すぎる保険料(税)が、くらしと健康を脅かしている実態を踏まえ、安心して医療が受けられるよう下記の事項について市町村に助言、支援を行なって下さい。市町村が把握した実態を県として集約し、問題点の改善に取り組んで下さい。	
①	短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯に対して、訪問調査などにより、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握すること。その結果を健康部門や、福祉部門と共有し、「地方自治体」の判断によるとされている「特別の事情」を積極的に活用し、正規の国民健康保険証を交付すること。	県としては、短期保険証の発行は納付相談機会の確保を図るためのものと考えていますが、資格証明書を発行した世帯に対しても、可能な限り、文書、電話、臨戸等により、接触を図るよう指導しています。 また、市町村が「特別の事情」の有無を判断するに当たっては、被保険者個々の実情を十分に勘案して、適切かつ公平に運用するよう指導しているところです。
②	年齢・障害・所得等に着目した保険料(税)の減免制度、とりわけ18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。	保険料の減免は、様々な状況下にある被保険者の負担能力を判断し、市町村が個々に決定するべきものであると考えます。 なお、県としては、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については、従前から国に要望しているところであり、今後も全国知事会等と連携しながら必要な要望を行ってまいります。
③	納税緩和措置に基づき、滞納を理由に受療権をはじめ給付サービス制限や生活を困窮させ、営業を困難にする差し押さえをしないこと。	差し押さえや給付サービス制限については、保険者が、滞納者と接触する機会の確保を図り、収納を確保する有効な手段として制度化されているものです。 市町村に対しては、文書、電話、臨戸等により、納付相談の機会を確保し、保険料(税)滞納者個々の事情を十分に考慮したうえで、分納等の納付相談を実施するよう指導しています。

番号	要請項目	回答欄
④	国民健康保険法44条に基づき、医療費一部負担金の免除申請制度を活用できるようにすること。収入要件を生活保護基準の1．5倍にした免除規定をつくること。	医療費の一部負担金の免除については、災害により著しい損害を受けた場合、農作物の不作や事業の休廃止等により収入が著しく減少した時など、生活が著しく困難となった場合と認められるものに対して行うことができるとされています。 国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度については、厚生労働省保険局長通知により基準が定められており、県としては、同通知に基づき適正な運用を図ると共に、一部負担金の減免に関する広報を実施するよう、市町村に対して指導しているところです。 また、同通知において、一部負担金の減免の基準については生活保護基準の885分の990(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は870分の990)と示されており、県としては国基準を下回ることのないよう市町村に指導しているところです。 なお、国の財政支援は国基準に沿って行われることから、市町村の財政負担を考慮すると、国基準を上回る減免基準を規定することは難しいと考えております。
35	病気やけが、出産の時の休業補償として、「傷病手当」「出産手当」を法定給付とするよう国に要請して下さい。	国保法第58条第2項で定められている傷病手当金等については、市町村等の保険者が地域の実情や保険者を取り巻く状況を踏まえて、給付内容を決定すべき手当であると認識しています。
36	県国保連、市町村が、「国保法」、「国保運営方針」で定められている「国保は社会保障制度」であることを、ポスターやホームページ、「国保のしおり」などの広報で、明示するように助言して下さい。	県としては市町村に対し、保険者指導や各種研修会を通じて、国保の各種制度についての積極的な方法の実施、適切な運用について指導しているところです。 なお、実際の広報にあたっては、賦課方式や被保険者の年齢構成、職域など市町村において状況は様々であり、地域の実情に即した広報がなされているものと考えています。
37	国に対し、下記のことを要請して下さい	
①	国保料(税)を応能負担にするため、均等割、平等割は廃止すること。	国保の保険料(税)は、所得に応じた応能割と世帯の人数などに応じた応益割を組み合わせて賦課することになっています。 国保における負担のあり方については、制度の根幹に関わる事柄であることから、国が責任をもって対応すべきものと考えております。
②	18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。地方単独医療費助成に伴う国庫負担金減額措置を廃止すること。	国民健康保険は法に基づく全国統一の制度であり、制度上の課題については、制度設計者である国が責任をもって対応すべきものと考えております。 国においては、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は廃止されたところです。 県としては、減額調整措置の全面的な廃止及び子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について、従来から国に要望しているところであり、今後も、全国知事会等と連携しながら要望をしてまいります。
③	44条減免の適用拡大のため、自治体への補填率を引き上げること。	医療費の一部負担金の免除については、災害により著しい損害を受けた場合、農作物の不作や事業の休廃止等により収入が減少した時など、生活が著しく困難となった場合と認められるものに対して行うことができるとされています。 44条減免については、国通知により基準が定められており、各市町村はその国基準を基に市町村基準を定めており、その財源は、国の特別調整交付金1/2が補填されることとされております。 市町村では、その財源により減免を行っているため、国の基準を上回る減免を行うのは厳しい状況にあります。 県としては、国の減免基準や補填率の見直し等について、今後の動向を注視してまいります。
④	保険者努力支援制度は、社会保障制度としての国保制度に基づき、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう見直すこと。	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取組を支援する国の制度です。 千葉県国保運営方針では、「県及び市町村は、保険者努力支援の活用を図りながら、被保険者の更なる健康増進や財政基盤の強化に努める。」こととしております。 県では、全国知事会と連携しながら、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るよう要望を行っており、今後も必要な要望を行ってまいります。
⑤	健康保険証へのマイナンバーの拡大は行わないこと。	現在国において、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせ、受診した医療機関においてオンラインで資格情報の確認が可能となる仕組みを、2020年度中の本格運用開始を目指し、制度の構築を進めているところと聞いております。 国保における制度の根幹に関わる事柄であることから、国が責任をもって対応すべきものと考えております。
【保育】		
38	公立保育所の継続・新設・増設のための費用と運営費を国として措置するよう要請して下さい。	公立保育所等に係る施設整備及び運営費については、地域の実情に応じて整備及び運営が可能となるよう、地方交付税措置により一般財源化された経緯があります。 しかしながら、特に規模の小さい市町村においては公立保育所等の果たす役割は大きく、さらに、本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に当たっては、公立保育所等に係る経費は全額市町村負担とされていることから、県として国に対し、地域の実情に配慮し、公立保育所等に係る経費について、十分な交付税措置を行うよう要望したところです。

番号	要請項目	回答欄
【障害者福祉】		
39	重度心身障害者(児)医療費助成制度については、一部負担金をなくし、65歳以上で新たに重度障害者となった人と精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害については1・2級を対象として下さい。	重度心身障害者(児)医療費助成事業については、県、市町村及び制度利用者が応分の負担をしながら、支えていくものと考えていますが、所得状況を踏まえ、所得が一定額以下の世帯の方は、無料としています。 65歳以上で新たに重度障害者となった方については、市町村、関係団体とのさまざまな協議、また、他県の事例も踏まえ、国の高齢者医療制度との整合を図る観点から、県の障害者医療制度ではなく、国の高齢者医療制度で対応することとしています。 精神障害者への助成については、実施する方針で検討を進めているところであり、早期の実施を目指し、関係機関の意見も伺いながら市町村と十分に協議を重ねて具体的な制度を決定してまいります。
40	障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原則)をなくし、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるように国に要請して下さい。	65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態になった場合の、自立支援給付と介護保険制度との適用関係等については、厚生労働省の通知等により基本的な考え方やその運用が示されているところです。 サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、基本的には、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費を支給することとされており、市町村は、利用者の意向を把握したうえで適切に判断することとされています。 なお、障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設けるとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業者の指定も受けやすくする等の見直しが行われ、平成30年4月1日から施行されたところであり、適切に対応してまいります。
【年金】		
41	年金は高齢期の住民の生活を支える根幹です。年金制度は国の事務ですが、住民の暮らしを守るためにも県として、下記のことを国に要請して下さい。	
①	年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。	年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものと考えています。 なお、平成28年12月に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年4月からマクロ経済スライドによる調整のルールが見直され、令和3年4月から賃金・物価スライドの見直しがされる予定ですが、この措置は、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するためとされています。 県としても国の動向を注視してまいります。
②	65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。	年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものと考えています。 なお、厚生年金の支給開始年齢についても、男性は2025年までに、女性は2030年までに、65歳までの引き上げが行われる予定となっています。 県としても国の動向を注視してまいります。
③	年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。	年金の支給期日については、国民年金法第18条第3項及び厚生年金保険法第36条第3項に定められているものです。 年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものと考えています。 県としても国の動向を注視してまいります。
④	全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること。	年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものと考えています。 なお、令和元年10月からは、年金を含めても、所得が低い方の生活を支援するため、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金」が実施される予定と把握しています。 県としても国の動向を注視してまいります。
⑤	年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など、被保険者・受給者のために運用すること。	年金制度のあり方については、国において国民の生活を守る持続的制度として、様々な観点から検討し決定すべきものと考えています。 なお、年金積立金は、専門の組織である年金積立管理運用独立行政法人(ＧＰＩＦ)が、長期にわたって資産を保有するとともに、債券や株式など複数の資産に分散投資することで、安定的に運用されていると聞いています。 県としても国の動向を注視してまいります。
【生活保護】		
42	生活保護制度について下記のことを市町村に助言、支援するとともに、県も率先して行なって下さい。	
①	生活保護制度は、憲法25条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての国民に保障するための最後の砦であり、保護が必要な人に確実に保護を実施するためにも、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請方法について周知を図り、理解を得るよう努めること。	生活保護の申請に関する面接相談においては、「保護のしおり」の配布等により保護の受給要件等制度について十分説明をするとともに、申請権の侵害にならないよう、懇切丁寧な対応をするように、各福祉事務所に対し監査等において指導しています。
②	申請権侵害が発生しないよう、口頭で申請することも認められることや、要否判定に必要な資料提出は保護決定まで行う取り扱いを周知し、いわゆる「水際作戦」はあってはならないことを周知徹底すること。	生活保護の申請に関する面接相談においては、「保護のしおり」の配布等により保護の受給要件等制度について十分説明をするとともに、申請権の侵害にならないよう、懇切丁寧な対応をするように、各福祉事務所に対し監査等において指導しています。

番号	要請項目	回答欄
③	自治体によっては生活保護法、同実施要領等の趣旨を踏まえていない「保護のしおり」があるので、生活保護法、同実施要領等の趣旨を踏まえて作成するよう改善を求めること。そのうえで改善後の「保護のしおり」と保護申請書は、保護の相談窓口に常に置くよう徹底すること。	「保護のしおり」については、監査等において生活保護法等の趣旨を踏まえているか確認のうえ、必要に応じて改善を求めるとともに、各福祉事務所の相談窓口等に常備するよう働きかけていきます。
④	生活保護受給決定までの期間は、申請した日から14日以内とされているが、特別の理由がある場合は30日間となっており、申請者の窮迫した状態にある場合はその限りでないとされている。速やかな対応で適切な支援ができるよう改善すること。	生活保護の支給決定については、原則として、法定期間である申請日から14日以内に行うとともに、面接相談時において、窮迫性の確認を的確に行うよう、各福祉事務所に対し監査等において指導しています。
⑤	ケースワーカーの担当世帯数は市にあっては、「標準数(80)」を上限とし、可能な限り60世帯とすることとし、また、県にあっては、「標準数(65)」を上限とすることで、ケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるよう改善すること。	「標準数」を満たしていない福祉事務所に対しては、有資格の職員によりその充足を図るよう監査において指導しています。
⑥	無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への、被保護者の安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政に改善すること。	生活保護の適用に当たり、無料低額宿泊施設の利用については、生活保護法が定める最低生活の保障と自立の助長を目的として、被保護者の状況を踏まえて適切に行われるよう、各福祉事務所に対し監査等において指導しています。
43	2013年以来の生活保護基準引き下げは、当事者の声を聞かず、大幅引き下げが行なわれ、続いて冬季加算、住宅扶助の引き下げが行なわれました。今後、当事者の実態を無視した引き下げが行なわれないよう、県として当事者及び関係者の意見を聞く場を設け、意見を国に上申してください。	生活保護基準については、国民の消費動向や社会経済状況などを勘案して、厚生労働大臣が定めることとされております。
44	就労支援問題では、厳しい労働市場の状況を無視して、期限を区切った就労を指示し、指導指示違反での廃止が行なわれています。それらが固定化される生活保護法改正ではなく、就労問題は、生活保護利用者の意思を尊重し、自主的に取り組めるように国に要請して下さい。	就労支援については、対象となる人の現状を把握するとともに、その意向を勘案して、適切な支援を行うよう各福祉事務所に指導しております。 また、本人の努力だけでは達成できないような指導指示は不適切であり、その違反による廃止についても、不適切な取扱いであることを各福祉事務所に対し監査等において指導しています。
【就学援助】		
45	必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるよう下記の対策を図るよう市町村へ助言、支援を行なって下さい。	
①	就学援助制度について学期ごとにお知らせし、あわせて申請書を配布すること。	就学援助制度について、多くの市町村では、入学時や進級時に案内文を配布しているほか、市町村広報誌を利用する等、様々な手段により周知に努めています。また、援助の申請漏れを防ぐため、多くの市町村で申請書を学校に常備しています。 なお、県では、各市町村に対し、できるだけ多くの広報手段等を通じて、就学援助の趣旨及び申請手続き等について、保護者への周知を図るよう通知しています。
②	少なくとも生活保護基準の1．5倍までの世帯を対象にし、所得で判断すること。	児童生徒が就学困難をきたす経済的な事情は、保護者の所得額のほか、家庭の諸事情があると考えられます。 準要保護児童生徒の就学援助については、実施主体である市町村が、これらの諸事情に加え、地域の実情等も勘案の上で総合的に判断することによって、より実情に即した対応が可能となるものと考えています。
③	生活保護基準の引き下げにより、今まで受給していた世帯が対象から外されないように配慮すること。	平成30年10月より生活保護基準が見直されましたが、その影響が及ばないよう対応するということが国の方針であり、県としても、生活保護基準の見直しに伴い、その影響を及ぼさないよう市町村に対し周知を図ったところです。 なお、各市町村に調査したところ、全ての市町村において影響が生じないよう対応していると聞いております。
④	入学準備金については支給額を実態に応じて増額し、入学前の12月末までに支給すること。	要保護児童生徒援助費については、国の交付要綱の一部改正により、小学校及び中学校に入学する年度の開始前に支給した入学援助金が、平成29年度から国庫補助の対象とされ、単価も大幅に引き上げられました。 この改正の趣旨は、就学援助が必要な児童生徒等の保護者に対して、必要な援助が適切な時期に実施できるようにしたものであり、県としても市町村に対し、周知を図ったところであり、各市町村がそれぞれの状況に応じ、判断すべきものと考えています。 また、準要保護児童生徒に対しても、援助を必要とする時期に配慮しながら、各市町村がそれぞれの状況に応じ、判断すべきものと考えています。 なお、補助単価の引き上げや就学援助の実態に応じた補助金の充実を図ることなど、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しているところです。
⑤	クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても支給の対象とすること。	要保護児童生徒について、県では、毎年度、市町村に対し、国からの通知に基づき、それぞれの関係法令の定めるところにより、適切に支給するよう周知しています。 また、準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給については、各市町村がそれぞれの状況に応じ、判断すべきものと考えています。
46	小中学校の給食費を無料にするために県として補助をして下さい。	学校給食法においては、給食施設の設備や調理員の人件費等は公立学校の設置者が負担し、食材等にかかる学校給食費については、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担すると定められております。また、経済的に厳しい家庭への就学援助制度もあります。 したがいまして、県として財政的な支援をすることについては、考えておりません。 なお、保護者の負担軽減のために参考となる県内各市町村における取組について、市町村教育委員会の給食担当者会議等で情報提供してまいります。

以上

２０１９年度　第２８回「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」
自治体の回答に対する項目ごとの評価・分析

【税制・社会保障制度改革推進法・マイナンバー制度】

「消費税増税を撤回10%引き上げ中止」は、48自治体（88.9%）が「しない」「した」はゼロで、「無回答」が６自治体。「しない」理由は「国の政策だから動向注視」「増税分は社会保障の財源」などで、19年10月実施が目前で「消費税増税は肯定」が圧倒的です。

８%増税から５年半、景気悪化と経済の低迷の要因が、アベノミクス政策と消費税増税にあることは明らかです。安倍政権は10%への増税と複数（軽減）税率実施を強行。複数税率の先には23年からの「インボイス制度（適格請求書）」実施で、約500万もの消費税免税業者が課税業者になるか、商取引から排除かが迫られ、生業と暮らしの危機に直面します。政府は「軽減」税率と言いますが、10%では年間１世帯あたり８万円の負担増で軽減はごまかしです。国民生活と中小零細業者、地域経済への影響は深刻です。国と自治体に影響実態調査の実施と検証を迫り、「５%に戻して景気回復を」「憲法に基づく民主的税制確立」の世論を広げるために学習、宣伝・署名の行動が求められます。

「推進法」廃止は46自治体（昨年42）が「しない」と回答。コメントでは「国の政策だから」「現行の社会保障制度を解体しようとするものではない」などで、「憲法25条と相容れない制度」との理解がない状況です。廃止を求めていることへの理解の徹底が必要です。

「マイナンバー制度の中止・廃止」は「しない」が53自治体（昨年49）と増加し、その理由は「行政の効率化」「不正受給の防止」「利便性の向上」などです。自治体は「住民の福祉の増進を図る」「民主的にして能率的な行政の確保」との地方自治法に沿って、マイナンバー制度の中止・廃止を求めるべきです。

「住民税」項目で「自治体独自の軽減策」は「しない」が49自治体（昨年50）。「滞納を理由に住民サービスを制限」は31自治体（昨年30）「滞納整理に強権的な手法をとらず、親切な相談」では「実施した」は52自治体（昨年50）。「納税猶予措置の周知・徹底と制度の活用」では「実施する・した」は46自治体で「検討する」が７自治体で前年と同傾向です。しかし依然として預貯金、年金、保険、給与の差押えや、滞納者への高圧的な対応などが横行し、自治体相談窓口から住民が遠のく状況があります。継続的な懇談や交渉、集団申請など、税負担の軽減、納税者の権利確立を求めることが必要です。

【医療】

子ども医療費助成制度

「子どもの医療費助成について通院、入院とも18歳年度末まで、所得制限なく、無料として下さい」の要望では、県内自治体のうち「実施した・する」が12自治体（22.2%）、「検討する」が14自治体（25.9%）、「しない」が28自治体（51.9%）の回答でした。

県内54自治体のうち高校３年生まで入・通院を対象にしているのは17自治体あり、このうち、７自治体、全体の12.9%（匝瑳市、多古町、東庄町、横芝光町、睦沢町、長柄町、長南町）が完全無料化しています。残りの自己負担金を導入している10自治体、全体の18.5%（銚子市、旭市、印西市、香取市、山武市、いすみ市、神崎町、一宮町、長生村、御宿町）は、外来１回／入院１日につき200円～300円を導入しています。この他の自治体はいずれも助成対象年齢を入・通院とも中学校３年生まで現物給付で実施しています。また、勝浦市、鴨川市、君津市、四街道市は自己負担金がなく無料としています。

「しない」と回答した自治体のコメント欄をみると、「千葉県市長会を通じて、通院費の助成対象を中学校３年生まで拡大すること、現行の補助率から３分の２へ引き上げること、最終的に自己負担金と所得制限を撤廃すること、国庫補助事業として国の責任でおこなうこと」などの意見があり、自治体の要求と合致したこの取り組みを後押ししていく必要があります。

千葉県の制度は、通院を小学校３年生、入院を中学校３年まで助成対象としています。平成24年12月から入院にかかる医療費を中学校３年生まで拡大して以降、制度改善が見られません。県は「現行制度は、

支援の必要性の高い年齢をカバーしているものと考えている」との見解です。市町村が行う通院助成対象年齢と大きな隔たりを解消する必要があり、市町村を支援するためにも県が制度拡充をすることを強く求めます。

がん検診等

「がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、歯科検診（歯周疾患検診、口腔がん検診）、骨粗鬆症検診を年１回無料で実施できるようにして下さい」と要望しました。千葉県では「実施した・する」が16自治体（29.6%）、「検討する」が４自治体（7.4%）、「しない」が34自治体（63.0%）の回答でした。コメント欄では、千葉市、旭市、神崎町が口腔がん検診を自治体独自に実施していました。

成人に関する健診事業は、健康増進法、高齢者医療確保法等で定められた対象者、対象年齢に実施するものです。ただし、法律では努力義務とされているものもあり、地域住民の健康増進のために定められた対象・健診項目ばかりでなく、独自の上乗せ施策が求められます。

予防接種関連

「麻しん、風しん発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合（MR）ワクチン」の接種率を95%まで上げることで流行を阻止することができます。接種対象者への啓発と地域で偏在など生じることがないよう、ワクチンの必要量を確保して下さい。また、風しんワクチンの第５期定期接種が始まっています。40～57才までの男性へのクーポンの活用など風しん排除にむけたとりくみを強化して下さい」と要望しました。

県内では「実施した・する」が53自治体（98.1%）、「検討する」が１自治体（1.9%）、「しない」が１自治体（1.9%）の回答でした。

麻しん、風しんについては、感染力が強く子どもが罹患すると様々な合併症を引き起こします。また有効な治療法がなく、ワクチンが唯一の予防策です。今回の風しんの流行では妊娠初期に感染し、先天性風しん症候群（ＣＲＳ）の子どもが産まれたことが報告されています。

国は風しん対策事業として、「風しん抗体検査・麻しん風しんワクチン５期定期接種」を昭和37年４月２日以降昭和54年４月１日生まれまでの男性を対象に19年４月から３年間、原則無料で抗体検査と予防接種を実施しています。また、千葉市では抗体検査を国の基準（ＨＩ法で８倍以下）より高め、ＨＩ法で16倍以下とする独自の運用で公費助成を行なっています。

風しんをはじめ流行性疾患には県境、市境はありません。地域全体で広域に接種率を高く上げていく必要があります。徹底した麻しん風しん排除にむけた取り組みが必要です。

地域医療、自治体病院、医師・看護師確保など

千葉県の病院・病床数、一般診療所数などの医療提供体制、また患者・地域医療を日夜支えている医師、看護師など医療者の確保水準は、いずれも全国最低水準となっており、県が実施する「県政に関する世論調査」でも上位を占めるなど緊急かつ切実な課題となっています。

昨年に引き続き各自治体に対し、「いつでも、どこでも、誰でも安心して必要な医療が受けられる」よう、（１）自治体病院に関して、自治体病院を開設する市町村には、夜間・救急、周産期・小児医療など、住民のいのちと健康を守る砦として存続・充実を図ることを求めました。また、自治体病院を有しない自治体へは体制の整備・充実を求めました。県社保協・地域社保協、各地域の医療を守る会などの世論と運動を反映し、ほとんどの自治体が苦難を抱えながらも、要望事項を前向きにとらえ、４割を超える自治体が具体的な施策を展開していることが伺えます。

しかし一方で、公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の算定を、国の「地域医療構想」や「公立病院新改革プラン」に誘導するために改革（悪）しているのですが、国へ「要請する」は皆無で、約６割の自治体が「検討」、４割の自治体が「要請しない」と回答しています。

（２）県に対して、①医師、看護師確保対策の拡充、②「千葉県地域医療構想」の見直しをはかることを求めました。医師、看護師確保対策では約６割の自治体から「実施」、「検討」するとの回答が寄せられました。また「地域医療構想」の見直し問題では、約７割の自治体が「実施」、「検討」するとの回答です。寄せられたコメントのほとんどが、「地域の実情は反映されるよう」要請していきたいというものです。国や県がす

すめる「地域医療構想」が、現場では矛盾が噴出していることが明らかとなっていることの象徴です。

【介護保険】

2019年のキャラバンでは、いくつか新しい項目について回答を求めました。居宅介護支援事業所の指定権限が保険者に移行され、実地指導も保険者で行われるようになってきていますが、介護報酬の返還を前提とした指導がしばしば見受けられるため、そのような指導はしないように要請を行いました。一部、「国の基準通り」「居宅介護支援事業所の状況による」と言う回答はあったものの、概ね実地での指導・助言と言う回答であったが、今後も状況把握に努めていきたいです。

昨年10月から開始された生活援助の回数が多いケアプランの事前届け出については、ほとんどが国の基準通りの対応と回答しているが、届け出件数自体が少ない実態が分かりました。ケアマネジャーの自己規制が働いてないか気になるところです。

また、保険者機能強化のための交付金についてアンケートを実施したが、香取市、鴨川市は検討中で、その他の自治体は段階的にでも取り組み、交付金を得ていることが分かりました。取り組み内容や方法、交付金の額や使途について経年的に把握していきたいです。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業と略す)について経年的に把握していますが、基準緩和および住民主体のサービスをいずれも実施しないと回答しているのは10自治体、通所型サービスは11自治体でした。地域に介護事業所がない、もしくは少ないという事情もありますが、利用者の状況を考えての判断でもあります。引き続き、現行相当サービスを継続することを要望します。今後、要介護1，2の利用者まで総合事業に移行する案が財務省からは示されていますが、介護保険法が改正されてしまうとたちまち介護事業所も成り立たず、市町村も総合事業では対応できない事態になり、介護が崩壊する事態が予測されます。今後の運動課題です。

最後に、今回のキャラバンにおいて、介護保険料を何らかの理由で滞納している被保険者や2割、3割負担の利用者、補足給付から対象外になった利用者に対しての保険者としての対応や考え方において、「国の基準通りに対応」「公平性の観点からしかたがない」「不公平感を抱かせる」という回答が目についたことです。実態を把握し、住民の生命や財産が損なわれないように努めるのが自治体の役割だと考えますが、今後もこの観点で要望を継続していきたいです。

【国民健康保険】

千葉県では、国保加入世帯が総世帯の40%を超えるのは20自治体、33%以上は34自治体にもなります。国保は県と市町村が保険者の制度として、憲法25条の社会保障と92条の地方自治のあり方が最も問われる制度で、すべての医療保険制度を支える「最後の砦」といえます。

国保の都道府県単位化が始まり、2年が過ぎようとしていますが、国保加入者は「無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い、年令構成が高いこと等により医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多いといった(構造的)問題」は解消に向かっているのでしょうか。

いのちと健康を守るために、加入者と向き合ってきた自治体職員や医療従事者の苦労や願いがかなう制度、そして何より、多くの加入者が負担能力を超える保険料(税)に苦しんでおり、医療費の窓口負担の心配もなく、安心して医療にかかれる制度にすることが切実に求められています。

今回のアンケートによると、国保料(税)の滞納世帯は17万3千世帯(19.1%)にのぼり、そのうち所得200万円以下は9万4千世帯(54.3%)で、資格証明書が発行されている世帯で育つ18才未満の子どもは1,863人もいます。(P162参照)

県のとりまとめでは、2018年度、2019年度の県内市町村における保険料（税）の改定状況は、以下の通りです。2018年度が「変更なし」32自治体、「引き上げ」2自治体、「引き下げ」9自治体、「引き上げと引き下げが混在」11自治体で、2019年度は「変更なし」41自治体、「引き上げ」2自治体、「引き下げ」8自治体、「引き上げと引き下げが混在」8自治体となっています。

保険料（税）を引き上げる自治体が昨年同様に少なかったのは「激変緩和措置」や「法定外繰入」によることが大きいといえます。しかし「激変緩和措置」は2023年度までの特例で、予算規模が毎年縮小しています。

「法定外繰入」も『県国保運営方針』で「計画的な解消・削減に努める」ことが定められ、この３年間で２７自治体から１８自治体、１３自治体へと半減しています。

そのうえ、保険者努力支援制度において、2020年度から「法定外繰入」の「解消計画」に対し、従来の加点方式に加えて減点方式の導入で、いっそうの「解消・削減」が進むことが危惧されます。国保制度の目的は、憲法25条に基づき「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」（国保法第１条）ことで、市町村として「県に対して『公費の１兆円投入』の早期実現のため働きかけを」との要望に「要請した・する」が10自治体、「検討する」が16自治体ですが、「しない」との自治体も、コメントでは多くの自治体が「全国知事会、市長会を通じて要望している」などの回答をしています。

緊急に求められているのは、払える保険料（税）にし、加入者の受診権を守ることです。

20%になる保険料の滞納者に対し、自治体では滞納者対策のためとして、「資格証明書」が9,717世帯に、「短期保険証」は42,716世帯に出され、（P162参照）「目標収納率」に基づき、徴収強化がおこなわれています。

払える保険料（税）にするために「応能負担」を原則にして、法定外繰入の継続や復活、新規の活用、そして18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減額・免除を早急に実現することが必要です。

国保法44条１項に基づく一部負担金の問題では、札幌高裁判決（2018年８月22日）に基づき、「特別の理由」を生活実態に即して総合的に判断して「免除・軽減」を行うことが必要です。また「生活保護基準に基づき77条減免」制度を創設することです（P59参照）。滞納者に対して、徴収猶予だけでなく換価の猶予、執行停止の制度をきちんと説明し、適切に実施することが求められています。

【保育】

34.①『認可外保育施設については、早期に認可施設となるよう財政等の支援を強めてください』については、「実施した・する」との回答は5市(9%)あり、うち1市は移行済み、3市で移行化の体制ができています。「検討する」との回答は10市町(19%)あり、2市が明確に認可保育所化を目的とし、2市が認可保育所とはなっておらず、他の6市は検討すると記載するだけで具体的な内容は記載がありません。「しない」の回答は35市町村(65%)ですが、対象となる認可外保育所がそもそもない町村が11町村(20%)あるため、実質24市町村(44%)です。うち、認可外保育施設からの要望が無いが5市町村(９%)、財政困難が1市(２%)、無記載が15市町村(29%)となっています。「国が認可外保育所も無償化の対象にし、5年間の猶予を設定している」や「国・県の動向を注視したい」などの意見も出されており、全体的に子どもの福祉について保育所での保育実施責任者としての認識を国・県をはじめとして市町村もあまり理解していないことが明らかになりました。

34.②『「正規」「非正規」を問わず保育士の賃金を大幅に上げるなど処遇改善を図ってください』については、「実施した・実施する」との回答が21市町村(39%)ですが、国・県の処遇改善制度に付随した市町村負担だけを上げていると思われるものも入っており、他の職種平均との格差である月額1万円には遠く及ばない状況と思われます。非正規は対象外にしている、家賃補助をしている市もありました。また、「会計年度任用職員制度」に移行するとして回答を保留にしている自治体が5市町(９%)ありました。この制度は、自治体職員の「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営」の原則が崩されている実態を追認し、固定化するとともに、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを、非正規職員に担わせることを正当化するものとなっています。さらに1年ごとに採用手続きを行ない、退職金など処遇面でも大きく格差を広げるため、物言わぬ職員化の進行が危惧される制度です。「しない」との回答は11市町(20%)あり、うち7市町(13%)が理由などの記載がなく、近隣市との関係や庁舎内の他職との関係でできないとする市がありました。

34.③『放課後学童クラブの職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上してください』については、「職員配置の現行基準」については25市町村(46%)が明確に現行基準を維持すると回答しています。また、10市町(19%)が何の記載もなく「検討する」としており、同様に4市(7%)が「しない」と回答しています。

【障害者福祉】

重度心身障害児者医療費助成に精神障害者を対象に加えることについては、2018年6月定例県議会で精神障害者家族会が提出した請願が採択されたことにより、早急に県としての実施が望まれます。さらに、精神障害者手帳1級のみでなく大部分を占める2級の障害者も対象とすることが望まれています。

2018年度から制度化された、65歳で障害者福祉から介護保険に移行した高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減については、ホームページや広報紙に掲載した自治体もありますが、まだほとんど利用されていません。対象者の条件として非課税世帯であること、移行する前に5年以上の障害者福祉の介護を受けていたこと、介護度や障害者福祉の支援区分などの条件をクリアしなければ対象者となりません。

しかも、1割の利用料を徴収されてから、15,000円の上限額を超えた額が介護保険から減免されて、その領収書や申請書を障害者福祉の窓口に提出し、15,000円の上限額が助成されてやっと利用料が無料となりますが、その間4～5か月もかかります。こうした対象者の狭さや手続きの煩雑さが利用者を少なくしている原因の1つと言えるのではないでしょうか。

【防災・減災・定住促進】

住民を万が一の災害から守る、地震に対する住まいへの備えを中心に自治体の責任で対策を講じるべきと要請をしました。2011年の東日本大震災以降、地震に加え風水害被害が毎年のように日本列島に大きな被害をもたらしていることから、住民の防災・減災の意識の高まりに、その対応が進んでいる自治体とそうでない自治体が、浮き彫りになっています。

35. ①「家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度」創設・拡充については、家具を固定することでケガ人を約5割減少させ、避難経路確保に有効であることは国の統計でも示され、その行為自体が住民の防災・減災意識を高めています。家具固定工事への助成自治体は、首都圏や東海地方を中心に全国に広がっています。しかし県下で実施する自治体は12と前年より1つ減少、検討するは3増えたとはいえ12自治体に留まっています。2012年度に県下初の助成自治体となっているいすみ市では、制度当初は非課税高齢者世帯・生活保護世帯など「災害弱者世帯」を対象にし、一巡した後は一般世帯にまでその対象を広げ、市民に喜ばれています。一方、制度を作っても、生活保護世帯・所得制限をする、自前で金具（器具）を購入してからの申請など、手続き自体の煩雑さ、対象の狭さなどにより、せっかくの制度利用がすすまない、すすまないから今後のあり方を検討する（柏市）などの自治体もあります。補助しない理由として「自助・共助で」「財政難・優先順位が低い」などとなっています。また四街道市・長南町は住宅リフォーム助成での対応となっています。②「一室耐震化」など簡易な改修工事への助成では、実施10と昨年より4減少、検討13と1増となっています。住宅本体の必要な耐震改修では、建ぺい率の関係や多額な工事費の負担が出来ず断念するケースが多く、そのために東京都などで広く制度化されている「一室耐震化」などの簡易で安価な工事、さらに安価で工事を必要としない耐震ベッドシェルターへの助成を住民のいのちを守る責任において自治体に助成を求めています。

36. ①「住宅リフォーム助成制度」では、31自治体が実施と昨年と同数。耐震改修などを条件としている自治体での利(活)用が進まない課題があります。一方でエクステリア含め宅地までカバーしているなど対象の範囲を広げているいすみ市などでは、住民からも好評で補正予算を組む、期限を延長するなどして定住化促進の効果をみている自治体もあります。住宅に関する工事費助成制度について種々ありますが、風水害による被害においても活用できる可能性があります。住宅に関する諸助成・支援制度間を埋める役割も期待できる「リフォーム助成制度」は、定住化促進と地域経済循環の観点でも今後さらに広げていく必要があります。市民一人ひとりに応じたきめ細やかな防災・減災対策を自治体は用意すべきです。千葉県が毎年実施している、県民の県政への要望の1位が6年連続「災害から県民を守る」です。千葉県が率先して県内自治体への防災・減災への支援・助成を通じて県民の願いに応えるべきです。

【年金】

「老後の蓄え2,000万円不足」金融庁金融審議会の報告書で「年金では生活できない」実態が明らかになりました。政府自ら「年金の100年安心」はウソだったという事を認めたもので、参議院選挙の一大争点にもなりました。

国に対しての要請を求める事項の回答	実施した・要請する	検討する	要請しない
①年金引下げはやめ、「マクロ経済スライド」は廃止すること	2 (3.7%)	10 (18.5%)	41 (75.9%)
②６５歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと	4 (7.4%)	9 (16.7%)	39 (72.2%)
③年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること	7 (13.0%)	10 (18.5%)	36 (66.7%)
④全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること	4 (7.4%)	8 (14.8%)	41 (75.9%)
⑤年金積立金の株式運用をやめ、保険料の軽減や給付の充実に運用すること	4 (7.4%)	7 (13.0%)	42 (77.8%)

各要請事項の「要請した・する」「検討する」とした市町村が①は昨年の９から12　②は12から13　③は12から17　④は10から12　⑤は９から11市町村と多くなってきています。

とりわけ、③の「毎月支給」については12から17と9.2%増えています。コメントの欄には「指定都市国保・年金主幹部課長会議」「全国都市国民年金協議会」などに要請・要望しているとの回答もあります。これは、私たちの生活サイクルにあった素朴な要求であり、国際標準にかなったものです。

この間、全国では130を超える自治体が毎月支給などの年金改善の決議をあげています。

しかし、残念ながら多くの市町村では今回も「国の動向を注視」「国の制度を見守っていきます」「国の制度に従って対応」「要請は考えていない」との回答が多くみられます。

年金の問題は今や高齢者だけでなく若い人にも関心（将来の不安）が広がっています。削減は現役労働者や地域経済にも大きく影響を与えるものです。

年金の改善策はあります。１つ目は非正規労働者の正規化。２つ目は、保険料の上限を国保並みに引き上げること（62万円から139万円）。３つ目は200兆円もある積立金を保険料の引き下げや給付に計画的に使うことです。

「減らない年金、安心の年金」を求めて、引き続き粘り強く声をあげていくことが求められます。世界の常識が日本の常識になるように。

【生活保護】

生活保護制度は、社会的要因による生活苦から国の責任で国民の生活を守ることを目的としてつくられました。このことから不充分な面をもちながらも生活保護基準は「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法２５条・生活保護法第１条）に必要な生活費の基準となっています。こうした立場から制度運用の改善を求めてきました。

「生活保護申請にあたっての権利侵害がない適切な運用」を求めたことについて、「検討する」とした１町を除きすべての市町村で「実施した」又は「実施する」と回答しています。また、これまで県が実施機関であり、直接の担当機関ではないとの回答が多かった町村でも「県との連携を重視する」と一定の改善が図られてきました。

「保護のしおり」は13市で「検討する」と回答があったものの、７市では「しない」との回答で権利としての生活保護の周知に消極的な面が見受けられます。

ケースワーカーの担当世帯数について「標準数(80)を上限とし、可能な限り６０世帯とする」ことについては、17市が「実施した・する」と回答。「香取市」がH31年度増員した以外は標準数の確保にとどまっています。

合わせて「無料定額宿泊所及び法的位置づけのない施設への安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政への改善」が求められます。

また、生活保護基準引き下げ等、当事者及び関係者の意見を聞く場を設け、当事者の実態を無視した引き下げは行わないよう県・市町村から積極的に国に要請することが必要です。

県に対する要請では、町村での実施機関としての立場と国に代わって市の福祉事務所を監査する立場があり、ほとんどの回答は、監査機関として市へ指導していくとしています。「不適切な就労支援など」につい

ては、「本人の努力だけでは達成できないような指導指示は不適切であり、その違反による廃止についても、不適切な取扱いであることを監査等で指導していく」とする一方で、町村での実施機関としての立場での回答がされないことは残念です。

【就学援助・子育て支援】

雇用構造が変化し、正社員の減少、派遣労働者やパート労働者の増加が進み子育て世帯における教育関係費の負担が、家計を圧迫するなか「就学援助制度」の拡充が求められています。必要な人がいつでも制度を利用できるように、制度について学期ごとに知らせ、あわせて申請書を配布する、少なくとも生活保護基準の1.5倍までの世帯を対象とし所得で判断する、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施する、入学準備金については、前倒し支給を実施する市町村が広がったことから、今年度は、支給額を実態に応じて増額し、入学前の12月末までに支給するよう求めました。

また、子育て支援として小中学校の学校給食を無料にするよう要請し、今年度から、大多喜町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、鋸南町で給食費の無料化が広がりました。学校給食は教育の一環であり、食育推進や保護者の経済的負担軽減のため今後も市町村に働きかける必要があります。

県との懇談では、県内の就学援助制度の利用率が全国15.04%に対し千葉県は8.03%と低いことについて指摘し、全ての保護者に制度の案内と申請書を配布、申請用紙の書き方などについても援助し、制度が利用しやすくなるよう各市町村の担当者に周知徹底を求めました。

【まとめにかえて】

安倍政権は、国民のねがいに背を向け、消費税率の引き上げで社会保障充実を行うかのように装いつつ、さらなる社会保障の切り捨てを推し進める計画を打ち出しています。大企業が海外で活動しやすく、政情不安や紛争時に自衛隊が軍事行動を起こせるよう憲法9条改憲に執念を示しています。

国民のいのちと暮らしを脅かす悪政をやめさせ、世論の分断を打ち破る共同のとりくみを強めることが求められています。

こうした下で28回を重ねた「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」では、社会保障制度のあり方を自治体とともに考える立場から、住民のいのちと暮しを守る自治体本来の役割の発揮を求めました。

各地で事前学習会が旺盛に開催され、要請行動にはのべ810人の住民が、1,028人の自治体職員と懇談しました。時間の制約があることから懇談の項目を絞りこむことなどが今後の課題です。

県内の地域社保協は現在15地域、準備会は2地域で活動していますが、ひきつづき地域社保協結成を追求しつつ、県加盟団体での議論を深めます。

いま国がめざすのは「丸ごと・我が事・共生社会」です。国や自治体の責任を曖昧にし、地域住民に責任を丸投げするものです。私たちのねがいは、貧困をなくし、若い人も高齢者もだれもが安心して生きられるようにするための社会保障制度の改善です。医療・介護・福祉の充実です。最低保障年金制度、全国一律最低賃金の導入、改善です。

そして、台風15号・19号、さらに房総大雨と災害が相次ぐ中、自然災害の被災者に対する公的な支援策を抜本的に強めること、現在ある制度の活用とともに、被災者に寄り添うあらたな公的支援制度の拡充、安心して住み続けられるまちづくりです。

「平和」が壊されるときは「社会保障」が壊されるとき、平和を掲げる憲法9条と生存権を打ち出す憲法25条は一体です。共に力をあわせ、大企業や大資産家に応分の税金の負担を求め、いのちと暮らしに直結する社会保障制度拡充をめざし、地域からの運動を広げましょう。

そのためにこの報告集が活用されることを望みます。

自治体職員の皆様方には、お忙しい中で、誠実に対応して頂きましたこと、誌面を借りて深く感謝申し上げます。

また、回答データーの入力につきましてはミスのないよう努めましたが、間違いがございましたらご指摘いただけますようお願い申し上げます。

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】1

No.	市町村名	1. 高齢者、障害者、生活困窮世帯など生活弱者に対する自治体独自の軽減策を拡充して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント1
1	千葉市	○			個人住民税は法令等に基づき、所得金額が一定水準以下の方につきましては非課税となるほか、市税条例で生活保護受給者等に対する減免規定を設けております。
2	銚子市	○			銚子市市税条例第51条(市民税の減免)の規定により実施。
3	市川市			○	市民税の軽減につきましては、地方税法で規定されております。この内容は、①天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、②貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者、③その他特別の事情があるものに限り、条例の定めるところにより減免することができる、となっており法の規定に基づく以外の減免は出来ないものとなっております。
4	船橋市			○	現行の住民税における生活弱者の方への対応といたしましては、税法上規定されている制度として①障害者、未成年者、寡婦または寡夫である場合、年間の合計所得が125万円以下の方は非課税 ②所得控除として障害者控除、寡婦(寡夫)控除が適用 ③生活保護受給者の方は、1月1日現在で生活扶助を受給されている方については非課税となり、また、1月2日以降に生活保護が開始になった方につきましては、減免の対象となります。しかしながら、住民税の意義とは、地域社会の費用を市民の方々にその担税力に応じて広く公平にご負担いただくことで、市の財政を支えていただくということでありますので、税負担の公平性の観点から、船橋市のみが住民税の軽減制度を拡充することは困難であると考えております。
5	館山市	○			市税条例で生活困窮者等に対する減免規定を設けている
6	木更津市			○	地方税法・市税条例等で、各種控除や非課税・減免規定が設けられており、市独自で新たな軽減策の拡充等は考えておりません。
7	松戸市			○	地方税法、市税条例を遵守。地方税法では、障害者控除が認められており、また、一定限度額非課税措置が定められております。また、生活困窮者についても、市税条例で定められております。税の性質上及び公平の観点からも法律に則り、軽減措置の拡充は考えておりません。
8	野田市			○	高齢者、障がい者等の真に配慮が必要な方に対する軽減措置については、既に法令等により講じられるているため、市独自の軽減策を講じる考えはありません。
9	茂原市			○	減免規定のとおり
10	成田市			○	現行法令、市税条例に基づき対応して参ります。
11	佐倉市			○	地方税法等関係法令、市税条例に基づき対応してまいります。
12	東金市			○	
13	旭市			○	法令に基づく軽減策以外では、納税相談等により個々の実情に応じ、対応しています。(分納・延納)
14	習志野市			○	生活保護の生活扶助受給者は非課税となるほか、生活扶助以外の長期的扶助を受けている人について減免措置が設けられています。また、障害者、寡婦(寡夫)につきましては、地方税法により所得が125万円以下であれば非課税となること、さらに、地方税法の改正により、令和3年度から児童扶養手当受給者のうち、所得が一定以下であるひとり親についても非課税となることから、現状の制度において対応することとしております。
15	柏市			○	引き続き，地方税法の規定に基づき，公正に対応してまいります。
16	勝浦市			○	地方税法に減免の規定があるため、市独自の軽減措置を設ける考えはない。
17	市原市			○	地方税法等では、高齢者、障害者などに対する所得控除等の軽減措置が図られているなど、税負担の公平性が確保されていることから、現行制度を基に対応してまいります。
18	流山市			○	法定軽減の範囲で対応します。
19	八千代市			○	地方税法等関係法令，市条例に基づき対応しており，市独自の軽減策を講じる考えはありません。
20	我孫子市			○	住民税は、地方税法の規定に基づき課税しているため我孫子市独自の軽減制度を設けることは大変難しいものがあります。ただし、納付が困難な方については、納税相談等で個別に対応しています。なお、我孫子市の場合、①高齢者、②障害者、③生活困窮世帯(生活保護受給者)の方に対しては、次のような制度に基づき課税しています。 ①高齢者 65歳以上の方で、前年の収入金額が公的年金のみの場合、収入金額が1,515,000円以下の方は非課税となります。また、65歳未満の方の場合は、1,015,000円以下の方が非課税となります。 ②障害者 障害者が受給する障害年金は、非課税です。また、合計所得金額が1,250,000円以下(給与収入にすると2,043,999円以下になります。)の方は非課税となります。なお、一般の方の場合は、合計所得金額が315,000円以下(給与収入にすると965,000円以下になります。)の方が非課税となります。 ③生活困窮世帯 その年の1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、非課税となります。また、年の途中で生活保護法の規定による生活扶助の認定を受けた方は、申請により、住民税の納期未到来の税額を減免します。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	減免等については、市税条例に基づき適正に処理します。
23	君津市	○			生活保護に準ずる生活困窮者に対する減免規定を設けている。
24	富津市			○	
25	浦安市			○	自治体ごとに異なる軽減制度を設けると税の公平性が保たれないため
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	個人市民税は、日常生活に密接した様々な行政サービスを行うために必要となる費用を、それぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税です。しかしながら、身体的、社会的に不利な立場にあり、一般的に担税力がない又は著しく弱いと考えられる方についてまで税の負担を求めることは適当ではないことから、地方税法や市税条例において軽減措置等を設けています。具体的には、合計所得金額が125万円以下の障がい者、寡婦(寡夫)に対する非課税措置や所得控除などがあり、また、生活が著しく困難になった方などに対する減免措置があります。このようなことから、市独自の軽減措置の拡充については考えていません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	全国統一的な基準の中で軽減措置を実施している。
30	白井市			○	地方税法等関係法令及び白井市税条例に基づき、軽減措置を行うとともに、生活扶助世帯には減免措置を実施しています。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	現行制度の所得控除等で対応します。
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	減免については、税条例の規定による現行制度で対応していく。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	個人住民税は所得金額が一定水準以下となれば非課税となるほか、市税条例で生活保護受給者等に対する減免規定を設けておりますので、現行制度の中で対応してまいります。
43	九十九里町			○	地方税法第323条に基づき、町税条例第51条を規定している。
44	芝山町			○	高齢者、障害者等でも担税力があれば課税する。その方達だけ軽減するのは、税の公平性を欠くため不可。
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	地方税法に基づき実施している
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	自治体独自での軽減策は困難なため、適正な所得申告の指導・啓発を行っている。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	現在の財政状況下では困難
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	町税は国から示された標準税率で課税しており、生活弱者に対する軽減も実施済。独自の軽減策は財政的にも困難。
	県合計	5	0	49	
	%	9.3	0.0	90.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】2

No.	市町村名	2. 住民税滞納を理由に、住民サービスを制限しないで下さい。			
		制限しない	検討する	制限する	コメント2
1	千葉市				税務部では、市税の滞納を理由とした住民サービスの制限について把握をしておりません。
2	銚子市			○	各課における補助金等の申請について、市税完納を条件としている。
3	市川市			○	税負担とサービスのバランスや公平性の観点から、融資や貸付、市営住宅の入居におきましては、市税滞納が無いことを条件とさせていただいております。
4	船橋市			○	本市では、融資や補助金交付事業等一部の事業については、市税を滞納していないことをサービス提供の要件の一つとしております。 市のサービスは、市民の方々から市税を納めていただくことで成り立っているものであり、このような制限を設けることは、納税の義務を果たしていただいている方々との公平性の確保に資するものと考えております。 なお、市で提供しているサービスの中には、このような制限を行うと生活の維持に重大な支障が生じる性質のものもあることから、一律に市税の滞納を理由にサービスを制限することは考えておりません。
5	館山市			○	公平性の観点や住民サービスの内容に応じて各担当部署において制限を設けているものがあると認識している。滞納者に対しては、整理No.3のとおり対応している。
6	木更津市				回答課不調整
7	松戸市	○			市税の滞納を理由に住民サービスの制限はしておりません。
8	野田市			○	住民税は「地域社会の会費」と言われ、住民にとって身近な地域社会の様々な費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合う性格の税金です。 住民サービスは、この税負担によって支えられていることや負担の公平性という点を考慮すると、滞納を理由にサービスを制限することはやむを得ないことと考えています。
9	茂原市			○	本市では、融資及び補助金交付事業等について、納税の義務及び公平性の確保の観点から、市税の滞納がないことを条件としています。
10	成田市			○	市税の滞納がないことを利用条件の一つとしている事業が一部ありますが，受益と負担の公平性等を鑑み，個別に決定しているものであり，今後につきましても，個々の事情を総合的に勘案して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	一部の補助金等の事業において、市税完納を条件としている。
13	旭市			○	補助金等の支給など、一部の行政サービスには、市税の完納要件があります。
14	習志野市			○	・先端設備等導入計画の認定 ・中小企業資金融資、同融資に係る利子補給、中小企業退職金共済掛金補助金において「市税を滞納(延滞)していないこと」を要件の一つとしており、変更の予定はありません。 ・習志野市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金において制限を設けております。
15	柏市			○	各サービスの目的や受益を考慮した上で，判断し，実施してまいります。例:ホームページ・広報かしわ広告掲載業務，生ごみ処理容器等購入費補助金等
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	以下の制度で制限あり。はつらつ短期人間ドック助成事業・重度障がい者及び高齢者住宅改造費助成事業・合併処理浄化槽設置事業補助金・住宅用太陽光発電システム設置補助金・住宅用省エネルギー設備等設置補助金・木造住宅耐震改修事業補助制度・市営住宅入居申込・水洗便所改造資金利子補給金及び補助金制度・教育資金利子補給金交付制度
18	流山市	○			
19	八千代市	○			住民税滞納を理由に，住民サービスの制限はしていません。
20	我孫子市			○	一部の市単独補助金として住民税の滞納が無いことを条件にしています。
21	鴨川市			○	滞納は、誠実に納税の義務を果たす市民の公平感を阻害します。また、健全な行政運営に支障をきたすことからも、滞納者には行政サービスを制限し、納税意識の高揚と滞納の抑制を図ります。
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市			○	
24	富津市			○	補助金等の申請に「滞納がないこと」を条件としているものがあるため。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	入札参加資格、高度処理型合併処理浄化槽補助金、住宅リフォーム補助金、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金及び市営住宅入居資格等に制限を加えている。
27	袖ヶ浦市		○		市単独施策について、制度間の均衡や市民間の公平性を保つため、統一的に市税完納要件を付することについて、福祉施策に配慮しながら引き続き検討してまいります。
28	八街市			○	複数の課に及ぶ内容であり、担当課だけでは判断できない。
29	印西市	○			
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	太陽光発電システム設置補助・住宅リフォーム補助等、町税を財源としているものについては滞納がないことを補助要件としています。
38	栄町	○			施設の利用や基本的な住民サービスは制限していないが、政策的な補助金については制限している。
39	神崎町	○			
40	多古町			○	公的補助金の交付等においては、納期限内に納税をした住民と滞納者を同等に扱うことが、前者に対して不公平感を与える場合があり、交付要件に住民税の滞納が無いことは、税の公平性の観点から妥当と考える。
41	東庄町			○	税負担の公平性の観点から
42	大網白里市	○			各課における補助金等の申請に、一部市税完納を条件としているものがあります。
43	九十九里町			○	税務課としては制限していないが、各課の町補助事業において、滞納により要件から外れる場合がある。
44	芝山町			○	町単の補助金支給時に制限する。
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	家具転倒防止器具等取付費補助金、紙おむつ等購入費助成、町営住宅入居、住宅リフォーム補助金、木造住宅耐震診断補助金、木造住宅耐震改修費補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金、住宅省エネルギー設備設置補助金、特定不妊治療費助成、小型合併処理浄化槽等設置事業補助金、新規需要米推進事業補助金、特産開発支援事業補助金、中小企業振興資金利子補給、ブロック塀等改修促進事業補助金、高校生医療費助成
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	納税者の公平性を確保するため、各種補助事業による補助金の支出は制限せざるを得ない。
49	白子町	○			
50	長柄町			○	
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		各住民サービスの実施における制限等は、それぞれ担当課で決定する。税務担当で回答すべき事項ではないが、協議等のあったときは検討する。。
	県合計	17	4	31	
	%	31.5	7.4	57.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】3

No.	市町村名	3. 滞納整理では、強権的な手法をとらず、家族の状況、健康状態など生活全般に配慮し、福祉部門との連携を図り懇切な相談を行って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント3
1	千葉市				市税の納付期限を過ぎると督促状や催告書が送付されます。この段階で早期に担当課とご相談いただくことで、生活状況等を踏まえた納税相談を行うことができます。滞納処分に至るケースには、督促状や催告書が届いてもそれを無視して滞納を続けた結果、差押えを執行されてしまったという場合があります。
2	銚子市	○			滞納整理の実施にあたっては、生活の実情に困窮の可能性が見受けられれば、社会福祉課と相互に緊密な連携を図っている。
3	市川市	○			滞納整理に当たっては、納税者との面談を行った上で、納税者の生活状況を把握し、福祉部門との連携を図りながら、法律に基づき対応しています。
4	船橋市	○			滞納整理にあたっては、ご家族の人数や健康状態、収入・支出等の生活状況などをお聞きしております。滞納している税金は、一括納付が原則となっておりますが、お聞きした生活状況によっては困難と認められる場合もございますので、その場合は特例として、分割での納付をお受けしております。守秘義務の関係から一定の制限はあるものの、平成30年10月1日に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、納税相談において、複合的に問題を抱えているなど、生活に困っている状況にあると思われる方については、「保健と福祉の総合相談窓口」(さーくる)を案内するよう徹底いたしました。加えて、以前から行っているとおり、生活が困難であると認められるケースについては生活支援課へのご案内を、また、多重債務に陥っている場合は消費生活センター へのご案内を行うなど、納付の困難な状況の改善が図れるようアドバイスを行っております。さらに、すでに生活保護を受給しているなど生活困窮している場合は、滞納処分の執行停止(注 地方税法第15条の7第1項第2号)を行っております。なお、財産や資産がありながら納付してない場合は、法律に基づき滞納処分を行っております。
5	館山市	○			財産調査や納税相談の中で，滞納者の経済状況等の把握に努め，実情に応じた対応を図っている。また，必要に応じて，福祉関係部局と連携しながら対応している。
6	木更津市	○			財産があって納付しない場合には、強権的な手段をとることがあります。
7	松戸市	○			状況を良く判断した上で相談を行っております。また、福祉部門との連携については、適宜行っておりますが、件数の集計はしておりません。
8	野田市	○			滞納整理については、滞納者の家族状況等の生活全般の把握をするとともに、必要に応じ福祉部門と連携を図り、客観的な事実に基づいて納税猶和措置を適用する等、きめ細やかな納付相談を実施しております。なお、税の公平性の観点から、接触が全く図れない等の滞納者に対しては、必要に応じ訪問したうえで、差押等の滞納処分を実施しております。
9	茂原市	○			滞納整理では、税の公平性を確保するため、財産状況を把握し差押をしていますが、必要に応じて生活課の消費相談員や社会福祉課のケースワーカーと連携を取って対応しています。
10	成田市	○			納税相談や実態調査等を通じ、生活状況等について適切に把握することで担税力を確認し、福祉部門との連携を図りながら滞納整理を進めております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			窓口等の納税相談の際に、内容によっては福祉部門へ相談を進めたり、案内を行っている
13	旭市	○			納税相談や財産調査により、家庭状況を把握し、個々の実情に応じ対応しています。納付能力があるにも関わらず、滞納している方には、法令に基づき、滞納処分(差押)を実施しています。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			地方税法の規定に従い，納税者の状況を精査した上で対応しています。窓口に福祉の相談窓口のパンフレットを置いて案内を行っています。
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談し生活状況の実態把握に努め、適宜対応している。
17	市原市	○			
18	流山市	○			
19	八千代市	○			滞納整理にあたっては，地方税法及び国税徴収法等の法令に基づき事務を執行しています。基本的には法令に基づき，十分な財産調査等を行い本人等からも状況を聴取した上で対応しています。また，必要に応じて福祉部門とも連携し，個々の滞納者の状況に応じた対応をしています。
20	我孫子市	○			滞納者には督促状・催告通知書・差押予告書を送付し納付及び納税相談を促しています。その後は、面談等をしながら、家族構成・生活実態・収支状況の聴き取り調査を行いながら滞納整理を進めています。また、相談内容によっては福祉所管課に繋げたり、生活保護が決定された場合は福祉所管課より連絡を受け、一定期間を経過した後は納税義務を消滅させる事務手続きをするなど、相互に連携を図っています。しかし、再三の連絡や通知に反応がなく、納税に対する意欲が希薄と思われる場合は、法に基づき財産調査をしたうえで滞納処分を行います。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			納税相談時、個々の事情を確認し、きめ細やかな対応を行っています。
23	君津市	○			納税相談では、滞納者の滞納理由や生活状況の把握に努め、債務整理や生活改善のアドバイスを行っているが、納税意意のない者には公平性の観点から滞納処分をせざるを得ない。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			国税徴収法に基づく滞納処分を行う前には複数回にわたり納税相談等に応じる旨の通知を行い、本人が応じた場合には相談を行い、法の範囲内で柔軟に対応しています。
27	袖ヶ浦市	○			滞納整理については法に基づき適正に執行しておりますが、生活困窮者と把握した場合などは、生活困窮者自立支援制度など福祉部門との連携を図っています。また、世帯の生活、収入等を勘案しながら、納税者が生活困窮に陥らないよう十分心がけています。
28	八街市	○			平日窓口相談以外にも広報や市のホームページ等を活用し、相談の呼びかけを行うとともに、日曜開庁や夜間開庁おける相談及び多重債務者相談等を実施し、相談窓口を増やしている。また、滞納整理にあたっては、このような相談を通して一人ひとりの状況を判断しながら行っている。
29	印西市	○			地方税法・国税徴収法の定めにより滞納処分を実施している。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			家族構成・生活状況・収入状況を充分調査し、担税力を見極めた上で滞納整理を実施しています。また生活保護者は福祉部門から事務連絡を受けています。
35	山武市	○			差押は、所得や財産があるにも関わらず納付意欲の無いケースに限っており、生活を困窮させる差押は行っていません。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			個別の納税相談において、家族や健康状態等を考慮した対応をしています。相談等がなく、財産を所有している案件は差押も執行しています。
38	栄町	○			
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			滞納者の家庭状況及び滞納原因を聴取する等、状況を把握した上で、関係課と連携しながら納税しやすい方法の相談を行っている。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			生活状況、担税力等を精査し、生活困窮者には、福祉課への相談を促している。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			財産調査や所得調査を綿密に行い、生活困窮とならないよう配慮し、かつ強制的な手段もとらずに滞納整理を行っている。
	県合計	52	0	1	
	%	96.3	0.0	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【住民税】4

No.	市町村名	4. 納税緩和措置(徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止)について、周知徹底し、制度が活用できるようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント4
1	千葉市				市ホームページへの掲載、納税相談窓口にリーフレットを備えるとともに、関係職員に対して研修を実施しています。また、申請や調査に基づき、市税の納付が困難と認められる場合は、納税緩和措置を適用しております。
2	銚子市	○			市HPやチラシ等で周知している他、納付相談窓口で猶予条件にあてはまる方に対しては、制度の利用を促している。
3	市川市	○			納税相談を行う窓口にポスターを掲示するとともに、チラシを設置する等して周知を図っている。
4	船橋市	○			地方税法が改正(注 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号))され、従来の徴収の猶予と職権による換価の猶予に加え、申請による換価の猶予(注 職権によるものと申請によるものとの相違は、別添)が新設されました。これに伴い、当市におきましても平成27年12月に市税条例の改正(注 船橋市市税条例の一部を改正する条例(平成27年船橋市条例第57号) 概要別添)を行い、平成28年4月1日から施行しております。 徴収にあたる全職員に対し、制度に関する研修を実施(注② 研修実績)し、市のホームページにも制度の概要を掲載(注 別添)しております。 加えて、相談カウンターにもパンフレットを設置(確認済)し、該当する可能性のある方に対しては、制度説明を丁寧に行っております。
5	館山市	○			財産調査や納税相談の中で，滞納者の経済状況等の把握に努め，個別に対応している。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			相談を受けた中で随時ご説明しております。
8	野田市	○			納税緩和措置については、市ホームページで周知しており、また、納付相談の中で、必要に応じて個別に案内をしております。
9	茂原市	○			徴収の猶予等については、ホームページに掲載し周知している他、納税相談においても必要に応じて説明しております。
10	成田市	○			納税緩和措置については、広報なりたや市ウェブサイト等を通じて周知しているほか、納税相談時において制度等の該当の可能性について適宜説明しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			徴収猶予・換価猶予に付いてはホームページに掲載したり、納税相談の際に説明を行ったりしている。執行停止については、財産調査を行い担税力が無いと判断した場合には適時行っている。
13	旭市	○			納税相談や財産調査により、執行停止や徴収の猶予を行っています。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			猶予制度について，ホームページに掲載するとともに，窓口にパンフレットを置き，該当すると認められる納税者には説明を行っています。
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談による生活状況の実態に即して対応している。
17	市原市	○			窓口等での納付相談時に説明しており、市ホームページにも掲載するなどして、周知を図っております。
18	流山市	○			
19	八千代市	○			納税緩和措置制度については，ホームページによる周知を図るとともに，納税相談の際には必要に応じ制度を案内し，法令の要件に該当する方については納税緩和措置制度を活用していきます。
20	我孫子市	○			地方税法の一部改正に伴い我孫子市税条例も改正され、徴収猶予及び換価猶予に係る規定の追加が平成28年4月1日施行されたことにより、我孫子市ホームページに「納税の猶予」と題し、徴収の猶予及び換価の猶予について該当要件や申請手続き等を掲載し周知しています。また、収税課の窓口と市内7か所の行政サービスセンターにパンフレットを設置して周知をしています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			納税相談時、該当の可能性がある際には制度の案内等を行っています。
23	君津市	○			君津市ホームページで緩和措置について周知している。また、財産のない滞納者については法律に基づき執行停止をしている。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			失業や病気などで納期限内の納付が困難な方につきましては、納税相談を実施し、生活状況を確認、見直しできるところを指導しながら納税者の公平・公正を図るよう努めています。生活状況の聴取や財産調査を行った結果で、地方税法に基づき執行停止を行っています。
27	袖ヶ浦市	○			徴収の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置については周知が図られるよう努めております。
28	八街市	○			徴収猶予、換価の猶予について、市広報紙及びホームページに掲載し、周知を図るとともに、納税相談における聞き取りを通して該当者への周知に努めている。
29	印西市	○			市HPへの掲載を行い制度の周知を図り実施している。
30	白井市		○		
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			市広報紙及びホームページに掲載して周知を図りました。
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			納税緩和措置については町ホームページに掲載するとともに納税相談においてその内容に応じた対応をしています。執行停止についても、個別相談や担税力調査をもとに実施しています。
38	栄町		○		
39	神崎町	○			
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			納税相談時に制度の説明を行なっている。
44	芝山町		○		一部実施中
45	横芝光町	○			納税緩和措置については、広報誌等で周知している。
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			制度周知について、ホームページ等での情報提供をしている。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町		○		滞納者に対し、自主納付や、納税意識について周知している一方、緩和措置の周知をすることは、納税意欲の低下を招く懸念がある。
	県合計	46	7	0	
	%	85.2	13.0	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】1

No.	市町村名	5. 子どもの医療費助成について通院、入院とも18歳年度末まで、所得制限なく、無料として下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント5
1	千葉市			○	平成29年4月1日現在、全国自治体の約7割が通院・入院の助成対象を中学生以下としている。制度を安定的に運営していくため、財政措置を含む全国一律の制度の創設を国に要望してまいります。
2	銚子市			○	一部負担金300円あり。
3	市川市	○			令和元年8月診療分より、小学校4年生から中学校3年生までの所得制限を撤廃しました。18歳年度末までの拡大については、歳出の増加を伴うことから、引き続き検討してまいります。
4	船橋市			○	現時点で対象の拡大を考えておらず、現行制度(中学校3年生までの入通院助成)の枠組みの中で、安定した制度運営に努めていく。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	平成25年8月から、通院、入院とも中学校3年生まで年齢拡大を図ったところである。(所得制限なし、自己負担200円、全年齢を対象に受給券を発行)
8	野田市			○	子育て支援は、多様なメニューをバランス良く提供していくことが重要であり、野田市では所得制度に位置付けられた地域子育て支援13事業を早くから実施するなど様々なサービスの充実に努めるとともに、子ども医療費助成については千葉県下同一の制度での実施がよいとの考えから県と同様の内容で実施してきました。しかし、各市が厳しい財政事情にもかかわらず子ども医療費助成の拡大を進めていることや千葉県への拡大を要望しつつも実現の見通しが立たないことから、平成27年8月より、中学3年生までの通院・調剤費への助成を拡大し、平成30年8月より、3歳までの自己負担金を無料としました。このように、同じ県内においても地域間に格差が生じていることから、千葉県市長会を通じ県に対して、通院費の助成対象を中学3年生まで拡大することや現行の補助率1/2を2/3に引き上げ、最終的に自己負担金と所得制限を撤廃することとともに、国庫補助事業として国の責任において実施することの国への要請を要望しているところです。
9	茂原市		○		
10	成田市			○	子育て支援策を総合的に判断していく。
11	佐倉市		○		入院・通院とも中学3年生までを対象とし、所得制限を設けず、所得割非課税世帯は無料、そのほかの世帯も自己負担額200円で県の基準に上乗せし、実施しています。
12	東金市			○	一部実施した。本年8月1日より入院について、18歳年度末まで保険適用の医療費について助成する。市民税所得割課税者は一日につき300円を自己負担とし、非課税者は自己負担無料とする。
13	旭市	○			県補助制度に加え、市単独で小学4年生から中学3年生まで通院分を助成している。平成30年度から18歳年度(高校生等)まで対象拡大した。また、所得制限は設けていない。
14	習志野市			○	通院、入院ともに中学3年生までを助成の対象とし、所得制限を設けず、市民税所得割非課税世帯については無料。また、課税世帯については通院1回又は入院1日につき300円をご負担いただいております。自己負担金につきましては、県の基準と同額であり、制度の安定的な運営のため必要であると考えております。今後も引き続き、県や他市町村等の状況を注視してまいります。
15	柏市		○		平成30年4月から見直されている未就学児への医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置により生じた財源は、更なる助成拡大ではなく、他の少子化対策に充てるよう国から求められています。全ての子どもたちが等しく受ける医療費助成は、国による同一水準の助成により保障されるべきであり、引き続き、他自治体の動向を踏まえつつ、中核市市長会等を通じて国における子ども医療費助成制度の創設等を要望していきます。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	子どもに関する医療費助成につきましては、国の事業とするよう千葉県や全国市長会からも要望しておりますことから、その動向を注視してまいり ます
18	流山市			○	現在、所得制限を設けず、市民税所得割非課税世帯を無料とし、通院・入院とも15歳年度末まで助成をしていますが、18歳年度末まで対象者を拡大し無料にすることは考えておりません。
19	八千代市			○	子ども医療費助成制度の助成対象年齢は、平成26年8月診療分から通院・調剤についても、従前の「小学校3年生まで」から「中学校修了前まで」に拡大したところです。現在、市単独事業となっている小学校4年生から中学校3年生までの通院・調剤について、市の財政負担が重いため、県に制度化を要望しています。市民税所得割非課税世帯等については、その状況を勘案し、子ども医療費の自己負担金を無料としていること、また、一般的に医療費は、医療サービスの提供を受ける受診者に一定のご負担をいただくことが原則であることなどから、現時点では対限なしに自己負担金を無料とする考えはありません。
20	我孫子市			○	現在、所得制限を設けず、入院・通院ともに中学3年生までを対象とし、自己負担額は200円としています。小学4年生から中学3年生までの通院と、所得制限を超えた子どもについての助成は、市の単独事業として行っています。厳しい財源の中、今後も制度を安定的に行うためには、市独自の事業拡大は難しい状況です。
21	鴨川市		○		中学3年生(15歳年度末)まで、通院・入院・調剤を所得制限なし及び自己負担なしとしています。
22	鎌ヶ谷市			○	平成26年度から通院・入院ともに対象者を中学生までとしています。所得制限は設けず自己負担は300円です。
23	君津市			○	県の基準や県内市町村の動向を注視したい。
24	富津市			○	有効策の1つとして考えるが、現状では他の子育て支援策の充実・拡充に取り組むことが優先と考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	市単独での事業拡大には限界がありますので、今後の国や県の動向を注視してまいります。
27	袖ヶ浦市			○	平成21年4月から、助成対象を中学生までとしています。所得制限は設けていませんが、一定以上の所得のある方には一部負担を頂くことが制度を維持するため必要であり、無料化は考えておりません。
28	八街市		○		
29	印西市	○			平成29年4月から「高校生等医療費助成制度」を開始し、入院・通院(調剤含む)とも18歳の誕生日到達後の年度末まで助成。所得制限はなく、住民税所得割非課税世帯については全額無料(課税世帯については自己負担金200円を徴収)。
30	白井市			○	現在、市の子ども医療費助成制度については、中学校卒業までの児童を対象としております。市では子育て世代の経済的負担の軽減、子育て環境の充実のため、令和元年8月診療分から所得制限を撤廃したところであり、現時点において対象年齢の引き上げ等、更なる医療費助成の拡大については考えておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		国、県、近隣市町村の動向を鑑み、検討する
33	匝瑳市	○			H30. 10月に助成対象を高校生世代まで拡大。
34	香取市			○	対象年齢を18歳の年度末までに拡充し、自己負担金は入院1日・通院1回200円、調剤は無料としている。
35	山武市	○			令和元年8月から実施します
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		対象年齢の拡大については、県内及び近隣市町の動向や財政状況をみながら検討していきます。
38	栄町	○			平成31年4月より、医療費の助成対象を18歳年度末まで所得制限なく、拡充した。ただし、子ども医療費助成事業と同様「市町村民税所得割課税世帯」においては、医療費は自己負担200円、調剤は無料
39	神崎町		○		
40	多古町	○			平成30年4月より実施済み。
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	市の限られた財源の中で、今後も持続可能な制度として安定的に継続していくため、助成対象は義務教育終了までが一つの区切りと考えています。
43	九十九里町		○		実施に向け検討する。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			平成27年度から高校3年生まで拡充(18歳に到達した年度末まで)。町で実施(児童医療費助成)しているため。
46	一宮町			○	高校3年生まで助成している。住民税課税世帯1回につき300円、非課税世帯無料。町単独事業のため1回300円の自己負担については現状維持でご協力願いたい。
47	睦沢町	○			H29. 8月～所得制限なく無料化
48	長生村			○	平成28年4月から高校3年生まで助成，市町村民税所得割課税世帯は入院1日、通院1回につき300円。それ以外の世帯は無料。
49	白子町		○		H29.8.1より所得制限撤廃を実施，自己負担あり。
50	長柄町	○			
51	長南町	○			H28年度から高校生まで無料とした
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		子ども医療及び高校生等医療費助成に所得制限はない。課税世帯は自己負担額300円。
54	鋸南町		○		15歳年度末までは所得制限をせず助成を実施している
	県合計	12	14	28	
	%	22.2	25.9	51.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】2

No.	市町村名	6. 妊産婦の医療費窓口負担について、助成して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント6
1	千葉市			○	国の基準に基づき妊娠期間中14回，保険診療外にあたる妊婦健診に係る費用の一部を助成しております。医療費の助成については、施策の優先度から現在のところ検討しておりませんが、今後も国の動向に注視してまいります。
2	銚子市			○	市の財政状況から新規の助成は難しい。
3	市川市			○	妊婦に対しては、法令に基づき妊婦健康診査14回分の費用の一部助成、及び産婦に対しては宿泊型産後ケアの実施など、医療費助成以外の他の方面からの支援を実施しており、医療費助成について予定はございません。
4	船橋市	○			妊婦健康診査及び産婦健康診査の費用助成を実施しており、令和元年度から妊婦健康診査は14回分助成額総額が上限98,000円から上限101,000円としました。また産婦への健康診査への助成を平成30年10月から2回総額上限10,000円で実施しました。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国民健康保険被保険者に対して妊婦医療費助成を行った場合には、医療費の波及増による国庫負担金等の減額調整措置が講じられることとなることから、国民健康保険課としては、実施する予定はございません。
8	野田市			○	妊娠・出産に伴う疾患（妊娠中から産後2か月まで）に関しては助成を行っています。
9	茂原市		○		妊婦加算が凍結された背景に妊産婦の医療費助成制度が全国的に整備されていなかったことが挙げられていることから、今後も国の動向を注視していきます。
10	成田市	○			一部助成　妊婦健診については上限1,780円で平成21年より償還払いで助成している。
11	佐倉市			○	現在、妊婦の一般健康診査及び産婦健康診査には費用助成を行っていますが、その他の医療費の公費負担について実施する予定はありません。
12	東金市			○	医療費については保険診療の対象となることから助成を行なう予定はない。
13	旭市			○	国民健康保険加入中の方は、妊娠届出月から出産翌月までの保険適用となる医療費の自己負担額の全額支給あり。
14	習志野市			○	国が検討会を設置して検討中であることから動向を注視してまいります。
15	柏市			○	全国的にも公費助成を実施している都道府県・市町村は少なく，現在のところ予定はしておりません。情報収集等して参ります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	新たに10月から、妊婦健診に加え産婦健診への助成を開始するなど、妊産婦への支援強化を図っておりますが、医療費全般への助成は考えておりません。県及び周辺他市の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	各健康保険制度の利用以外の助成については、現在考えておりません。
19	八千代市			○	妊産婦医療費助成につきましては，現在のところ実施する予定はありませんが，今後につきましては，国及び県内市町村の状況や動向を注視してまいります。
20	我孫子市			○	妊産婦の医療費助成については実施することは難しい状況です。なお、妊産婦の経済的な負担を軽減するため、母体の変化が著しい妊娠期・産褥期の健康管理に必要な妊婦健康診査（14回分、101,000円）、市独自事業として産婦健康診査（2回まで、上限5,000円/回）を助成しています。妊婦健康診査については、昨年度98,000円だったところ、今年度101,000円に増額しています。
21	鴨川市			○	市独自で実施するには難しいため、必要に応じて検討し国の対策に準じたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく
24	富津市			○	現状では保険診療分について一定金額以上は高額療養費制度等対応しており、他の受診者との公平性を勘案する必要がある。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	妊婦健診については、14回分の妊婦健康診査受診票（1人101,000円分）を発行しています。
27	袖ヶ浦市			○	現在、助成の実施予定はありません。今後、国の動向を注視していきます。
28	八街市	○			現在、妊婦健康診査について14回分の健診を公費負担しております。これは、妊娠中の適切な健診の目安（受診頻度）があり、それを十分満たすものとなっております。妊娠初期から23週までは4週に1回で4～5回、24週から35週は2週に1回で5回程度、36週から40週は1週間に1回で4回、合計14回分となります。
29	印西市	○			妊娠中の定期健診（妊婦一般健康診査）については14回分の費用助成を実施している。
30	白井市				現在、千葉県において、妊産婦の医療費窓口負担の助成を実施している自治体はありません。県及び他自治体の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	妊産婦健康診査を医療機関に委託して助成している。（1人14回　合計103,000円）
35	山武市				
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	現在のところ助成の予定はありません。
38	栄町	○			医療機関での妊婦健康診査（計14回）について、令和元年度は101,000円を公費負担している。対前年度費3,000円増額，（県内統一の額）
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町	○			妊婦検診受診票（14回分）を交付している。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	※一部実施　妊婦健診14回分を県下統一の委託単価により公費にて負担し、体調管理や経済的負担の軽減に努めている。ひとり親家庭の父母等へは保険診療分の医療費1,000円を超えた分に対して助成する制度がある。また、所得税等の医療費控除が受けられる対象項目がある。本件は新たな財源確保が必要である。
46	一宮町	○			妊婦健診助成事業を実施している（1回2,000円を上限に14回まで）。
47	睦沢町	○			健診について一部助成　管内統一
48	長生村	○			平成29年4月から1回2,000円/14回を限度に助成。
49	白子町	○			妊婦健康診査費用助成（14回分）のほか、H30年度より妊婦健診で自己負担が発生した場合、2000円上限、14回分を助成。
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		先行事例を収集し検討したい
	県合計	12	5	35	
	%	22.2	9.3	64.8	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】3

No.	市町村名	7. 難病医療費助成(小児慢性特定疾患を含む)にあたって必要な臨床調査個人票(診断書)の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント7
1	千葉市			○	臨床調査個人票(診断書)及び小児慢性特定疾病医療意見書の作成に関する公費助成は検討しておりません。
2	銚子市		○		難病者援護金を平成31年度から休止しているため、新たな制度の創設などは市の財政再建後に検討する。
3	市川市			○	申請窓口が県の保健所となるので、県で対応すべき事項と考えております。
4	船橋市			○	難病医療費助成(小児慢性特定疾患を含む)に必要な臨床調査個人票(診断書)については、法令に基づき提出が定められており、その料金を市で助成する考えはありません。
5	館山市			○	
6	木更津市				回答誤不調整
7	松戸市			○	難病医療費助成については、千葉県の事業となるため、新規の手続きおよび更新の手続きで必要な診断書も県に提出となる。本市においては、その助成を受けている方に対して援護金を支給している。
8	野田市			○	市では、難病疾患で治療を受けている方の経済的負担を軽減するために、難病患者援助金の制度を設けていますので、新たな公費助成は考えておりません。
9	茂原市		○		実施主体等を含めて調査研究していきます。
10	成田市			○	診断書作成料の助成は行っていませんが、添付書類となる住民票、課税証明書の手数料は手数料条例に基づき免除としております。
11	佐倉市			○	難病者等における福祉の増進を目的として難病見舞金を支給しています。
12	東金市			○	県の助成制度であり、それに付随する助成対象の拡大となるため、自治体ごとに対応するものではないと考えます。
13	旭市			○	医療費の一部を給付するため
14	習志野市			○	他市町村の実施例もなく、現在まで導入についての議論等は出ていない状況である。
15	柏市			○	千葉県内でも公費助成をしている市町村は無く，現在のところ予定はしておりません。国において検討課題としていると聞いており，情報収集等して参ります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	指定難病医療費助成制度(小児慢性特定疾病医療費助成制度を含む)は、県の所管事務でありますことから、臨床調査個人票(医療意見書を含む)の作成費用に対し、本市が独自に助成制度を創設することについては予定しておりません。なお、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	難病医療費助成については県で実施している事業であることから、市で助成の予定はありません。
19	八千代市			○	本市では難病者援護金制度がありますが，本制度は難病者に援護金を支給することにより，難病者及びその保護者の経済的負担を軽減し，生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としております。現段階では，診断書料等の助成を行う予定はございませんが，現行制度を活用していきたいと考えております。
20	我孫子市			○	難病等の審査等を行う千葉県でも文書料についての公費助成は行っていません。本市でも臨床調査個人票への文書料の助成制度を創設する予定はありません。
21	鴨川市			○	難病医療費助成は国にて実施されており、県が窓口となりますので今後の動向を注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	他の医療費助成についても、診断書に係る費用は自己負担となっている。特定疾患(難病及び小児特定慢性疾患等)の方に対しては、市独自の制度で入院見舞金を支給している。
24	富津市			○	難病医療費助成窓口が県であり、窓口が複数あると利用者にとって利用しづらい懸念があるため考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	難病医療費助成(小児慢性特定疾患)の手続きは、直接県に行うもので、市では臨床調査個人票に係る診断書か確認ができないので公費助成はできない。また、市単独事業となることから、現在の市財政状況から創設することは難しい。
27	袖ヶ浦市			○	診断書に対してということではありませんが、難病(小児慢性特定疾患を含む)の方には、通院や入院日数に応じて公費助成(見舞金支給)を行っています。
28	八街市			○	医療費助成の相談・申請については、保健所にて受付しており、市では受給者証の交付を受けている方に、見舞金を年2回支給している。
29	印西市			○	難病については県の事業となっており、現在、臨床調査個人票を取得することが困難であるとの訴えもいただいておりません。
30	白井市			○	県の所掌であり、基本的には県が対応すべきものと考えております。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市				
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	他の制度においても、診断料の助成は行っていないため。
39	神崎町		○		
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				指定難病医療費助成については県で対応
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度などの医師の診断書または意見書を交付申請の要件としている他の制度との公平性・整合性を図る必要がある。
46	一宮町		○		近隣の市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	難病医療費助成事業は県事業であるため
49	白子町		○		
50	長柄町				
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		先行事例を収集し検討したい
	県合計	0	9	41	
	%	0.0	16.7	75.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】4

8. がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん）、歯科検診（歯周疾患検診、口腔がん検診）、骨粗鬆症検診を年1回無料で実施できるようにして下さい。

No.	市町村名	実施した実施する	検討する	しない	コメント8
1	千葉市			○	国の指針に基づき実施しているがん検診については、肺がん65歳以上、その他のがん検診及び歯周病検診、骨粗鬆症検診については70歳以上を無料としています。また、非課税世帯には検診費用を免除しています。口腔がん検診については、市で独自に実施している事業につき、受益者負担を一律にお願いしております。
2	銚子市	○			子宮がん検診（対象前年度20歳）、乳がん検診（対象前年度40歳）、歯周疾患検診で実施している。
3	市川市	○			がん検診は70歳以上及び、非課税世帯の方は無料で実施しています。歯周疾患検診は、30.40.50.60.70歳に実施しています。骨粗鬆症健診は検討していません。
4	船橋市			○	歯周疾患検診について健康増進法第19条の2に基づく歯周疾患検診対象者（40,50,60,70歳）に市独自の対策として、歯周疾患罹患の30歳、また、歯周疾患の進行しやすい65歳を加え、名称を成人歯科健康診査として、生涯にわたる歯・口腔の健康支援を図るため実施しています。検診費用は有料（自己負担500円）ですが、生活保護受給の方、児童扶養手当を受給されている方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの65歳の方、70歳の方は無料となっております。料金区分について、変更の予定はありません。骨粗鬆症検診について、骨密度検診としての実施はございませんが、骨粗鬆症予防のため日常生活習慣の改善を促し、健康づくりの推進を図るため、健康増進事業として20歳以上の市民を対象に骨密度測定を行っており、費用は無料となっています。船橋市では健康増進法第19条の2及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「がん指針」という。）に基づき、肺がん検診（40歳以上）・大腸がん検診（40歳以上）は毎年実施しており、胃がん検診（40歳以上）、子宮がん検診（20歳以上）及び乳がん検診（30歳以上）は2年に1回実施しております。検診費用は有料（胃がん検診：胃内視鏡検査（50歳以上）1,500円、バリウム検査（40歳以上）1,000円、その他の検診は各500円）ですが、生活保護世帯の方、児童扶養手当を受給されている方、後期高齢者医療被保険者証または船橋市老人医療費受給者証をお持ちの方及び70歳以上の方は無料です。検診内容、実施回数、料金区分について、変更の予定はありません。
5	館山市			○	がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診は、受益者負担の考えから、原則有料で実施していますが、一部の検診については、検診の種類や年齢等により無料で受診できるものもあります。
6	木更津市			○	木更津市健康増進事業実施要綱に基づき一部負担金を徴収し、運営することが適当であると考えています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、70歳以上の受診者は全額公費負担で実施しています。なお、口腔がん検診は、要綱に規定されていない事業のため、無料で実施しています。
7	松戸市	○			全面的な無料化はしていないが、「75歳以上の方」、「65歳以上で千葉県後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方」、「生活保護世帯の方」、「市民税非課税世帯の方」については、費用の免除を実施しています。
8	野田市			○	国の指針に沿って保健事業を実施しております。非課税世帯の方及び生活保護受給者の方は無料で実施しております。
9	茂原市			○	受益者負担の原則に立ち、実施します。ただし、生活保護世帯は無料とします。
10	成田市	○			一部実施，特定健診は自己負担なし。令和元年度は、胃がん検診（内視鏡）は3,000円、乳がん検診（超音波）は1,000円、歯周疾患検診は500円（70歳以上及び生活保護世帯は無料）の自己負担で実施，
11	佐倉市			○	生活保護世帯、市民税非課税世帯、後期高齢者医療被保険者、70歳以上の方については、無料で受診できることから、現状どおり実施してまいります。
12	東金市	○			肺がん検診を無料で実施している。
13	旭市			○	肺がん検診、歯周病検診、骨粗鬆症検診、口腔がん検診は無料で実施している。
14	習志野市			○	該当年齢の市民に実施しております。受益者負担の観点から一部自己負担していただいております。非課税の方には申請にて自己負担金免除証明の発行を行っております。
15	柏市			○	各種がん検診，歯周疾患検診及び骨粗しょう症検査は受益者負担の観点から自己負担をお願いしています。ただし，70歳以上の方（がん検診のみ）非課税世帯又は生活保護世帯の方，後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は自己負担を免除しています。
16	勝浦市			○	各種がん検診（75歳以上）、歯周疾患検診（70歳以上）について無料で実施済。その他の年齢等については受益者負担の観点から必要と考える。
17	市原市			○	受益者負担の観点から1割程度の御負担をいただくこととしております。
18	流山市			○	後期高齢者医療被保険者証または高齢受給者証の交付を受けている、非課税世帯員、生活保護世帯の方は受診料は無料で、国の指針に基づいた回数で実施しています。
19	八千代市			○	厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）に基づき、検診間隔は年1回（肺がん・大腸がん・胃がん検診の胃部エックス線検査）、2年に1回（胃がん検診の胃内視鏡検査・子宮がん検診・乳がん検診）受診できるよう実施しております。また、歯周疾患検診として成人歯科健康診査を年1回実施しております。口腔がん検診については、指針に示されていないことや、成人歯科健康診査の中で視診の異常が認められ精密検査が必要と判断された場合には、医療受診にて詳細な検査を受けていただくことにより口腔がんの発見が可能となっていることから実施する予定はございません。骨粗鬆症検診につきましては，現在のところ実施の予定はございませんが、イベント内での骨密度検査の実施や、食事や運動等の健康教育の機会を通して、若い時期からの予防の重要性を周知啓発しております。自己負担金については，受益者負担の観点から一部（実質費用の1割程度）負担をお願いしており，無料化は考えておりません。なお，市民税非課税世帯に属する方，生活保護を受給している方，70歳以上の方の成人歯科健康診査については，自己負担金免除となっております。
20	我孫子市	○			高齢受給者証もしくは後期高齢者医療受給者証の適用を受けている方・生活保護世帯等の方・世帯全員が市民税非課税の方は、無料としています。また、乳がん検診、子宮頸がん検診は特定の年齢の方に無料クーポン券を発行しています。
21	鴨川市	○			がん検診については、子宮頸がん検診は21歳、乳がん検診は41歳、大腸がん検診は40歳の方を無料で実施しております。歯周疾患検診については、後期高齢者に対して無料受診券の送付をしており、骨粗しょう症検診については、40歳以上で、市民税非課税世帯と生活保護世帯の方は無料で実施しております。また、健康ポイントシートを提出した方全員に市検診無料受診券を配布しました。
22	鎌ヶ谷市			○	75歳以上及び非課税世帯・生活保護世帯の方は、無料で実施しております。
23	君津市	○			歯周疾患検診のみ自己負担金500円
24	富津市			○	子宮がんは21歳、乳がんは41歳に達する方、肺がんは対象年齢となる40歳以上の方は無料で実施している。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	ひとり親（児童扶養手当受給者）・非課税世帯・生活保護受給者は無料にしています。
27	袖ヶ浦市			○	がん検診、歯科検診については、事業を継続していくためにも費用の一部負担をお願いしてまいります。骨粗鬆症検診については実施予定はありません。
28	八街市			○	がん検診のうち、乳がん及び子宮頸がん検診については、国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、特定の対象者のみ受診無料クーポン券を送付し、自己負担金は徴収していない。
29	印西市	○			乳がん、子宮頸がん検診については、特定年齢の方を対象に無料クーポン券を配布し、無料で検診を受けていただいております。（国補助事業） 対象:子宮頸がん検診20歳、30歳、乳がん検診40歳、 他の検診について、生活保護受給者の方はすべて無料としています。
30	白井市			○	現在は、近隣自治体と同様、受益者負担の観点から自己負担額を設定しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	委託料の1～2割程度の自己負担金を徴収し実施している。一部のがん検診や節目年代の方に関しては無料で実施。
33	匝瑳市			○	肺がん検診は無料。その他がん検診は70歳以上・生活保護世帯無料。歯周疾患検診（特定年齢）は無料。
34	香取市	○			成人歯科検診は、40.50.60.70歳対象に無料で実施している。健康相談にて、骨密度測定を無料で実施している。
35	山武市			○	肺がん検診、成人歯科検診は無料。肺がん以外のがん検診は75歳以上、生活保護者、非課税世帯で申請のあった方は無料で実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町	○			がん検診は特定の年齢の方にはクーポン券を発行し、無料で検診が受けられます。成人歯科検診40歳以上の方は、年1回無料です。妊婦とその配偶者（ママ・パパ歯科検診）は1回無料で受けられます。
38	栄町			○	子宮がん20歳、乳がん40歳、大腸がん40歳及び歯科健診40、50、60、70歳は無料で実施している。
39	神崎町		○		口腔がん検診、骨粗鬆症検診のみ未実施
40	多古町			○	胃がん2,000円、 子宮がん500円、肺がん400円、乳がん500円、骨粗しょう症200円（いづれも70歳以上は無料）歯周疾患 無料
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			歯周疾患検診は実施済み。生活保護受給者は無料です。がん検診、骨粗鬆症検診は受益者負担の観点から無料実施は困難です。
43	九十九里町	○			実施しているが、がん検診は一部負担金あり。
44	芝山町			○	受益者負担は必要と考える
45	横芝光町	○			生活保護受給者は全ての検診が無料で受けることができる，子宮がん検診は20歳の方が無料で受けることができる。
46	一宮町			○	がん検診は年1回実施，一部自己負担金500円。生活保護者は無料。
47	睦沢町			○	一定の受益者負担はしてもらう
48	長生村			○	生活保護受給者は無料
49	白子町		○		がん検診、骨粗鬆症検診は実施，自己負担あり。子宮がん検診は20歳、乳がん検診は40歳の方には無料としている。
50	長柄町			○	
51	長南町			○	生活保護者は無料
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		子宮（20歳）・乳（40歳）・大腸（40歳）・肺がん（レントゲン）検診、歯周病検診（70歳）は無料で実施している，
54	鋸南町		○		胃、乳、子宮、肺がん検診の一部無料化を実施
	県合計	16	4	34	
	%	29.6	7.4	63.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【医療】5

No.	市町村名	9. 40歳未満の住民を対象とした一般健康診査を年1回無料で受けられるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント9
1	千葉市			○	現状では、特定健診は発生リスクの高い40歳以上を対象としており、40歳未満に対象を拡げて実施することは困難と考えております。
2	銚子市		○		「若い世代の健診」(今年度:対象年齢35歳～39歳)として、費用一部負担にて実施している。
3	市川市			○	法令に基づき、特定検診等を40歳以上の加入者に限定して行っているため。
4	船橋市			○	健康増進法第19条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第20条において、健康診査の対象が40歳以上となっていることから、船橋市においては、40歳未満の方に対して健康診査を実施の予定はありません。
5	館山市			○	40歳未満の国民健康保険被保険者に対して、総合検診が受診できる制度を検討しています。
6	木更津市			○	木更津市健康増進事業実施要綱に基づき、30歳代の若年期健康診査を実施していますが、一部負担金を徴収し、運営することが適当であると考えています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯は全額公費負担で実施しています。
7	松戸市	○			健康増進法では40歳以下の健康診査に特に定めがないが、松戸市では35から39歳で国保加入者には無料で、それ以外の35歳～39歳の女性には健康診査を有料で実施している。
8	野田市	○			平成30年度から健康増進と若いうちから健康診査等の習慣を身に付けていただけるよう、国民健康保険の加入者を対象として、年度当初18歳以上の方を対象に若者健康診査を無料で実施しています。
9	茂原市			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施します。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	佐倉市の国民健康保険被保険者の20歳以上で、人間ドックを受診した場合は、費用の一部を助成しています。
12	東金市			○	現行制度の特定健診の受診率向上に努めて参りたい。
13	旭市			○	国民健康保険加入者(35～39歳)については、特定健診を無料で実施している。
14	習志野市			○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき習志野市国民健康保険の40歳以上の加入者、後期高齢者医療制度の加入者に実施しており、40歳未満の市民に実施する予定はありません。
15	柏市			○	健康増進法に基づく健康診査は40歳以上の無保険者が対象ですが、40歳未満の女性の方に子宮頸がん検診(20歳以上)、乳がん検診(30歳以上)を実施しています。受益者負担の観点から自己負担をお願いしています。ただし、非課税世帯又は生活保護の方は自己負担を免除しています。柏市国民健康保険の被保険者で18歳から39歳の方を対象に、生活習慣病の予防を目的とした健診を実施しています。柏市国民健康保険等保健事業利用事業の一環として実施しているため、保健事業利用券(1枚1,000円相当、年間8枚)を利用した助成は、最大8,000円までとなり、差額は自己負担としています。
16	勝浦市			○	成人健康診査として実施済。負担金については受益者負担の観点から必要と考える。
17	市原市			○	受益者負担の観点から1割程度の御負担をいただくこととしております。
18	流山市			○	母子保健法、学校保健安全法または健康増進法に基づいた健康診断や各種がん健診の受診勧奨に努め、現行どおり実施していきます。
19	八千代市			○	40歳未満の方を対象とした市独自の一般健康診査については，現在のところ実施する予定はありません。若い世代から健康に関心を持ち，健診を受けたり健康な生活を維持することは，生活習慣病等の発症予防に重要であると認識しており，若い世代を対象にした健康づくりに関する事業や情報の周知啓発に努めております。
20	我孫子市			○	歯科健康診査においては20歳から実施しています。
21	鴨川市			○	がん検診については、医療保険の種別を問わず実施。一般健康診査は国の制度が40歳以上の方を対象としておりますので、国の制度に準じたいと存じます。また、市では40歳の鴨川市国保加入者に対し、無料で実施しております。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市	○			
24	富津市			○	市独自で18歳から39歳までの方に若年健康診査を特定健康診査と同額の500円で実施している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	国が示している法に基づいた対象としています。
27	袖ヶ浦市	○			30～39歳の住民を対象に健康診査を無料で実施しています。
28	八街市			○	
29	印西市	○			生活保護受給者の方は無料としています。
30	白井市			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施しておりますので、対象年齢の拡大は考えておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	フレッシュ健診と称し、20～39歳の国保加入者に対し、自己負担金を徴収し実施している。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市			○	30歳以上の国保加入者には人間ドックの助成事業を実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	一般健康診査の実施予定はありません。
38	栄町			○	
39	神崎町	○			19歳～実施済み
40	多古町		○		国保人間ドック助成(35歳以上10分の7・7万円助成)
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	一般健康診査の実施予定はありません。
43	九十九里町	○			国保加入者は30歳から実施している。社保は会社で実施している。
44	芝山町			○	受益者負担は必要と考える
45	横芝光町		○		平成19年度までは実施。予防事業として検討したいが財政力不足。
46	一宮町			○	平成29年度から30歳代の健康診査を実施。加入健康保険に関係なく受診出来るが、一部自己負担金1,000円は特定健診と同様。
47	睦沢町			○	20歳～39歳若者を対象として実施，自己負担は徴収している
48	長生村			○	30歳代を対象とした健診を実施している。生活保護者は無料
49	白子町		○		健診を受ける機会のない30～38歳を対象に実施，自己負担あり。
50	長柄町			○	
51	長南町			○	生活保護者は無料
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		ただし、国民健康保険被保険者対象
	県合計	11	6	37	
	%	20.4	11.1	68.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】6

No.	市町村名	10. すべての住民の健康増進と疾病予防のため、加入している医療保険の種別を問わず、住民が健診を受けやすいよう健診項目と体制を整備して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント10
1	千葉市			○	健診については、40歳未満は発生リスクが低いため、40歳以上は健康保険事業者が健診を行うこととされておりますので、実施することは困難と考えております。
2	銚子市	○			胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診、若い世代の健康診査、肝炎ウィルス、骨粗鬆症、歯周疾患健診を実施している。
3	市川市	○			特定健康診査については、平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、市川市国民健康保険加入者(40～74歳)の健診を行っています。75歳以上の後期高齢者医療保険制度加入者については、市が千葉県後期高齢者広域連合の委託を受け、「特定健康診査に準ずる健康診査」として、特定健康診査と同様の検診項目や体制で実施しています。
4	船橋市			○	高齢者の医療の確保に関する法律第20条により、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査の実施が義務づけられていることから、船橋市では保険者として国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施しております。また、健康増進法第19条の2の規定に基づき、40歳以上の住民のうち高齢者の医療の確保に関する法律第20条における特定健康診査の対象とならない方及び同法第51条に規定する方に健康診査を実施しているほか、千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、後期高齢者医療制度の加入者に対して健康診査を実施しており、他の健康保険被保険者に対して健康診査を実施する予定はありません。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応したいと考えております。
6	木更津市	○			30歳代の子育て世代、働き世代が健診を受け易いよう、若年期健診を休日商業施設で実施する他、全国健康保険協会千葉支部と包括的連携協定を結び、被扶養者が市の特定健診を受けることができる環境を整備しています。
7	松戸市	○			健康増進法では40歳以下の健康診査に特に定めがないが、松戸市では35から39歳で国保加入者には無料で、それ以外の35歳～39歳の女性には健康診査を有料で実施している。
8	野田市			○	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査と後期健康診査を実施しており、他の保険者に対しての健診は考えていません。
9	茂原市	○			各種がん検診、骨粗しょう症予防検診及び歯周病検診について、全市民を対象に実施しています。(該当年齢あり)
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	特定健診については、高齢者医療確保法において保険者が40歳以上の加入者に対し実施するものとされておりますので、現状どおり実施してまいります。なお、がん検診につきましては、医療保険の種別を問わず、健康増進法に基づき実施しております。
12	東金市			○	がん検診について、40歳以上(子宮がん検診20歳以上、乳がん健診30歳以上)のすべての住民を対象に実施している。特定健診については、住民が加入している医療保険者に実施が義務付けられているため、すべての住民を対象とした特定健診を実施する予定はない。
13	旭市	○			国保特定健診と大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を同日に実施できる体制をとっている。
14	習志野市	○			がん検診は国が示している検査項目以外も設定し医療保険にかかわらず市民が受けられるよう体制を整えております。なお、健康診査は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しているため実施の予定はありません。
15	柏市	○			健康増進法に基づく健康診査(肝炎ウイルス検査,骨粗しょう検査含む)及びがん検診は、会社等で受ける機会がない市民を対象としています。40歳以上の無保険者に対しては特定健康診査に準ずる柏市健康診査を実施しています。受診者にとって受けやすいよう指定医療機関による個別方式導入し(一部がん検診を除く)、非課税世帯又は生活保護世帯の方は自己負担額を免除しています。
16	勝浦市			○	40歳未満(19歳以上で学生を除く)について成人健康診査として実施済
17	市原市	○			「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各保険者において特定健康診査を実施することが規定されており、本市では、市原市国民健康保険による特定健康診査や千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による後期高齢者健康診査を実施しているところです。
18	流山市			○	特定健康診査や後期高齢者健診、市独自検診など、引き続き受診勧奨に努めて実施していきます。
19	八千代市			○	老人保健法で実施していた基本健康診査は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者に実施が義務づけられた特定健康診査として実施しています。加入している医療保険の種別を問わない健康診査については、40歳以上の住民を対象に成人歯科健康診査を実施しています。また、疾病の早期発見・早期治療を目的として、医療保険の種別を問わず、がん検診等を実施しています。全ての住民が健康に関心を持ち、健康な生活を維持することは、生活習慣病等の発症予防に重要であると認識しており、健康づくりに関する事業や情報の周知啓発に努めていきます。
20	我孫子市			○	国の法律に基づき、健診を実施していきます。がん検診は保険の種別を問わないため、市の検診受診歴がなくても節目年齢の方へ受診券を送付するなど、定期的に周知を行っています。
21	鴨川市			○	健診の対象者につきましては、国の制度に準じたいと存じます。日曜日健診の導入や受付時間の延長、胃がんや肺がん検診など複数の検診が同日に受診できるなど住民が出来るだけ受診しやすいよう利便性を考慮しています。
22	鎌ヶ谷市			○	特定健康診査以外の健(検)診については、加入している医療保険の種別を問わず、実施しています。
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく
24	富津市	○			基本的に国保加入者は特定健診を、他の保険加入者はその保険者の健診を、健診を受ける機会の無い18歳から39歳までは若年健診を実施しており、健診項目は特定健診と同様であるので、体制は整備されていると考えている。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	国が示している法に基づいた対象としています。
27	袖ヶ浦市	○			当市では、若い方の生活習慣病の予防対策、また歯周病の予防対策として、若年健康診査及び成人歯科健康診査を実施しています。当健康診査の対象者は、一部の年齢層に限定されていますが、医療保険者の種別を問わず、全市民を対象とした検診として実施しています。
28	八街市			○	
29	印西市	○			特定健診については、国民健康保険に加入されている方に対して行っていますが、39歳以下の方の健診やがん検診、骨、口腔健診等は保険に関係なく受けていただいております。
30	白井市			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」により被保険者に対して特定健康診査の実施が義務づけられているため、保険の種別を問わずに受けることは困難と考えます。受診しやすい体制に関しては、土日開催や健診時期の見直しを行ってまいりましたが、今年度からは、特定健診及び後期高齢者健診について、個別健診を導入しました。今後も状況に応じて検討してまいります。また、がん検診に関しては、医療保険の種別を問わず受診することは可能としております。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	総合検診として、国で義務づけられている特定健康診査・後期健康診査及び生活保護世帯を対象とした健康診査をがん検診と同時に実施している。
33	匝瑳市			○	
34	香取市	○			がん検診は、医療保険の種別を問わず実施。(胃・大腸・乳・子宮・肺・前立腺)
35	山武市			○	がん検診・成人歯科検診・肝炎ウイルス検診については、加入している医療保険を問わず、市民を対象として実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町	○			がん検診については、集団・個別検診を実施し、受けやすい検診となるよう務めます。
38	栄町			○	国保及び後期高齢者医療加入者については、制度で実施しており、それ以外の医療保険加入者については、加入している医療保険で対応となる。各種がん検診については、加入している医療保険に関わらず受診できる。
39	神崎町		○		
40	多古町	○			がん検診等、医療保険の種別を問わず実施。
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			特定健診は医療保険者が実施することと定められています。その他のがん検診は医療保険の種別を問わず市民を対象として集団及び個別検診を実施しています。また、病院で健診部門の受け入れ体制の充実を図っています。
43	九十九里町	○			肩部レントゲン・かん炎・歯科検診・がん検診・モデル事業(ピロリ菌検査・大腸がんリスク検査・呼吸機能検査)は保険を問わず実施している。
44	芝山町	○			30代健診を実施
45	横芝光町		○		胃・大腸がん検診は医療保険を問わず実施している。一部の社会保険加入団体の健康診断については、当該団体が主体的に別日程を組み、当町健康づくりセンター「プラム」を会場提供し、実施している。住民健診は会場の規模に見合った円滑な実施を十分に考慮する必要があり、国保担当部署や委託事業者との調整が必要となる。
46	一宮町			○	「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健診であるので、国民健康保険加入者を対象としている。がん検診は加入保険は問わない。
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			全住民(該当年齢有)を対象に各種がん検診、骨粗鬆症予防検診、成人歯科健診を実施している。
49	白子町		○		がん検診については保険の種別を問わず実施している。
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			特定健診以外のがん検診等については医療保険に関わらず実施している。
54	鋸南町			○	費用負担が課題、他保険者に費用負担(人件費含む)を求める必要がある。
	県合計	25	4	25	
	%	46.3	7.4	46.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】7

No.	市町村名	11. 特定保健指導以外の保健指導を実施して下さい。(喫煙者、過量飲酒者、非肥満の心疾患血管危険因子保有者への保健指導、要治療者への受療勧奨、介護保険等の特定健診以外のデータを含めた総合的な分析等)			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント11
1	千葉市	○			喫煙者、栄養、疾患、適正飲酒等については、個別相談にて対応しています。必要に応じ医療機関の紹介や健診データに基づき助言をしています。国のデータや健康増進計画の調査等に基づき市民の健康づくりに取り組んでおります。
2	銚子市	○			特定保健指導以外で数値の悪かった方に生活習慣病予防教室の実施及び要治療者への受診勧奨をしている。
3	市川市	○			要治療者への受診:国民健康保険加入者のうち、特定健康診査の結果より、糖尿病の治療が必要と思われるにも関わらず、未治療・あるいは治療中断している者を対象に、医療機関への受診勧奨を実施しております。さらに対象者のうち希望者には、保険指導を実施しております。
4	船橋市	○			高齢者の医療の確保に関する法律第24条により健康診査実施後、特定保健指導対象者に対し、無料で保健指導を実施しています。特定保健指導以外の保健指導についても船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画、船橋市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、慢性腎臓病対策事業・糖尿病重症化予防対策事業・要治療者への受診勧奨事業等を実施しています。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			特定保健指導以外の人も重症化予防として保健指導に取り組んでいます。
7	松戸市	○			保健指導は随時実施している。総合的に分析しての保健指導等は検討しない。
8	野田市	○			相談があった場合、特定保健指導の対象者以外の方にも保健指導を実施しております。
9	茂原市	○			特定保健指導と併せて「重症化予防事業」「栄養健康相談」を実施しています。なお、平成30年度から人工透析への移行を阻止することを目的に「糖尿病性腎症重症化予防事業」を開始しました。
10	成田市	○			専門職による健康相談・健康教育、専用回線による電話相談を行っている。
11	佐倉市	○			健康相談・教育などの保健指導を、保健師・栄養士等の専門職が実施しています。禁煙相談や心の相談など、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行っています。また、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者については、治療に結び付けるよう受診勧奨・保健指導を行っております。また、健康保険課・高齢者福祉課・健康増進課の担当者が集まり、健康に関する情報の共有に努めています。
12	東金市	○			
13	旭市	○			健診結果にて数値が基準値以上の方に、健康相談、各種健康教室を実施している。
14	習志野市	○			特定健康診査を受診した方で血圧の受診勧奨値の方への受療勧奨、糖尿病や慢性腎不全のリスクの高い方への健康相談を実施しております。喫煙やその他の相談も随時実施しております。
15	柏市	○			減酒プログラム(集団・個別)やアルコール悩みごと相談を実施し，飲酒行動改善などを支援している、健康増進法に基づき，柏市健康診査及び骨粗しょう症検査の結果から生活習慣の改善が必要と判断された方に対し，保健師や管理栄養士が個別に相談を受け生活習慣改善のためのアドバイスをする，へるすアップ相談を行っています。
16	勝浦市	○			特定健診会場にて受診者に対して実施，また結果説明会を実施予定
17	市原市	○			特定健診等の結果により、医療受診勧奨の通知、電話相談、家庭訪問、教室、重症化予防保健指導等を行っております。また、市内4か所で健康相談を実施しており、保健指導を受けることができます。引き続き広報紙や市HPなどで周知してまいります。
18	流山市	○			喫煙、飲酒等は健康教育を実施し、相談は随時受け付け対応しています。また、HbA1c高値者への保健指導や受診勧奨等は保健師訪問により実施しています。
19	八千代市	○			特定保健指導以外の保健指導については，本人や家族の申し出により電話や来所，訪問等で実施しているほか，必要に応じ健康講座等を紹介しています。 なお,特定健康診査を受診した人でなくても,健康上の心配がある人に対しては，随時電話等による健康相談を実施しております。
20	我孫子市	○			第2期我孫子市国民健康保険データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者等受診勧奨事業を既に実施しています。また、非肥満の生活習慣病リスクを保有している者への保健指導についても検討中です。
21	鴨川市	○			生活習慣病予防、重症化予防を目的に、保健師や管理栄養士が家庭訪問や面接等を実施するとともに、緊急要精検者等への受診勧奨や保健指導を実施しております。
22	鎌ヶ谷市	○			健康増進法等に基づき、専門職による保健指導を実施しております。
23	君津市	○			
24	富津市	○			特定健診及び若年健診受診者に対し、集団あるいは個別で結果返却をしており、その際には総合的にみた保健指導を実施している。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			健診の要指導者を対象に結果相談会を開催し、要医療で未受診の方には勧奨しています。そのほか専門職が随時相談を受けています。
27	袖ヶ浦市	○			介護保険等のデータは分析できていないが、重症化予防の取組みとして保健指導を実施しています。
28	八街市	○			※一部実施　要治療者への受診勧奨は、特定保健指導該当者以外にも実施している。喫煙者については、現在検討中。それ以外は実施していない。
29	印西市	○			健康づくり相談等を利用して保健指導を実施している他、要治療者の中で、特に数値が高い方に訪問や電話等で受診勧奨を行っています。
30	白井市	○			生活習慣病予防対策として、日ごろから健康相談や健康教室などにて保健指導や健康教育を実施しております。また、特定健診受診者のうち情代謝検査で一定の基準に該当する人、要治療値に該当する人に対し、医療機関への受診勧奨及び保健指導を行っています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			健診後の健康相談・生活習慣病予防教室・女性の健康づくり教室・楽ラク筋トレ教室等の実施
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			糖尿病や高血圧など生活習慣病予防のための保健指導及び定期健康相談等により個々のニーズに応じた保健指導を実施，要治療者には、受診結果に受診勧奨通知を同封して受診を促し、未受診者に対しては、電話により保健指導を実施している。
35	山武市	○			糖尿病予防事業、透析予防事業、健康相談、結果相談会を実施しています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			特定保健指導以外の保健指導については、希望があれば健康相談等で個別に行っています。
38	栄町	○			重症化予防のため、特定保健指導対象者以外の腎臓病予備群者、糖尿病予備群者を対象に保健指導を実施している。また、特定健診の結果、要医療者全てに、受診勧奨を行っている。
39	神崎町		○		
40	多古町	○			糖尿病教室、ヘルシー教室、健康相談の随時実施。
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			糖尿病重症化予防に重点を置き、生活・栄養相談、家庭訪問等で受診勧奨を実施しています。
43	九十九里町	○			特保以外の糖・脂・血圧の有所見者に通知し実施している。また個別勧奨及び再勧奨を実施。
44	芝山町	○			けんこう講演会、重症化予防事業等を実施
45	横芝光町	○			特定保健指導以外、糖尿病重症化予防、高脂血症や高血圧等の健診結果をもとに事後指導を実施している。
46	一宮町	○			国保加入者以外のレセプトデータを知ることは出来ないので、分析は困難だが、希望があれば随時の相談、保健指導には応じている。
47	睦沢町	○			健康相談実施、健診事後指導にて、要治療者への受療勧奨及び健診指導
48	長生村	○			特定健診の結果で異常なし以外の方には、個別指導を実施している。(飲酒・喫煙・食事・運動指導)
49	白子町		○		希望者には個別で健康相談を実施，健康増進、介護予防を目的に運動教室、健幸ポイントを実施している。
50	長柄町		○		
51	長南町	○			希望者には個別相談を行っている
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			個々の検査項目において保健指導判定を受けた者に対し、保健師、栄養士による個別指導を実施している。
54	鋸南町		○		糖尿病性腎症の重症化予防事業を実施している
	県合計	50	4	0	
	%	92.6	7.4	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【医療】8

No.	市町村名	12. 麻しん、風しん発生報告が相次いでいます。「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」の接種率を95%まで上げることで流行を阻止することができます。接種対象者への啓発と地域で偏在など生じることがないよう、ワクチンの必要量を確保して下さい。また、風しんワクチンの第5期定期接種が始まっています。40～57才までの男性へのクーポンの活用など風しん排除にむけたとりくみを強化して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント12
1	千葉市	○			MRワクチンの確保については、国へ要望しております。国の風しんの第5期定期接種に係るクーポン券は6月に発送済です。これに合わせて、市の風しん抗体検査事業、任意予防接種事業についても対象者を拡大しております。
2	銚子市	○			国の方針に基づき、集合契約に参加し、風しんの追加的対策事業を開始した。今年度対象者(昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性)へは、クーポン券を5月末に送付済。ただし、希望があれば、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性へもクーポン券を発行し、風しんの流行を防げるよう、事業を推進する。
3	市川市	○			昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生の者へのクーポン券の発送は、令和2年度となるが、令和元年度に希望する者は発送している。
4	船橋市	○			接種率向上のために、定期接種対象者への個別通知等で啓発を図ってまいります。また、ワクチンの必要量が不足した際には、国及び県と協議して必要量の確保を図ります。風しん第5期定期接種につきましては平成31年4月1日より実施しており、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生の方には5月末にクーポン券を一括発送しております。昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生の方につきましては、令和2年3月末頃の発送を予定しております。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			接種対象者への啓発については、個別通知、ポスター掲示、広報、HP、子育てアプリ等で周知を図っています。ワクチンの必要量の確保については、国の通知に基づき医療機関にご協力をいただいているところです。また、風しん第5期定期接種の40～57歳までの男性の対象者についても、希望があればクーポン券を発行し、風しんの抗体検査及び予防接種が受けられるようにしています。
8	野田市	○			引き続き接種率向上のため健診等において接種状況の確認及び接種勧奨に努めます。ワクチンについては、医療機関での確保量について把握に努めます。風しんワクチンの第五期定期接種について、クーポン発送対象とならない接種対象者からの連絡によりクーポンを発送しています。
9	茂原市	○			未接種者に対し接種勧奨を実施しており、さらなる勧奨の強化に努めていきます。
10	成田市	○			平成30年度のMRワクチンの接種率は1期が101.3%、2期が100%であり、ワクチンの供給に不足は生じていません。第5期の対象者にはすでにクーポン券を発送している。
11	佐倉市	○		○	現在全ての予防接種事業を協力医療機関に委託しており、ワクチンも各医療機関で購入しております。市でワクチンを確保することは難しいと考えておりますが、ワクチンの偏在や不足が生じた場合には、医療機関への調査や市民への情報提供等の対応をしております。また、風しんワクチンの第5期定期接種については、5月下旬に当該世代の初期発送対象者に無料クーポン券を送付しております。
12	東金市	○			麻しん風しん混合ワクチンの接種率は、1期が95%を超えており、2期については、94.4%となっている。今後も接種率向上に努めて参りたい。また、風しんワクチンの第5期定期接種については、40～46歳にクーポンを郵送しており、47歳以上の対象者は、申請により窓口にてクーポンを交付するほか、広報等で周知をしている。
13	旭市	○			MRワクチン未接種者に対し、接種勧奨を実施した、ワクチン確保については、医師会と連絡をとりながら対応にあたっている。成人の風しん予防対策についてもクーポン券の郵送を行った。
14	習志野市	○			必要に応じて市内医療機関のワクチン保有状況を調査し、不足の際に臨機応変に対応できるよう情報収集を行ってまいります。風しんの追加的対策(MR第5期)の対象者に対して、令和元年度発送対象者は6月24日に、令和2年度発送対象者は希望者に随時、クーポン券を発送しております。
15	柏市	○			子どもの接種対象者に対しては、接種時期に限し個別に通知ハガキを送付しています。また、幼児健診や就学前健診等の機会を通して、接種の勧奨を行っています。また、風しんの第5期定期接種の開始を受け、厚生労働省の方針に沿ってクーポン券を発行し、抗体検査及び予防接種を実施しています。第5期定期接種開始に伴いMRワクチンの供給量は増えていますが、ワクチンの偏在が生じた場合は、千葉県や医師会と連携し対応してまいります。
16	勝浦市	○			国の風しん対策事業を実施済。住民への周知・啓発を含め、市HP、広報で周知済
17	市原市	○			麻しん風しん混合ワクチンの予防接種対象者へは、個人通知でお知らせをし、未接種者には接種勧奨通知を行っております。ワクチンにつきましては、在庫状況等を定期的に把握しております。風しん第5期対象者へのクーポン利用の勧奨並びに妊娠希望者等への風しん予防接種費用助成の周知をしてまいります。
18	流山市	○			ワクチンの供給量については、今回の第5期定期接種にあたり国が体制を整え実施していますが、県や実施医療機関を通じ把握に努めていきます。より多くの対象者に受けていただけるよう、今後も周知に努めていきます。
19	八千代市	○			麻しん風しん(MR)混合予防接種の接種勧奨については、乳児相談事業、幼児健康診査、市ホームページ、広報等で勧奨する他、2期については未接種者に勧奨ハガキを郵送しており、今後も引き続き接種勧奨に努めます。ワクチンの必要量確保については、県が調整機能を担っていることから、本市としましては、県と連携を図り必要量を確保できるよう努めてまいります。風しんの抗体検査及び予防接種法に基づく風しんの第5期定期接種は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象としておりますが、医療機関の混雑等を避けるため、令和元年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、クーポン券等を送付しております。今後も、ホームページや広報紙等で周知勧奨を図ります。
20	我孫子市	○			子どもの予防接種においては、適切な時期に接種できるよう対象者への個別通知や広報等で啓発し、未接種者には個別通知により勧奨しています。県が県内のワクチン在庫量等管理しており、市内でワクチン不足等が生じた場合は県に報告・要望しています。40～57歳の男性に対し、抗体検査を無料で受けられる無料券を全対象者に個別通知を行うとともに広報等で啓発を行い、抗体検査及び予防接種の勧奨をしています。市では引き続き状況を把握し、市内医療機関等と連携を図り、定期接種の対象者が医療機関に接種を受けられるよう努めていきます。
21	鴨川市	○			風しん第5期定期予防接種については、対象者に向けてクーポンを発送しています。抗体検査及び予防接種が多くの方に実施していただけるよう周知活動に取組んでいきます。
22	鎌ヶ谷市	○			接種対象者への個別勧奨を実施。必要時、市内のワクチン流通状況調査を実施、県に報告、対応方要望することとしております。40～47歳の男性に、4月クーポン券を個別通知。48～57歳の方は申し出により対応。
23	君津市	○			
24	富津市	○			接種対象者へはすでに無料クーポン券を郵送し、抗体検査を促し、抗体価が低い場合予防接種を受けていただくことになっている。なお、ワクチンについては年齢で区切り3年で完了を目標としており、必要量が確保されていると考える。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			幼児健診や個別通知でMRワクチンの未接種勧奨をしています。国や県の通知により必要時、各医療機関のワクチン在庫等の把握をしています。風しんの第5期の無料クーポン券の発行のほか、妊娠を希望する女性等には任意接種の助成金を負担しています。
27	袖ヶ浦市	○			H30年度94.0%の接種率でした。就学時健診等での啓発を継続してまいります。第5期定期予防接種対象者へのクーポンの活用等を取り組んでおります。
28	八街市	○			麻しん発生予防のため、麻しん風しん混合の予防接種の接種率95%を目指し実施しております。ワクチンの確保については、現在のところ不足の状況はなく、問題なく流通しております。今後も対象者にあらゆる場面での接種勧奨を検討しています。また、風しん第5期についての取り組みは、国の示すスケジュールに則り、順調に進められております。
29	印西市	○			健診時及び予防接種実施状況の個別送付などにて接種勧奨を行っている。また、ワクチン不足時には、市内のワクチン在庫状況を把握し、接種希望者がスムーズに接種できるよう、情報提供を行っている。風しん第5期の定期接種については、該当者にクーポン券を発送するなど周知啓発を進めている。
30	白井市	○			対象者へは個別通知にて啓発し、未接種者への再勧奨を実施しています。接種希望者が接種できるように市内医療機関の在庫状況を情報収集したり、県と情報を共有していきます。風しん第5期については国の実施に向けた手引きに則り実施しており、40～57才までの男性については希望者にクーポンを発行し活用していただいています。さらに風しん第5期の対象外の人には風しん予防接種の費用助成を行っております。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			H30年度MRの実施率は1期94.2%、2期99.1%である。実施率を高めるため、広報紙等での啓発や未接種者に対して電話等で個別の勧奨を図っている。また、子ども園・学校・医療機関等の関係機関との連携も強化し実施率を高めている。任意の風しんの助成や第5期の定期接種への取組も推進している。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			ワクチンの必要量については、必要に応じて関係機関に要請する。風しんの第5期定期接種については6月から実施している。
35	山武市	○			風しんについて、国の追加的政策に基づいて、クーポン券を発送しました。市内医療機関と連携し周知を図っています。対象者の利便性を考慮し、特定健診会場でも検査が受けられるようにしています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			乳児相談や幼児健診等あらゆる機会に予防接種、ワクチンは、現在不足の情報はありません。風しんワクチン第5期接種については、対象者にクーポンを送付し、対策の強化に務めます。
38	栄町	○			平成30年12月13日付けで、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。これにより町では、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に2022年3月末までの3年間に限り、風しんの抗体検査・予防接種を無料で受けられるようにしている。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			実施中。
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			風しんワクチンの第5期定期接種によるクーポンを送付。さらに千葉県が実施する風しん抗体検査において抗体価が低いと判断され、ワクチン接種を受けた者(妊娠希望者とパートナー)に対して補助を実施。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			未接種者への個別勧奨を実施し、啓発している。(平成30年度接種率は1期109.5%、2期93.5%)ワクチンの必要量確保については、需要と供給のバランスを図みつつ、ワクチン製造業者における効率的かつ効果的な取り組みや接種対応医療機関における効率的かつ積極的な確保が必要と考える。風しんの第5期定期接種については、国の通達に従い、対応している。
46	一宮町	○			第5期定期接種の全国の統一の集合契約だけでなく、管内医師会との独自契約も締結し、対象者の利便性を向上させている。また、県の抗体価検査事業で対象となった者へ予防接種費用の5,000円の助成を行っている。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			未接種者に個別通知し勧奨を行っている。ワクチン不足などで供給体制が必要になった場合は、県へ要望していく。風しんワクチン第5期定期接種の今年度クーポン対象者に個別通知、それ以外の対象者には、広報とHPで周知を図っている。
49	白子町	○			第5期定期接種対象者に対しクーポンを配布している。ワクチンの効率的な活用のため、抗体検査を受け、抗体が低い場合のみ、無料でワクチン接種を実施している。
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			契約医療機関で確保。風しんワクチンの第5期定期接種については、今年度対象者へクーポン券を送付済み、町広報誌にて周知を行っている。
54	鋸南町	○			法に基づき第5期風しん予防接種を実施している
	県合計	53	1	1	
	%	98.1	1.9	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【自治体病院】1

No.	市町村名	13. 自治体病院を開設する市町村等においては、夜間・救急、周産期・小児医療など、住民のいのちと健康を守る砦として存続・充実を図ってください。また、自治体病院を有しない市町村においても「いつでも、どこでも、誰でも」が安心して必要な医療が受けられるよう、体制の整備・充実を図って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント13
1	千葉市	○			
2	銚子市		○		救急受入は、平日の外来診療時間帯と火曜日、水曜日の週2日実施している(平成30年7月から試行的に市立病院を主治医とする患者について平日夜間並びに土日及び祝日の救急受入を開始)。 市立病院の基本コンセプトとしては、医師会と協議・連携しながら夜間分担システム(輪番制)の確立を目指している。
3	市川市	○			市民の健康と安全を守るため、医療体制の整備・充実を医療機関とともに図っている。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			救急医療体制の充実を図るため、二次救急を担う救急告示病院に対し、救急医療事業運営費の補助を行った。
6	木更津市	○			公益企業団が運営する病院の構成市として、地域医療体制の充実のために取り組んでいます。
7	松戸市		○		地域の実状に応じた、医療体制の整備・拡充に努めます。
8	野田市	○			野田市には、自治体病院はありません。休日当番医、夜間当番医、急病センター、24時間救急医療体制を整備しております。
9	茂原市		○		関係機関と検討を進めていきます。
10	成田市		○		地域医療の充実を図るため、救急医療体制等の整備に対し、負担や助成をしており、今後もこのような形での支援を検討します。
11	佐倉市	○			印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、佐倉市薬剤師会にご協力いただき、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所を運営しております。
12	東金市	○			東千葉メディカルセンターは、救急医療及び急性期医療を軸とした地域の中核的な医療機関としての役割を果たしており、引き続き地域医療機関との相互連携を強化し、急性期から回復まで切れ目のない医療提供体制の充実を図ります。
13	旭市	○			
14	習志野市		○		医療の供給体制は、県が保健医療計画に基づき整備を進めております。本市としては急病診療所の運営など、今後も一次救急医療体制の充実を図ってまいります。
15	柏市		○		「市立柏病院のあり方」に関する答申で示された同病院に期待される役割，将来像の実現に向けて，経営基盤の強化や医療体制の整備・充実を図ってまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			休日夜間の診療機関として、市営急病センターを365日開院しており、同センターの診療時間外は、市内病院の輪番制で診療体制を確保しております。
18	流山市				
19	八千代市	○			本市では，救命救急センター，総合周産期母子医療センターの指定を受けた東京女子医科大学八千代医療センターを中核病院として充実した質の高い医療体制が整備されており，年間を通じて小児を含め24時間対応可能な救急医療体制を確保するとともに，危険性の高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療が提供されております。今後もこれらの医療体制を安定的に継続できるよう努めてまいります
20	我孫子市	○			市内の6救急病院と「第二次救急医療運営事業に関する協定」を、隣接市にあるJAとりで総合医療センターと「小児救急医療対策事業に関する協定」を締結し、市民が必要な医療を受けられるよう体制の整備・充実を図っています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			自治体病院は有しません。安心して医療にかかれるよう、通常業務を通し医師会と連携、総合病院の協議会において医療内容の充実等を要望、市内及び近郊の医療機関情報を提供しております。
23	君津市	○			
24	富津市	○			君津地域の基幹病院である君津中央病院企業団に対し、四市で負担金を支出し存続・充実を図っている。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			当市は自治体病院を有しませんが、休日夜間急病診療所を開設しているほか、広域的な小児初期急病診療所の運営に参加しています。
27	袖ヶ浦市	○			本市は、自治体病院を有していないが、君津地域医療圏域の救急医療体制として、一次救急・二次救急は、君津木更津医師会の医療機関、また周産期や小児医療を含めた三次救急は、君津中央病院がその役割を担っており、市民が安心して必要な医療が受けられる医療体制は、確保されています。
28	八街市	○			自治体病院はありませんが、広域的な急病診療所の運営に参加している。
29	印西市	○			自治体病院はありませんが、広域的な小児初期急病診療所の運営に参加するなど、可能な範囲で休日・夜間の診療や救急医療体制の確保に努めております。
30	白井市			○	自治体病院を有しない市として、可能な範囲で休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持できるよう努めてまいります。
31	富里市				該当なし
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			国保小見川総合病院を建替え、最新の医療提供環境を整えるとともに、市立病院として９月１日開院を予定している
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			小児科・成人の夜間、休日急病診療については、管内市町と協力し充実に努めます。
38	栄町				
39	神崎町		○		
40	多古町		○		夜間、救急、小児は実施済。周産期は、産婦人科なし。※充実を検討する。
41	東庄町	○			周産期を除く
42	大網白里市	○			患者サービス向上を目的に地域医療の拠点として医療体制の整備充実を図ってまいります。
43	九十九里町	○			東千葉メディカルセンターに設立団体会議等で要請します。
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		夜間・救急については、医師不足の中、他病院から派遣を頂き存続し拡充を図っているところだが、周産期・小児医療までは医師が確保できない状況にある。
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		長生病院　7市町村
48	長生村		○		広域的な検討をする。
49	白子町		○		長生広域市町村圏組合を中心に検討されている。
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		病院及び構成市町と協議し、検討する。
54	鋸南町		○		指定管理者を定め病院運営を実施している
	県合計	28	19	4	
	%	51.9	35.2	7.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】1

No.	市町村名	14. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を創設・拡充して下さい。特に住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者へ配慮して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント14
1	千葉市	○			第7期介護保険事業計画においても、継続して独自減免を実施しております。
2	銚子市	○			軽減した保険料設定となっている。低所得者に対しては保険料基準額に乗じる割合を 第1段階 0.375→0.3 第2段階 0.625→0.55 第3段階 0.725→0.65 に低減し配慮している。
3	市川市	○			介護保険料は市独自の減免要綱を定め、平成13年度から減免を実施しており、減免割合は最大90%です。
4	船橋市	○			
5	館山市	○			介護保険条例で生活困窮者等に対する減免規定を設けている
6	木更津市			○	低所得者への配慮の観点から負担能力に応じた保険料を設定しています。
7	松戸市	○			
8	野田市	○			世帯が著しく生活に困窮している場合、申請により介護保険料の一部を減額する制度を条例で規定しています。
9	茂原市			○	既に実施しておりますが、真に生活に困窮している場合に限り適用しているものであり、拡充することは考えておりません。
10	成田市	○			災害等によるもののほか、貧困その他の事由により、生活が著しく困窮している場合も対象としています。(減免率:50%～100%)
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		介護保険条例の減免規定により、保険料の減免基準を設けており、本人や家族等の申し出により、個別に減免を行っています。
13	旭市	○			旭市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱により実施しています。
14	習志野市			○	減免制度については、「習志野市介護保険料減免取扱要綱」を制定し、適正に実施しております。
15	柏市	○			市民税非課税世帯のかたを対象に減免制度を設けています。拡充については，減免額を充当する財源確保が必要となることから，予定していません。
16	勝浦市	○			勝浦市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要領について平成13年10月に制定済みである
17	市原市			○	市独自の減免制度を設けております。介護保険料段階が第1から第3段階までの住民税非課税の被保険者(生活保護受給者を除く)のうち、経済的理由により保険料を負担することが困難な方の保険料額を減額し、負担軽減を図っております。
18	流山市	○			平成20年10月8日施行の「流山市介護保険料の徴収及び減免の基準に関する規則」により対応しています
19	八千代市			○	平成27年度からの第6期介護保険事業計画期間3か年において，国は社会保障・税一体改革により，低所得者保険料の軽減強化を拡充しました。本市でも国の動向を踏まえ，所得段階に応じたよりきめ細かな保険料段階の設定を行ったところです。また，平成27年度から一部実施されていた低所得者に対する保険料の軽減について，令和元年度より対象者および軽減幅の拡大をしております。
20	我孫子市	○			市町村独自の減免制度を既に創設し、介護保険料の減免を実施しています。
21	鴨川市			○	国の介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に基づき、平成27年4月から所得の低い方を対象として軽減している。
22	鎌ヶ谷市	○			介護保険条例に基づき適正に処理しています。低所得者対策について、保険料段階第1段階の乗率の引き下げを行っています(0.5→0.45)。
23	君津市			○	国の制度に準ずる考えである。(低所得者に配慮した保険料設定をしている。)
24	富津市			○	国の保険料軽減強化は行っており、介護保険料の増から被保険者の負担の増につながりうるため、現状市独自の減免は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			袖ケ浦市介護保険条例・袖ケ浦市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱により、低所得者の負担軽減を図っております。
28	八街市		○		
29	印西市		○		現在、2019年10月からの消費税増税を財源に、低所得者に対する介護保険料の引き下げが実施されているところであり、今後の国の動向について、注視していきたいと考えています。
30	白井市	○			介護保険料改定時に低所得者の保険料率を基準料率よりも低く設定した。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	低所得者への対応として、既存の「南房総市介護保険料減免取扱要綱」により対応しています。国の制度に準じた取扱いとしています。
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の低所得者保険料軽減負担金制度により行っているため、市独自では考えておりません。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	既に、所得段階別に保険料を設定しており、低所得者層の負担増軽減のため、9段階(10区分)を設定しているため。なお、令和元年度から第1段階から第3段階まで保険料の軽減を行っている。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	現行制度(低額所得者保険料軽減制度)で対応。介護保険制度で生活困窮者等に対する減免規定を設けている。
41	東庄町	○			「東庄町介護保険料減免取扱要領」により対応しております
42	大網白里市	○			低所得者に対する保険料の軽減を実施しています。
43	九十九里町		○		近隣市町村の動向をふまえつつ、介護保険料に与える影響を考慮し、検討を行います。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	所得に着目した減免については「横芝光町介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱」に基づき行っている。
46	一宮町			○	第6期介護保険事業計画から保険料の多段階化 (7段階⇒9段階)で低所得者対策を実施しているが、市町村独自ではない。
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			低所得者保険料軽減費負担制度は、国・県・村ですでに行っているため。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	22	6	26	
	%	40.7	11.1	48.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】2

No.	市町村名	15. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。 ① 低所得者に対する独自の利用料減免制度を創設・拡充して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント15
1	千葉市			○	社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業をすでに行っており、本制度の周知に努めたいと考えております。
2	銚子市			○	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担の軽減の制度で対応。
3	市川市	○			収入が低く生計を維持することが困難と認められた方が居宅(介護予防)サービス等を利用した場合、利用料減免制度として、利用者負担額の1/2を助成しております。
4	船橋市	○			居宅サービス費に係る自己負担分の40%を助成。
5	館山市			○	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を設けています。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市	○			野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担額軽減事業の実施に関する規則に基づき、民間事業者のサービスに係る単独軽減制度を実施しています。
9	茂原市			○	国の制度については実施しておりますが、市独自の減免については考えておりません。
10	成田市			○	介護保険の利用料に対する負担額は、高額介護サービス費の支給制度により、所得に応じて負担額が軽減されております。また、生計困難者に対する社会福祉法人が実施する利用料の一部減免制度についても、対象法人が増加しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	低所得者に対しては、社会福祉法人等によるサービスの利用料減免を実施しており、厳しい財政状況のなか、実施は考えていません。
13	旭市			○	市単独では財源の確保等が厳しいので実施しません。
14	習志野市			○	すでに低所得者の負担軽減策として、施設入所者等への食費・居住費等の補足給付や社会福祉法人等による利用者負担軽減等の対策を講じており、市独自の利用料の減免は考えておりません。
15	柏市	○			平成13年度から，低所得のかたを対象に柏市独自に負担金助成をしています。なお利用できるサービスを拡充しています。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	介護保険制度において所得に応じた利用料の減免が図られているため、予定しておりません。
18	流山市			○	所得状況に応じ3段階の負担割合となっているため新たな制度の創設は考えていません。
19	八千代市			○	低所得者に対する利用料減免及び利用限度額の上限を超えた分の助成は，国の施策の範囲内で対応ができるものと考えているため，独自の施策の創設は検討してございません。
20	我孫子市			○	生計困難な方には社会福祉法人による利用者負担軽減による制度で支援しています。
21	鴨川市			○	国の介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に基づき、平成27年4月から所得の低い方を対象として軽減している。
22	鎌ヶ谷市			○	介護保険法において利用料の軽減制度があるため、独自の利用料減免制度の創設予定はありません。
23	君津市		○		認知症対応型共同生活介護の家賃等助成事業の実施を検討中である。
24	富津市			○	介護保険料の増から被保険者の負担の増につながりうるため、現状市独自の減免は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			袖ケ浦市介護保険居宅サービス利用者助成金交付要綱を定めて実施しております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市	○			現在実施している低所得者に対する助成制度の事業者への周知に努めていきます。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	社会福祉法人等による生活困難者に対する利用料の減免制度を設けています。財政的な問題から現行制度での対応を考えております。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	現行の制度で対応します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	低所得者に対しては、1か月の利用者負担が高額になった時に、高額介護(介護予防)サービス費の支給で対応しているため。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	現行制度で対応する。
41	東庄町			○	介護保険制度においては『高額介護サービス費』『高額医療合算介護サービス費』『特定入所者介護サービス費』が制度で定められ、低所得者に対する減免が図られておりますので、町独自での減免については考えておりません
42	大網白里市	○			高額介護サービス費の支給などについて、利用者負担段階の設定を実施しています。
43	九十九里町		○		近隣市町村の動向をふまえつつ、介護保険料に与える影響を考慮し、検討を行います。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	第7期介護保険事業計画では減免制度の創設拡充は計画していない
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			介護保険利用者負担額助成事業実施要綱により、村民税非課税世帯には自己負担額の1/2を助成(H21.4より)
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	10	6	38	
	%	18.5	11.1	70.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【介護保険】3

No.	市町村名	15. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。 ② 利用限度額の上限を超えた分については独自で助成して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント16
1	千葉市			○	要介護認定後、状態の変化等により、限度額の上限を超えるサービスを要するようになった場合は、認定の区分変更申請による適切な要介護認定を実施することで、対応可能と考えております。
2	銚子市			○	利用者の要介護状態区分に応じた適切なサービスを提供し、自立を支援する観点から、支給限度額を設定されている。(超えた分を税で助成することは、納税者の理解が得られない。)
3	市川市			○	在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供する観点から、要介護度毎に区分支給限度基準額が設定されていますので、本市独自の助成は、考えておりません。
4	船橋市			○	市独自助成をする考えはありません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	上限を超える場合は現段階より介護時間が必要と考えられるので、介護認定の変更申請を促していく。
8	野田市			○	限度額を超えたサービス利用については、介護保険制度の趣旨に照らして、助成する予定はありません。
9	茂原市			○	適正なケアプランに基づいたサービス利用においては利用限度額を超えるケースはほぼないと考えます。
10	成田市			○	介護保険の利用限度額については、社会保障制度ですので、全国一律の基準で行われることが望ましいと考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	厳しい財政状況のなか、実施は考えていません。
13	旭市			○	市単独では財源の確保等が厳しいので実施しません。
14	習志野市			○	「上乗せサービス」については、その財源は第1号被保険者の保険料よりまかなうこととされており、一般会計(独自財源)からの繰入れはできません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	利用料については、介護保険制度の中で費用負担が決まっており、市独自財源で実施する考えはない
17	市原市			○	介護保険料の上昇等、新たな財源の確保が必要となることから考えておりません。
18	流山市			○	公平性の観点から独自助成は考えていません。
19	八千代市			○	低所得者に対する利用料減免及び利用限度額の上限を超えた分の助成は，国の施策の範囲内で対応ができるものと考えているため，独自の施策の創設は検討してございません。
20	我孫子市	○			基準単位を超えた居宅介護サービス費に対して「居宅介護支援事業」の助成制度があります。
21	鴨川市			○	国で介護度別に1ヶ月のサービス利用限度額が定められており、担当ケアマネージャが適切に給付管理をしています。また、上限を超えた部分は全額自己負担となりますので、そうならないために生活状態を見ながら工夫を凝らしたサービス提供につなげられるよう事例検討等を通じ、ケアマネ業務の資質向上に向けた研修に取り組んでいる。
22	鎌ヶ谷市	○			訪問介護の利用料に限り、要介護1は8,800円、要介護2は10,560円を市独自に上乗せしています。
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく。
24	富津市			○	介護保険料の増から被保険者の負担の増につながりうるため、現状市独自の減免は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、介護サービス利用にあたって、自己負担額を除く保険給付費については、国等の公費及び介護保険料から支出となっております。このため、市独自で助成することは考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	利用額限度を超えた部分については介護保険制度に基づいた給付対応となります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	財政的な問題から現行制度での対応を考えています。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	給付適正化の観点から、限度額以上の助成は行っておりません。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	介護認定区分を無視する形となり、適正化の観点からも適当でないため。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	現行制度で対応する。
41	東庄町			○	独自の助成を実施するためには、財源が必要となり、結果として町民の経済的負担が増加してしまいます。介護保険制度は財源とサービスのバランスを考慮して策定された制度のため、独自での補正は考えておりません
42	大網白里市			○	独自助成は困難です。
43	九十九里町			○	自宅で介護を受けている要介護3から5の方の非課税世帯に、申請に基づき介護用品給付券の交付を行っております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	第7期介護保険事業計画では利用限度額を超えた分の助成について、減免制度の創設拡充は計画していない
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	高額介護サービス助成制度が既にあるため。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	2	3	49	
	%	3.7	5.6	90.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】4

No	市町村名	15. 介護を必要とする人が安心して介護を受けられるように次のことを行なって下さい。 ③ 2割負担、3割負担になった利用者の実態を把握して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント17
1	千葉市	○			毎月、月末時点の2割・3割負担者の人数について把握を行っています。今後も引き続き2割・3割負担者の推移について、実態把握に努めてまいります。
2	銚子市			○	2割以上の負担者は200人程度であり、本市の高齢者上位所得者5%が該当。現在、苦情や相談はない。
3	市川市			○	利用者数については把握可能ですが、介護サービスの利用は介護等により異なるため、全ての把握は難しい状況であります。
4	船橋市	○			2割負担導入時に、市内の居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設、グループホームを対象にアンケート調査を実施しました。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市		○		データ抽出等について、現在検討中です。
9	茂原市			○	国が定めた方法により、適正に決定しております。
10	成田市			○	月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、一定以上の所得がある全ての方の負担が2倍又は3倍になるわけではありません。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		事業所との会議等において、意見を聴取しています。今後も機会を捉えて把握していきます。
13	旭市	○			
14	習志野市			○	介護保険法に基づき、被保険者の所得に応じた負担をしていただきます。
15	柏市		○		
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	介護保険の制度設計を行う国が主体となって把握すべきと考えます。
18	流山市	○			流山市介護支援専門員連絡会や高齢者なんでも相談室との連携会議において把握に努めていきます。
19	八千代市		○		今年度実施する高齢者等へのニーズ調査等を活用し，把握に努めてまいります。
20	我孫子市	○			令和元年7月1日時点の2割負担者は9.6%、3割負担者は6.8%です。
21	鴨川市	○			令和元年6月現在、2割負担の方は79名、3割負担の方は60名となっています。
22	鎌ヶ谷市	○			ケアマネージャー等から聞き取りしています。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市			○	実態の把握が困難なため。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	利用者2割・3割負担導入に伴うサービス利用を控えるなどの実態把握はしておりません。この2割・3割負担の導入につきましては、一定の負担能力のある方のみに適用になるものであり、また、無制限に2割・3割を負担するするものではなく、高額介護サービス費による負担上限が適用になります。このことにつきましては、利用者負担の公平性の観点から導入されたものであり、市といたしましては今後の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市	○			2割負担者及び3割負担者の人数等の把握はしています。
31	富里市		○		
32	南房総市		○		実態把握に努めます。
33	匝瑳市	○			令和元年5月末時点の2割負担者は、2.7%で、3割負担者は、1.7%。
34	香取市			○	
35	山武市			○	利用者からの相談時、個別に対応しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		負担割合証発行の際、チラシ同封。事業者の会議等において聴取、
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		実態把握について検討します。
43	九十九里町		○		実態の把握に努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		
46	一宮町	○			負担割合証発送時にチラシを同封したり、広報やホームページに掲載し周知している
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	2割負担になり介護サービスの負担が一定以上増えた方は高額介護サービス助成費に該当しているため。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			徴収時や介護サービス利用時に生活困窮等の実態がないか把握している。
54	鴨南町		○		
	県合計	15	20	19	
	%	27.8	37.0	35.2	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】5

No.	市町村名	16. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を早急に行なって下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント18
1	千葉市	○			第7期介護保険事業計画に基づき特養は、560人分整備します。 小多機については平成37年度を視野にすべての日常生活圏域に1か所以上、早期に整備されることを目指します。
2	銚子市		○		地域包括ケアシステムの構築に取り組み、在宅生活を支えるための必要な基盤整備を進めていく。
3	市川市	○			事業計画に基づき計画的に整備を進めております。特別養護老人ホームについては平成30年度～令和2年度の3ヵ年で定員100名の3施設を整備予定です。
4	船橋市	○			特別養護老人ホームは、第6期介護保険事業計画に基づき、2月に増築を伴わない増床として1施設を整備し、定員は7床増えており、令和元年10月にはさらに新設1施設80床が開設する予定となっております。また、第7期介護保険事業計画に基づき、新設2施設200床の選定を終え、今後90床を再公募する予定です。 小規模多機能型居宅介護事業所は、平成31年4月現在市内に10事業所あり、登録定員の合計が258人となっております。
5	館山市	○			第7期介護保険事業計画に基づき、整備を勧めます。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市	○			第5期及び第6期シルバープランに基づき、施設整備を行いました。第7期期間中は、特別養護老人ホームについては、待機者数の推移及び介護人材の充足を見据え施設整備を検討します。また、地域密着型サービスに位置付けられた施設整備については、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の待機者数の推移を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応します。
9	茂原市	○			第7期計画に基づき計画的に整備を図ります。
10	成田市	○			第7期介護保険事業計画に基づき、整備を進めてまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			第7期介護保険事業計画において計画した特別養護老人ホームやグループホームについて公募を実施していきます。
13	旭市	○			H30年度地域密着型介護老人福祉施設を1箇所整備済
14	習志野市	○			習志野市第7期計画に基づき、事業所の新規整備を進めています。
15	柏市	○			第7期柏市高齢者いきいきプラン21に基づき，需給状況等を勘案しながら，必要な介護サービスの基盤の整備を進めています。
16	勝浦市	○			平成28年度にグループホーム1ユニット(9人)を整備。平成29年度に小規模多機能施設を公募したが応募なし
17	市原市	○			介護保険事業計画に基づき、施設等の整備を行ってまいります。
18	流山市	○			計画を前倒しで実施しています。
19	八千代市	○			第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)の整備目標としましては，特別養護老人ホーム1施設50床，小規模多機能型居宅介護を3事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所としております。
20	我孫子市	○			市計画に基づき施設整備を実施しています。
21	鴨川市		○		利用者ニーズの把握や推移を予測して検討します。
22	鎌ヶ谷市	○			第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間(平成30年から令和2年)において、特別養護老人ホーム140床の整備を進めています。
23	君津市	○			介護保険事業計画に基づき、施設、在宅とも整備を進めている。今年度は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を支援し、併せて事業者の公募を実施する。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			第7期介護保険事業計画に基づき、広域型特別養護老人ホームと定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所運営事業者に対し、本年度開設に向けた施設整備に係る支援を行っています。 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営事業者の公募を実施しています。 小規模多機能型居宅介護事業については、今年度4月から6月にかけて公募を実施しましたが、応募事業者がおりませんでした。引き続き整備を進めるため、再公募を実施します。
28	八街市	○			第7期事業期間において、特養120床増床、小規模多機能型居宅事業所を今年度建設予定。
29	印西市	○			特別養護老人ホーム(100床)新規整備手続中。
30	白井市	○			高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を実施しました，第7期計画期間(2018年度から2020年度)中における、施設整備の予定はありません。
31	富里市	○			
32	南房総市		○		昨年度事業計画に基づき、運営事業者の公募を行いましたが、応募がありませんでした，地域の実態把握に努めます。
33	匝瑳市			○	介護保険事業計画に基づき、整備していく。
34	香取市			○	特別養護老人ホームの状況の把握を行う。
35	山武市	○			特別養護老人ホームを令和2年3月に新規開設予定です。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町		○		第8期介護保険事業計画策定の際に、事業者の整備計画について検討する。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			既に整備済等の施設のほかに、第7期計画に整備予定がない。
41	東庄町			○	平成30年3月に広域型特養(60床)が新設
42	大網白里市	○			現計画期間において特別養護老人ホームと看護小規模多機能型居宅介護の整備を実施しています。
43	九十九里町		○		入所待機者や利用者の状況、近隣市町の施設整備動向をふまえつつ、検討を行う。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			特養は平成30年度に開設済み。小多機は令和元年度に整備予定
46	一宮町	○			第6期介護保険事業計画にて特養60床整備。30年3月に開設。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			平成29年度開設(地域密着型特養)
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町	○			第6期介護保険事業計画中に特養1施設整備済
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	40	10	4	
	%	74.1	18.5	7.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】6

No.	市町村名	17. 要介護認定者に対する「障害者控除」認定については、認定基準を明確にし、市民や介護支援事業所などにも広報し、担当者が住民に対して適切にアドバイスできるように徹底して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント19
1	千葉市	○			「障害者控除」対象者認定については、認定基準を定めて実施しています。また、市ホームページへの掲載や介護保険料納入通知への記載のほか、要介護認定等結果通知書の送付時に案内文を同封し、周知に努めております。
2	銚子市	○			障害者控除の対象者には、要介護認定等結果通知書に文書を同封している。
3	市川市	○			
4	船橋市	○			障害者控除対象者認定につきましては、平成19年度に新たな認定基準等を制定いたしました，市民の皆様へは、広報ふなばし、市ホームページ、介護保険・高齢者福祉ガイド、市民便利帳、市税ハンドブック、介護保険給付費のお知らせに掲載する等様々な手段でお知らせしているところです。また、電話や窓口でのお問い合わせにおきましては、申請の方法や認定の目安等を説明し、申請書を送付するなど、申請を促しております。今後も多くの方にご利用いただけるよう、周知に努めて参ります。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市	○			認定基準は策定済です。今後、ケアマネジャー等に周知する予定です。
9	茂原市	○			対象者には個別通知により制度の説明をしております。
10	成田市	○			認定基準を要綱で定めています。確定申告前に広報誌、市ホームページに掲載しており、ホームページから申請書がダウンロードできます。また、居宅介護支援事業者には会議等の際に周知しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			認定書の発行について、広報やホームページにより周知し、またケアマネ会議の場でも周知を図っています。
13	旭市	○			高齢者支援連絡会議(ケアマネ等関係者会議)の場で周知及び、市のホームページに掲載しています。
14	習志野市	○			広報及びホームページにて周知しています。
15	柏市	○			介護保険結果通知に送付の際に対象者にパンフレット送付をしています。市ホームページにも制度の周知を実施済みです。
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			「市原市障害者控除対象者認定に関する規則」に基づき、主治医意見書及び認定調査票において、基準に該当した方に認定書の交付をしております。対象者への周知につきましては、広報紙や市ホームページへの掲載に加え、認定結果通知とともに個々に制度のお知らせをするなど、周知を図っております。
18	流山市	○			認定決定通知や広報にて案内しています。
19	八千代市	○			要介護の認定の結果を通知する際に同封する書面において，所得税・住民税の障害者控除の対象になる障害者の要介護度，身体状況等の基準を明らかにしています。また，障害者控除については，広報紙及びホームページにも掲載し，周知しています。長寿支援課の職員は，障害者控除の対象になる要介護者について理解していますので，問合せがあった時は適切に対応しています。
20	我孫子市	○			要介護認定結果通知書に障害者控除の案内を同封しています。更新の案内を実施。
21	鴨川市	○			「障害者控除」認定につきましては、税務担当課と連携し、広報すると共に市民に対して適切にアドバイスをします。
22	鎌ヶ谷市			○	6か月以上の寝たきり状態で複雑な介護を必要とする人は特別障害者として認定しています。
23	君津市	○			要介護1以上を対象としている。制度の周知については、要介護認定決定通知の際に案内文を同封している。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			袖ケ浦市介護保険制度における障害者控除対象者認定要綱で認定基準を定めております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			障害者控除認定については、介護認定資料の医師意見書に基づき一定の基準により判定しています。また、制度の周知につきましては、個々に介護認定等結果通知書と併せ文書にて通知しています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			要介護認定結果通知への資料の同封や市ホームページに掲載し、制度の周知に努めています。
33	匝瑳市	○			確定申告前に広報紙、市ホームページに掲載しています。またチラシを作成し、新規申請の際に配布している。
34	香取市	○			香取市要介護認定者に係る障害者控除対象者認定交付要綱による。
35	山武市	○			市広報やホームページに掲載し周知を図っています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			要介護認定者に対して決定通知と併せて障害者控除の案内通知を送付して案内をしています。
38	栄町	○			
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			認定済被保険者に通知しています
42	大網白里市	○			市広報、HPのほか、介護認定の更新のお知らせにチラシを同封し、制度の周知を実施しています。
43	九十九里町	○			町広報紙とホームページに内容や申請方法等について掲載しています。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			広報での周知と対象者への個別通知を行っている。
46	一宮町	○			負担割合証発送時のチラシの同封や、広報の掲載やホームページによる周知。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			広報や介護給付費通知書に申請書を同封して案内通知をしている。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			HPに掲載
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			介護事業所の集団指導などの際に周知を図るよう努める。
54	鋸南町	○			
	県合計	51	2	1	
	%	94.4	3.7	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】7

No.	市町村名	18. 介護保険料の滞納を理由に給付制限をしないで下さい。給付制限を受けている被保険者の実態を把握して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント20
1	千葉市	○			制度の維持には、保険料の確実な収納が不可欠であり、保険料を納付した方との公平性を図る観点から給付制限はやむを得ないものと考えています。なお、低所得の方には、保険料を低く設定していることに加え、保険料の減免措置を実施しており、その負担の軽減に努めているところです。 なお、給付制限を受けている被保険者の人数は定期的に把握しており、今後もその推移については実態把握に努めてまいります。
2	銚子市			○	介護保険法(第66、67、69条)の規定どおり給付制限を実施。(負担の公平性の観点)
3	市川市	○			給付制限は、納付者と滞納者との公平性確保の観点から実施しております。
4	船橋市			○	法令に基づき給付制限を実施。
5	館山市			○	公平性を保つため、給付制限は必要と考えます。
6	木更津市			○	現在給付制限を行っていない。
7	松戸市			○	現在、実際に給付制限を受けている被保険者はおりませんが、制限を行う際には、対象者の生活状況の把握に努めるよう検討していく。
8	野田市			○	介護保険料は、国民の共同連帯の理念に基づき、事業に要する費用を公平に負担し、制度の主たる財源の1つとして、被保険者全員が負担能力に応じて負担するものです。被保険者間の公平性の確保、制度の安定的な運営等に欠かせないため、介護保険法を遵守します。
9	茂原市				納期限内に納付した方との公平性の観点から、一定の給付制限は必要と考えます。
10	成田市			○	保険料収納が制度の根幹であり、被保険者間の負担の公平という観点からもなされるべきであり、また、生計困難者には、保険料の減免制度もありますので、ご理解をお願いします。
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		被保険者間の負担の公平を図るために、給付制限は必要と考えています。なお納付相談により、分納納付・誓約等の対応を行い、給付制限にならないようにしています。
13	旭市	○			公平性を保つために、給付制限は必要と考えます。
14	習志野市			○	介護保険制度は、被保険者が相互の保険料を負担しあうという社会保障制度の考え方によって成り立っており、被保険者間の負担の公平を図るため、被保険者の実態を把握したうえで給付制限をいたします。
15	柏市			○	給付制限が実施されるまでに文書や，電話，場合によっては面談や訪問を行い給付制限にならないよう納付催告を実施しています。
16	勝浦市	○			現在、給付制限者はないが、保険料滞納者については納付を促している
17	市原市	○			給付制限は、保険料滞納者に対して適用されるもので、介護保険法第66条及び第69条に規定があります。相互扶助の理念から負担の公平を図る上で必要なものと考えます。給付制限を行う前には予告を行い、それに対する相談に訪れる方のお話しを伺う中で生活困窮がうかがえる場合は生活保護申請相談を行うよう案内したり、負債を抱えている状況を把握した場合は法テラスの案内を行う等、状況に応じた対応を行っております。
18	流山市			○	制度の維持や公平性を保つために法に基づいた対応となります。
19	八千代市			○	介護保険料の滞納者に対しましては，督促・催告時に注意喚起し，状況等を聞き取ることにより実態を把握しております。給付制限は，介護保険法に定められており，同法に従い行っています。
20	我孫子市			○	保険給付の制限は、介護保険法第66条等で規定されていますが、分納勧奨に応じているため、実際の給付制限者はいません。
21	鴨川市			○	介護保険料を滞納状態が続きますと、未納期間に応じ給付が一時差し止めになったり、利用者負担が4割になります。しかし、災害や失業等の特別の事情がある場合は随時ご相談にのり、介護サービスの利用につながるよう努めています。
22	鎌ヶ谷市			○	介護保険法に基づく措置です。平成30年度給付制限を受けた被保険者はいません。
23	君津市			○	国の制度に準ずるが、対象となる者には分割納付等の対応も行い完納するよう促している。
24	富津市			○	他の被保険者との公平性の観点もあるため、給付制限をしないことは考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	介護保険は、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度の考え方によって成り立っている中で、保険料を滞納している者が、一方で保険給付を受け続けることは、介護保険制度の趣旨に反し、他の被保険者の納付意欲を減退させることなどから、給付制限はやむを得ないものと考えます。 また、給付制限を受けている被保険者の実態把握に関しては、給付制限措置前に、滞納された事情及び災害その他の政令で定める特別の事情が認められるかの確認を行う際に把握しております。
28	八街市			○	
29	印西市			○	被保険者間の公平性が損なわれるため
30	白井市	○			介護申請時に滞納状況を確認し、滞納がある場合は分納誓約や納付依頼を行い、極力給付制限にはならないようにしていますが、不能欠損の処理に伴い、給付制限を行うこととなります。
31	富里市			○	
32	南房総市	○	○		公平性の観点から給付制限は必要と考えます。給付制限にならないよう、制度の周知に努めるとともに、分割納付等の勧奨に努めます。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	給付制限にならないように、納付相談等を実施。
35	山武市			○	公平性の観点から、納付相談により対応しています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	完納者に不公平感を抱かせるようなことは適当ではないと判断するため。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	給付制限を受けている被保険者なし。制限を行う際は対象者の実態を把握し検討する。
41	東庄町			○	納付期限内に納付した方との公平性を保つため、一定の納付制限は必要と考えます
42	大網白里市		○	○	公平性の観点からやむを得ないものと考える。実態の把握については検討します。
43	九十九里町		○		給付制限は法の規定により原則的に行うが、利用者のおかれている状況等により柔軟に対応しています。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	給付制限はルールどおり、実態把握についても行う。
46	一宮町	○			悪質滞納者については、給付制限を実施するが、納付相談等を実施し、現在給付制限は行っていない
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	公平性・平等性の観点から必要である。滞納状況に応じ、分割納付等の対応をしている。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	納付している方との不公平を是正するため
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			給付制限はしているが、生活困窮等の実態がないかを確認している。
54	鋸南町	○			
	県合計	13	6	36	
	%	24.1	11.1	66.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】8

No	市町村名	19.「介護予防・日常生活支援総合事業」はチェックリストの導入による振り分けのみの一律的な対応はせず、申請者すべてにこれまでの要介護認定申請の手続きを継続して下さい。			
		継続する	検討する	しない	コメント21
1	千葉市		○		要介護認定申請・基本チェックリストの運用については、先行自治体の状況をふまえて検討しているところです。
2	銚子市	○			申請者の希望に沿った申請手続きを行っている。
3	市川市			○	相談を受けた際は、総合事業及び要介護認定、一般介護予防事業等についての説明を行った上で、どの手続きが必要なのか振り分けの判断を行っており、一律的な対応はしていない。
4	船橋市			○	基本チェックリストにより総合事業対象者を把握する理由は、簡便に迅速なサービス利用を可能にするためである。なお、相談に来られた方には、介護認定と総合事業のいずれも説明のうえ、本人の意思と選択に基づき、サービスに繋いでいる。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	市民の方から相談を受けた場合に、明らかに要支援・要介護認定申請が必要な方は、要介護(要支援)認定を申請していただきますし、そうでない方には介護保険制度及び総合事業について説明の上、基本チェックリストの実施に同意いただけた場合において、基本チェックリストを実施しております。あくまで、十分に説明させていただいた上で、市民の方の意向を第一に優先しております
8	野田市	○			新規で総合事業を希望する方には、要支援要介護認定申請を受けていただくようにお願いをしています。ただし、利用者の中には、要支援要介護認定申請をせずに、基本チェックリストのみで利用したいという方もおります。その場合にのみ基本チェックリストでの受付をしております。
9	茂原市				認定申請を基本として、実施しております。
10	成田市			○	基本チェックリストの活用は、認定審査を省略できるため、サービス利用までの時間を短縮することができ、利用者側のメリットもあることや費用の効率化を図る上でも必要であると考えます。ただし、住宅改修や福祉用具貸与、訪問看護等のサービスを希望される方には、これまで同様、要介護認定を受けていただきます。
11	佐倉市			○	
12	東金市	○			申請者の方には、介護認定申請の手続きをご案内しています。
13	旭市			○	申請者の心身の状況やニーズに合わせ、要介護認定申請またはチェックリストの何れかを実施します。
14	習志野市			○	必ず全員に申請のご案内を行った上で手続きの選択をしていただいています。
15	柏市	○			
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			本人や家族の状況や希望を聞きとったうえで必要な手続きを案内するよう努めております。
18	流山市			○	本人のニーズに応じてチェックリスト又は要支援認定の手続きにより必要な事業やサービスに繋げていきます。
19	八千代市			○	介護サービス(介護予防・日常生活支援総合事業を含みます。以下同じ。)の利用を希望される方に対しては、従来の要介護(要支援)認定の申請を案内しています。介護サービスの利用を希望される方がチェックリストを望んでいない場合は、これを案内することはございません。
20	我孫子市	○			チェックリスト希望者や明らかにチェックリストの判断の方が有益な場合は、チェックリストの対応を行います。
21	鴨川市	○			引き続き要介護認定調査の結果に基づき、必要があればチェックリスト等でご本人様の状態や専門職のアセスメント等により「介護予防・日常生活支援総合事業」に結び付けます。
22	鎌ヶ谷市	○			申請者の意思を尊重します。
23	君津市		○		チェックリストは現在使用していないが、素早くサービスに繋げることができるという利点があるため、活用方法について今後検討をしていく。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	要介護認定は、申請から認定結果が出るまでに1カ月程度を要しますが、チェックリストでは窓口等においてのチェックを実施した結果により総合事業対象者として認定することができるため、サービス利用希望者にとっては結果が出るまでの時間が短縮されることによる利点はあると考えております。そのような利点があるものの、本市においてはチェックリストによる判断は限定的なものとなっております。窓口相談受付時に、相談の目的や希望するサービスを聴き取り、明らかに要介護認定が必要な場合や、予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合など、申請者に要介護認定申請の希望がある場合が多く、制度について充分な説明を行ったうえで要介護認定申請の手続きを行っております。
28	八街市			○	本人・家族の意思に基づき進めます。
29	印西市		○		当市では、相談時に独自のアセスメントシートを活用し、介護申請も必要性について検討しております。今後も全ての方に介護申請手続きをするのではなく、総合事業創設の趣旨も踏まえ、アセスメントを十分に行ったうえで、介護保険申請につなぐかどうか判断してまいります。
30	白井市			○	総合事業によるサービスを希望される方については、利用者の利便性を鑑み、チェックリストによる事業対象者の認定手続きを提案しています。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			当市では現在申請者全てにこれまでどおり要介護認定申請を受付け、認定の結果「非該当」となった方に対してのみ、チェックリストを導入しています。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市	○			相談内容により最適と思われる場合はチェックリストを利用していますが、申請者の希望があれば要介護認定申請も受け付けております。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町		○		
38	栄町		○		
39	神崎町		○		
40	多古町			○	相談の段階で、アセスメントを実施し、判断している。
41	東庄町			○	本人のサービス利用希望の内容により、チェックリスト・要介護認定申請の両方から選択していただくようにしています
42	大網白里市	○			要介護・要支援に該当しない場合にチェックリストを実施しています。
43	九十九里町	○			
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			チェックリストを使用せず、本人の状況や生活環境等を面接し、認定申請を受けている
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	相談の段階で十分なアセスメントを専門職員が行っており、すべてを申請する必要性がないため。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			従来どおり要支援該当と思われる方に対し、要介護認定申請の手続きを実施
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	21	10	22	
	%	38.9	18.5	40.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】9

No.	市町村名	20. 軽度者への「介護予防・日常生活支援総合事業」は利用者の実態を把握して、専門家のアセスメントと必要な介護が受けられるようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント22
1	千葉市	○			従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様のケアマネジメントを順次、実施しております。
2	銚子市	○			利用者の状態に応じて、必要なサービスが受けられるよう対応している。
3	市川市	○			総合事業は高齢者サポートセンターの職員等が利用者の実態を把握した上で、自立支援に向けたプランを作成しサービス利用に繋げている。
4	船橋市	○			総合事業のケアマネジメントは、地域包括支援センターのケアマネジャーによるアセスメントにより、生活実態を把握し、必要に応じて専門職によるアセスメントを行うとともに、適切なサービスの導入に繋げている。
5	館山市		○		
6	木更津市	○			必要としているサービスに応じ、専門職による適切なサービスが受けられるよう実施しています。
7	松戸市	○			総合事業対象者は、要介護(要支援)認定を受ける方より、身体状況として軽度の方と言えると思いますが、利用していただく訪問介護と通所介護のサービス事業者は、要支援1・2の方の介護予防給付のサービス事業者と同様です。また、介護予防ケアマネジメントのプロセスに基づき、その方が地域において自立した日常生活を送れるように支援するもので、その方の実態は十分把握した上で必要なサービス、回数などのケアプランを立てております。
8	野田市	○			総合相談の一環として、適切な介護が受けられるよう実施した。
9	茂原市	○			包括支援センターやケアマネージャーによるアセスメントが行われています。
10	成田市	○			総合事業の対象者は、地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、サービスを利用することになります。利用者の心身の状況等に応じた適切なケアマネジメントが実施できるよう、今後も研修等の充実を図るとともに、利用者の実態を把握しながら体制を整備してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			専門家のアセスメントと必要な介護が受けられるよう対応しています。
13	旭市	○			利用者の実態に適する介護サービス等の提供に努めています。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにおいて、適切なアセスメントを実施し、必要なサービスにつなげております。
18	流山市			○	訪問型サービスにおける身体介護など有資格者が適する場合は当該事業者から提供しますが生活援助など資格を有しないでものでも提供可能なサービスについては、多様な事業主体の中から本人のニーズに応じて提供していきます。
19	八千代市	○			「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用者については，必要な支援が受けられるよう，地域包括支援センターの専門職がアセスメントを行っています
20	我孫子市	○			従前どおり、ケアマネージャーがアセスメントを実施し、サービスの調整を行います。
21	鴨川市	○			引き続き上記のとおり、福祉総合相談センター等の専門職等のアセスメントにより適切に「介護予防・日常生活支援総合事業」に結び付けます。
22	鎌ヶ谷市	○			実態把握に基づきます。
23	君津市			○	専門家によるサービスに加え、その他多様な主体によりサービスを提供できるよう、体制の充実について検討をしていく。
24	富津市			○	
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			介護予防・日常生活支援総合事業では、サービスの利用に当たり、地域包括支援センターの専門職が利用者の状況を把握しアセスメントを行い、必要なサービスへ結びつける、といったケアマネジメントを実施しています。 提供するサービスについては、従来相当サービスに加え、今後は多様なサービスを創設・提供することとなりますが、いずれも専門職によるアセスメントをおこない、ケアマネジメントを実施していきます。
28	八街市	○			
29	印西市	○			地域包括支援センターの専門職による適切なアセスメントを実施したうえで、必要な支援が受けられる体制を整えておりますが、今後も継続してまいります。
30	白井市	○			介護予防・日常生活支援総合事業は現行制度と同等のサービスを提供しています。また、アセスメントについても地域包括支援センターの管理下で実施されています。
31	富里市	○			
32	南房総市		○		非該当者へは、地域包括支援センターが訪問し、チェックリストをかけてアセスメントを実施している。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			地域包括支援センター等のケアマネジメントにおいて、アセスメントを行い適切なサービスが受けられるよう図ります。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	
38	栄町		○		現在、地域包括センターにてアセスメントを実施している。
39	神崎町		○		
40	多古町	○			地域包括支援センター職員(専門職)によるアセスメントを実施、適切なサービス給付を提供している。
41	東庄町	○			総合事業該当者に関しては、専門資格を持った町地域包括支援センター職員がケアマネジメントを担当しております
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		実態把握に努めます。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			地域包括支援センター等のケアマネジメントにおいてアセスメントを行い適切なサービスが受けられるように図ります。
46	一宮町	○			緩和型サービスを開始したが、状況に応じアセスメントにより移行出来ない場合は現行サービスを提供している
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			サービスを実施している。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			事業対象者は介護支援専門員(ケアマネージャー)がアセスメントし、必要に応じて通所型サービス、訪問型サービスの利用につなげている。
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	40	9	5	
	%	74.1	16.7	9.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】10

No.	市町村名	21. 地域包括支援センターの体制の充実を図って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント23
1	千葉市	○			圏域ごとの高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センター(千葉市あんしんケアセンター…)職員の専門職配置数を141人から143人に増員しております。
2	銚子市	○			市内3圏域に地域包括支援センターを設置。
3	市川市	○			各高齢者サポートセンターの実情を踏まえ、職員の配置数を増やす等、体制の充実を図っている。
4	船橋市	○			平成30年3月に策定した第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、「前原」、「塚田」、「二和・八木が谷地区」を担当する地域包括支援センターを平成31年4月1日付けで新たに開設し、相談体制の充実を図った。
5	館山市	○			平成28年度より地域包括支援センターは3ヶ所となりました。
6	木更津市	○			研修等の受講などに配慮しています。
7	松戸市	○			高齢者人口3,000人以上6,000人未満の専門職3人配置である地域包括支援センターの人員を3人から4人へ増員させております。
8	野田市	○			高齢者人口の増加に対応するため、平成30年4月1日付けで新たに地域包括支援センター…を1か所設置したほか、平成30年度からは委託している各地域包括支援センター…の職員数を1名増加して4名体制とし、体制の充実を図りました。
9	茂原市	○			H31.1.1より直営が担当していた茂原圏域を委託し、基幹型として直営包括を地域包括支援室として残しております。
10	成田市	○			平成30年10月に、西部南圏域を成田地区と公津地区に分割し、公津地区に西部西地域包括支援センターを新設しました。令和元年10月には、東部地域包括支援センター大栄支所を新設し、中央圏域の再編を行います。
11	佐倉市		○		
12	東金市		○		地域包括支援センターが担う役割や業務量に応じた体制整備について、適宜検討していきます。
13	旭市	○			直営は基幹型を担い、委託型地域包括支援センターを2ヶ所増設し、3ヶ所でセンター業務を行っている。
14	習志野市	○			国の基準を基本に、第1号被保険者数に応じた配置をするとともに国の基準を超えた場合の増員も行っている。なお、30年度に引き続き、生活支援体制整備事業と認知症地域支援推進員事業推進のための人員についても配慮した。
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			平成31年度から地域包括支援センターを3箇所増設するとともに、各地域包括支援センターの統括・総合調整等を行う基幹型地域包括支援センター…を市役所内に設置しました。
18	流山市	○			平成31年4月に中野久木に北部西高齢者なんでも相談室を新設しました。
19	八千代市	○			地域包括支援センターは，法令及び条例に基づき，各センターに，保健師及びそれに準ずる者1名，社会福祉士及びそれに準ずる者1名，主任介護支援専門員1名の計3名を配置することが規程されております。当市においては，平成29年度に，1センターあたり高齢者人口2,000人に対し，専門職1人を配置すること，かつ4名以上は配置することとし，各センターに専門職を1名増員いたしました。また，平成30年度から認知症地域支援推進員及び第2層生活支援コーディネーター業務を併せて委託したことにより，各センターに専門職を1人増員し，相談体制の強化を図っております。
20	我孫子市	○			高齢者人口の多い我孫子地区に、我孫子南地区高齢者なんでも相談室を今年12月に開室する予定です。
21	鴨川市	○			本市では、高齢者の相談に加え、障害者、子ども等の枠組みにとらわれず、関係機関と連携して家庭での困りごとについて相談を受けると共に、専門職の適切なアドバイスを実施しています。
22	鎌ヶ谷市	○			平成29年度に地域包括支援センター職員を増員しました。
23	君津市	○			平成28年4月に地域包括支援センターを直営1か所から、新たに2か所のセンターを委託により開設したことで計3か所となりセンターの充実を図った。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			地域の高齢者人口を考慮しながら必要に応じて地域包括支援センターの整備及び体制を強化する
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターが担う業務は今後ますます増加していくことが予想されています。 本市では平成25年度に「ながうら地域包括支援サブセンター」、平成27年度に「ひらかわ地域包括支援サブセンター」を開設し、地域包括支援センターの体制の充実を図り、地域包括ケアの推進に努めています。
28	八街市	○			H29.10.1南部包括支援センター開設
29	印西市	○			
30	白井市	○			地域包括支援センターについては、平成29年度から3箇所に拡大し実施しています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			市内2か所,内房地区,外房地区設置，ブランチ(在宅介護支援センター)7か所設置
33	匝瑳市		○		
34	香取市	○			
35	山武市	○			直営の包括支援センターに加え、平成28年度に1か所、平成30年度に1か所設置しました。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町		○		
38	栄町		○		来年度1名増員を検討。
39	神崎町		○		
40	多古町	○			直営1か所。介護予防、多職種連携などを実施。
41	東庄町		○		現状3職種(主任ケアマネ・保健師・社会福祉士)・人員とも充足しております
42	大網白里市		○		人員確保が課題です。
43	九十九里町	○			地域包括支援センターの人員を1人増員いたしました。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			平成30年度職員1名の増
46	一宮町	○			地域包括ケアシステムを構築する為に認知症施策の推進や介護予防の推進を行っている
47	睦沢町		○		
48	長生村	○			
49	白子町		○		
50	長柄町	○			平成27年に体制の充実を図ったため、3職種がそろっている。
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町				人事については執行部
	県合計	41	12	0	
	%	75.9	22.2	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】11

No.	市町村名	22. 補足給付の対象から外れた入所者について、施設利用が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、自治体として必要な対策を講じて下さい。また、外れた利用者の実態を把握して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント24
1	千葉市			○	在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を図る観点から負担軽減の対策については考えておりません。
2	銚子市			○	平成27年度の制度改正は、所得及び資産の状況等をしん酌したものであり、補足給付の対象から外れたことで施設入所が継続できなくなることは考えにくい。
3	市川市			○	国が「特例軽減措置」の制度を実施しているため、本市独自での対策は考えておりません。
4	船橋市			○	補足給付の対象については、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を高めるために国が示した基準で見直しが行われているので、今後の国の動向を注視してまいります。本来、必要なサービス量は、ご本人の身体状況や介護者の支援状況等を確認し、自立支援に向けたものとして決定されますが、ケアプランを作成するケアマネジャーからは、経済的な理由でサービス利用ができない等の相談は届いておりません。
8	野田市			○	国により、負担増の激変緩和の配慮措置として、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定するよう公益社団法人全国老人福祉施設協議会などの関係団体に対して協力依頼しております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	保険給付費が高騰しており負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	厳しい財政状況のなか、実施は考えていません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	預貯金等の負担能力がある場合には、補足給付の対象外とし、一定の公平性を確保するために改正されたものと理解しております。
18	流山市			○	制度の維持や公平性を保つために法に基づいた対応となります。
19	八千代市			○	補足給付の支給要件に別世帯の配偶者の所得を勘案することとしたのは，在宅で暮らす方及び保険料を負担する方との公平性を更に高める趣旨からです。これまで配偶者と別世帯であったことで補足給付のあった方は，第2段階が多数でした。補足給付の対象外となって増加する負担は，1日当たりの食費が990円，居住費が470円です。介護保険法施行規則第83条の5第4号に規定する要件に該当しない市民税課税世帯であれば，ご負担いただくことが可能な水準と考えています。また，補足給付の対象外となったことを理由として特別養護老人ホームを退所されたというような実態は，本市に届いておりません。
20	我孫子市			○	制度改正の趣旨に鑑み、現在は対策をとる予定はありません。
21	鴨川市		○		補足給付の対象につきましては、国の制度の基づき、「激変緩和による配慮措置」を行います。また、外れた利用者の把握に努めます。
22	鎌ヶ谷市			○	介護保険制度において、特例的に第3段階とする制度が設けられているため独自の対策は考えていません。
23	君津市			○	国の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	介護保険料の増から被保険者の負担の増につながりうるため、現状市独自の減免は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、制度を維持していくためには負担の公平化を図ることが必要です。負担の公平化を図るための措置に対して、市独自で助成することは考えておりません。また、平成28年8月の見直し(非課税年金勘案)によって第2段階から第3段階になった入所者はいますが、補足給付の対象から外れた入所者はいないものと考えます。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	制度改正の趣旨から、対応を検討していません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	制度改正の趣旨を踏まえ、対応等は考えていません。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	現行の制度で対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	現制度で対応。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	既存の制度により一定の配慮をしております。また、在宅で生活をしている方との公平性を図るためやむを得ないものと考えます。
43	九十九里町		○		実態把握に努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	食費や居住費について在宅で生活している人との公平性踏まえ検討しない
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の問題であり、1自治体による独自補助を実施することは介護財政の不健全化と利用者の不公平につながるため。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	補足給付の対象から外れる方は、負担能力が高いことから、町独自の対策を講じる考えはない。
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町			○	
	県合計	0	6	48	
	%	0.0	11.1	88.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】12

No.	市町村名	23. 自治体として、2018年4月介護報酬改定が及した影響について事業者、利用者の実態を把握して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント25
1	千葉市			○	国の責任において報酬改定についての効果検証を行うよう、大都市民生主管局長会議において要請しており、国において、介護報酬改定の効果に係る調査や検証が行われているところです。
2	銚子市		○		平成30年度介護報酬改定率は0.54%。利用者への影響は少ないと考えており、現状で問合せなどはない。
3	市川市			○	国では、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的に、介護事業経営実態調査等を3年周期で行っております。
4	船橋市			○	国において、介護報酬改定の効果検証に係る調査や介護事業経営実態調査を実施するため、市としての把握は行いません。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市	○			第8期介護保険事業計画策定に向けて検討します。
9	茂原市			○	様々な意見を聞きながらすすめていきます。
10	成田市			○	介護報酬改定は全国一律のものであるため、一自治体で実態を把握しても意味のある調査とは考えておりません。また、本市では地域区分が5級地(10%)から4級地(12%)に変更されておりますので、介護報酬だけの影響の把握は困難であると考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市	○			事業所との会議等において、意見を聴取しています。
13	旭市			○	市単独で実施する予定はありません。
14	習志野市			○	団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、適切なサービスが受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備のため、報酬改定が行われたものであり、市としては介護保険事業を適正に運営いたします。
15	柏市		○		
16	勝浦市		○		
17	市原市		○		次期介護保険事業計画策定に向け、事業者や利用者の実態把握について検討してまいります。
18	流山市	○			流山市介護支援専門員連絡会や高齢者なんでも相談室との連携会議において把握に努めていきます。
19	八千代市		○		2018年4月の介護報酬改定は，前回(平成27年度)の減額改定とは逆に，わずかではありますが全体で0.54%プラスの改定でした。また，2018年8月から負担割合に3割が導入されましたが，高額介護サービス費の上限額に変更はないことから，高額介護サービス費の給付を受けている場合は，負担割合の変更分が全て新たな負担増になるということではありません。事業者，利用者の実態把握につきましては，今年度実施する高齢者等へのニーズ調査や事業者向けのアンケート調査等を活用し，把握に努めてまいります。
20	我孫子市	○			サービス利用の量等について前年以前との比較を行い、実地指導等により把握していきます。
21	鴨川市		○		介護報酬の改定による影響を把握し、今後の介護保険運営についての影響にも注視してまいります。
22	鎌ヶ谷市	○			サービス提供事業から聞き取りをしています。
23	君津市		○		事業者、利用者の動向などを踏まえ今後検討していく。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	平成30年度介護報酬改定が及ぼす影響に限定した実態把握については、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		事業者との意見交換会の場などで対応したいと考えております。
31	富里市		○		
32	南房総市		○		実態把握に努めます。
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国が全国一律に調査するため。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		事業者、利用者の実態把握に努めます。
43	九十九里町		○		実態把握に努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		
46	一宮町	○			管内事業所との懇談会を定期的に開催し、実態把握を行っている。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	
49	白子町		○		
50	長柄町			○	必要性がないと考える。
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	9	24	21	
	%	16.7	44.4	38.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】13

No.	市町村名	24. 介護予防マネジメントについて、プラン作成料設定において総合事業を終了させると加算がつくような単価設定は止めて下さい。			
		しない	検討する	する	コメント26
1	千葉市	○			これまでも上記のような単価設定をしておらず、今後もそのような設定を行う予定はありません。
2	銚子市	○			終了時の加算は設定しない。
3	市川市	○			総合事業を終了させると加算がつくような単価設定はありません。
4	船橋市	○			介護予防ケアマネジメントのプラン作成料においては、利用者本人の心身の状態により、総合事業が終了しても、加算がつく単価は設定していない。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市	○			プラン作成料の単価設定については、予防給付における介護予防支援費と同様の単価設定をしており、そのような加算は設定しておりません。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			国の定める単価を採用しており、このような加算の導入予定はありません。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			現時点において、加算の設定は行っておりません。
13	旭市	○			市単独で実施する予定はありません。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			本市では、総合事業終了による加算の算定はありません。
18	流山市	○			現在加算を付ける予定はありません。
19	八千代市	○			ご指摘のような加算はございません。
20	我孫子市	○			国の制度のため定められた基準に従います。
21	鴨川市	○			プラン作成料設定において総合事業を終了させると加算がつくような単価設定はいたしません。
22	鎌ヶ谷市	○			現行の介護予防支援費と同等の設定をしており、特別な加算等は考えていません。
23	君津市	○			国の定める額と同様の単価設定としている。
24	富津市	○			
25	浦安市	○			加算創設の予定はありません
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			自立支援の観点から、総合事業対象者から自立高齢者となることは望ましいことであると考えますが、本市においては、加算の実施の予定はありません。
28	八街市	○			
29	印西市		○		
30	白井市	○			現時点では、サービス終了に伴う加算等の設定は検討しておりません。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			
39	神崎町		○		
40	多古町	○			ご指摘の加算なし。
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			本市には、上記の設定はありません。
43	九十九里町	○			国の基準により対応しております。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			そのような単価設定の加算は考えていない。
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			
	県合計	49	4	1	
	%	90.7	7.4	1.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】14

No.	市町村名	25. 居宅介護支援事業所へのケアプラン点検、実地指導の目的は介護事業者の育成・助言であり、介護報酬返還を前提としないように努めて下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント27
1	千葉市	○			返還は、ケアプラン点検や実地指導の結果であり、目的としておりません。
2	銚子市	○			ケアプラン点検はケアマネの質の向上を目的とするもので、実地指導は制度の適正化とよりよいケアの実現であり、報酬の返還を目的としたものではない。
3	市川市	○			介護サービス事業者等の育成・支援を目的に実施しています。
4	船橋市	○			ケアプラン点検は、自立支援に資するケアマネジメントについて事業者と共に考えていくという主旨で実施しています。
5	館山市			○	目的は、真に必要なサービスの確保のため、介護事業者の育成・助言であり、結果、介護報酬還付が伴うものは行う。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			これまで通り、それぞれの目的に沿って実施してまいります。
8	野田市	○			ケアプランの点検、実施指導は各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を図るために有効であり、介護報酬の返還を前提とするものではありません。
9	茂原市	○			
10	成田市			○	介護保険制度の持続可能性を高めるために、利用者の方に対する質の高い介護サービスの提供と不適切な給付を減らすことを目的に実施しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			介護報酬返還を前提として行っておりません。
13	旭市	○			
14	習志野市	○			
15	柏市	○			ケアプラン点検については，介護報酬返還を前提とはしておりません。 実地指導については，介護事業者のサービスの質の向上につながるよう，具体的な状況の聴取，根拠規定や指導内容の説明に丁寧に当たっておりますが，指導の過程で不適切な介護報酬請求が判明した場合には，適切な介護保険制度運営等の観点からも，返還等を求める必要があるものと考えます。
16	勝浦市		○		
17	市原市	○			介護報酬返還を前提とはしませんが、介護給付の適正化を図る上で、結果として介護報酬を返還していただくこともあります。
18	流山市	○			それぞれの目的の趣旨に沿って実施していきます。
19	八千代市	○			居宅介護支援事業所へのケアプラン点検及び実地指導については，介護報酬返還を前提とするものではなく，運営及び報酬請求について確認し，介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを前提として実施しております。
20	我孫子市			○	国の制度のため定められた基準に従います。
21	鴨川市		○		介護事業者の育成・助言を目的とし、介護報酬返還を前提としません。
22	鎌ヶ谷市			○	介護事業者の育成、助言を目的に実施します。
23	君津市			○	介護事業者の実地指導は、サービスの取扱い(人員、設備、運営基準の順守等)、介護報酬の請求に関する事項を周知するとともに、良質なサービス提供を確保することを主眼としたものである。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	目的は育成、助言です
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市	○			現在、本市で実施しているケアプラン点検は、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り、適正な給付の実施を支援することを主目的としております。 また、実地指導については、介護事業者の育成・支援を行うものであることを念頭に、制度管理の適正化とよりよいケアの実現を図ることを目的としております。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市	○			ケアプラン点検及び実地指導は介護報酬返還を前提とした事業ではありません。しかしながら、請求誤りや不正請求に該当する場合は、報酬の返還を求めることとなります。
31	富里市	○			
32	南房総市		○		よりよいケアの実現等のために実施するものと認識しています。
33	匝瑳市				
34	香取市	○			
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町	○			
39	神崎町		○		
40	多古町	○			報酬返還が前提ではありません。
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			事業者の育成、支援を念頭に実施しています。
43	九十九里町		○		国の基準により対応しております。
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			介護事業者の育成・助言を目的に実施します。
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	居宅介護支援事業所の業務状況により対応する。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	34	10	9	
	%	63.0	18.5	16.7	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【介護保険】15

No.	市町村名	26. 昨年10月から始まった生活援助の利用回数が多いケアプランの事前届け出について、実施しないでください。			
		しない	検討する	する	コメント28
1	千葉市			○	事前届け出のものではなく、ケアマネジメントの向上に向けて、行政側からケアプラン作成に際しての提案や助言を行うことを目的に実施しているものですので、ご了承ください。
2	銚子市			○	利用者の自立支援・重度化防止の観点からより良いサービスを提供することを目的としており検証は必要と考える。サービス利用を制限するものではない。
3	市川市			○	平成30年10月から、ホームページにて周知し、届け出を実施しています。
4	船橋市			○	国での議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から実施されるものであり、市として実施しないという考えはありません。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	事前の届出については国が定める基準に従い実施しております。今後も国の動向を注視しながら、基準に沿って実施をしていきたいと思います。
8	野田市			○	訪問回数が多いケアプランについて検討を行うのは、訪問回数が多いこと自体を問題視するのではなく、利用者が望む生活維持やQOL向上に向けた訪問サービスの意義を十分に理解し、多職種の視点からよりよい支援のあり方を検討するもので、ケアプランの質を向上させることを目的として実施するものです。
9	茂原市	○			
10	成田市			○	法令のとおり実施しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	居宅介護支援の運営基準となっていますので、届け出をしていただく必要があります。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出が義務付けとなりました。
15	柏市			○	提出されたケアプランがアセスメントに基づき，適正なサービス利用であれば，回数を減らすように求めるものではありません。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出が義務付けられております。
18	流山市			○	利用者の自立支援・重度化防止等の観点から法に基づいた対応とします。
19	八千代市			○	生活援助の訪問回数が多いケアプランを提出させ，地域ケア会議等において検証することは，利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から必要であると考えております。
20	我孫子市			○	国の制度のため定められた基準に従います。
21	鴨川市			○	介護保険の適正化を目的とする制度であることから、今後の制度運営について注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	法令に基づく届け出あり、利用者の自立支援・重度化防止の観点から行います。
23	君津市			○	国の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	実施している。
25	浦安市			○	事前届け出を実施します
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、状況に合った適切なサービスが提供されていることが重要であり、ケアプランの確認は必要であると捉えております。
28	八街市			○	
29	印西市			○	法令により定められているため。
30	白井市			○	国の示した基準による措置であり、市独自に実施の有無について検討する予定はありません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	事業所の運営基準であるため、基準に沿った運用としています。
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	
35	山武市			○	国からの通知に従い、実施しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	制度どおりに運用している。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	制度上必要なものであり、保険者としても確認は必要であると考えます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	既に届出はしてもらっている。届出があってもペナルティーは設けていない。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町	○			
	県合計	8	2	45	
	%	14.8	3.7	83.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】1

No.	市町村名	27. 国保加入者のいのちと健康を守るために、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように次のことを実施して下さい。 ① 短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯に対し、訪問調査などにより、被保険者と家族の健康状態・罹病の有無・受診状況などの実態を把握し、健康・福祉などの部門と連携し、健康とくらしを守って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント29
1	千葉市	○			窓口での納付相談の際に、生活状況を把握したうえで、対象者の生活困窮が判明した場合は、市内3か所の生活自立・仕事相談センター等を紹介し、相談を促しております。
2	銚子市	○			一部の抽出した資格証明書発行世帯に対し、訪問調査により実態を把握し、状況によっては福祉などの部門と連携している。
3	市川市	○			国民健康保険の被保険者証は、国民健康保険税の納付状況に応じ、「通常の被保険証」、「短期被保険者証」、「資格証明書」を交付しており、いずれも正規の保険証となります。
4	船橋市	○			短期保険証、資格証明書発行世帯、保険証未交付世帯との相談にて、福祉部門との連携が必要なケースについては、市の保健と福祉の総合相談窓口を案内し、相談に繋げた。
5	館山市			○	財産調査や納税相談の中で，滞納者の経済状況等の把握に努め，実情に応じた対応を図っている。また，必要に応じて，福祉関係部局と連携しながら対応している。
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		訪問調査の実施は考えておりません。
8	野田市	○			短期被保険者証及び資格証明書は、国保負担の公平性の観点から滞納者との接触の機会を確保するために交付しているものです。滞納者については、電話催告、納付相談通知などを行うほか、平日夜間や日曜日にも相談窓口を開設し、この中で世帯の収入状況や生活実態等を把握に努めております。 なお、本年10月から11月中旬にかけて、被保険者証が返送されるなどの居所不明世帯を対象に個別訪問を実施いたします。
9	茂原市			○	保険証更新の際、納税相談等により状況の把握に努めております。また、庁内での連携にも努めております。
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	被保険者と家族の健康の状態・罹患の有無・受診状況などの実態は、納税相談や休日・夜間窓口等の開設等により、できる限り把握に努めています。
13	旭市			○	納税相談による生活状況の聞き取りや財産調査等により特別な事情と判断した場合は一般証を交付しています。
14	習志野市	○			納付の相談の機会を設けることや、被保険者資格証明書交付世帯の実態調査により、被保険者の実態把握に努めております。
15	柏市			○	
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談し、生活状況の実態把握に努め、適宜対応している。
17	市原市	○			短期被保険者証世帯や資格証明書発行世帯につきましては、保険料の納付相談の機会を通じて生活等の実態把握に努め、新規の資格証明書の発行を抑止しております。
18	流山市	○			短期保険証から資格証に移行する前に滞納者には弁明の機会を設け、また、特定の疾病者に関しては医療を受けられるよう資格証ではなく短期保険証を交付します。生活困窮者には社会福祉課で相談を受けるようご案内しています。
19	八千代市	○			短期保険証世帯，資格証明書発行世帯，保険証未交付世帯に対して，職員及び納付相談員による通知，電話，訪問を行い，被保険者の生活状況等についての実態把握に努めており，状況に応じ，福祉総合相談室や生活支援課等と連携を図っております。
20	我孫子市	○			文書・電話等、さらに来庁が困難な方は訪問により財産調査、聞き取り調査等から生活状況を鑑みて、その状況に応じて福祉担当と連携を図り応対しています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	被保険者の状況については、短期被保険者証更新時に相談の機会を設けています。
23	君津市	○			相談の機会を設け、個別の事情を勘案しながら対応しております。
24	富津市	○			夜間納付相談や休日臨戸を実施することで、面会の機会を増やし生活状況の把握に努めている。
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	納税相談等の通知を行い、滞納世帯の状況把握に努めています。本人が応じた場合には相談を行い、保険証を交付しています。場合によっては、生活支援課への案内も行っています。また、資格者証の該当者については、弁明の機会を付与する通知を送付しています。
27	袖ヶ浦市			○	納税相談等の機会を設け、生活状況の現状把握に努めるとともに、実態調査を実施し、特別の事情のある世帯に対しては、保険証を交付しております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	国保被保険者の40歳以上の方全員に、特定健康診査のご案内し、受検されなかった方には、電話勧奨等を行っております。 なお、国保資格者を問わず、市民に対し定期的な健康相談のほか、窓口相談や電話相談を行っております。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			弁明書等の送付により納税相談を奨励し、実態の把握に努めています。
35	山武市	○			保険証更新時に資格証交付世帯には、「特別の事情」届け出の案内を実施し、生活実態等を把握するように努め、生活保護担当部署との連携を図っています。 また、事情により医療費の負担が困難な方には、申し出により短期保険証を発行しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	短期保険証の発行の際、被保険者の生活状況等を確認しています。また、状況により福祉担当者情報を共有し連携を図っています。
38	栄町			○	特別の事情に関する届出書や短期証更新時のきめ細やかな納付相談により実態の把握に努めています。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			資格証明書発行世帯及び保険証未交付世帯なし
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		健康・福祉担当課と連携した対応を検討していきたい。
47	睦沢町	○			国保税の納付者との公平性を図るため、滞納者に対し短期保険証を交付していますが、被保険者個々の実情に応じた対応に努めている
48	長生村			○	更新時の納税相談で聞き取りを行った上で、状況に応じて、特別事情申告書の提出により短期保険証の交付をするなどの対応をしている。
49	白子町		○		短期保険証については国民健康保険税滞納に対する取扱要綱により交付している。
50	長柄町	○			
51	長南町		○		納税相談を実施
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			収納係において、滞納者に係る調査を随時実施し、状況に応じた対応をしている。
	県合計	29	8	17	
	%	53.7	14.8	31.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】2

No.	市町村名	27. 国保加入者のいのちと健康を守るために、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように次のことを実施して下さい。			
		②「地方自治体」の判断によるとされている『特別の事情』を積極的に活用し、すべての加入者に正規の国民健康保険証を交付して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント30
1	千葉市	○			窓口での納付相談の際に、生活状況を把握したうえで、政令で定める特別な事情や医療を受ける必要性が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難な場合には、被保険者証を交付しております。
2	銚子市			○	「特別な事情」については、定期的な納付相談により、申請を受け、該当世帯には積極的に活用し、短期被保険者証を交付している。
3	市川市	○			すべての国民健康保険の被保険者には正規の被保険者証を発行しています。
4	船橋市			○	相談機会を増やすことにより、生活状況に合わせた納付計画の検討や、必要に応じた福祉窓口への案内を行うため、短期被保険者証等の交付を実施しております。
5	館山市			○	納期内納付を進めている納税者との公平性を欠くことのないように努めているため，滞納者に対しては，実情に応じて短期保険証や資格証明書を交付している。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	公平性の観点から、保険料をきちんと納付している世帯とそうでない世帯とを区別することは必要と考えています。特別な事情の申出により保険証の交付が必要と判断される場合には即日交付可能です。
8	野田市			○	資格証明書については、特別の事情に該当することや国保料に過去1年間の滞納がないことが確認ができた場合に短期被保険者証を交付するなど、個々の状況に応じた対応をしています。
9	茂原市			○	被保険者間の保険税負担の公平性からすべての加入者に正規の保険証を交付することは考えておりません。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国民健康保険税を納付できない特別の事情の届出があり、政令に定める事情に該当すると判断した場合は、短期被保険者証を交付しています。
13	旭市			○	被保険者間の税負担の公平化を図っています。
14	習志野市	○			資格証明書交付時には「特別の事情に関する届出」を送付し、提出するよう勧奨もしております。
15	柏市	○			
16	勝浦市			○	保険税の納付状況や世帯の実情を踏まえ、適正な被保険者証の交付を行う。
17	市原市	○			資格証明書発行世帯につきましては、実態把握に努めるとともに、生活困窮や疾病等状況に応じ特別の事情に該当する場合は、短期被保険者証を交付しております。
18	流山市			○	納付の公平性を欠かないためにも、滞納者に対しては短期保険証または資格証を発行します。
19	八千代市			○	全ての国民健康保険被保険者に対し，一般の被保険者証を交付することは，保険料負担の公平性の観点から難しいと考えております。
20	我孫子市			○	国民健康保険事業の健全な運営を維持するため、特別の事情が認められない長期継続で滞納している被保険者への対策が必要と考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	滞納の場合は、国民健康保険法に基づき対応しています。
24	富津市			○	県の指導のもと、法令に従い滞納世帯には短期有効の被保険者証並びに資格者証を交付するため実施できない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	負担の公平・公正を図るべく努め、丁寧な納税相談を実施しながら、それによる滞納を解消へ導くことにより、すべての加入者に正規の保険証が交付できるよう努めていきたいと考えています。
27	袖ヶ浦市			○	短期保険証、資格証明書については、「国民健康保険税滞納者に対する措置取扱規則」に基づき交付を行っており、すべての加入者に正規の国民健康保険証を交付する考えはありません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	短期保険証は、有効期限が短いだけで、医療機関への受診は一般の被保険者証とかわりません。短期保険証は、滞納のある方との接触の機会を図るため、生活状況等の把握するため、必要なものと考えております。また、資格証明書は、連絡等の取れない大半の方と正当な理由もなく、納付の無い方の交付となります。ご連絡いただき納付相談後に短期保険証への切替をしております。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	被保険者間の税負担の公平性の確保と税収納率の向上を図り、制度の健全運営に資することを目的にしています。
35	山武市			○	被保険者間の負担の公平性の確保から、保険税を滞納する世帯に対しては、納税相談等で被保険者の個々の実情を聞き取り対応しています。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	短期保険証の発行により、納税相談の機会を確保しています。
38	栄町			○	税負担の公平性を保つために、国や県の制度、指導のもと、納付状況に応じた保険証を交付しています。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	個別事情を考慮したうえで、短期保険証交付を行っています。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	国民健康保険税滞納者対策取扱要綱に基づき交付しています。
44	芝山町			○	生活困窮者担当部局等と連携を図るが、「特別な事情」を積極的に活用できないため、滞納状況により短期証を交付する。
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	納税相談時の聞き取りで、被保険者の生活状況や納付が困難な事由等の把握につとめ、生活保護も見据えた上で短期保険証の対応としたい。
47	睦沢町	○			納税相談を随時受付し、「特別の事情」による申出により資格証明書から短期保険証を交付している
48	長生村			○	長生村国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱により、納税相談等を行い状況に応じて適切に対応している。
49	白子町		○		短期保険証については国民健康保険税滞納に対する取扱要綱により交付している。
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	すべての加入者への交付は難しい
54	鋸南町		○		
	県合計	10	3	41	
	%	18.5	5.6	75.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】3

No.	市町村名	27. 国保加入者のいのちと健康を守るために、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように次のことを実施して下さい。			
		③ 国民健康保険法第44条に基づく医療費一部負担金の減額・免除申請制度を周知徹底し、適用して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント31
1	千葉市	○			「国保のしおり」で制度の活用を周知しているほか、医療費の支払いに関する相談があった場合に、個々の事情に応じ適切に免除制度を案内するよう区役所職員向け研修を通じ指導しております。
2	銚子市	○			被保険者証送付時に同封している国保の概要の冊子に記載。
3	市川市	○			市のHP及び保険証の更新時に文書にて周知してます。
4	船橋市	○			国保のてびき、ホームページ等で周知を図っております。
5	館山市		○		更なる周知が必要か検討していく。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			免除申請についての体制の整備は図っておりますが、要件に該当する方がいませんでした。
8	野田市	○			「野田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する要綱」を平成23年10月から施行しており、制度の内容について市ホームページに掲載しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			成田市ホームページで制度について周知を行い、取り扱い基準を定めて対応しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			平成23年度から実施しています。
13	旭市	○			広報やHPに掲載し周知しています。
14	習志野市	○			平成24年4月1日に要綱を制定し、被保険者向けの制度案内冊子やホームページなどで周知を図っております。
15	柏市	○			被保険者配布用パンフレット及び市ホームページにおいて周知を図っています。
16	勝浦市	○			平成30年度中に要綱を策定した。今後は適正な運用を図る。
17	市原市	○			
18	流山市	○			市ホームページ、広報、チラシやパンフレット等において周知しています。
19	八千代市	○			医療費一部負担金の免除申請制度については，ホームページで掲載し，周知を図っています。
20	我孫子市	○			平成26年度に要綱を制定し、ホームページを利用し周知を行っています。
21	鴨川市		○		要綱を作成する予定
22	鎌ヶ谷市	○			ホームページ等により一部負担金の減額・免除申請制度について周知しています。
23	君津市	○			広報等で周知しております。
24	富津市	○			平成25年4月に富津市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する規則を制定。国保だよりにて制度の周知を図っている。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			必要な方に申請を案内しています。
27	袖ヶ浦市	○			当該要綱(基準)を作成し、実施しております。
28	八街市	○			窓口にはリーフレットを置き、相談には常時対応している。
29	印西市		○		
30	白井市	○			市ホームページや被保険者に個別配付している冊子での周知を行っております。また、医療機関でのポスター掲示について進めているところです。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			広報誌への記事掲載
35	山武市	○			ホームページに掲載済であり、広報紙は毎年度11月号に掲載している。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			要綱を制定し、町広報紙に掲載しました。
38	栄町	○			
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町		○		周知拡大を検討します。
42	大網白里市	○			
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			平成29年8月1日施行。ホームページで周知を図っています。
47	睦沢町	○			町ホームページや広報誌に掲載している
48	長生村	○			平成23年3月に要綱を制定した。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町		○		
	県合計	46	8	0	
	%	85.2	14.8	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】4

No.	市町村名	27. 国保加入者のいのちと健康を守るために、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができるように次のことを実施して下さい。 ④ 医療費一部負担金の減額・免除申請制度について、被保険者の所得水準、健康実態からみて、適用者が少ない現状を踏まえ、収入要件を生活保護基準の1．5倍にするなど、また、滞納者についても対象にするなど制度の改善を図って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント32
1	千葉市	○			入院療養の場合の一部負担金減免について、国の財政支援の基準は現在「生活保護基準額の990/885(約111.9%)以下」ですが、毎年段階的に拡大し、令和元年10月以降は113.8%以下となる予定です。一方、千葉市の一部負担金の減免等要綱では、入院療養であるかどうかを問わず、認定基準を「基準生活費の115%以内」としており、国の基準を上回っております。 また、滞納者を対象とすることについては、滞納があっても納付相談を行っていただくことを条件に対象としております。
2	銚子市			○	国基準に基づいた取扱要領により実施している。(滞納者については対象としている。)
3	市川市			○	制度の安定的、継続的な実施のため適用拡大は慎重にすべきと考えます。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市		○		状況を確認し、検討していく。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市			○	国通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」において、一部負担金の減免について示されており、これに基づいて基準を定めております。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			平成32年10月までに、免除にかかる収入要件は生活保護基準の115.5%、徴収猶予にかかる要件は126%まで引き上げを行います。また、滞納の有無については要件としておりません。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	一部負担金の減免による減収分は他の被保険者への負担となり、負担の公平性の観点から現状において改定は考えていません。なお、滞納者に関する条項は規定していません。
13	旭市			○	収入要件の変更や対象者の拡大は考えていません。
14	習志野市			○	収入要件については生活保護基準の1．3倍としています。また、滞納の有無については要件としておりません。国の基準では、生活保護基準の約1．1倍とされており、これ以上の拡大は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	医療費が年々増加している中で、保険給付と保険料負担を検討する必要があることから、今後の国の動向を注視してまいります。本市では、生活保護基準の1．2倍までを対象としております。
18	流山市			○	法令を遵守するとともに減免については、現行のとおり実施していきます。
19	八千代市			○	震災，風水害，火災等や事業の廃止などの特別な事由により，被保険者の生活が著しく困難となり一部負担金の支払いが見込めない場合など，減免及び徴収猶予が必要と認められる場合に適用しています。 適用要件としては，基本的に国基準に基づいておりますが，国基準と同等以上の一部負担金減免基準を定め運用しています。
20	我孫子市		○		国保制度の広域化に伴い事務運用の統一化が求められていることからも国全体での制度化が必要と考えています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	国・県の通知に基づき対応しています
24	富津市			○	所得が少ない世帯に対しては、保険税の軽減措置として7割、5割、2割を軽減する制度がある。また、滞納者については納付者との公平性を欠くため制度の改善はしない。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			今年度より滞納の有無にかかわらず対象とすることにしました，収入要件については、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。
27	袖ヶ浦市			○	当該要綱(基準)は国の基準に基づき作成しており、現在のところ変更する予定はありません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	国が通知する「一部負担金の徴収猶予及び減免並に保険医療機関等取扱いについて」を基準としておりますので、対象者拡大については検討しておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	税負担の公平性や他の加入者の負担増となることなど慎重な取り扱いが求められます。
35	山武市			○	市では国の財政支援の基準をもとに一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定めており、平成31年1月31日に国民健康保険の調整調整交付金等の交付算定額に関する省令の改正を受け要件の見直しを行っています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	佐倉市と同様に1.1倍としました。
38	栄町			○	周辺市町村の動向を見ながら判断します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		平成30年10月からの生活保護基準の引下げについては、国からの通知に基づき、引下げに影響されないよう、減免の適用基準は現行据え置きとする方針としています。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現在は国の基準に基づいて運用している。今後は町の国保財政と近隣市町村の動向を注視していく。なお、滞納者に対する制限はしていない。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国による制度の見直しより対応するものと考えます。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	3	11	40	
	%	5.6	20.4	74.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】5

No.	市町村名	28. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。 ① 保険料(税)は、「応能負担」を原則にして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント33
1	千葉市			○	全ての被保険者が保険料を負担することが、国民皆保険を維持する上で、不可欠であり、その構成には応益割も必要と考えております。
2	銚子市			○	法令、条例に基づき算定する。
3	市川市			○	被保険者である以上、応益負担についても必要と考えます。
4	船橋市			○	昨年度から都道府県ごとに所得水準から応能・応益の割合を決定することになりました。応能負担を原則とすることは考えておりません。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応すべきものと考えます
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	保険料の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から必要であり、また、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも必要であることから、応能負担を原則とすることは考えておりません。
8	野田市			○	保険料については、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取ることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であると考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	地方税法及び条例の規定どおりとします。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	全ての被保険者が保険税を負担することが、国民皆保険制度を維持する上で不可欠であり、その構成には応益割も必要です。
13	旭市			○	法令により標準課税として応能割と応益割の標準割合が定められているため、今後も応能負担と応益負担による課税を原則とします。
14	習志野市			○	法令、現行制度の趣旨に則った保険料を考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	応益負担には、所得に応じた軽減措置が講じられており、子育て世代である中間所得層の重い負担にならないよう、相互扶助の観点から応益負担をなくす考えはない。
17	市原市			○	国民健康保険制度では、保険料の算出方法に応益負担を求めることとされていることから、保険料について、すべて応能負担を原則とすることは難しいものと考えております。
18	流山市			○	負担の公平性を欠くことになるため、考えていません。
19	八千代市			○	保険料は，法令に定める基準に従って賦課しているため，応能負担を原則とすることは制度上できませんが，所得が低い世帯に対しましては，応益負担分(均等・平等割)の軽減措置が講じられています。
20	我孫子市		○		当市では、現状すでに応能負担の割合が60%を超えています。今後の賦課割合については、標準保険料率の結果を見ながら検討していきます。なお本件は、国全体として検討すべき事項と考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	地方税法において、応能応益負担の標準割合が示されております。
24	富津市			○	地方税法第703条の4に応能、応益割の規定により、応能割のみは実施できない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	世帯別平等割と均等割については、財政的視点による制度維持の観点から、必要であると考えています
27	袖ヶ浦市			○	負担の公平性を確保しながら、将来にわたって安定的な国保財政運営を図る必要があると考えており、応能負担を原則とする考えはありません。
28	八街市		○		法に合わせて対応する。
29	印西市		○		
30	白井市			○	保険税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが公平性の観点から必要であると考えているため。今後も応能割と応益割で賦課徴収を行ってまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	応能・応益を50対50になるように賦課します
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	応能割:応益割は、50:50を基本に検討していきます。
35	山武市			○	被保険者負担応力に応じて賦課される応能割と(所得割)と受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益で構成しており、低所得等の事情のある被保険者については応益分を軽減する制度を実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国民健康保険法施行令に規定されている標準割合を基本としています。
43	九十九里町		○		県から示される標準保険税率における所得水準等により、応能割合を検討する。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		低所得者等に負担がかかりすぎないように、税率の制定は慎重に審議をしていきます。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	保険税は、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取ることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であると考えます。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	低所得世帯の割合が高いため、応能負担を原則とすると一部の被保険者に負担がかかりすぎてしまうため。
54	鋸南町		○		
	県合計	2	8	44	
	%	3.7	14.8	81.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】6

No	市町村名	28. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。			
		② 国保は社会保障制度で、公費で支える制度です。一般会計よりの法定外繰入制度の継続や復活、新規の活用などで、払える保険料(税)にして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント34
1	千葉市			○	今後の保険料をどの程度増額改定しなければならないかはわかりませんが、被保険者の負担増にも配慮しなければいけないとは考えております。しかし、平成30年度予算より、累積赤字が解消され、一般会計からの赤字繰入もなくなり、本市の国保財政はようやく本来あるべき姿になったところです。その中で、一般会計からの繰入の復活により保険料の上昇を抑える取り組みは現段階では考えておりません。しかしながら、本市においては一般会計からの繰入により、市独自の保険料の減免制度を設けており、今年度からは、被保険者数に応じた減免制度とし、割合を1割から2割に変更しております。
2	銚子市		○		一般会計の財政状況を見て繰入額を決定する。
3	市川市			○	収支の均衡を保つために繰り入れられる法定外繰入金は、国保加入者以外の方の負担もあり、負担の公平性の観点からも、削減・解消を目指すべきものであると考えるため。
4	船橋市	○			決算補填等を目的とする一般会計からの繰入の計画的な削減、解消につきましては、国から求められているところです。
5	館山市			○	国保の広域化により、国県市町村が協力して一般会計からの法定外繰入金の廃止に取り組んでいる途中である。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	平成30年度から収入不足に伴う決算補てんを目的とした一般会計繰入金につきましては、保険料率の適正な設定等による具体的な削減・解消計画を策定することとなります。また、その計画に基づいた取組みを進める必要があることから、決算補てんを目的とした一般会計繰入は行わずに、できる限り国保事業財政調整基金を活用し、引き続き保険料率の引き上げ抑制に努めます。
8	野田市			○	一般会計からの法定外繰入については、国保制度の趣旨から財政援助的な繰り入れは行うべきではないという国の指導が出されており、また、市の国保財政の状況から見ても、現時点では必要ないと考えております。なお、令和元年度の保険料率については、国保財政調整基金を活用して引き下げを行っております。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			平成30年度に約3億1600万円を法定外繰入しました。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	一般会計からの法定外繰入れについては、国から削減・解消が求められていることから、現状において考えていません。
13	旭市			○	広域化により法定外繰入の必要性を大幅に解消する方向性が示されています。
14	習志野市			○	法定外繰入金については、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭になること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることなどから、削減・解消を図るべきものと考えております。
15	柏市			○	県の運営方針では決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は，保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること，また，被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから，解消・削減を図るべきであると明記されています。
16	勝浦市			○	法定外繰り入れは行っていない。
17	市原市			○	法定外繰入金につきましては、国及び千葉県からは、計画的に削減・解消を図るべきとの方針が示されていることから、増額することは難しいと考えております。
18	流山市			○	一般会計からの法定外繰入については、国保被保険者以外の市民に負担を求めることになるため、将来的には削減・消滅を図ることが望ましいと考えます。
19	八千代市			○	国保事業は，保険料と国などからの負担金・交付金及び一般会計からの法定繰入金で運営することを原則としております。保険料の引き下げを目的とした一般会計からの法定外繰入は，県の国保運営方針においても計画的な解消・削減に努めるとされていることから，今後できないものと考えております。
20	我孫子市			○	法定外繰入は、健康保険に加入している方に更に国保の負担をお掛けすることになるため、一般会計から法定外繰越金を保険料の軽減のために利用することは好ましくないものと考えています。また広域化に伴い、国から法定外繰入の削減を求められています。これまでどおり、やむを得ず財源不足が生じた場合に法定外繰入金を活用させていただきたいと考えています。
21	鴨川市			○	国や県から法定外繰入は早急に解消するよう示されています。
22	鎌ヶ谷市			○	県国保運営方針により、一般会計からの法定外繰入金は、解消していくものとされています。
23	君津市			○	国や県の方針により、国保被保険者以外の方に負担を求めることになることや、給付と負担の関係性が不明瞭となることから、繰入れしないことが望ましい旨、示されております。
24	富津市			○	国からの通知及び千葉県国民健康保険運営方針により、法定外一般会計繰入は解消・削減を図るべきであるとなっている。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	現行の枠組みの中で持続可能な制度を維持していくための努力をまずはすべきであり、安易な法定外繰り入れは慎むべきであると考えます。
27	袖ヶ浦市			○	国保加入者以外の方から徴収した市税等の一般財源を、歯止めなく国保に充てることは考えておりません。負担の公平性を確保しながら、将来にわたって安定的な国保財政運営を図る必要があると考えております。
28	八街市			○	国保加入者が負担する国民健康保険税で運営事業費を賄うのが原則であるため。
29	印西市		○		
30	白井市			○	保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭になること、被保険者以外の住民に負担を求めることになることなどから、法定外繰入を活用することは考えておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	他の加入者の負担増となるほか、国保以外の医療保険制度加入者の負担を求めることになる。
35	山武市			○	国民健康保険事業費納付金の支払い不足が生じた場合は検討します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町	○			令和元年度から資産税割を廃止し減額しました。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	保健事業の充実により、被保険者の健康づくりに貢献し、医療費水準の引下げに努めます。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	法定外繰入で町の財政状況を逼迫させる結果にならない様に、国保財政を改善することで対応したい。
47	睦沢町			○	決算補てんを目的とする一般会計からの繰入は解消するよう国から求められている
48	長生村			○	一般会計からの法定外繰入については、国保被保険者以外の住民に負担をもとめることになるため、現時点での繰入は考えていません。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	社保加入者との公平性を考慮し、原則として法定外繰入は行わない方針。H31(R1)年度保険税引き下げ。
54	鋸南町			○	払えない保険料は賦課していない。一般会計から繰り入れることは他の医療保険加入者にも国保給付の負担を求めることとなる。
	県合計	5	2	47	
	%	9.3	3.7	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】7

No.	市町村名	28. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。 ③ 18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を実現して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント35
1	千葉市		○		18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免については、政令指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国に対して要請しており、国の動向を注視してまいります。
2	銚子市		○		県や市長会などを通じ、国に対する要望を行っていく。
3	市川市			○	低所得者に対し、均等割額と平等割額を所得に応じて7割、5割又は2割軽減する制度が設けられておりますので、18歳未満の子どもの均等割の減免を行う考えはありません。
4	船橋市			○	全国市長会を通じて、国庫負担・補助金の負担割合の引き上げ及び財政基盤の充実・強化について要請しております。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応すべきものと考えます
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市			○	国と地方が協議する国保基盤強化協議会において、18歳以下の子どもへの均等割に係る軽減措置の導入について議論が行われております。野田市としては、国の責任において制度化されるよう全国市長会を通して要望しているところです。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	多額の法定外繰入があること、国等による財政支援がないことから、現状では難しいところです。
11	佐倉市			○	全国市長会を通じて、国の制度とするよう要望しております。
12	東金市			○	年齢構成のみによる減免は考えていませんが、所得の減少や生活困窮者に対して、納税相談等において生活の状況の把握に努め、減免を行っています。
13	旭市			○	法令に基づく減免・減額制度以外では、納税相談等により個々の実情に応じ、対応しています。(分納・延納)
14	習志野市			○	国の制度として実施されるものと考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		子どもの均等割額の減免措置については、自治体から国へ要望がなされており、今後動向を注視し適正に対応したい。
17	市原市			○	子どもに係る均等割保険料の軽減につきましては、全国知事会や市長会から国に要請していることから、今後も国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	法令を遵守するとともに減免については、現行のとおり実施していきます。全国市長会を通じて国に要望しています。
19	八千代市			○	子どもの均等割を軽減する制度を導入するためには，国における財政支援が不可欠であるものと考えておりますので，市単独での制度導入は考えておりません。
20	我孫子市		○		所得により軽減措置を行っています。軽減割合については平成26年度より6割・4割から7割・5割・2割へと拡大しました。なお、国保の制度としての対応が、必要と捉えていますので、市長会を通して引き続き国へ要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	全国市長会で要請していますので、今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市		○		減免を実施するためには、恒久的な財源が必要なことから、国の動向を注視してまいります。
24	富津市	○			令和元年度から18歳以下の被保険者に係る均等割額の30%相当額を減額する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	年齢等に着目した保険税の減免は考えておりませんが、所得の減少や生活困窮者等に対しては、納税相談や実態調査による生活状況の把握に努めた上で、必要に応じ減免しております。
28	八街市			○	法に合わせて対応する。なお、均等割額は、世帯所得に応じて法定軽減が適用されている。
29	印西市		○		
30	白井市			○	災害や失業等による特別な事情に基づき、被保険者の日常生活が著しく困難となった場合の救済を目的として、保険税を減免する規定を設け、運用していることから、市独自により減免制度を拡充することは考えておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	子ども医療費助成として、18歳の年度末まで自己負担額を200円又は無料としている。
35	山武市			○	国民健康保険制度は国が責任を持って対応すべきと考えています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		地方から国へ提言・提案しているところであり、国の検討の状況を注視していきます。
38	栄町			○	周辺市町村の動向を見ながら判断します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	国通知等があった場合は実施を検討します。
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		近隣市町の動向を踏まえつつ、減免による町財源への影響を考慮し検討する。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		国へ要望しているところであり、国の検討状況を注視していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	現在の減免制度以上の減免は、国・県の補助が拡充されなければ困難です。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	年齢に着目した減免は考えておりません。
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	2	11	40	
	%	3.7	20.4	74.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【国民健康保険】8

No.	市町村名	28. 国保加入者のいのちと健康を守るために、「高すぎる保険料(税)」を引き下げ、「払える保険料(税)」にするように次のことを実施して下さい。			
		④ 生活保護基準に基づく77条減免制度をつくって下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント36
1	千葉市			○	一定の所得基準を下回る低所得世帯の場合には、応益部分(被保険者均等割・世帯別平等割額)を7割・5割・2割の軽減をしております。また、平成31年度より、世帯人数に応じた千葉市独自の減免制度を創設いたしました。 このことより、低所得者に対する保険料軽減措置がありますので、生活保護基準に基づく減免制度を新たに設けることは考えておりません。
2	銚子市	○			条例及び国民健康保険料減免取扱要領に基づき、実施している。
3	市川市			○	減免については、市川市国民健康保険税条例第26条に規定し、市川市国民健康保険税減免取扱基準を定め実施しています。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市	○			国民健康保険税条例で生活保護基準に基づく減免規定を設けている
6	木更津市	○			
7	松戸市			○	国の基準が改正された場合には、対応をしてまいります。
8	野田市			○	保険料の減免については、野田市国民健康保険条例第43条に定めており、現在、減免要件の拡充については考えておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			貧困により保険税の納付が著しく困難と認められる者については、減免を実施していますが、その基準の一つに「貧困による生活のため公私の扶助を受け、又は受けるに相当するとき」という基準を設けています。
13	旭市	○			昨年度は、31件・897,700円の減免を実施した状況です。
14	習志野市	○			生活保護基準に基づいて減免を行っております。
15	柏市			○	
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			
18	流山市			○	現行に従います。
19	八千代市	○			実施しております。
20	我孫子市			○	疾病、失業、廃業等によるい一時的な収入減は減免制度を設けており、恒常的に生活保護基準となる方については生活保護制度の対象と考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市	○			生活保護基準以下であり、かつ疾病、負傷等により長期にわたって就労が困難である場合、減免対象としております。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	納税相談により生活困窮による納税が困難と判断した場合には、処分停止の検討や生活支援課への案内も行っています。
27	袖ヶ浦市	○			減免取扱要綱において、生活保護基準に基づく減免を実施しております。(疾病等により長期にわたり就労が困難な場合で、生活保護基準以下の収入の場合)
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	保険税の減免については地方税法717条に基づき、白井市国民健康保険税条例第23条で定めております。なお、生活保護基準に基づく減免制度については、他市の事例等について調査・研究します。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	税負担の公平性や他の加入者の負担増となることなど慎重な取り扱いが求められます。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	町の条例で減免は定めているが、生活保護基準に基づくといった細かく定めた要綱はありません。
38	栄町			○	国民健康保険税条例に基づき災害等により必要と認められる方に対して減免を行っています。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町			○	
42	大網白里市	○			生活保護法に基づく保護の開始決定を受けた方への減免について、国民健康保険税減免取扱基準に規定しています。
43	九十九里町			○	低所得者に対する、所得に応じた法定軽減(7割・5割・2割)が設けられているため。
44	芝山町	○			
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	減額制度(7割軽減)が適用されてもなお、納付が困難な方は、生活保護担当課に相談することをすすめる。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	現在の減免制度以上の減免は、国・県等の補助が拡充されなければ困難です。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	21	5	28	
	%	38.9	9.3	51.9	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】9

No.	市町村名	29. 滞納した場合、基本的人権を尊重し、納税緩和措置を適用し、次のことを実施して下さい。 ① 納税相談では、必ず、「納税緩和措置」を文書で、分かりやすく説明・周知して下さい。職権による「換価の猶予」、「執行停止」を適切に行って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント37
1	千葉市	○			徴収猶予等の保険料納付に関する緩和措置については、区役所窓口で納付相談時にチラシを配布するなど周知に努めております。 滞納世帯に対しては、納付資力の有無を見極めたうえで、差押えや処分停止を行うなど、適正に対応しております。
2	銚子市	○			生活困窮世帯については、滞納処分の執行停止を実施している。
3	市川市	○			納付資力のない方については、財産調査・自宅訪問等を行ったうえで、慎重かつ積極的な換価の猶予・執行停止を行っています。
4	船橋市	○			状況に応じて納税緩和措置の説明、換価の猶予、執行停止を実施しています。
5	館山市	○			財産調査や納税相談の中で，滞納者の経済状況等の把握に努め，個別に対応している。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			納付相談時の聞き取りや職権による調査等を経て、それぞれ実施しております。
8	野田市			○	納税緩和措置については、市ホームページで周知しております。また、納付相談では収支、生活状況を聞き取り、客観的な事実に基づき納税緩和措置を適用しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			納税緩和措置については、広報なりたや市ウェブサイト等を通じて周知しているほか、納税相談時において制度等の該当の可能性について適宜説明しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			「納税緩和措置」については、窓口に掲示し、納税相談時に周知を行い、必要に応じて対応している。「執行停止」については、該当者について適時行っている。
13	旭市	○			納税相談や財産調査により、執行停止や徴収の猶予を行っています。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			文書での説明はおこなっていないが、納税相談の際は、生活状況の把握に努め、実態に即して対応している。
17	市原市	○			窓口等での納付相談時に説明しており、市ホームページにも掲載するなどして、周知を図っております。滞納者の収支状況や保有財産などから総合的に判断し、納付資力が無いと判断した場合には、法令等に基づき、適切に、納付緩和措置等を講じております。
18	流山市	○			生活困窮者に対しては徴収猶予または執行停止処分を行っています。
19	八千代市	○			納付相談を実施する際は分かり易い説明を心がけ，一時に納付することが困難な場合は分割納付などにより徴収を猶予しております。調査により財産なしと認められる場合などは執行停止処分を行っております。
20	我孫子市	○			生活状況の聞き取りを行い、生活を著しく窮迫させる恐れがあるときは滞納処分を停止しています。なお、特別の事情がある場合は緩和措置があることを案内しています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			納付資力を調査し、滞納処分の執行停止を行っています。
23	君津市	○			財産調査に基づき、担税力が乏しいと判断される者に対しては、執行停止を行っています。
24	富津市	○			徴収の猶予は先に述べたように周知は行っている。職権による換価の猶予、執行停止については、対象案件があれば行う。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	失業や病気などで納期限内の納付が困難な方につきましては、納税相談を実施し、生活状況を確認、見直しできるところを指導しながら納税者の公平・公正を図るよう努めています。生活状況の聴取や財産調査を行った結果で、地方税法に基づき執行停止を行っています。
27	袖ヶ浦市			○	納税緩和措置については周知が図られるよう努めております。 また、財産調査等を十分に行い滞納者が置かれている状況を的確に把握した上で、法に定めのある滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合等に該当する場合は執行停止を行っています。
28	八街市	○			1，【住民税】4. に同じ。
29	印西市		○		
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市		○		市広報紙及びホームページに掲載して周知を図りましたが、差押については、財産調査や納税相談により生活状況を充分に把握した上で個々に検討します。
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	国や県の制度、指導のもと行っています。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			猶予については相談時に説明し、執行停止については財産調査のうえ実施している。
44	芝山町			○	「必ず文書で」という形態での説明・周知は実施しない。執行停止等は適切に実施する。
45	横芝光町	○			
46	一宮町			○	給付サービスの制限や生活困窮に至る差し押さえは控え、徴収担当課と協議しながら進めていく。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			文章による説明・周知については今後適時行っていく。執行停止等については実施済。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	40	8	6	
	%	74.1	14.8	11.1	

1,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】10

No.	市町村名	29. 滞納した場合、基本的人権を尊重し、納税緩和措置を適用し、次のことを実施して下さい。 ② 受療権をはじめ給付サービス制限や、生活と営業を困難にする差し押さえをしないで下さい。			
		給付制限・差し押さえをしない	検討する	制限・差押えをする	コメント38
1	千葉市	○			滞納世帯に対する給付の制限は行っておりません。 また、資格証明書を交付された被保険者に対する給付については、納付相談のうえで適正に対応しております。 滞納世帯に対しては、納付資力の有無を見極めたうえで、差押えや処分停止を行うなど、適正に対応しております。
2	銚子市			○	法令に基づく給付サービス制限を実施し、差押えは生活状況を勘案している。
3	市川市			○	滞納整理につきましては、法律に基づいて対応しています。
4	船橋市	○			資格者証は交付しておりますが、給付制限はしておりません。納付資力のある方に対しては、差押を実施しております。
5	館山市			○	督促状や催告書等に全く応じない滞納者に対しては差押えをおこなう。なお,生活困窮など納税相談があれば，個別に対応している。
6	木更津市			○	児童手当を狙い撃ちした差押などは行いません。
7	松戸市			○	給付制限については公平性の観点から、保険料をきちんと納付している世帯とそうでない世帯を区別をすることは必要と考えています。生活を困窮させると判断できる差押は執行しません。ただし、任意加入した生命保険等があり、その保険料の納付を優先させ滞納にいたる場合等は、この判断に該当しません。
8	野田市			○	滞納がある場合は限度額認定証の交付を制限しています(高額療養費の支給額は変わりません)。また、差押については、納付資力があるにもかかわらず納付しない場合に、必要に応じて実施しています。なお、差押にあたっては、国税徴収法の規定に基づき執行しています(差押禁止財産の差押は行えません)。
9	茂原市				滞納要因及び生活状況を把握し、差し押さえをすることにより生活困窮になるおそれのある者に対しては、個々の事情等を考慮した納税相談を行っています。
10	成田市	○			納税相談や実態調査等を通じ、生活状況等について適切に把握することで担税力を確認し、保険年金課との連携を図りながら滞納整理を進めております。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			「生活を困窮させる差し押え」は禁止されている。
13	旭市			○	納税相談や財産調査により、家庭状況を把握し、個々の実情に応じ対応しています。納付能力があるにも関わらず、滞納している方には、法令に基づき、滞納処分(差押)を実施しています。
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			滞納者と接触・面談し生活状況の実態把握に努め、適宜対応している。担税能力を有するにも関わらず滞納している場合は、法令に基づき、差押等の滞納処分を実施している。
17	市原市			○	被保険者間における公平性確保の観点や皆で支えあうという保険制度の理念に反すること等から、一定の制限を行っております。本市では、負担の公平性確保や法令遵守の観点から滞納整理を行っており、滞納者の収支状況や保有財産などから総合的に判断し、納付資力がある と判断した場合には、滞納処分を実施しております。なお、滞納者に納付資力が無いと判断した場合には、適宜、納付緩和措置等を講じております。
18	流山市	○			給与、預金等の債権差押では最低生活費を考慮した上で差押を執行しています。
19	八千代市			○	保険給付の制限については，法令により対応せざるを得ないものと考えております。 また，差し押さえ等の滞納処分については，きちんと納付されている被保険者との負担の公平を保つためにも実施する必要があり，処分に際しては，滞納者の資産・財産等の調査により，支払能力があるものと判断されるものに対して行っております。
20	我孫子市	○			必要な給付の制限や生活を著しく窮迫させる差押はしていません。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市			○	納付資力があり、納付約束を誠実に履行しないなど悪質と判断された場合に差押を実施しています。
23	君津市	○			滞納者に対する相談の機会を設け、個別の事情を勘案しながら対応しております。
24	富津市	○			差押えた財産について、滞納者から相談があった場合、換価に伴う生活困窮には十分注意を払って行っている。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	租税は公平に負担されなければならないとともに、財政基盤の裏付けであり、財政基盤の確保は、国や自治体の存立とって不可欠なものです。資力を有するにもかかわらず納税がない場合は、租税負担の公平性を担保するためにも、差押はやむを得ないと考えています。
27	袖ヶ浦市			○	国民健康保険制度の趣旨及び納税の公平性を維持するために、法に基づいた適正な給付制限や差押え等はやむを得ないものと考えておりますが、生活困窮者に対しては状況を十分把握した後、換価の猶予や処分の執行停止を行っています。
28	八街市	○			※一部、制限・差押えをする。 受療権をはじめ給付サービスは、制限をする場合がある。また、差押え可能な財産を保有する場合は、法律に基づき差押え・換価を実施する。
29	印西市		○		
30	白井市	○			地方税法等に基づき、適正に対処いたします。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	給付制限は行いません。 悪質な滞納者には、差し押さえを行います。
33	匝瑳市			○	滞納者の生活状況等を調査した上で差押えを執行している。
34	香取市	○			法令を遵守します。
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			給付サービス制限や生活を困窮させる差押は実施していません。
38	栄町			○	国や県の制度、指導のもと行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	税負担の公平性の視点から
42	大網白里市	○			
43	九十九里町	○			差押により生活困窮になるようなことはしない。実施した場合、生活状況により解除に応じている。
44	芝山町			○	生活を困窮させる差押はしないが、給付サービスの制限は納税者との公平性を保つため実施する。
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	生活が困窮するような差押は実施しないが、そうではない差押や給付サービスの制限は納税の公平性を保つため実施せざるを得ない。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	28	5	20	
	%	51.9	9.3	37.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】11

No.	市町村名	30. 社会保障制度としての国保制度に基づき、保険者努力支援制度により、医療費抑制や徴収の強化にはならないようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント39
1	千葉市			○	保険者努力支援制度は、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付することで国民健康保険の財政基盤を強化するものです。評価指標の中では、短期保険証交付時に納付相談の機会を設ける方針か、資格証明書は特別な事情の有無を確認したうえで交付する方針か、などといった項目もあり、保険者の適正な取組を評価するものとなっております。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	国保が持続可能なものとする為には、医療費の抑制や徴収の強化は必要なものであると考えています。
4	船橋市			○	保険者努力支援制度の評価項目については、国において全国の状況をみながら適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	制度の内容については、毎年国が検討し改善を図っている。今後の動向を見たい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される評価指標に基づき、事業を実施します。
8	野田市			○	保険者努力支援制度は、被保険者の健康づくり、医療費適正化や保健事業等に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金を交付する制度であり、国保の財政基盤強化のために、積極的に取り組む必要があると考えます。
9	茂原市			○	国から示される評価指標に基づき事業を実施します。
10	成田市		○		医療費適正化は加入者の健康づくりにもつながるため、保健師を中心として保健事業を推進してまいります。
11	佐倉市		○		
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	国保財政の健全化につながる取組みに対して交付されるものであり、様々な取組みに努めてまります。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	千葉県国民健康保険運営方針に、保険料収納率の向上に努めることとされており、本市においても収納率の向上に努めているところですので、保険料の収納について保険者努力支援制度で評価していただきたいと考えております。なお、徴収につきましては、被保険者の個々の実情を十分に勘案して、適切な取り扱いを行います。
18	流山市			○	国の実施基準に基づき交付申請していきます。
19	八千代市			○	保険者努力支援制度に掲げられている多くの指標は，被保険者の健康の増進に寄与する取組であると考えています。 また，この制度は県内他市町村の各指標に対する取組状況及び結果を把握することが出来るため，市町村間での情報共有による医療費適正化，健全な事業運営等への取組の推進が図られるものと考えています。
20	我孫子市			○	保険者努力支援制度については、慢性病性重症化予防事業などの保健事業を実施し健康の保持増進、健康寿命の延伸を図るなどの効果により、2次的に医療費の抑制や保険料の負担抑制に繋がることを念頭に活用したいと考えています。
21	鴨川市			○	予防による医療費の抑制や、徴収の強化は必要なことだと認識しています。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市	○			保険者努力支援制度は、各保険者の医療費適正化等の取り組みに応じて補助金が交付されるものであり、国保財政の安定化のため、今後も適切に取り組んでまいります。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	市民の皆様方の健康を守るためにも、保険者努力支援制度をも含め、社会保障として持続可能な国民健康保険制度の維持に努めていきたいと考えています。
27	袖ヶ浦市			○	保険者努力支援制度では、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要とされており、医療費の適正化に向け、引き続き実施していきます。また、保険税の徴収については、税の公平性及び国民健康保険の相互扶助の考えに基づき、引き続き推進します。
28	八街市			○	納付がない場合には、国保制度に基づき、資格証明書になるなど本人および世帯員が不利益となる場合もあるため、法に基づき徴収可能な財産を保有している滞納者は滞納処分を行うこととなります。
29	印西市		○		
30	白井市			○	制度の持続性と公平性の観点から、医療費の適正化と徴収率の向上に努めてまいります。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	健全運営のため、規則に従って実施します。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国や県の制度、指導のもと行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		県の動向を注視したい。
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		特定健診やがん検診の受診率向上等の設定指標に向けた効果的な取り組みに努めます。
44	芝山町	○			
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		被保険者の健康増進・病気予防を基本とし、特定健診や健康教室等で健康面での意識改革を図りながら進めていきたい。
47	睦沢町		○		被保険者へ対して健診の受診勧奨や健康意識の向上につながるような取り組みを行います。また滞納者に対して個々の実情に応じた納税
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	6	14	34	
	%	11.1	25.9	63.0	

1,市町村で実施していただきたい事項
【国民健康保険】12

No.	市町村名	31. 国保運営協議会で広く被保険者の意見を反映できるよう、被保険者の代表委員を公募して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント40
1	千葉市	○			千葉市国民健康保険運営協議会では、広く被保険者の意見を反映できるよう被保険者の代表委員の公募を行っております。昨年度(平成30年度)は改選の年となり4名の公募を行いました。3年ごとに改選を行っており、次回改選は令和3年度を予定しております。
2	銚子市			○	農業・漁業従事者、商工業、退職者から代表者を選出している。
3	市川市			○	各種団体から推薦をいただいた被保険者代表委員より、被保険者の立場からのご意見をいただいています。
4	船橋市	○			被保険者を代表する委員5名については、全員公募しております。
5	館山市		○		被保険者の要望、他市町村の状況を踏まえて検討していく。
6	木更津市	○			
7	松戸市				
8	野田市	○			平成29年度より、被保険者代表委員に公募委員1名、令和元年度からは2名が任命されております。
9	茂原市			○	公募はしていないが、広く被保険者の意見を反映できるよう市内の地区に偏りがないように被保険者代表委員を選出しております。
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	被保険者の意見を広く聴き、国保運営に反映させるため、意見の偏りがないよう地区分けをし、地区会長より被保険者代表を推薦いただいており、公募までの必要はないと考えます。
13	旭市		○		次期改選に向けて検討していきます。
14	習志野市	○			被保険者代表委員4名のうち、2名を公募により選出しております。
15	柏市	○			従来から被保険者代表の委員公募を実施しています。
16	勝浦市			○	市の行政に何らかの係わりを持った有識者により構成されており、運営協議会運営に何ら問題はなく、公募する考えはない。
17	市原市	○			
18	流山市	○			被保険者代表委員の公募を実施し、平成29年度に4人に委嘱を行いました。
19	八千代市	○			国民健康保険運営協議会の組織については，国民健康保険法施行令第3条によって組織し，実際に公募しています。
20	我孫子市	○			既に被保険者の代表委員を公募しております。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			公募委員にも委嘱しています。
23	君津市	○			被保険者代表委員5名のうち2名を公募して委嘱しております。
24	富津市		○		
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			被保険者を代表する委員として、一般から公募委員の方が2名いらっしゃいます。
27	袖ヶ浦市	○			国保条例に基づき、被保険者を代表する委員4名を置き、2名につきましては公募しております。
28	八街市		○		
29	印西市	○			
30	白井市	○			広く被保険者の意見を反映できるよう、公募や推薦により選考を行っています。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市		○		国保事業運営にあたり、協議会の役割は極めて重要であると認識しています。県内の状況を参考に検討します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表各同数の構成とされており、バランス良く募っています。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	地域の代表から4名お願いをしている。地域住民の代表の立場ととらえている。
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			平成21年度より実施，広報誌やホームページで募集した，
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町		○		
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	22	18	13	
	%	40.7	33.3	24.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【障害者福祉】1

No.	市町村名	32. 重度心身障害者(児)医療費助成制度について次のことを実施して下さい。 ① 一部負担金の徴収はしないで下さい。			
		徴収しない	検討する	徴収する	コメント41
1	千葉市			○	本制度の対象外の方との公平性の観点から、対応能力のある方には、一定の負担をしていただくこととしたものです。なお、本市においては一部負担金免除の範囲を県基準よりも拡大しております。 (※【本市基準】:市民税所得割33,000円未満の世帯の方は免除。【県基準】:市民税非課税世帯の方は免除)
2	銚子市			○	
3	市川市			○	この制度を安定して継続するためにも、一部負担金は必要なものであると考えております。
4	船橋市			○	医療保険世帯における市町村民税所得割額が非課税の場合は、一部負担金は無料としている。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	県基準対応のため
8	野田市			○	千葉県や近隣市町村、子ども医療費との整合性を鑑み、一部負担金の徴収を行っております。なお、所得が低い世帯は徴収しておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	本市では、県が定めている1診療あたり300円の自己負担額を、200円とし、差額の100円を本市が負担し、対象者の負担軽減を図っています。
11	佐倉市			○	県の助成基準に基づき実施しています。
12	東金市			○	制度対象外の方との公平性や近隣市町村との均衡を考慮し、県に準じた制度としています。
13	旭市			○	徴収します
14	習志野市			○	県の基準に合わせ徴収します。
15	柏市		○		県の助成基準に基づき実施しているため，県の動向に注視し，検討していきます。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	本制度を持続可能な事業としていくため、一定の所得がある方からは、引き続き一部負担金を徴収いたします。
18	流山市			○	県要綱に準じ、一部負担金を求めます。
19	八千代市			○	千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金要綱に基づき助成をしているため，現段階では実施する考えはありません。
20	我孫子市	○			県内の自治体の多くは一部負担金を300円にしているところ、我孫子市では200円(市民税非課税世帯は無料)としています。また、保険調剤については全て無料としています。制度利用者・県・市町村が応分の負担をしながら支えていく制度であると考えています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	千葉県と同様の方針で実施しています。
23	君津市			○	県の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	県補助基準により対応する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	千葉県の重度心身障害者医療費助成の規則に準ずる。
27	袖ヶ浦市			○	県の補助要綱に準じています。
28	八街市			○	市町村民税所得割課税世帯のみ、通院1回300円を自己負担として徴収しています。均等割課税世帯・非課税世帯は無料で自己負担はありません。
29	印西市			○	県基準より減額して実施しているため。
30	白井市			○	所得に応じた徴収としており、低所得の方からは徴収しておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	県の制度に準じて実施します
33	匝瑳市			○	県基準対応。
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	県と市町村が折半で医療費の自己負担分を助成しています。
38	栄町			○	千葉県の基準に基づき一部負担金の導入を行っている。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	自己負担200円。
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	千葉県の補助金交付要綱に基づく県補助を受けて事業を実施しており、市単独での助成は困難です。
43	九十九里町			○	県の基準により実施
44	芝山町			○	千葉県の重度心身障害者医療給付改善事業費補助金交付要綱に準じているため
45	横芝光町			○	同一医療保険世帯のうち市町村民税所得割非課税世帯は無料となっている。県の制度に準じて実施する。
46	一宮町			○	町民税課税者は通院1回あたり300円、非課税者は無料。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	千葉県補助金と同一
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		千葉県の制度に合わせて運用しているため、変更は難しい。
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	5	2	47	
	%	9.3	3.7	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【障害者福祉】2

No.	市町村名	32. 重度心身障害者(児)医療費助成制度について次のことを実施して下さい。 ② 65歳以上で新たに重度障害者となった人も対象として下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント42
1	千葉市			○	本制度を、今後も安定かつ継続的に実施するために、65歳以上で新たに重度障害者となった方を助成対象外としております。なお、高齢になってから重度障害者となった方の医療の支援については、高齢者を国民全体で支えていく制度である「後期高齢者医療制度」により対応してまいります。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	本市といたしましては、県の基準のとおり実施してまいりたいと考えております。
4	船橋市	○			平成27年8月1日以降に65歳以上で新たに重度障害者となった人は、後期高齢者医療保険世帯における市町村住民税所得割額が、非課税の場合は対象としている。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	県基準対応のため
8	野田市			○	千葉県や近隣市町村の動向を踏まえて、65歳以上で重度障がいになる方は、加齢に伴う疾病等が原因で重度障がいになることが多いことから、障害福祉施策ではなく、国が実施する後期高齢者医療制度で対応しております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	65歳以上の重度障害者を含め、一定の条件に該当する障がい者(児)に対して市独自の福祉手当を支給することで、経済的負担の軽減を図っています。
11	佐倉市			○	県の助成基準に基づき実施しています。
12	東金市			○	65歳以上で重度障がい者となった人は加齢に伴う疾病等が原因で重度障がいに陥ることが多いことから、障がい福祉施策ではなく、国の制度である後期高齢者医療制度により対応することが適当と考えます。
13	旭市			○	後期高齢者医療制度で一定の障害は対象となります
14	習志野市			○	県の基準に合わせ実施いたします。
15	柏市			○	65歳以上の重度障害者の多くは，加齢に伴う疾病が主原因であることや高齢化の急速な進展も踏まえ，本制度ではなく，国が実施する後期高齢者医療制度での対応が基本と考えております。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	65歳以上の重度障がい者に関しましては、後期高齢者医療に特例で加入することができ、医療費の自己負担額が1割に軽減されることから、現行制度を継続してまいります。
18	流山市			○	後期高齢者医療制度で対応します。
19	八千代市			○	千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金要綱に基づき助成をしているため，現段階では実施する考えはありません。
20	我孫子市			○	65歳以上で新たに重度障害となった方は後期高齢者医療制度が準備されており一定の負担軽減が図られていることから、障害者医療制度ではなく国の後期高齢者医療制度で対応することになります。 今後も県の補助金交付要綱の見直し検討や県内市町村の動向等の把握に努めます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	千葉県と同様の方針で実施しています。
23	君津市			○	県の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	県補助基準により対応する。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	千葉県の重度心身障害者医療費助成の規則に準ずる。
27	袖ヶ浦市			○	県の補助要綱に準じています。
28	八街市			○	65歳以上で重度障害者になられた方の医療費助成については、障害福祉施策ではなく、加齢に伴う高齢者の医療を国民全体で支える国の後期高齢者医療制度で対応しています。
29	印西市	○			
30	白井市			○	65歳以上で一定の障害がある場合、後期高齢者医療制度に加入できるため、対象とする予定はありません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	県の制度に準じて実施します
33	匝瑳市			○	県基準対応。
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	県と市町村が折半で医療費の自己負担分を助成しています。
38	栄町			○	千葉県の基準に合わせた。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	県基準に準じる。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	千葉県の補助金交付要綱に基づく県補助を受けて事業を実施しており、市単独での助成は困難です。
43	九十九里町			○	県の基準により実施
44	芝山町			○	千葉県の重度心身障害者医療給付改善事業費補助金交付要綱に準じているため
45	横芝光町			○	県の制度に準じて実施しており、後期高齢者医療制度で対応する。
46	一宮町			○	県基準で対応していく。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	千葉県補助金と同一
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		千葉県の制度に合わせて運用しているため、変更は難しい。
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	6	1	47	
	%	11.1	1.9	87.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【障害者福祉】3

No.	市町村名	32. 重度心身障害者(児)医療費助成制度について次のことを実施して下さい。 ③ 精神障害者への助成を一刻も早く実施し精神障害1・2級を対象として下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント43
1	千葉市			○	本市では、精神障害者1級の方を対象としています。なお、本制度は、医療に関する経済的負担がより大きい重度の障害者を対象としているため、精神障害2級に方については対象としておりません。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	本市といたしましては、県の基準のとおり実施してまいりたいと考えております。
4	船橋市		○		本市の制度は県要綱に倣ったものでる。現在、県において精神障害者への助成を実施する方向で検討を開始しており、その動向を注視している。
5	館山市			○	精神障害についても助成の対象とすべきか、県において検討しており、その動向を見たい。
6	木更津市		○		
7	松戸市			○	県基準対応のため
8	野田市	○			野田市独自の取組として、精神障害保健福祉手帳1級所持者は対象としております。 平成30年6月の千葉県議会において「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書」が提出され全会一致で採択されたことから、精神障がい者の医療費助成ついては、県の動向を注視してまいります。
9	茂原市		○		現在、千葉県が精神障害者への対象拡大に向けて、県内市町村と協議を行っているところである。
10	成田市		○		千葉県議会において、精神障がい者も重心医療費助成の対象とすることを求める請願が採択されたことから、県において、市町村への補助要綱改正に向けた作業が進んでいるところです。本市においても、県と連絡を取り合いながら検討を進めております。
11	佐倉市			○	県は精神障害者も制度対象とするべく具体的な検討を進めています。今後、県の動向を注視し対応してまいります。
12	東金市		○		現在、県において精神障がい者への対象拡大について検討中であり、制度改正が行われれば、県に準じて対応します。
13	旭市	○			精神障害1級を対象に旭市単独事業(償還払い)で実施しています
14	習志野市	○			1級のみです。
15	柏市		○		県の助成基準に基づき実施しているため，県の動向に注視し，検討していきます。
16	勝浦市		○		精神障害者への助成については、令和2年8月から予定されている、千葉県の助成開始にあわせて実施予定。対象者については、県の基準に準ずる予定。
17	市原市		○		現在、千葉県と市町村との間で対象拡大について、協議中です
18	流山市			○	精神保健福祉手帳1・2級所持者は、現行の償還払いで対応しています。
19	八千代市		○		精神障害者への対象拡大に向けて市町村担当者会議にて協議を進めております。なお，対象とする等級含め，具体的な内容については未定となっております。
20	我孫子市	○			我孫子市では、精神障害者保健福祉手帳1級の方を医療費助成の対象としています。なお、2級の方については、重度に該当しないことから対象としていません。
21	鴨川市		○		千葉県において精神障害者を対象にする等の検討がされており、その内容によって市も判断していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	千葉県と同様の方針で実施しています。
23	君津市			○	県の制度に準じて行っていく。精神障害者には市独自の制度で医療費を助成している。
24	富津市		○		県補助基準により対応するが、精神障害者を対象とすることについて検討中である。
25	浦安市			○	1級は対象としている
26	四街道市		○		当市では、精神保健福祉手帳を取得している方を対象に、自立支援医療における自己負担分の2分の1を助成している。なお、現在、千葉県では精神障害者への医療費助成を検討中であるため、制度改正に併せ、検討を行う。
27	袖ヶ浦市			○	精神障がいの方を対象に市独自の医療費助成制度を実施しているところですが、重度心身障害者(児)医療費助成制度におきましては、県の検討に合わせて対応を検討します。
28	八街市		○		本事業は、千葉県の基準に準じて実施しており、県同等の助成内容です。 財政面から事業の拡大は厳しい状況ですが、今後の県の動向に注視して、研究していきたいと考えております。
29	印西市			○	精神保健福祉手帳1級については既に対象としており、2級は他の手帳の等級程度との比較で、身体3級、療育Bの1と同程度であることから、重度の対象とはならないと考えるため
30	白井市		○		現在、精神障害を助成対象に含めることについて、県と県内各自治体とで検討しています。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	県の制度に準じて実施を検討します
33	匝瑳市		○		県の動向を注視していく。
34	香取市		○		千葉県市町村内で検討中
35	山武市		○		千葉県の補助金が対象となれば、実施します。ただし、2級については中度であり、身体障害・知的障害との整合性から難しいと思われます。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	現在、県において精神障害者への助成を検討していることから動向を注視していきます。
38	栄町			○	千葉県の基準に合わせる予定である。
39	神崎町		○		
40	多古町		○		県基準に準じる。
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		千葉県及び県内市町村において精神障害者への対象拡大に係る検討を行っており、その進捗状況を踏まえて対応して参ります。
43	九十九里町		○		現在、県と協議中
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		県の制度が変更されれば準じて実施する。
46	一宮町		○		県の動向を見ながら対応していく。(1級のみを対象)
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		現在県にて検討中であり、動向を注視していく。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町			○	千葉県補助金と同一
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		千葉県において実施に向け検討中
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	5	30	19	
	%	9.3	55.6	35.2	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【障害者福祉】4

No.	市町村名	33. 65歳を迎えた障害者について一律に介護保険優先とせず、障害福祉サービスを継続して利用できるようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント44
1	千葉市			○	
2	銚子市		○		受給している障害福祉サービスが介護保険サービスにない場合は継続利用について柔軟に対応している。
3	市川市			○	障害者相談支援法第7条に基づき、保険及び他の法令を優先とする給付を行います。
4	船橋市			○	一定の要件のもと個々の状況を踏まえ、介護保険サービスに加えて障害福祉サービスを支給している。
5	館山市			○	原則として介護保険が優先されるが、一律に優先的に利用とはせず、利用者の状況に応じて、聴き取り・把握した上で障害サービスの継続利用を検討している。
6	木更津市	○			一律には介護保険優先にしておらず、利用者の状況を勘案して決定しています。
7	松戸市	○			国の制度に準じて行なっていく。
8	野田市	○			対象者の利用意向を把握し、介護保険のサービスでは提供できない場合や、障害福祉サービスと比較し極端にサービスが不足することが無いように、個々の実態に即した対応を行っております。また、平成30年4月から共生型サービスの運用が開始されたため、同様に実態に即した対応をしてまいります。
9	茂原市	○			
10	成田市			○	介護保険にはないサービスや介護保険の上限以上のサービスが必要とされる場合は、個別のニーズ等を勘案して、障害福祉サービスを継続利用できることとしています。
11	佐倉市			○	原則介護保険優先となりますが、介護サービスの支給量や内容が十分でない場合には、個々の実態に応じて障害福祉サービスが継続利用できるよう対応しています。
12	東金市			○	介護保険法及び健康保険法の給付を優先とした上で，障がい者の状況に応じて、必要な障害福祉サービスを提供しています。
13	旭市			○	県の動向を注視します
14	習志野市			○	
15	柏市			○	法に基づく原則として介護保険を優先することとしていますが，個々のケースの状況にも対応しています。
16	勝浦市			○	介護保険サービスでは対応できないサービスについては、障害福祉サービスによる支給決定を行っている。
17	市原市	○		○	原則として介護保険サービスが優先されますが、やむを得ない理由により障害福祉サービスの継続利用が可能となっております。
18	流山市			○	介護保険優先ではあるが、利用者の状況を見ながら対応しています。
19	八千代市	○			65歳を迎えた障害者が介護保険と同等のサービスを利用する場合には，原則として介護保険優先となりますが，一律に移行するのではなく，障害の特性に応じて障害福祉サービスが必要な方については，継続して利用いただいています。 今後も一律に介護保険優先とせず，実施していきます。
20	我孫子市	○			障害福祉サービス利用者の65歳到達時の対応については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険給付を優先しています。しかしながら、一律に介護保険を優先するものでなく、利用者の状況を十分調査の上で必要なサービスの利用につなげていきます。
21	鴨川市	○			サービス利用者の状況を個別にアセスメントし、介護保険サービスでは十分でない等の状況がある場合には、障害者福祉サービスを利用できるようにしています。
22	鎌ヶ谷市		○		ケースやサービスの内容により検討します。
23	君津市			○	国の制度に準じて行っていく。
24	富津市			○	国の通知文に沿った基準で対応する。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			国では、65歳以上は介護保険が優先ではあるが、当市においては必要に応じて、また障害特有の制度は、障害福祉サービスの継続利用を実施している。
27	袖ヶ浦市	○			国の施策に準じています。
28	八街市			○	介護保険の申請手続きをしていただき、非該当であれば継続利用可能。障害特有のサービスや介護保険ではまかないきれない部分は、障害サービスの利用を可能としている。
29	印西市			○	障害者総合支援法に基づいて実施しているため。
30	白井市			○	昨年度の制度改正で、介護保険移行者への負担軽減措置や、通いなれた事業所の継続利用をしやすくする施策が導入されています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	県の制度に準じて対応します
33	匝瑳市	○			ケースごとに対応している。
34	香取市		○		
35	山武市			○	聞き取り調査を行い、ケースによっては継続利用を行っています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	介護給付費等に係る支給決定事務等(事務処理要領)に基づき個別に対応しています。
38	栄町			○	介護優先だが、個別ケースに応じて対応する。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			受給者の状況に応じて対応。
41	東庄町			○	
42	大網白里市	○			法第7条による介護保険制度との調整を行うことを原則とつつ、障害の特性など、障害者本人の実態に即して適切なサービスの提供を行っています。
43	九十九里町	○			
44	芝山町			○	県の補助金を受けて実施している事業のため、県の制度に準拠している
45	横芝光町			○	原則として介護保険制度が優先ですが、介護保険サービスにおいて従来受けていたサービスが受けられない場合など、個々の状況に応じ、ケアプランを考慮した上で障害福祉サービスの継続利用を決定している。
46	一宮町	○			受給者の状況に応じて対応する。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国・県の動向を注視していく。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町	○			原則介護優先だが、障害特有のサービスが必要と認められた場合サービスを提供する
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		国、県の制度に合わせて運用しているため、変更は難しい。
54	鋸南町		○		
	県合計	16	8	31	
	%	29.6	14.8	57.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【保育】1

No.	市町村名	34. 子どもたちのいのちを守り、発達を保障する保育水準の向上のため次のことを行って下さい。 ① 認可外保育施設については、早期に認可施設となるよう財政等の支援を強めて下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント45
1	千葉市	○			保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るため、認可施設への移行を希望しており、保育所等に係る設備及び職員配置に関する最低基準を満たす、又は見込みである施設を先取りプロジェクト認定保育施設及び保育ルームと認定し、運営費の一部を補助しております。
2	銚子市			○	
3	市川市		○		現行では、認可外保育施設については、施設類型が様々あることから、一律に同一の類型での補助は困難であるため、個別相談の上での対応となっている。補助制度の類型等から検討してまいります。
4	船橋市		○		認可保育所等への移行に関する認可外保育施設からの相談等については、各施設の状況等を踏まえて対応等を検討する。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市		○		認可外保育施設については、幼児教育・保育無償化において国が定める指導監督基準を満たす施設を対象とし、また、基準を満たしていなくても5年間の猶予期間を設定していることから、市においても保育の質の確保・向上に向けた取組を検討してまいります。
9	茂原市		○		
10	成田市			○	本市においては、移行を希望する認可外保育施設がないため
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		国における認可外保育施設の認可化へ向けた支援制度の情報提供等により、認可施設化への支援に努めてまいります。
13	旭市			○	地域枠の問題により認可を希望しない保育施設のため、認可について協議をすすめたい。
14	習志野市	○			認可外保育施設から小規模保育事業所等への移行希望のあった園の施設整備にあたり、施設整備費の一部を補助しております。
15	柏市	○			認可化の相談があった際は随時対応しています。また，認可保育所及び小規模保育事業の公募の際は，市内認可外保育施設に対し周知しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	より効果的な待機児童対策として、新規整備に注力してまいります。
18	流山市			○	認可施設への転用を希望する場合は、認可施設としての基準を満たす必要があります。
19	八千代市			○	認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設がないことから，積極的な取組みは考えておりません。
20	我孫子市			○	既に特定教育・保育施設となるよう財政支援があるため。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	県の基準や市町村の動向を注視したい。
24	富津市		○		
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	認可外施設から認可に関する相談があった場合は、その都度申請手続きや施設整備について支援を検討して参ります。
28	八街市			○	
29	印西市	○			平成29年度認可外から認可への移行を行った。
30	白井市			○	認可外保育所は待機児童解消への選択肢であると考えます。財政支援につきましては、市の単独補助は難しことから国、県の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	現在は認可保育所への移行ニーズがない。要望がでてきた場合は検討する。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	許可外施設がないため
38	栄町			○	対象施設なし
39	神崎町			○	該当施設なし
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町			○	認可外保育施設はありません。
44	芝山町				認可外保育施設なし
45	横芝光町			○	現状で認可外保育施設が存在しないため。
46	一宮町			○	入所入園の児童数と必要施設数のバランスが、ほぼ取れている。そのため現在のところ検討はしていない。ただ、今後の児童数の推移は判断材料として注視していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町				該当施設はありません
50	長柄町				該当なし
51	長南町				該当施設なし
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	該当施設がないため
54	鋸南町			○	当町に認可外保育施設はありません
	県合計	5	10	35	
	%	9.3	18.5	64.8	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【保育】2

No.	市町村名	34. 子どもたちのいのちを守り、発達を保障する保育水準の向上のため次のことを行って下さい。 ② 「正規」「非正規」を問わず保育士の賃金を大幅に引き上げるなど処遇改善を図って下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント46
1	千葉市	○			「正規」「非正規」を問わず、常勤で勤務する保育士に対して月額最大3万円の給与上乗せのための費用を補助している。 また、保育園等が保育士の宿舎(賃貸物件)を借り上げる経費についても、「正規」「非正規」を問わず採用10年目までの常勤保育士を対象に一部補助しており、保育士の経済的負担の軽減につながっていると考えております。
2	銚子市			○	
3	市川市	○			令和元年度より、保育士に限らず、全ての正規職員について、職員の資質及びモチベーションの向上、優秀な人材の確保等を目的とした処遇改善を実施しております。
4	船橋市	○			非正規を含め常勤保育士を対象として、給与の上乗せ補助を実施している。
5	館山市		○		保育士を確保するには、賃金を含めた処遇改善は必要であると考えている。
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市		○		国や県による保育士の処遇改善に係る様々な取組については、待機児童の解消や保育士確保などの問題解決には至っていない現状がある中で、市においても、孤独いのあるグレーゾーンの児童に対応するため、各事業所に対し加配に係る賃金の実費を補助することや保育士就労に対する奨励金支給事業など、保育士の負担軽減による保育士の確保対策として新たな仕組みを構築しているところです。市ができる保育士確保対策については、十分な財源が確保できない中でも、賃金の引き上げに限らず、様々な処遇改善の取組を引き続き検討してまいります。
9	茂原市		○		民間保育施設の保育士の給与の補助を行っている他、今年度は公立の臨時・非常勤保育士の単価を上げました。
10	成田市		○		正規職員の保育士の給与体系につきましては、行政職の職員と同じ給料表に基づき、給与の支給を行っており、処遇の改善については毎年、国の給与勧告の趣旨に基づき、給与改定を実施しているところです。また、非常勤職員の処遇改善につきましては、最低賃金の引き上げ率や近隣自治体の状況などを勘案しながら、毎年必要な改定を行っておりますので、その中で適正な処遇を確保できるよう対応してまいりたいと考えております。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		保育ニーズの増加に伴い、保育士の確保は厳しい状況にあります。 このため、臨時職員の時給について、H29年10月より1,000円から1,200円へと引き上げたところでございます。 処遇については、保育のニーズや安全性が確保されるよう、国や県の動向や他団体の取り組み等を参考に検討してまいります。
13	旭市		○		民間の保育園及び認定こども園については保育士処遇改善事業を実施している。
14	習志野市		○		令和2年度より会計年度任用職員制度へ移行する予定となっているため、処遇改善について、現在、組合や人事課と共に検討しております。
15	柏市	○			平成29年度から，市内の私立認可保育施設(保育園・こども園等)に勤務する保育士(正規・非正規フルタイム)に対し，処遇改善補助を実施しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市		○		本市の正規職員につきましては、国の人事院勧告を踏まえ、対応してまいります。嘱託職員及び臨時職員につきましては、来年度から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、見直しを行っており、人材確保の観点や正規職員との均衡、近隣市の状況を踏まえ、設定してまいります。また、民間保育施設等の正規職員につきましては、H29.10月以降、国の処遇改善制度が2種類、県の制度が1種類整備され、副主任保育士クラスの職員は最低でも6万円/月ほど改善されております。非正規職員についても上記の処遇改善制度の要件を満たせば十分な改善が見込まれるものと考えております。
18	流山市	○			本市の事業として私立保育所等に勤務する正規保育士を対象に特例保育士処遇改善事業を実施し、保育士の処遇改善を図っています。
19	八千代市			○	各職種の給与に関しては他市の給与水準等を参考にしているため，保育士のみを大幅に賃金改善を行うことは難しいと考えます。
20	我孫子市		○		常勤職員については他の職種との均衡を考慮し現状どおりとし、非常勤職員については来年度増額の予定である。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			平成29年度より保育士処遇改善事業を実施しております。
23	君津市		○		非正規の賃金は平成30年度に改善を図ったが、正規については今後検討していきたい。
24	富津市		○		
25	浦安市	○			私立保育園等の正規及び非正規の保育士に対し、賃金に上乗せする保育士等処遇改善補助事業を実施しています。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			私立保育園については、処遇改善として県の事業を活用して上乗せ給付を実施しています。あわせて公立保育所についても4月に賃金改定を実施しました。
28	八街市			○	しないとしたが、正規・非正規で担当課が異なるため、調整が必要と思われる。
29	印西市	○			保育士処遇改善事業費補助金を月120時間以上勤務した保育士に対して月額3万円の補助を行った。
30	白井市		○		大幅な賃金の引き上げについては、他の職種への影響が考えられるため、保育士のみの大幅な賃金の処遇改善は出来ないものと考えます。
31	富里市		○		
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市	○			正職員と同様の勤務形態の臨時職員の賃金引き上げを実施
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		令和2年度より会計年度任用職員と制度が変わるため、近隣の状況をみながら検討していきます。
38	栄町			○	公立保育園なし
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町	○			
42	大網白里市		○		
43	九十九里町			○	
44	芝山町				会計年度任用職員に移行するため、年収額は上がる
45	横芝光町		○		県及び町から保育士等処遇改善補助事業を実施している。
46	一宮町			○	非正規職員は現在いない。また、保育士の処遇改善については、国県基準で行っている。そのため、町単独での改善は現在考えていない。
47	睦沢町		○		学歴や職歴を考慮して対応している
48	長生村	○			次年度より会計年度任用職員制度導入の見込。
49	白子町		○		
50	長柄町				一部実施した
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	16	25	11	
	%	29.6	46.3	20.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【保育】3

No.	市町村名	34. 子どもたちのいのちを守り、発達を保障する保育水準の向上のため次のことを行って下さい。 ③ 放課後学童クラブの職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント47
1	千葉市	○			
2	銚子市	○			
3	市川市			○	保育クラブの職員配置については、現行の基準で運営してまいりたいと考えております。
4	船橋市		○		配置に関する国の省令が令和2年4月変更施行される。これまでも船橋市は省令によらず、独自基準で運用してきた。しかしながら、同年4月からは非常勤職の会計年度任用職員制度が始まることから、ご要望の趣旨からではないが、現状の配置に関して検証をすることになる。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			職員配置について、国では参酌基準となり要件が緩和されたが、松戸市においては基準は引き下げず、基準を上回る配置を実現するよう運営事業者と調整しています。
8	野田市	○			学童指導員について、国は配置人数や資格要件を緩和し、「従うべき基準」から「参酌する基準」に変更しましたが、学童保育所は、年齢や発達の状況が異なる児童を同時にかつ継続的に育成支援を行う場所であり、共働き世帯の増加や女性の社会進出等の保育ニーズの拡大により、入所する児童も年々増加する現状があることから、当面は、「保育の質」や「児童の安全」を確保するために現状の配置人数を維持していきます。また、計画的に放課後児童支援員の研修を受講させていきます。
9	茂原市		○		
10	成田市			○	職員配置の現行基準を引き下げは実施しません。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		東金市の学童クラブの職員配置については、現在、1つの学童クラブに支援員1名、補助員1名以上とし、2名以上の職員を配置しております。 今後につきましては、他団体の動向等を見ながら、子供たちの安全を念頭に、本市にとっての配置が、どのようにあるべきかを検討してまいります。
13	旭市			○	現行基準のままとする。
14	習志野市	○			今後も国の職員配置基準どおりの児童会運営を行ってまいります。
15	柏市	○			こどもルームの職員配置については，引き続き現行基準を維持します。また，特に配慮を要する児童には，必要に応じて職員を加配しています。
16	勝浦市		○		
17	市原市	○			職員配置基準を引き下げておりません。
18	流山市			○	職員配置の現行基準の引き下げは考えておらず、現行の基準の継続を考えます。
19	八千代市	○			放課後学童クラブの職員配置の現行基準を維持しております。
20	我孫子市		○		現行基準では、有資格者が常時1名は配置されていることとしています。現時点でこの基準を引き下げする予定はありません。 また、学童の利用人数や児童の状況に応じて職員配置を行っています。なお、民間委託している保育室においても、随時資格が取得できるよう調整を行っています。
21	鴨川市		○		国の基準に準じて実施しております。
22	鎌ヶ谷市	○			現行基準に基づき適正な運営を行っています。
23	君津市	○			今のところ職員体制等の基準を緩和する予定はない。
24	富津市		○		放課後支援員の員数については、事業の質を低下させることなく各クラブの実情に応じ検討していく。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市		○		職員配置の現行基準の引き下げを行わないよう検討します。
28	八街市		○		
29	印西市	○			職員配置の現行基準を引き下げず、運営基準を向上した。
30	白井市		○		職員配置については、実情に適した配置が必要であるため児童の安全を最優先に考え運営基準を策定していきます。
31	富里市		○		
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			現行の職員配置基準での運営を継続する。
35	山武市	○			現行基準のまま実施していきます。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	検討した結果、現行基準は引き下げません。
38	栄町			○	現在も配置基準以上の職員で対応している
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町	○			
44	芝山町				基準引き下げ予定なし
45	横芝光町		○		国の基準に基づき、指導員を配置していく。
46	一宮町		○		子どもたちの安全面を考え、現行基準の引き下げは行わない。ただ、運営基準向上については、安全面と職員配置数等のバランスを考慮しつつ検討事項としたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村	○			国基準に従って運用している。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	23	20	10	
	%	42.6	37.0	18.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【防災・減災・定住促進】1

No.	市町村名	35. 大規模災害の被害の抑止・減少を図り、住民のいのちを守る次の対策を講じて下さい。 ① 仮称「家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度」を創設ないし拡充し、金具(器具)含めた取り付け工事を助成の対象とし、工事については地元の建設技能者・技術者や事業者に発注して下さい。家具固定をすることでケガの半数を防ぎ、避難路の確保ができること、減災防災の意識向上が期待できます。(総務省・東京消防庁)			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント48
1	千葉市			○	高齢者及び障害者等で家具転倒防止金具の取付けが困難な方を対象とし、金具等の取付け費用について助成を行っています。取付事業者の要件として、千葉市内に事業所を有する事業者又はその事業者等で構成される団体としております。
2	銚子市	○			高齢者世帯、身体障害者世帯等へ実施済。障害者については、設置工事業者は障害福祉事業所と締結し、障害者の工賃向上を図っている。
3	市川市	○			本市では、「家具転倒防止器具等取付費補助金交付事業」を実施しています。
4	船橋市			○	大地震発生時は、まずは身を守ることの重要性を、機会をとらえて周知しているところであり、家具転倒防止器具の購入費及び取付費用については、自主防災組織の防火資機材購入費補助金の対象として、取り付けの促進に努めております。
5	館山市			○	家具転倒防止金具については、加入する自主防災組織が、館山市コミュニティ事業補助金(防災施設等整備事業)を活用し、購入することが可能です。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			家具転倒防止器具等取付費助成事業
8	野田市	○			65歳以上で構成する世帯もしくは障がいのある方が属する世帯で、地震による被害から生命及び財産を守るため、たんすなどの木製家具に市が用意した家具転倒防止器具を無償で取り付けをするもので、平成29年4月1日より実施しています。開始当初は、対象者を非課税世帯の方としていましたが、平成30年度から課税世帯の方も対象とし、事業の拡大を図りました。なお、器具の取付作業は、野田市シルバー人材センター、千葉土建野田支部、野田市建築業組合に委託しています。
9	茂原市			○	家具を固定することは、災害弱者が災害から身を守る手段のひとつであると考えており、今後も啓発に努めていく。なお、助成制度につきましては、現在のところ創設する予定はございません。
10	成田市			○	災害に対する自助の取り組みとして、転倒防止のための対策事例、対策用品などの情報を広く提供してまいります。
11	佐倉市			○	自助対策の一環として、市民自身で対応をお願いしたいと考えております。近年、自治会や自主防災組織において、器具の取付け等の手助けを行っている事例もあり、こうした地域共助の中での防災対策を促していくことも重要であると考えます。
12	東金市			○	自助による取組みを推進します。 広報やホームページ、防災訓練等を通じて啓発を行います。
13	旭市			○	
14	習志野市			○	
15	柏市		○		制度としては，平成23年度から実施しています。平成29年度の助成の実績は，0件のため，条件等含め今後のあり方を検討していきます。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	家具転倒防止金具(器具)につきましては、各御家庭内での防災対策(自助)となりますことから、自己負担での対応をお願いしております。
18	流山市			○	耐震関連の助成については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を重点的に実施します。
19	八千代市		○		家具転倒防止金具(器具)の取付けの必要性について，引き続き周知啓発に努めます。また，取付工事助成制度の創設については，近隣市の状況などを調査したところ，助成制度を創設している自治体は少ないことから，他市の動向を注視しながら必要に応じて関係部局とも連携し検討してまいりたいと考えます。
20	我孫子市			○	家具転倒防止対策等の、災害時における室内の安全確保は、自助(各家庭)で実施していただくものであるため、助成制度の予定はありません。
21	鴨川市		○		
22	鎌ケ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	家具転倒防止対策は自助の観点からも、各世帯で積極的に取組んでもらいたいため、出前講座等で広報しており、助成制度は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			リフォーム補助金の対象です
27	袖ケ浦市			○	高齢者等の家具転倒防止器具取付事業については、自ら家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者世帯等の取付作業を支援することが趣旨であるため、器具費用の助成は考えておりません。また、取付工事は、高齢者が生きがいを持って就労できる場を確保する観点からシルバー人材センターに依頼しており、今後も変更の予定はありません。
28	八街市			○	災害対策における自助・共助・公助について、市民の安全を守るためには、市民一人一人が日頃から自分の身を守るための自助の取り組みと、自分たちの街を自分たちで守る共助の取り組みを実践していくことが重要であり、そのためには自助・共助の重要性を市民に理解していただく必要がございます。また、家具転倒防止策につきましても、自助の重要な取り組みであると認識しております。今後におきまして、家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度につきまして、災害弱者に対する減災対策として、引き続き、調査・研究してまいりたいと考えております。
29	印西市		○		
30	白井市			○	災害による被害を最小限にするためには、自助・共助・公助の連携が重要であり、住民の皆様には日頃から「自助」(自分の身は自分で守る)、「共助」(自分たちの地域は自分たちで守る)の意識を持っていただくようお願いしています。このことから、現在のところ家具転倒防止金具取り付けに関する公的助成は考えておりませんが、家具転倒防止金具の重要性について「なるほど行政講座」や「しろい暮らしの便利帳」、「広報しろい」等で周知を図っているところです。また、今後の啓発活動としまして、11月4日(月)に開催される防災訓練でも家具転倒防止金具の重要性を展示等により周知していく予定です。
31	富里市		○		
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	啓発による周知で、助成までは考えていない。
35	山武市			○	家具等の転倒防止対策の重要性について、過去の地震における被害に触れ、制度については、予算上の障害があるため、今後とも防災訓練等で周知に努めてまいります。
36	いすみ市	○			
37	酒々井町	○			
38	栄町			○	家具転倒防止金具(器具)取付工事助成制度の導入については、現在のところ予定していません。日頃から、震災の心構えや備えについて広報やHPを活用して啓発活動を行っています。
39	神崎町			○	
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	国や県の財源負担がないことから、町単独の助成は難しいと考えています。
44	芝山町		○		助成制度について、調査研究したいと思います。
45	横芝光町			○	家具転倒防止金具(器具)取付は、震災時の被害防止に大きく役立つものと認識しておりますが、自助の範疇と考えます。
46	一宮町	○			・対象者限定あり。(高齢者世帯など)　・地元業者優先の件については考えていない。(発注者は申請者個人)
47	睦沢町		○		
48	長生村	○			平成28年度から家具転倒防止器具類の購入及び設置に係る補助制度を実施している。経費の1/2補助(上限1万円)
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町	○			住宅リフォーム助成制度にて対応
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	
	県合計	12	12	30	
	%	22.2	22.2	55.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【防災・減災・定住促進】2

No.	市町村名	35. 大規模災害の被害の抑止・減少を図り、住民のいのちを守る次の対策を講じて下さい。 ②「一室耐震化」など簡易な改修工事への助成を行って下さい。建物の倒壊による被害は瞬時に人の命を奪うということにつながります。少しでも耐震強化された住宅を早急にふやし、少なくとも命が奪われない現実的な対応としての簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の助成を行ってください。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント49
1	千葉市	○			平成28年度から耐震シェルター設置の助成を行っております。
2	銚子市			○	簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の部分的な耐震改修工事についての助成は実施しない。
3	市川市	○			町づくり推進課にて「あんしん住宅助成制度」により、実施しております。
4	船橋市			○	現在は、建築物そのものの耐震性を進めていくことを優先していきたいと考えております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	一室耐震化については、建築指導課では、実施する予定はありません。
7	松戸市			○	簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等については耐震改修を行っていない住宅において、大きな地震時に一時的に身を守るひとつの方法として有効と考えますが、松戸市耐震改修促進計画は建築物本体の耐震診断と耐震改修の促進を図ることを基本方針としております。
8	野田市			○	一室耐震化などの簡易な改修工事については、住宅そのものの耐震性を向上させることにはならないことから、現時点では実施する予定はありません。
9	茂原市			○	建築物の耐震診断、改修工事により市民の生命財産を守ることが建築耐震関連補助の目的であり、市と合わせて当該補助金の交付機関である国や県も、建築物以外を交付対象としない見解であることから、茂原市においても建築物の耐震補助制度の中では対応いたしかねます。
10	成田市			○	簡易耐震化については、耐震相談時のアンケート及び他自治体の実績を確認し必要性について調査しましたが、実績や要望がほとんど確認できなかったため、創設する予定はございません。
11	佐倉市	○			住宅耐震化の推進を図るため、補強工事補助の対象を、これまでの昭和56年以前の建物に加え、昨年度から平成12年以前の建物も対象としています。また高齢者世帯等の場合の補助限度額を増額しています。 「一室耐震化」の補助として、「耐震シェルター設置リフォーム工事」補助制度を、引き続き実施しています。
12	東金市			○	耐震性能を確保する基準は上部構造評点を1.0以上にすることであるが、一室耐震化などの簡易的な改修工事では、1.0以上の確保ができない場合があるため、検討は行わない。
13	旭市			○	住宅の耐震化促進が優先と考えます。
14	習志野市		○		
15	柏市		○		柏市耐震改修促進計画の趣旨からは，昭和56年5月31日以前に建築され，倒壊のおそれがある住宅の耐震化を図ることが最優先と考えますが，平成28年の熊本地震では平成12年5年31日以前に建築された住宅にも被害がみられたことから，これらについても耐震化が図られるよう助成対象の拡充をしました。なお，簡易や部分的な耐震改修では，改修していない箇所の倒壊により周囲の住宅・避難路などに被害を及ぼすおそれがあり，耐震化の推進という本来の趣旨にはそぐわないことから，建物本体の助成を優先的に取り組む予定です。
16	勝浦市		○		耐震シェルターについては現在の耐震制度の中で検討していく。
17	市原市	○			平成28年度から人命確保が可能な耐震シェルターや防災ベッドの設置補助事業を実施しております。
18	流山市			○	耐震関連の助成については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を重点的に実施します。
19	八千代市			○	本市では八千代市耐震改修促進計画の平成28年4月の改定において，昭和56年5月31日より以前に着工された木造住宅(いわゆる旧耐震基準住宅)を対象に耐震化率の目標を平成32年度までに95%としていることなどから，更なる木造住宅の耐震化の向上が喫緊の課題であると考えています。本市では，従来の耐震診断費補助制度及び耐震改修費補助制度・リフォーム費補助制度並びに耐震診断・建築相談会を充実させていくことにより住宅の耐震化を促進しており，ご指摘の助成制度の創設は困難であると考えます。
20	我孫子市	○		○	本市の木造住宅の耐震対策については，「地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止する」ことを目指し，旧耐震基準(S56.5.31以前)で建築された木造住宅を対象に，耐震診断，耐震改修工事の助成制度を実施し，住宅そのものの耐震性の向上を重点的に進めたいと考えています。そのため、 耐震シェルター等の助成制度を創設する予定は，現在のところありません。なお、一部屋補強等の部分的な耐震改修工事については，住宅リフォーム補助制度において対象としています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	平成30年から無料耐震相談会への申込方法を変更することで参加者が増加しており、相談会参加後の追跡調査等を行うと共に、自治会回覧や地域防災訓練での助成制度に関する広報活動を積極的に行い、助成制度の利用率を向上させ、建物全体の耐震化を図って参ります。なお、倒壊により道路を閉塞するおそれのない建築物については、耐震シェルター等について、今後調査・研究したいと考えています。
23	君津市			○	住宅そのものの耐震性を向上させることを優先に、一応倒壊しない評点以上となることを条件に取り組んでいることから、実施しません。
24	富津市			○	家屋全体を耐震化することで　倒壊を防ぎ、緊急輸送路の確保や火災の延焼拡大防止となり、安全な街づくりを優先しているため。
25	浦安市			○	
26	四街道市	○			リフォーム補助金の対象です
27	袖ヶ浦市			○	本市では住宅の建物全体を耐震化することで、居住者の人命確保だけではなく、倒壊による近隣住宅への二次的被害の抑止にも繋がることから、一部屋補強などの簡易な耐震化についての助成制度は考えておりません。
28	八街市	○			木造住宅耐震改修工事補助金を利用していない部分については、住宅リフォーム補助金で対応している。
29	印西市			○	耐震診断、補強設計、耐震改修工事についての助成は行っておりますが、他の助成については、実施する予定はありません。 なお、住民が抱える不安等をお聞きする耐震相談会を年3回、千葉県建築士会等の団体にお願いして実施しております。
30	白井市			○	平成23年度から実施の耐震改修工事費助成は、評点1.0以上になるように改修することを要件としています。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修の経費の一部を補助する事業を行っておりますが、建物の全体における耐震性の向上を目的としているため、一部耐震等、限られた部分においての助成は実施しません。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			
38	栄町			○	耐震改修については特に対応を要する昭和56年以前のみとしております。また、国の補助制度の活用が前提のため、簡易な改修工事については考えておりません。
39	神崎町			○	目標耐震化率を達成することが重要と考えており、住宅そのものの耐震性を向上させることを優先する。
40	多古町		○		耐震診断、耐震改修工事について、旧耐震基準による住宅に対し、補助を行っている。簡易耐震、一部屋補強、耐震シェルター設置等の助成については、今後の課題として検討してまいりたい。
41	東庄町			○	町民のニーズがなく、現時点では検討していない。
42	大網白里市		○		「一室耐震化」では必ずしも建物全体の耐震性が向上するものではないこと、千葉県も当面の方針として住宅そのものの耐震性の向上を最優先に掲げていることから、当面は現行制度を維持してまいりたいと考えます。 なお、耐震防災に資する効果的な施策の研究には今後も引き続き取り組んでまいります。
43	九十九里町		○		近隣市町の動向を注視しながら、見直しを検討したいと考えています。
44	芝山町			○	
45	横芝光町		○		
46	一宮町		○		木造住宅耐震改修費補助金の実績が無いことから、「一室耐震化」、「簡易耐震」、「一部屋補強」、「耐震シェルター」の実施予定はなし。今後、国や県の補助率が良く、補助制度の見直しがあった時には検討を行う。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	住宅リフォーム助成制度の中で耐震改修に対する助成を行っているので、単独での助成制度として行う予定はありません。
49	白子町	○			
50	長柄町		○		
51	長南町	○			住宅リフォーム助成制度にて対応
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	
	県合計	10	14	31	
	%	18.5	25.9	57.4	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【防災・減災・定住促進】3

No.	市町村名	36. 住宅リフォーム助成制度の創設拡充、若しくは再開をして下さい。住宅リフォーム助成制度は、定住化促進と地域経済振興にとっても有意な制度です。その際には耐震化など他の工事の制度利用を条件とすることはしないで下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント50
1	千葉市			○	一般的な住宅リフォームは、所有者の責任において行うべきものと考えており、本市での住宅リフォーム助成制度の実施は考えておりません。
2	銚子市	○			住宅リフォーム助成制度は創設済み。耐震改修工事助成制度の利用は条件としていない。
3	市川市	○			地域経済振興として住宅リフォーム助成制度の創設は行いません。街づくり推進課にて、既存住宅の良質化を目的とする「あんしん住宅助成制度」として実施しており、耐震化など他の工事の制度利用を条件としておりません。
4	船橋市			○	住宅リフォーム助成事業については、平成23・24年度に時限的な緊急経済対策として実施いたしましたが、現在市では公共施設の小規模修繕を中小零細企業に発注する事業を実施することで、中小企業の経営支援を図っていることから、再度実施する予定はありません。
5	館山市			○	館山市移住促進のための住宅リフォーム補助金については、平成27、28年度において実施済みである。その実績を踏まえ、平成29年度から移住者向け家賃助成に切り替えた。
6	木更津市	○			木造住宅の耐震改修工事に合わせて実施されるリフォーム工事に要する費用の一部を助成していますが、耐震化を図ることを目的としているため、リフォームのみ助成制度は考えておりません。
7	松戸市			○	平成26年度より、松戸市木造住宅耐震改修助成事業の補助金を受けて行う耐震改修工事と併せて当該木造住宅のリフォーム工事を行う者に対し、 当該リフォーム工事に要する費用の一部について補助を行っています。 住宅政策課においては耐震改修に伴うリフォーム助成以外は検討しておりません。
8	野田市			○	国の耐震改修の助成制度に基づき、耐震改修工事の助成を行なっていますが、リフォーム助成制度については、現時点では実施する予定はありません。
9	茂原市			○	定住化促進や地域経済振興については、茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略等において事業を計画しており、それらを目的としたリフォーム助成制度は予定しておりません。現在行っている耐震改修工事と同時に行うリフォーム補助については、茂原市耐震改修促進計画に基づいた耐震診断、改修の効果的な促進を目的としています。限られた財源の中で、国や県の補助を併用しているものであることから、耐震化を条件から外すことは対応いたしかねます。
10	成田市			○	リフォーム助成は、耐震化との整合性、平等性に欠けることなどが懸念されるため、創設する予定はございません。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		財政再建が喫緊の課題であることから、当該事業については財政状況が好転するまで当面の間休止することと判断した。 なお、平成25年度から平成30年度まで事業は実施した。
13	旭市	○			令和2年度実施予定(予算額未定)
14	習志野市	○			住宅リフォーム助成制度は実施しておりませんが、住宅修繕あっせん制度や住宅相談を実施しています。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		昨年度限定で住宅リフォーム補助を実施し、一定の成果があったため、補助の再開について検討したい。また、耐震については別に制度を設けている。
17	市原市			○	住宅リフォームへの助成については、耐震改修工事費や一定の条件を満たす高齢者・重度身体障がい者への住宅改造工事費の助成など、目的に応じた支援制度を各部局で整備実施しております。
18	流山市			○	住宅は個人資産であるため、住宅リフォームに公的補助を行って経済振興策としていくことは考えていません。しかし高齢者及び障害者を対象とした住宅改造助成制度は市内事業者施行を条件としています。
19	八千代市			○	本市では，木造住宅の耐震化を促進することを目的として，平成29年度から木造住宅リフォーム費補助制度を創設し，耐震改修工事と併せて実施することを条件としています。耐震化を目的としない制度として，国からの直接補助を受けるネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)支援事業，市からの介護保険法・障害者総合支援法によるバリアフリー工事等に対する給付金制度等があり，相談に応じて都度案内を行っています。
20	我孫子市	○			住宅リフォーム補助制度は、市への定住化促進及び住環境の向上並びに市内の住宅関連産業の活性化を図るため、平成23年8月からスタートし、令和元年度も引続き実施しています。その間、子育て・単身者世帯への優遇や市外からの移住促進、また市東部地区への人口増をより推進させるため、制度の拡充に取組んできました。又、耐震改修等の助成と併用を可能としており、それぞれの対象に分けて申請をしていただいています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市			○	住宅リフォーム助成制度については、定住化促進対策として、鎌ケ谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられていないことから、現在のところ実施する予定はありません。
23	君津市			○	安全安心なまちづくりを推進するため、耐震改修と併せて行うリフォーム工事に要する費用の一部について補助を実施しております。
24	富津市			○	住宅家屋の耐震化を優先しているため耐震リフォームのみ補助対象としている。
25	浦安市		○		
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	木造住宅の耐震改修を促進するため、耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事について平成25年度より助成を行っています。耐震化の促進を優先しているため、リフォーム工事のみの助成は考えておりません。
28	八街市	○			
29	印西市	○			住宅リフォーム補助については、国庫補助金を充て、事業を実施しております。なお、現制度では、耐震化など他の工事の制度利用を条件としておりません。
30	白井市	○			平成24年度より住宅リフォーム助成制度を実施しています
31	富里市	○			
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	都市整備課としては耐震化促進の妨げになることが懸念されることから実施すべきでないと考えます。
35	山武市	○			既に市では住宅リフォーム助成制度を実施しており、本年度の予算額については、昨年度より100万円増額し、600万円としております。今後は、空家対策における空家バンク制度との併用などについて検討していく次第です。 現段階において、耐震化など他の工事の制度利用を条件としてはおりません。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			
38	栄町	○			住宅リフォーム補助制度については、平成24年度から既に取り組んでおり、耐震化工事やバリアフリー工事等を条件としていません。
39	神崎町	○			移住を目的として施行したが、今年度からは町民も対象として範囲を拡大した。
40	多古町	○			住宅リフォーム助成制度については、既に実施している。また、補助金申請の際、耐震改修工事の実施を助成対象要件としていない。
41	東庄町	○			H29.4.1より三世代ファミリー定住支援事業を施行した。
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		近隣市町で実施しているリフォーム助成制度について、その目的と効果を検証し、当町でどのような制度設計が可能か研究してまいります。
44	芝山町	○			H31.4.1より事業開始
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			住宅リフォーム補助制度を利用するにあたり、他の工事の制度利用を条件としてはいません。他の補助制度の併用も認めていますが、リフォームの工事内容が他の補助制度で、工事内容が重複しないことが条件。
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			多くの人が活用できるよう、予算確保に努める。他の工事の制度利用を条件とはしていない。
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			住宅リフォーム助成制度にて対応
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			
	県合計	31	6	17	
	%	57.4	11.1	31.5	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞1

No.	市町村名	37. 生活保護の利用申請にあたっては、法の基本原則を遵守し、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、適切に運用して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント51
1	千葉市	○			実施要領に基づき適切な生活保護を実施しております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			
4	船橋市	○			申請者本人の申請権を侵害することのないよう、面接相談業務において適正に運用している。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			適切に運用している。
8	野田市	○			生活保護の相談時において、市作成のしおりに沿って制度の詳細な説明を行い、ご本人が申請意思を示した場合には申請書を手渡し、申請手続きを進めるなど、適切な運用を実施しております。
9	茂原市	○			生活保護の申請、変更等にあたっては適切な運用に努めています。
10	成田市	○			生活保護についての相談を受けた際には、懇切丁寧な制度説明を心がけております。また、申請を希望する者についてはそれを拒否することなく、適正な制度運用がされるよう努めています。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			面接時に十分な時間を割き、法を遵守した丁寧な対応をしています。
13	旭市	○			国の施策、基準どおりに執行します
14	習志野市	○			国・県の指導に従い、申請権を侵害することのないよう、実施しております。
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			生活保護については、適正な保護実施を踏まえて、まずは相談により生活困窮に至った経緯などについて、事情や状況の掌握に努めております。その中で、保護制度の趣旨や仕組みなどを専門の面接相談員が中心となり説明し、他法による様々な方法を確認の上、活用できる制度のご案内や、適切な助言等を行っています。また、ご本人の申請意思を確認の上、保護申請書を交付しております。なお、生活保護の相談時においては、相談者に対して制度の趣旨や考え方などを、「生活保護のしおり」を活用しながら丁寧に説明しております。
18	流山市	○			最後のセイフティーネットとして積極的な援助を心掛けています。
19	八千代市	○			平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」に基づき，相談・申請業務を実施しています。「生活保護のしおり」に基づき，制度についての案内や説明の上，相談者から保護申請意思を確認し，申請書を徴取しています。引き続き，適切な運用を行っていきます。
20	我孫子市	○			我孫子市では生活困窮者自立支援制度における生活相談を、市が直接受けており、相談者の状態に合わせて生活保護制度を含めて必要な支援が受けられるようにしている。面談時にはしおりを活用し、制度について充分に理解できるよう説明している。申請権については侵害しないことはもちろん、侵害されたと感じることが無いように注意を払って面談している。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市	○			相談者の申請権を侵害することなく適切に運用している。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	申請権を尊重し、適切に行っています。
28	八街市	○			
29	印西市	○			相談者には保護申請の意思を確認し、申請意思が表明された時は、申請書を交付・受理しております。申請権を侵害しないよう、十分留意しております。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			生活保護の相談・申請にあたっては、「生活保護のしおり」の活用等により、制度の説明を適正かつ十分に行い、申請の意思が表明された場合には、申請書を交付のうえ受理しています。
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	36	0	1	
	%	97.3	0.0	2.7	

【生活保護・貧困対策】 ＜町村への要請＞1

No.	市町村名	43. 生活困窮者等からの相談には、明らかに要件を欠く場合を除き、電話等であっても速やかに県と協議をして対応することとし、独自の判断で申請権の侵害と誤解されるようなことは行わないで下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント57
37	酒々井町	○			実施機関の千葉県(印旛健康福祉センター)と連絡調整を図っています。
38	栄町	○			
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
43	九十九里町	○			県と連携を図り対応
44	芝山町	○			
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			
48	長生村	○			
49	白子町	○			
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			
54	鋸南町	○			
	県合計	16	1	0	
	%	94.1	5.9	0.0	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞2

No.	市町村名	38.「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成し、生活保護8つの扶助及び8つの加算、一時扶助、移送費、勤労控除及び新規就労控除、未成年者控除等を説明し、その金額を明記したものに改善して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント52
1	千葉市	○			生活保護法、実施要領に基づき作成しているが、法改正を反映した内容にするとともに、被保護者にわかりやすい説明となるよう、記載内容の見直し作業に取り組んでいるところです。
2	銚子市	○			
3	市川市			○	扶助の種類は明記しております。扶助費については相談者に応じて異なるため、適用される扶助や加算等扶助費について個別に説明しております。
4	船橋市	○			わかりやすい内容にするため、適宜改正を行っている。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			適切に運用している。
8	野田市			○	「生活保護のしおり」は、制度の概要についてご理解いただけるよう、基本的な事項について簡潔に説明しているものです。加算や一時扶助などは、その対象が多岐にわたり、勤労控除は収入の額や就労している人数によって細かく規定されていることから、生活保護について分かりやすく説明することを目的とした「しおり」には記載せず、相談時と保護開始時等に随時ご説明しております。
9	茂原市			○	扶助、一時扶助、控除については記載しておりますが、金額の記載を行う予定はございません。
10	成田市		○		「生活保護のしおり」には、要保護者に分かりやすい内容を掲載するよう心がけていきます。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	基準額は随時変動がありますので、相談時、訪問時に対象世帯に応じた説明をしています
13	旭市	○			随時変更していきます
14	習志野市	○			基準額(金額)については、生活保護基準額表をしおりと同様、被保護者に配布し周知しています。
15	柏市	○			金額については明記していません。
16	勝浦市	○			
17	市原市		○		平成29年4月に「生活保護のしおり」の見直しを行い、生活保護の8つの扶助の種類と内容について明記したところです。各種加算は、生活保護法に基づく個別的な特別需要を補てんするための設定であり、一時扶助は、特定状況下における臨時の需要に対応しているところです。そのため、世帯の状況に応じて特別需要が予想される場合に、その都度説明をしているところであり、勤労控除を含め、金額は毎年の基準改訂時に、変更が予想されるため、しおりに載せておりません。
18	流山市	○			30年度よりわかりやすい手引きに改めました。
19	八千代市	○			本市では，制度の概要を周知するため，なるべく明瞭・簡潔にまとめた「生活保護のしおり」の他に，保護を受給される方に向けた制度の利用についての事項をまとめた「生活保護を受給されるみなさんへ」という冊子を作成しております。 2017年の要請を受けて，「生活保護のしおり」に8つの扶助，8つの加算，金額を掲載しております。
20	我孫子市		○		「生活保護のしおり」については、毎年基準の改正内容を踏まえて見直しをしており、表現についてもより分かりやすくなるよう校正している。また、新規申請時だけでなく、毎年一度、生活保護の制度の概要についての資料を全受給世帯に送付し、理解を求めている。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市	○			前年度要請があり検討した結果、加算等については世帯の実態に応じて支給されるため、相談時に詳細を別途ご案内することとした。
25	浦安市		○		
26	四街道市		○		
27	袖ヶ浦市		○		他市の状況を把握し、調査研究してまいります。
28	八街市	○			
29	印西市	○			「生活保護のしおり」は生活保護法、実施要領に基づき作成しております。記載事項については、分かりやすい内容となるよう努めてまいります。
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		今後も、受給者や相談者に理解しやすい内容の改正に努めます。
35	山武市			○	「生活保護のしおり」は、生活保護法、実施要領に基づき作成しています。金額については明記する予定はありません。
36	いすみ市		○		
42	大網白里市		○		
	県合計	17	13	7	
	%	45.9	35.1	18.9	

【生活保護・貧困対策】 ＜町村への要請＞2

No.	市町村名	44.「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント58
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	福祉・子ども課に設置している。
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
43	九十九里町		○		県と連携を図り対応
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		県と協議し検討する。
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町	○			
52	大多喜町		○		
53	御宿町			○	実施機関ではないため
54	鋸南町		○		
	県合計	3	11	3	
	%	17.6	64.7	17.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項

【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞3

No.	市町村名	39. ケースワーカーの担当世帯数は、「標準数(80)」を上限とし、可能な限り60世帯とすることでケースワーカーの負担を軽減し、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント53
1	千葉市		○		ケースワーカーの担当世帯数については、今後も、標準数を上限とした適正配置に努めてまいります。
2	銚子市	○			
3	市川市		○		引き続き、標準数以下となるよう定数管理部門に要望してまいります。
4	船橋市	○			生活保護受給者数の実勢に応じて、増員等含めた適正なケースワーカーの配置を毎年担当課へ要請している。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	受給者は増加傾向にあり、ケースワーカーの担当件数も増加しているため、専任の面接相談員を雇用している。
8	野田市		○		ケースワーカーの標準数については、国・県の指導の下、人事当局と協議してまいります。
9	茂原市			○	標準数の遵守を心がけております。
10	成田市	○			標準数を満たすケースワーカーを配置しておりますが、生活保護利用者の生活保障と自立支援に適切な援助ができるよう、適正な人員配置の要望等を今後も行っていきます。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		現状ではケースワーカーの標準数を満たしていますが、今後、保護世帯数が増加下場合は、適正な援助ができるように人員要望を検討します
13	旭市	○			適正に配置されています
14	習志野市			○	社会福祉法第16条に「現業員の定数は被保護世帯数80世帯につき1人（市町村）又は65世帯に一人（都道府県）を標準」とすると規定されており、これを超える増員は予定しておりません。
15	柏市	○			ケースワーカーの不足について人員要望を行いました。 新規配属職員に対し毎年研修を実施し法律，知識の習得を図っています。
16	勝浦市	○			
17	市原市		○		本市の生活福祉第1課・第2課の体制は、両課合わせて、査察指導員6名の6係体制で、ケースワーカーは40名となっており、1人当たり平均96世帯を担当しております。今後も社会福祉法における標準数に近づけるよう、関係部門と協議を行ってまいります。
18	流山市		○		担当部署と標準数となるよう協議をおこなっておりますが、60:1となることは困難と考えます。
19	八千代市	○			被保護世帯数の増加など保護の動向を見据え，毎年，国が示す標準数を超えないよう，人事担当部署に地区担当員の増員要望を行っています。これにより地区担当員の負担の軽減，ひいては被保護者に対してより適切な支援が行えるよう努めていきます。
20	我孫子市		○		人員配置については、毎年適切な定数配置を総務課人事担当に要望している。面接担当職員は、正規職員のみではないものの、専門職を配置するとともに、生活保護担当の正規職員(専門職)と連携して対応している。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市		○		
24	富津市	○			平成27年度に1名増員し、担当する世帯数は標準数以内となっている。
25	浦安市		○		
26	四街道市		○		
27	袖ヶ浦市	○			経験豊富な面接相談員を配置し、改善を図っています。
28	八街市		○		
29	印西市	○			令和元年5月31日時点 C.W4人 被保護者世帯数282世帯で標準数には達しておりません。
30	白井市		○		
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		平成31年4月よりケースワーカーを1名増員。
35	山武市	○			現在、ケースワーカーは5名おり、いずれのケースワーカーも概ね60世帯を担当し、適切な援助を実施しています。
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	17	15	5	
	%	45.9	40.5	13.5	

【生活保護・貧困対策】 ＜町村への要請＞3

No.	市町村名	45. 低所得者や障害者に対しエアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント59
37	酒々井町			○	生活困窮者等の方々には、社会福祉協議会の貸し付け制度等を案内しています。
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	実態把握に努める。
41	東庄町			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		県、近隣市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	村単独で実施する考えはない。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	実施機関ではないため
54	鋸南町			○	財政的に困難
	県合計	0	2	15	
	%	0.0	11.8	88.2	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞4

No	市町村名	40. 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への生活保護利用者の安易な誘導をやめ、基本的人権を尊重する生活保護行政に改善して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント54
1	千葉市	○			国の通知により、直ちに居宅生活が困難な者の場合には、保護施設や無料低額宿泊所等の入所を検討することとされているため、本市においても、実施要領や通知に基づき、適正な生活保護を実施しております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			
4	船橋市	○			生活保護受給者の自立助長を目的として、適正に判断している。
5	館山市	○			
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			当該施設への誘導を行うことはない。
8	野田市	○			本人からの入居希望がある場合を除き、入居させておりません。また、市から積極的に入居を勧めたり利用することは、今後もありません。
9	茂原市	○			居住地は生活保護申請者又は被保護者に選択、確保して頂いております。
10	成田市	○			安易に低額宿泊所等に誘導せず、生活保護利用者の意思、病歴、就労意欲等を総合的に勘案した上で、提案しており、基本的人権を尊重しております。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	一時的に無料低額宿泊所等で生活し自己管理能力を養った上で自立支援を行っています。安易に誘導しているわけではありません
13	旭市	○			適正に実施しています
14	習志野市	○			
15	柏市	○			
16	勝浦市	○			
17	市原市	○			無料低額宿泊所に対しては、県が年1回の立ち入りによる検査指導を実施しており、その際に市が同席して、運営の実態や入所者への待遇について状況を把握し、県指導の下、本市も助言指導をしているところです。居所の無い生活困窮者の自立支援のため、相談者からの要望等により無料低額宿泊所の一覧を渡し、直接交渉していただいております。
18	流山市			○	人命・人権を優先しており、安易な誘導は行っていません。
19	八千代市	○			要請にあるような安易な誘導は，一切行っていません。
20	我孫子市	○			要保護者、相談者の希望を最優先とし、その実態に合わせ、緊急対応の際は事業者と十分に連携を取るとともに、市独自の施策も活用しながら本人の自立支援を目標として支援を行っている。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市	○			本人の意向を慎重に確認し、安易な誘導のないよう適切に対応している。
25	浦安市	○			
26	四街道市	○			
27	袖ヶ浦市			○	本人の意志により適切に行っています。
28	八街市	○			
29	印西市	○			相談者・保護受給者の状況を踏まえ、適切な居所・施設を案内するよう努めております。
30	白井市	○			
31	富里市	○			
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			
35	山武市	○			相談にあたって、居住地の有無について聞き取りを行い、居住地が無い場合には、居住地の確保の見込みについて確認し、その見込が無い場合に、希望によっては低額宿泊施設を案内しています。
36	いすみ市	○			
42	大網白里市	○			
	県合計	34	0	3	
	%	91.9	0.0	8.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 ＜市への要請＞5

No.	市町村名	41.「生活保護のしおり」を広報等と同じ場所に設置して、誰でも見られるようにして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント55
1	千葉市			○	本市ホームページ上に掲載し、広く市民に周知しております。
2	銚子市		○		
3	市川市			○	保護のしおりは生活保護制度の概要を記載したもので、生活支援課の窓口に設置するとともに、本市ホームページに掲載しております。 生活に困窮する方からの相談は生活支援課に入りますので、その際は相談者の世帯構成や収入を踏まえた上で適用できる扶助の種類や支給額等制度の詳細について丁寧な説明に努めてまいります。
4	船橋市			○	船橋市ホームページで誰でも見ることができるようにしている。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		当機関だけの問題ではないため、各支所と連携を図り、漏けるように進めていきたいと考える。
8	野田市			○	生活保護制度については、法の趣旨や他に活用可能な他法他施策について説明を行う必要があることから、生活支援課の専門職員が説明を行っております。 「生活保護のしおり」をだれでも見られるようにした場合、法の趣旨を十分ご理解せずに申請し、その後の聞き取り等で保護の要件に該当しなければ、結果的にご本人においては「保護を受けられるか」と期待をさせただけとなってご迷惑をかけることになりるため、生活保護制度については、しおりを用いて職員が直接説明をすることとしております。
9	茂原市	○			市内公共施設に設置いたします。
10	成田市		○		支援を必要とする生活困窮者が相談につながるよう心がけていきます。
11	佐倉市		○		
12	東金市		○		「生活保護のしおり」については、相談者全員に渡しています。今後は市のホームページへの掲載を予定しています。
13	旭市			○	担当課窓口に設置してあり、必要な方は見ることができます
14	習志野市			○	生活保護法の趣旨として他法他施策の優先活用があります。それらを活用しても救済できない場合に適用される「最後の砦」といった内容であることから、生活保護のしおりと広報紙等とは性格が違うものであるため、設置は考えておりません。
15	柏市	○			
16	勝浦市		○		
17	市原市	○			本市では、市のホームページに生活保護について掲載しており、その中で制度の案内や保護の相談申請手続き、保護受給中の権利や義務についてなどを案内しております。引き続き、広く多くの方に見ていただけるよう努めてまいります。
18	流山市	○			窓口に設置しました。
19	八千代市			○	生活保護のしおりにつきましては，課の窓口に設置し，相談の有無に関わらず誰でも受け取れるようにしています。
20	我孫子市			○	社会福祉課窓口の前、エレベーター乗り場のラックにしおりと申請書を設置している。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市			○	相談者に対し、希望する場合に配布しています。
23	君津市		○		
24	富津市	○			誰でもすぐに手に取れるよう社会福祉課前の什器に設置した。
25	浦安市	○			
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市		○		他市の状況を把握し、調査研究してまいります。
28	八街市	○			
29	印西市			○	広報誌とは対応が異なるため現実的には難しいと考える。
30	白井市	○			
31	富里市		○		
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	生活保護の担当窓口にのみ設置
35	山武市	○			生活保護のしおりとして、「生活保護制度について」を福祉事務所及び各出張所窓口カウンターに常備しています。
36	いすみ市		○		
42	大網白里市	○			
	県合計	11	13	13	
	%	29.7	35.1	35.1	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【生活保護・貧困対策】 <市への要請>6

No.	市町村名	42. 低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を作って下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント56
1	千葉市			○	低所得者や障害者へのエアコンの設置費用や電気料金の助成制度については、低所得者や障害者以外の方との公平性の観点から実施する予定はありません。
2	銚子市			○	
3	市川市	○		○	生活保護受給者については、昨年7月1日より保護開始時等一定の場合に、一時扶助における家具取付費として支給が可能となっております。電気料金の助成については県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	現状では生活困窮者自立支援事業に関して、市単の事業は必要と考えていない。
5	館山市			○	住宅一時扶助(家具什器費)を認定しているため。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	市事業としては実施していないが、エアコンの設置費用に関してはすでに社会福祉協議会にて貸付制度を実施している。障害福祉課では障害者に対するエアコンの助成は行っていない。障害特性に応じた日常生活用具等の助成を行っているが、県の基準に準じておりエアコンの項目は無い。
8	野田市			○	低額所得者等からエアコンを設置することができないとの相談があった場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度を紹介することとしております。 また、電気代等の生活費の相談については、今まで同様生活保護の相談で対応してまいります。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	低所得者や障がい者に対する助成制度や年金制度が既にありますので、家電製品や光熱水費に特化した助成制度を作ることは考えておりません。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	厳しい財政状況のなか、実施は考えていません。
13	旭市			○	市単独での実施は難しい
14	習志野市			○	生活保護法下においては市町村等が助成する金銭については、収入として取り扱わなければならないため、制度上対応することは出来ません。
15	柏市			○	国に準じます。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	低所得者や障害者に対し、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度を創設することについては、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	現在のところ、実施する予定はございません。
19	八千代市			○	低所得者に対し，現在，エアコンの設置費用や電気料金の助成につきましては考えておりません。 障害のある方に対し，現在，エアコンの設置費用や電気料金の助成につきましては考えておりません。
20	我孫子市			○	助成制度を作る予定はないが、生活保護を受給されている方については、昨年度の国の通知に基づいた対応を行っている。生活困窮をされている方については、生活相談の中で対応を行っている。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていきます。
24	富津市			○	生活保護受給者に対しては、家具什器費による冷房器具の購入について案内している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。なお、電気料金については最低生活費に含まれていることから新たに助成することは考えておりません。
28	八街市	○			※一部実施しない 低所得者(生活保護法で対象となる者)には支給している。また、障がい者に対しては、エアコンの設置費用や電気料金の助成制度の創設は考えておりませんが、社会福祉協議会が窓口となり、貸し付けサービスを実施しているので、こちらの利用をしていただきたい。
29	印西市			○	生活保護受給者で障がいのある人の家庭にエアコンが設置されていない場合は、購入費及び設置費への助成がありますことや、電気料金については、保護費で給付がされているため。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	現在国の制度が無いため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	一時扶助の家具什器費の支給要件のとおり実施しています。また、市内の対象地域にお住まいの方で助成制度がありますので、対象となる方はそちらの活用を案内しています。
36	いすみ市			○	
42	大網白里市			○	
	県合計	2	1	35	
	%	5.4	2.7	94.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】1

No.	市町村名	46. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ① 就学援助制度について、入学説明会及び学期ごとにお知らせし、あわせて申請書を配布して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント60
1	千葉市	○			新入生は各学校が開催する入学説明会で、在校生には年度末に学校を通じて年1回「お知らせ、申請書」を全員に配付しております。また、各区役所等の窓口にも「お知らせ」を配架しているほか、「ちば市政だより」で年3回周知し、ホームページからも申請書を印字できるようにしております。
2	銚子市	○			一部実施(新入生の保護者説明会で文書を配布。また、学期ごとにお知らせしている。)
3	市川市			○	お知らせについては、今年度より、学期ごとに配布する予定です。申請書につきましては、各家庭より申請理由や、添付書類も異なることから、丁寧な説明と確認をすることで、就学援助制度の理解や速やかな支給を目指しておりますので、現状では、このまま継続していく予定です。
4	船橋市	○			本市では、毎年4月と9月の年2回、広報ふなばしにお知らせを掲載するとともに、船橋市ホームページにて、常時お知らせをしております。小・中学校においては、4月及び9月に学校だよりへ掲載し、保護者全員に就学援助の案内を配布しており、申請書は希望者に配布を行っております。また、昨年度から船橋駅前総合窓口センターに申請書を含む案内を配架したり、船橋市ホームページで申請書を含む案内をダウンロードできるようにするなど、保護者の利便性の向上に努めております。なお、年度途中の転入生の保護者や経済的な理由により就学困難と思われる児童生徒の保護者に対しては、学校から就学援助制度についてお知らせをし、周知に努めております。
5	館山市		○		4月当初に全員に対し，制度のお知らせを配付しています。なお，申請書は各校及び教育委員会に常備しており，希望者に随時配付しています。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市	○			学校を通じ、学期ごとに、市内全児童生徒へ「就学援助制度のお知らせ」を配布し、周知を図っております。 また、お知らせ配布後に、就学援助の申請を希望した者につきましては、別途申請書類の配布を行っております。
9	茂原市	○			学期ごとのお知らせについて、実施しました。
10	成田市			○	制度の周知については、学校からのチラシ配付や広報なりた等で年間7回行っている。申請書については、学校や教育委員会窓口、市HPからも入手可能。
11	佐倉市			○	在校生向けに3学期、新入学説明会、年度当初の申請時期において、お知らせしております。
12	東金市			○	入学説明会や入学時また学年末のほかに、学校だよりや教育委員会だより等にて周知活動を行なっています。なお申請窓口は教育委員会となっているため、申請書の配布は行なっていません。
13	旭市			○	学校と連携し、援助を要する保護者へ申請書を随時配布している(制度については、学校を通じて保護者全員に周知している)。
14	習志野市	○			小中学校の入学説明会、学校便り等でお知らせしています。申請書は、ホームページよりダウンロードできます。
15	柏市			○	在校生には年度末，新入生には入学時に，転入生には転校時に，学校から保護者に直接書類をお渡しするなどきめ細かく対応しております。 学期ごとの配付の場合，すでに認定となっている人が誤って二重申請をするなどの混乱が生じる可能性も考えられるため，学期ごとに書類を配付することは検討しておりません。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	就学援助制度を利用することができる所得基準が世帯の状況により異なるため、個別に相談を受けた上で申請書を配布しております。
18	流山市	○			年度初めに各学校の事務担当者への説明会を実施し、各学校から保護者の皆様へ制度内容を周知しております。また、広報ながれやまで年3回掲載し、市ホームページにも公開しています。
19	八千代市			○	毎年，4月に小中学校の全世帯に対して，就学援助制度の案内文書の配布を行い，9月・1月の学校だよりに制度の案内記事を掲載しております。また，市広報紙及び市ホームページにおいても制度の周知を行っております。 毎年11月に行われる就学時健康診断においても，制度の案内文書を配布し，入学前の幼児の保護者に対しても制度の周知を行っております。 申請書につきましては，保護者からの申し出により随時配布を行っておりますので，学期ごとに配布することは考えておりません。
20	我孫子市			○	年度当初にお知らせと申請書を全児童生徒に配布することにしています
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市		○		現在、1学期のみ配布しています。学校から支払いが遅れがちな保護者に周知をお願いしていますが、よりよい周知方法について検討します。
24	富津市		○		入学式1年、ホームページ、回覧板(教育かわら版2月号)、広報ふっつ3月号において周知している。
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	制度の周知については、半年毎に行っている。申請書の配布は必要に応じて随時行っている。
27	袖ヶ浦市			○	お知らせについては、年度初め、転入時に全生徒に配付しています。また、申請書類については、学校に常備しております。
28	八街市			○	学年だよりでの通知と就学時健診時、給食費の納入通知のお知らせで同封している。
29	印西市	○			
30	白井市			○	就学援助制度については、全保護者に対してお知らせの文書を配付しております。また、広報紙やホームページ等においてもお知らせすることで制度の周知に努めています。 なお、継続申請者で、申請がない場合は、再度の周知も行っております。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	学校を通じての申請を随時受付している。
33	匝瑳市		○		入学通知に同封し配付、9月全校配付している。
34	香取市	○			年2回(2月、9月)に児童生徒全員に周知しています。申請書は学校・教育委員会窓口でお渡ししています。
35	山武市			○	制度の周知は各学期の学校だよりに掲載しており、市HP上にも掲載し、随時周知しています。申請書は各学校及び教育委員会で希望者に配布しており、HP上からもダウンロード可能です。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	
39	神崎町	○			
40	多古町			○	
41	東庄町		○		
42	大網白里市	○			学期ごとにお知らせしています。申請書については、継続申請者には年度末に郵送配布し、新規申請者には各学校・教育委員会で随時配布しています。また、ホームページからもダウンロードできるようにしています。
43	九十九里町			○	制度については、入学説明会や学校だより、保護者面談等でお知らせし、申請は随時、学校や教育委員会において配布、受付している。
44	芝山町			○	年1回としたい。
45	横芝光町	○			就学援助制度のお知らせについては、毎学期、学校へ依頼し、学校だより等に掲載している。また、就学予定者については就学時健診時にリーフレットを配布し、説明している。 申請書については保護者からの就学援助費の相談があれば随時配布している。
46	一宮町	○			
47	睦沢町			○	
48	長生村	○			
49	白子町			○	昨年度初めて就学時健診の際にチラシの配布と説明をしました。
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町		○		
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	16	13	25	
	%	29.6	24.1	46.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】2

No.	市町村名	46. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ② 少なくとも生活保護基準の1.5倍までの世帯を対象にし、所得で判断して下さい。			
		実施した 実施する	検討する	しない	コメント61
1	千葉市		○		現在、生活保護基準の1.0倍を用い、総所得額と比較しています。平成25年8月に国の生活保護基準が見直された際に見直し前の基準で対応しており、保護者への影響がでないよう配慮しております。今後、国や他政令指定都市の動向を注視し、適切に対応してまいります。
2	銚子市	○			生活保護基準の1.5倍までの世帯を対象に総合的に判断している。認定要件はいくつかあるが、ケースバイケースで判断。
3	市川市			○	認定基準は各市町村ごとで決まっており、その基準根拠は、一部例外はありますが、世帯の収入又は所得が対象となります。市川市では、世帯総所得が生活保護基準の1.1倍未満としております。これは、収入に換算すると1.5倍程度となり、近隣市と比べても遜色がない水準となっているため、現状を維持していきたいとかんがえております。
4	船橋市	○			本市の準要保護基準は、世帯の総収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯であるか、にて判断しております。
5	館山市		○		今後の生活保護基準の変更にあわせて検討します。なお，認定審査については，所得で判断しています。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	平成30年度より、世帯の収入について、生活保護基準の1.5倍までの範囲の者を、就学援助費の支給対象としております。しかしながら、この基準を世帯の所得で判断した場合、就学援助費の支給対象範囲が大幅に拡大することから、現状では、世帯の所得を用いて、就学援助費の支給の可否を決定することは検討しておりません。
9	茂原市			○	所得で判断しておりますが、基準の見直しについては現在のところ考えておりません。
10	成田市			○	生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した額を基準とし、世帯員の所得とその他収入の合算額で審査。
11	佐倉市			○	生活保護基準の1．3倍未満の世帯を対象とし、所得で判断しております。
12	東金市			○	1.3倍までの収入での判断で妥当と考えております。
13	旭市			○	所得のみでは生活困窮の判断が出来ないため、総合的に判断する。
14	習志野市			○	
15	柏市	○			財政状況の厳しい中で生活保護基準の1．5倍までの世帯を対象とすることを維持しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	所得の1.2倍を基準としております。
18	流山市			○	現在のところ、実施の予定はありません。
19	八千代市			○	本市の就学援助認定基準は，合計所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯を対象としています。認定基準の引き上げについては現在のところは考えておりません。
20	我孫子市	○			
21	鴨川市			○	生活保護基準で判断しておりません。
22	鎌ヶ谷市			○	令和元年度より審査対象を世帯の総所得額とし、生活保護基準の1.2倍未満の世帯に対して援助を行っております。
23	君津市			○	本市の財政状況では難しいと考えます。
24	富津市			○	
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	生活保護基準の1.5倍までを基準にしているが、収入額(控除前)で判断している。
27	袖ヶ浦市	○			生活保護基準の1.5倍の世帯を対象としています。
28	八街市			○	生活保護基準だけでなく、世帯の状況等を含め、総合的に判断している。
29	印西市			○	
30	白井市			○	各々の家庭の状況によって判断することとし、単に生活保護基準を用いての判断はしていません。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市		○		現在1.3倍。所得で判断しています。
34	香取市			○	世帯の収入金額が生活保護基準の1.5倍以内を審査基準としています。
35	山武市			○	生活保護基準の1.2倍未満を対象とし、所得で判断しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	平成28年度に生活保護基準の1.3倍以下の世帯まで対象を拡大しており、現状の基準が妥当と考えます。
43	九十九里町		○		
44	芝山町		○		生活保護基準とはしていません。
45	横芝光町			○	現在は、生活保護基準を使用していない。(非課税世帯、児童扶養手当受給等)
46	一宮町		○		現状は生活保護基準の1.3倍以下としている。
47	睦沢町	○			
48	長生村			○	
49	白子町			○	近隣市町村の状況をみて
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			特別支援就学奨励費保護基準の1.3倍までですが、所得で判断しています。
54	鋸南町		○		
	県合計	10	12	32	
	%	18.5	22.2	59.3	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】3

No.	市町村名	46. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ③ 入学準備金について、支給額を実態に応じて増額し、入学前の12月末までに支給するよう改善して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント62
1	千葉市		○		H30年度末に実施した入学準備金について、国の改正にあわせ支給額を増額しております。 支給時期につきましては、小学校入学準備金は未就学児への支給であるため、受付・審査・認定等事務処理が必要であるため3月支給を予定しておりますが、今後必要な時期に必要な支給が行えるよう調査研究してまいります。
2	銚子市		○		支給額は国基準と同額に改正予定。小学校入学予定者については、1月に支給予定。
3	市川市	○			支給額については、毎年度、文部科学省より「要保護児童生徒援助費補助金の予算単価」がしめされており、これに基づいて決定しております。 支給時期につきましては、中学校1年生に対しては、平成29年度より小学校6年生時に支給をしております。小学校1年生に対しては、平成30年度より、平成31年度小学校入学予定者に小学校入学前の2月に支給しております。就学援助は市川に住民登録があり、市川市の公立小学校・義務教育学校に入学する必要があります。12月末までの支給では、保護者等の転勤等で市外転出の場合、返金をしていただく必要が発生する場合もあるため、そのリスクを少しでも少なくすることから年度末の支給としているところです。
4	船橋市	○			小・中学校の入学準備に要する費用について、今年度から援助費の増額を行ったところです。支給時期につきましては、入学前のできるだけ早い時期に支給できるよう努めております。
5	館山市		○		今年度，国の補助額の増額に伴い，市の援助額も増額しました。国の補助額を基準にしているため，一律の額を支給しています。より早い時期に支給出来るよう検討します。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市	○			令和元年度より、入学準備学用品費の支給額を増額しております。 また、当該支給時期につきましては、児童生徒の転出入及び学区外就学等により、住所及び就学先が変動することがあることから、就学先等が最終的に決定する2月頃の支給としております。
9	茂原市			○	
10	成田市		○		支給額については、国の要綱に合わせ市の規則を6月に改正し、増額，支給時期については、今後検討する。
11	佐倉市			○	入学前の支給を例年3学期に実施しております。
12	東金市		○		
13	旭市	○			平成29年度から実施，(2月支給)
14	習志野市	○			
15	柏市		○		入学準備金の支給額については，国庫補助単価まで増額を予定しています。支給時期については，入学前の2月に支給しているところですが，更なる早期支給の可能性について検討して行きます。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	現時点では2月支給が適切であると考えています。
18	流山市	○			支給額は、今年度から小中学校ともに、1万円の増額を行い、小学校50，600円、中学校57，400円となっております。支給日については、中学校の場合、12月中に支給しています。小学校の場合は、毎年、就学前健康診断が11月に実施され、その場で制度の説明及び資料配布をさせていただき、12月中に申請受付し、翌年1月に算定を行うことから、早くても2月上旬の支給となります。
19	八千代市			○	新入学児童生徒学用品費につきましては，今年度に支給額の増額を行いました。また30年度入学児童生徒より前倒し支給を行っております。本市では就学時健康診断で入学準備金前倒し支給の案内と申請書を配布しているため、就学児健康診断が終わった12月から申請を受け付け，3月に支給をしております。12月支給については現在のところ考えておりません。
20	我孫子市			○	11月末まで行う就学時健康診断で保護者へ直接入学準備金について説明を行っています。
21	鴨川市		○		この度、小学校入学前に支給するため、規則を改正しました。生活保護の支給月と合わせ3月に支給することとしています。
22	鎌ヶ谷市		○		就学援助制度の費目としての入学準備金学用品費については、3月に支給しております。
23	君津市		○		現在、3月に支給しています。早期の支給を検討します。
24	富津市	○			中学校は平成29年度から、小学校は平成30年度から入学前に実施した。
25	浦安市			○	増額について実施した。支給時期は1月末で実施。
26	四街道市			○	新入学学用品費は増額を行っており、また2月下旬に支給している。入学前に支給要件に該当しなくなった場合や市外に転出した場合は返還を求めているので、これ以上早い時期の支給は考えていない。
27	袖ヶ浦市			○	支給額について、前年度より小中ともに10,000円の増額をし、支給しております。支給時期については、事務処理の都合上、12月末までの支給は考えておりません。
28	八街市			○	現状の2月末で問題ないと考える。
29	印西市			○	
30	白井市			○	支給額については検討する予定であり、支給時期については、12月末発送の入学通知に就学援助のお知らせの文書を同封していますので、支給はその後となります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		1月中旬送付の入学通知書に、援助のお知らせを同封し、2月中に支給するよう努めた。
34	香取市			○	11月に実施する就学時健診から申請を受付け、まとまり次第年度内に支給しています。支給額については、国が定める限度額と同額です。
35	山武市	○			入学準備金の支給対象を拡大し、中学校入学時だけでなく小学校入学時にも入学前に支給ができるよう制度を改正しました。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	
39	神崎町	○			
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	国が示した要保護児童生徒援助費補助金の予算単価が増額されたことに伴い、今年度から入学準備金を含めて支給額を増額しました。 また、平成28年度から入学前の支給を実施していますが、12月末までの支給は、他の自治体への転出の可能性があり、「入学前」として少し早いと考えます。
43	九十九里町		○		
44	芝山町			○	支給額については、国に併せています。
45	横芝光町	○			増額の改定を予定している。 支給時期については、入学する学校が決定する1月末～2月上旬に支給するようにしている。
46	一宮町	○			支給額については、国の要保護児童援助費補助金に合わせ増額。入学準備金については、小中学校ともH31.3月に支給した。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	平成28年度より実施済。
49	白子町			○	可能な限り早く支給できるようにしたい。(H31. 1. 31振込)
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町	○			
53	御宿町	○			就学前検診時に周知し、申請認定後に支給しています。国の補助基準額と同額です。
54	鋸南町		○		
	県合計	13	18	23	
	%	24.1	33.3	42.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】4

No.	市町村名	46. 必要な人がいつでも就学援助制度を利用できるように次の対策を講じ、制度の拡充を図って下さい。 ④ クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施して下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント63
1	千葉市			○	政令指定都市では、クラブ活動費等は対象外としている市が多いこと、また活動内容により経費が異なることから一律の支給額設定が難しいことから対象外としております。
2	銚子市	○			一部実施(クラブ活動費については、中学校1・2年生を対象に支給済み。)その他について、当該経費としての支給は困難。
3	市川市		○		生徒会費、PTA会費についてはすでに支給しています。 クラブ活動費については、入・退部が児童生徒の自由意志であること、また、所属するクラブによって負担額が異なるなど、公平な援助の観点から、現状では支給項目の追加は、難しいと考えます。
4	船橋市	○			昨年度よりクラブ活動費の支給を実施しております。
5	館山市		○		今後，検討します。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	準要保護児童生徒に限らず、小学校において、クラブ活動費及び生徒会費を徴収していないこと、また、中学校においても、部活動費を徴収しない学校があることから、当該費用については、就学援助費の支給対象にしておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生徒会費、PTA会費は免除しています。クラブ活動費に対する費用支援は、「部活動推進交付金」等を学校に配当するなどして引き続き対応してまいりたい。
13	旭市	○			平成29年度から実施、(クラブ活動費のみ)
14	習志野市			○	
15	柏市	○	○		PTA会費は実施済みです。クラブ活動費及び生徒会費については，昨年度に引き続き，実施の可能性について具体的な検討を進めます。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	現行の認定基準での支給科目の追加は困難であると考えます。
18	流山市	○			令和元年度から実施しております。
19	八千代市			○	クラブ活動費，生徒会費，PTA会費につきましては，現在支給することは考えておりません。
20	我孫子市	○			
21	鴨川市			○	他の自治体の動向を注視していきますが、現在は予定していません。
22	鎌ヶ谷市		○		就学援助制度の費目としてのクラブ活動費等の支給については、他市の状況を見ながら検討して参ります。
23	君津市			○	本市の財政状況では難しいと考えます。
24	富津市			○	
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	支給費目の拡充については現在のところ考えておりません。
28	八街市	○			実施済み
29	印西市		○		生徒会費は保護者の負担軽減が図れるよう努める。クラブ活動費は支給している。
30	白井市			○	クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給については今のところ考えておりません。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市		○		クラブ活動費は中学1・2年生に支給しています。生徒会費、PTA会費は引き続き予算要望しています。
35	山武市			○	
36	いすみ市	○			
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	
39	神崎町			○	H28年度より部活動費を支給
40	多古町	○			
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		財政状況や他自治体の動向を踏まえ、引き続き検討したいと考えます。
43	九十九里町		○		
44	芝山町			○	小中学校の準要保護世帯からはPTA会費は徴収していません。
45	横芝光町			○	交通災害共済や日本スポーツセンター掛金の保護者負担を援助している。
46	一宮町	○			
47	睦沢町	○			PTA会費のみ実施
48	長生村	○			クラブ活動費以外は実施済。
49	白子町	○			生徒会費、ＰＴＡ会費実施
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			クラブ活動費について実施しています。
54	鋸南町		○		
	県合計	17	15	23	
	%	31.5	27.8	42.6	

Ⅰ,市町村で実施していただきたい事項
【就学援助・子育て支援】5

No.	市町村名	47. 小中学校の学校給食を無料にして下さい。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント64
1	千葉市		○		給食費の無償化については、国や政令市等の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。
2	銚子市			○	当該経費としての支給は、困難。
3	市川市		○		学校給食の無料化につきましては、試算したところ、約17億円の多額の予算が必要となる見通しです。 従いまして、無料子の拡大につきましては、財政収支の均衡を図る中で、慎重な検討が求められています。なお、児童・生徒全員の給食費に対して、「給食食材(米)の現物支給」、また、多子世帯への経済的負担の軽減を目的とした「義務教育期間中の3人目以降無料化」につきましては本年度も引き続き継続しております。さらに、本年度は物価上昇等による給食費の値上げ分につきましても、市が全員分負担しております。
4	船橋市			○	
5	館山市			○	経済的理由などにより給食費の負担が困難な世帯については、生活保護や就学援助などによる給食費の支援をしています。なお、保護者等から頂いた給食費は全て食材料の購入費に充てており、光熱水費や運営費などはについては全て市が負担しています。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	学校給食法第11条により必要な施設整備に関する経費並びに人件費、光熱水費など給食運営に係る経費は市の負担、それ以外の経費は保護者負担となっており、食材料費のみを給食費としていただいている。引き続き法令に基づいた学校給食運営を実施してまいりたい。
8	野田市			○	給食費につきましては、市独自の米代の補助制度により保護者の負担軽減をしております。また経済的に給食費の負担が困難な世帯に対しては、就学援助費より全額補助していることから、給食費の無料化については検討しておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	施設費用や調理委託料、光熱水費などは市が負担しておりますので、児童・生徒が食べる食材分については保護者の方に負担いただきたい。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市			○	H29年4月より、子育て世代を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の一つとして、第3子以降の給食費無料化を実施している。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	財政支援がない現状においては，無償化は大変難しい。国の動向を注視したい。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	給食費の無償化を図るためには、多額の経費が必要となり、この財源をはじめ、受益者負担の観点や子育て支援の観点等から、総合的に検討をする必要があるため、今後の国や他市の動向等を確認しながら調査研究してまいります。
18	流山市			○	学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費は「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定されており、受益者負担の観点からも、給食費(食材費のみ)は保護者が負担すべきと考えています。
19	八千代市		○		小中学校の学校給食費を無料にすることについては，多大な予算(費用)が必要となることから，現段階では実施する考えはありません。今後も県内市町村の状況を注視し，実施について検討していきます。
20	我孫子市		○		平成30年度より学校給食費補助事業(第3子以降)を開始
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	学校給食費の軽減については、就学援助制度の枠内で対応したいと考えています。
23	君津市			○	公平性や財源の確保などさまざまな課題もあることから十分な検討を行う必要があると考えます
24	富津市			○	
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	学校給食費は、今後も学校給食法第11条第2項の規定により、保護者に負担していただく。なお、低所得者等については、生活保護、準要保護制度により、学校給食の実費分は支給されている。
27	袖ヶ浦市			○	学校給食費は近隣市と比較して安価に設定しています。受益者負担の原則からも学校給食費の無料化の実施は考えておりません。
28	八街市			○	学校給食法第11条等に基づき今後も保護者様に負担いただきます。
29	印西市			○	学校給食の経費について、人件費や光熱費は市が全額を負担し、食材料費は保護者が負担している。児童生徒数及び財源を鑑みると、食材料費の全部または一部を市が負担することは難しい。
30	白井市			○	学校給食の無料につきましては、今のところ考えておりません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	学校給食にかかる経費のうち、食材料の購入にかかる経費のみを学校給食費として、保護者の皆様に負担していただいています。
33	匝瑳市		○		国や県内自治体の動向を注視しつつ、PTA連合協議会主催による「教育懇談会」で関係者の御意見をいただきながら研究していきたい。
34	香取市			○	学校給食法において、食材料費は保護者の負担と定められているためです。
35	山武市			○	
36	いすみ市	○			
37	酒々井町			○	平成29年9月から第3子以降学校給食費無償化事業を開始しました。
38	栄町	○			令和元年4月分の給食費より第3子以降の児童生徒の給食費を無料化
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	市単独で小学生に月500円、中学生に600円の補助金を支給し、また、就学援助を受けている場合は、全額援助しております。厳しい財政状況を踏まえ、現状の補助制度を維持することが妥当と考えます。
43	九十九里町			○	学校給食法に基づき運営しているため法を順守する必要がある。学校給食法第11条第2項に「施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費(食材の購入費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」と規定されております。
44	芝山町	○			H30年度から実施
45	横芝光町	○			平成31年4月から小中学校の給食費無償化を実施している。
46	一宮町		○		近隣の状況を見ながら慎重に見極めたい。
47	睦沢町	○			令和2年度から給食の主食部分を無償化する
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	
54	鋸南町	○			平成31年4月から幼稚園・小中学校の給食費無償化を実施
	県合計	10	8	36	
	%	18.5	14.8	66.7	

II，国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障改革推進法・マイナンバー制度】1

No.	市町村名	1、消費税の増税を撤回し、10%に引き上げることをやめること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント65
1	千葉市			○	少子・超高齢化が進展する中、社会保障の充実及び安定化を図っていくための財源確保は重要であるが、増税については、経済動向等を踏まえ、国が総合的に判断すべきものと認識しております。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	消費税の引上げについては、その全額を社会保守制度の充実及び安定化のための財源にするとされていることから、今後も国の動向を注視していきたい。
4	船橋市			○	消費税の税率改正につきましては、国の施策であり、国に対し要請する考えはございません。
5	館山市			○	
6	木更津市				回答課不調整
7	松戸市			○	今後も増加が見込まれる社会保障経費に対応するものであるため。
8	野田市			○	
9	茂原市			○	国の動向を見極め、制度に沿った対応をします。
10	成田市			○	消費税の税率引き上げは国の政策であり，国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の施策であり、自治体では判断できない。
13	旭市				
14	習志野市			○	立法の目的が「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」と規定されていることを鑑み、増税について概ね理解できるものと考えております。
15	柏市			○	急速に進展する少子高齢化社会の中，社会保障制度の維持強化のため，消費税率10%への引き上げは必要であるとの認識です。
16	勝浦市				所掌事務に該当なし
17	市原市			○	消費税の増税は、社会保障の充実・安定化と財政 再建を同時に実現することを目的とした「社会保 障と税の一体改革」によるものであることから、引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	消費税については国税であるため、地方としては意見を申し述べる立場にはございません。
19	八千代市			○	子育て支援，年金や医療，介護などの社会保障費用は，少子高齢化に伴い急激に増加しており，現在では国の財政でも大きな部分を占めています。 一方で，税収は歳出に対して大幅に不足しており，現在では国の歳入の約4割を国債の発行に頼るという厳しい状況にあります。 社会保障と税の一体改革においては，消費税率の引上げによる増収分を全て社会保障の財源に充てることとされており，安定財源を確保することで，社会保障の充実・安定化と将来世代への負担の先送りの軽減を同時に実現することとするものです。こうしたことから，現時点で国への要請等は検討していません
20	我孫子市			○	国の根幹に関わる課題であり、本市固有の問題ではないため、我孫子市として要請する予定はありません。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	安定的な社会保障の維持は、財源の確保が重要であり、その方策のひとつとして、消費税の見直しもやむを得ないと考える。
24	富津市			○	国の施策として行うものであり、富津市単独での消費税引き上げの反対要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	社会保障と税の一体改革は必要と考えるため
27	袖ヶ浦市			○	消費税の税率引き上げについては、経済弱者への配慮や一時的な景気の冷え込みが起きないよう、国において様々な対策を講じる予定であることから、国の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	
29	印西市				所掌の事務がないため回答できません
30	白井市			○	消費税法において本年10月からの消費税増税が決定していることから、撤回は困難と考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守りたい。
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現制度の推移を見守りたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	少子高齢化社会となり、年金や医療などの社会保障の安定化につなげるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町				
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				未回答
	県合計	0	0	48	
	%	0.0	0.0	88.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【消費税・社会保障改革推進法・マイナンバー制度】2

No.	市町村名	2.「社会保障制度改革推進法」は「自助・共助」を基本としており、日本国憲法25条と相容れず、現行の社会保障制度を解体しようとする内容であり、廃止すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント66
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	
3	市川市			○	社会保障制度改革推進法では公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度、少子化対策等の社会保障制度の改革に関する基本方針が定められており、これに基づき政府において必要な措置が講じられているものと考えております。つきましては、直ちに廃止を求めるものではないと考えます。
4	船橋市			○	「社会保障制度改革推進法」につきましては、国の施策であり、国に対し要請する考えはございません。
5	館山市			○	
6	木更津市				回答課不調整
7	松戸市				回答しない
8	野田市			○	生活保護制度につきましては、国・県の指導の下、法に基づき適切に運営しておりますので、要請はいたしません。
9	茂原市			○	廃止にあたっては、国が慎重に審議すると考えておりますので、市では要望する予定はございません。
10	成田市			○	社会保障制度の構築は国の政策であり，国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の施策であり、自治体では判断できない。
13	旭市				
14	習志野市			○	
15	柏市			○	社会保障制度の役割は，相互に連携して支え合い，それでもなお困窮する場合には必要な生活保障を行うものです。「社会保障制度改革推進法」は，自助・共助及び公助が適切に組み合わさるよう留意し，国民が自立した生活を営むことができるよう支援していくものであり，柏市が廃止を要請することは難しいと考えます。
16	勝浦市				所掌事務に該当なし
17	市原市			○	引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	団体から要望があったことを伝えることは可能です。
19	八千代市			○	社会保障制度改革推進法に基づく社会保障制度改革については，急速に進展している少子高齢化に対応しようとするものであり，「憲法25条と相容れず，現行の社会保障制度を解体しようとする内容」とは一概に言えないため要請は考えていません。
20	我孫子市			○	国の根幹に関わる課題であり、本市固有の問題ではないため、我孫子市として要請する予定はありません。
21	鴨川市			○	生産人口の減少、社会保障給付の増大等の社会構造の変化の中、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされて持続可能な社会保障制度を確立しようとするものであり、国はあらゆる世代が広く公平に分かち合うことができるよう低所得者への配慮しながら必要なサービスを確保するべきものであり、現行法の推移を見守っていきたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	
24	富津市			○	法律と憲法の整合性について判断する立場ではない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度や、少子化対策などについて持続可能な社会保障制度の確立を図るために定められた法律であり、当該法律に基づく進捗状況等については今後も引き続き、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市			○	
29	印西市				国策のため回答できません
30	白井市			○	社会保障制度改革推進法では、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、給付の重点化及び運営の効率化を両立することを基本としており、社会保障制度の充実・安定化が図られるものと考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守りたい。
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現制度の推移を見守りたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	自助・共助を基本とし、住民と行政との協働の村づくりを進めるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町				
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町				未回答
	県合計	0	1	46	
	%	0.0	1.9	85.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【消費税・社会保障改革推進法・マイナンバー制度】3

No.	市町村名	3. マイナンバー制度は中止し、制度は廃止すること。			
		賛同した廃止する	検討する	しない	コメント67
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	
3	市川市			○	マイナンバー制度は、社会保障分野において不正受給の防止やサービスを必要とする方へのきめ細かな支援を可能とすることものであることから、直ちに廃止を求めるものではないと考えます。
4	船橋市			○	マイナンバー制度につきましては、住民票を有する一人一人に番号を付番し、行政の効率化や国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現を目指すための制度になります。マイナンバー制度により、個人の所得状況や様々なサービス受給状況が把握しやすくなり、よりきめ細やかなサービスや、本当に支援を必要としている方へのサービスを行うことが可能となるなど、社会保障施策がより推進されることをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	制度は法律等に基づき国内全域を対象としているものであり、個別市町村ではなく国等において検討されるものと考えております。
7	松戸市			○	国の実施する制度であり、本市から制度の廃止要請はいたしません。
8	野田市			○	番号法で規定されている個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付等の事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務で、自治体が処理する事務である。
9	茂原市			○	所得等の正確な把握により給付と負担の公平化及び行政事務の効率化が図られるとともに、将来的には市民の利便性向上に寄与することも見込まれますので、現時点では制度の廃止を要請することは考えておりません。
10	成田市			○	番号法では、国、自治体、地方公共団体情報システム機構等にそれぞれの役割を定めていますので、その範囲において自治体も一定の事務を行う必要があるものと認識しています。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の施策であり、自治体では判断できない。
13	旭市			○	
14	習志野市			○	
15	柏市			○	本市では，マイナンバー制度による情報連携の本格運用が平成29年11月から開始されたことを受け，一部の事務手続について添付書類の省略を行っているほか，マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアにおける住民票・戸籍・税関係の証明書の交付サービスを実施しており，マイナンバー制度が市民の利便性の向上に寄与している現状を踏まえると，制度自体の中止について国に要請する考えはありません。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	マイナンバー制度は、「番号法」に基づき「国民の利便性向上」「行政の効率化」「公平、公正な社会の実現」を目的として実施されています。今後も「番号法」に基づいて、利便性向上策などの充実を図ってまいります。
18	流山市			○	マイナンバー制度は、国の法律によりすでに成立しており運用が始まっています。本市においても、マイナンバー制度に対応したシステムの改修など完了し、通信の暗号化や外部から侵入されない独立したシステムの構築などにより情報セキュリティを確保しています。
19	八千代市			○	社会保障・税番号制度は，複数の行政機関等に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うことを目的とし，社会保障・税制度の効率性・透明性を高め，国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。 期待される効果としては，社会保障・税に係る行政手続における添付書類の削減等による国民の利便性の向上に加え，行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられること，所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できることなどがあります。 本市としては，国が推進する社会保障・税番号制度の業務を円滑に実施するとともに，他の行政機関等と連携し，社会保障・税番号制度を運用していきます。
20	我孫子市			○	
21	鴨川市			○	国の制度であり、また必要な制度だと認識しています。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	マイナンバー制度については、国や他の地方公共団体との情報連携等が行われており、本市では行政サービスへの利用も検討していることから、制度廃止を要請する考えはありません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	個人番号の指定及び通知等については、市町村が処理する法定受託事務となっているため、法の基本理念にのっとり、引き続き取り組んでいきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の制度に従い対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	マイナンバー制度は、法令の規定に基づき実施しているものであり、より公平な社会保障制度の基盤となるものであることから、「制度の中止及び廃止」について要請していくことは困難です。
43	九十九里町			○	
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	現制度の推移を見守りたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	行政手続きの簡略化や、必要な情報の把握、災害時でも活用するため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	0	1	53	
	%	0.0	1.9	98.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【医療】1

No.	市町村名	4. 後期高齢者の窓口負担の原則2割化はやめ、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の復活により、高齢者が安心して医療を受けられるようにすること。			
		要望した 要望する	検討する	しない	コメント68
1	千葉市			○	後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった方は所得水準にかかわらず減額の対象となっている点や、「特例軽減」の軽減割合は、国民健康保険の軽減割合（最大7割）より大きな割合となっている点などを踏まえ、現役世代との公平性を保ち制度の持続性を高める観点から、制度の本則どおりの運用へと段階的に見直しが行われたものと理解しております。
2	銚子市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会において要望している。
3	市川市			○	全国後期高齢者医療広域連合協議会より令和元年6月12日付で国に保険料軽減措置について現状維持などの要望を提出していることから、動向を注視してまいります。
4	船橋市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ特例措置の維持を要望しています。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に、均等割の軽減特例が見直される9割軽減対象者の中には、年金不受給者や課税世帯に属する者も含まれ、年金生活者支援給付金の支給を受けられない者が存在するため、国による救済措置を講じること及び定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充することを要望しています。
8	野田市			○	後期高齢者医療制度については、これまでも同制度の円滑な運営を図るため、国の責任において十分な財政措置を講じること等を全国市長会の「国民健康保険制度等に関する提言」において要望しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市				今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市			○	暫定的な措置として実施されてきましたが、更なる高齢化が進展するなか、世代間の負担公平を図る観点から見直しが行われております。
11	佐倉市	○			引き続き制度の安定した運営について要望してまいります。
12	東金市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会から国へ要望しています。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会及び全国市長会から国に対し、保険料軽減特例の見直しを行う場合は、 ① 均等割の軽減特例が見直される9割軽減対象者の中には、年金不受給者や課税世帯に属する者も含まれ、年金生活者支援給付金の支給を受けられない者が存在するため、国による救済措置を講じること。 ② 元被扶養者に対する所得割の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、実施される場合は、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行の制度を継続すること。 また、保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法については、税法上の所得をそのまま引用できるよう、制度面及び法制面での課題を早急に解決し、早期の政令改正を行うことを要請しております。
15	柏市	○			全国後期高齢者医療広域連合協議会より要望しています
16	勝浦市	○			全国市長会などで同趣旨の要望があがっており、関係省庁に要請している。
17	市原市			○	後期高齢者医療制度の保険者は、千葉県後期高齢者医療広域連合であり、賦課の決定や国に対する要請についても、広域連合の中で決定されるものです。
18	流山市	○			保険料額については、千葉県後期高齢者医療広域連合で決定しております。見直しについて、千葉県後期高齢者医療広域連合及び全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望しました。
19	八千代市			○	後期高齢者医療制度で賄う医療給付費の財源は，国・県・市町村が負担する公費と現役世代が加入している保険制度からの支援金で財源のほぼ9割を占めています。 保険料の軽減特例措置は，実施してから長期間経過していること及び国民健康保険の軽減が最大7割となっているため，世代間の負担の公平を図る観点などから見直されることになりました。このため，特例措置の縮小・廃止を中止するための公費負担の増加を国へ要望することは困難であると考えております。
20	我孫子市		○		高齢者に過度の負担とならないよう引き続き千葉県後期高齢者医療広域連合を通じて国へ要請したいと考えています。
21	鴨川市	○			
22	鎌ヶ谷市			○	世代間の公平を図る観点での見直しとなっており、合わせて介護保険料の負担軽減等と合わせて実施されます。
23	君津市			○	制度の安定的な持続のためには、財源の確保が重要であり、その方策のひとつとして、やむを得ないと考えます。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国では、医療保険制度改革の一環として、現役世代との公平性の観点と、高齢者にも一定の負担を求めるために、当該特例軽減措置の段階的廃止を検討しているところであります（合わせて、現役世代の保険料の引上げも検討している）。引き続き、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市	○			全国後期高齢者医療広域連合から国へ要望している。
29	印西市		○		
30	白井市			○	千葉県後期高齢者医療広域連合の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			令和元年6月12日付けで全国後期高齢者医療広域連合協議会から厚生労働大臣に対して要望済み。
34	香取市	○			千葉県後期高齢者医療広域連合として全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ厚生労働省に対し、現行制度の維持を要望している。
35	山武市	○			平成30年11月15日に全国後期高齢者医療広域連合協議会から大臣あてに要望しました。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の制度に従い対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		全国後期高齢者医療広域連合協議会により、国へ要望をしています。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		国の現制度の状況を注視しながら、必要に応じて検討したい。
47	睦沢町		○		町はすでに実施
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	14	12	27	
	%	25.9	22.2	50.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【医療】2

No.	市町村名	5．18歳未満の子ども医療費の無料化を国の制度として実施すること。			
		実施した実施する	検討する	しない	コメント69
1	千葉市	○			市として独自に要請するとともに、指定都市市長会などを通じ国制度として子ども医療費制度を創設することを求めております。
2	銚子市	○			
3	市川市	○			全国一律の制度とするために、法律の整備を要望しております。
4	船橋市	○			中核市市長会、県市長会などを通じて、国による子ども医療費助成制度を創設するよう要望している。
5	館山市		○		
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			国における子ども医療費助成制度の創設を県を通じて要望している。
8	野田市	○			子ども医療費助成制度は、都道府県による市町村への補助事業として実施されており、各自治体によって助成内容が異なっています。 この制度は、子どもの医療に要する費用を助成することで、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減をはかることを目的としていることから、本制度の目的に鑑み、地域間において格差が生じることのないよう医療費を無料化とし、全国一律の制度として、国の責任において実施すること、地方が単独負担する取り組みに対して、国は医療費負担軽減措置に伴う国保の国費減額措置廃止を未就学児までではなく、中学校3年生まで対象範囲を拡大することなど、県、千葉県市長会、東葛行政懇談会等を通じて、国に要望しているところです。
9	茂原市	○			
10	成田市			○	団体を通じて要請していく。
11	佐倉市			○	子ども医療費助成制度の国による制度化については、県や全国市長会から要望しているところであり、今後も動向を注視してまいります。
12	東金市	○			国による子ども医療費制度の創設について、千葉県市長会を通して要望している。
13	旭市	○			国の責務として制度を創設し、中学3年生まで無料化するよう県市長会を通し要望している。
14	習志野市	○			子ども医療費助成制度の国の制度化については、昨年に引き続き県に対して要望を提出いたしました。
15	柏市	○			医療費助成制度については，自治体間でサービスの格差が生じていますが，居住地域にかかわらず等しく安心して子どもを産み育てることができる環境を保障するのは，国の責務であり，国における喫緊の課題である少子化対策にもつながることから，子ども医療費助成制度を国において創設するよう，中核市市長会等を通じて要望しています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	子どもに関する医療費助成につきましては、国の事業とするよう千葉県や全国市長会からも要望しておりますことから、その動向を注視してまいります。
18	流山市			○	県の15歳年度末までの通院費助成の実現を最優先としており、それ以上の助成対象年齢の拡大を国に求めることは現状では考えておりません。
19	八千代市	○			現在，自治体ごとに様々な基準で実施している子ども医療費助成事業を，国による新たな公費助成制度の創設によって全国共通の枠組みの中で実施するよう千葉県市長会を通じて国に要望しています。
20	我孫子市	○			子ども医療費助成事業について、国の責務として制度を創設し、医療費を無料化することを平成15年から要望しています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	今後も、国や県の動向を注視していきます。
23	君津市			○	県の基準や県内市町村の動向を注視したい。
24	富津市		○		現行助成対象の国の制度創設について、機会を捉え要望を行っている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
27	袖ヶ浦市			○	本市では、課税状況に応じた一部負担はありますが中学生まで医療費助成を実施しています。18歳未満の子ども医療費の無料化については、国の動向を見守りたいと思います。
28	八街市			○	国による子ども医療費助成制度の創設については、県を通じて要望しているが、各細目については要望していない。
29	印西市		○		
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市		○		国が制度としての実施が可能かを含め検討する
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	対象年齢を18歳の年度末までに拡充し、自己負担金は入院1日・通院1回200円、調剤は無料としている。
35	山武市		○		市としての優先度を考慮しながら国等への働きかけを実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	現行上、国の制度で規定がないため、県の動向を注視しています。
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町	○			
41	東庄町	○			
42	大網白里市	○			子ども医療費助成制度の拡大について、県に対して要望を提出しています。
43	九十九里町		○		国として制度化していただきたい。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	平成27年度から高校3年生まで拡充（18歳に到達した年度末まで）。町で実施（児童医療費助成）しているため。
46	一宮町	○			まず、中学3年生までの統一した制度の拡充に向けて県及び県から国へ要望している。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国・県の動向を注視していく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	19	14	21	
	%	35.2	25.9	38.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【医療】3

No.	市町村名	6. WHOが推奨しているおたふくかぜ、ロタウィルスについて、予防接種法による定期接種に追加すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント70
1	千葉市	○			おたふくかぜ、ロタウイルスを定期接種に追加することについては、大都市衛生主管局長会議において国に要望しております。
2	銚子市		○		今後の状況により考える。
3	市川市			○	ロタウイルスについては、定期接種化におけ現在国で検討中。おたふくかぜ予防接種は一部公費助成で実施している。
4	船橋市			○	国で定期接種化に向けた検討がされているため、国の動向を注視してまいります。
5	館山市			○	国の動向を注視していきたいと考えています。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			H25年度から早期の定期接種化と財源確保について、国、県に要望している
8	野田市			○	当該接種については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して検討がされています。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			県・国に定期化の要請を行っている。
11	佐倉市			○	・おたふくかぜワクチン　平成30年5月に予防接種推進専門協議会からも要望書が提出され、今後議論される予定となっています。 ・ロタウイルスワクチン　定期接種化を検討しているワクチンの1つとなっております。定期化に向けた課題について、研究班のデータや他の知見を収集したうで、議論される予定となっています。
12	東金市			○	国の動向を見守りたい。
13	旭市			○	国の動向をみて対応していく。
14	習志野市		○		国が副反応の状況等に関する審議を進めているところであるため、国の動向を注視してまいります。また、国が定期接種化した際には、速やかに実施できるよう準備してまいります。
15	柏市	○			定期接種となるよう国への要望を実施しています。
16	勝浦市		○		国の動向(定期予防接種化)による
17	市原市			○	厚生労働省所管の「厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会」等において、おたふくかぜ、ロタウイルスの定期予防接種化について、検討されているところです。今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	国の定期接種化への動向を踏まえて、市として対応していきます。
19	八千代市		○		平成26年3月28日付の厚生労働省からの「予防接種に関する基本的な計画の施行について」において，国は(3)予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項①「ワクチン・ギャップの解消」において，おたふくかぜ，ロタウイルス感染症について，関係者や国民の理解を前提に必要な措置を講じる必要があるとしております。 新たな予防接種の定期化については，国の法令で定められることから，今後の国の動向を注視してまいります。 なお，本市におきましては，平成27年4月1日より任意接種であるロタウイルス予防接種の費用の一部助成の事業を実施しております。
20	我孫子市			○	おたふくかぜ及びロタウィルスは、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において予防接種法による定期接種に追加することについて、現在検討中であるため動向を注視してまいります。なお、ロタウィルスは、平成27年度から市単独で接種費用の一部助成を開始しています。
21	鴨川市		○		市独自で実施するには難しいため、必要に応じて検討するものの、予防接種の効果や安全性を考慮し、国の予防接種対策に準じたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	国の「予防接種に関する基本的な計画」の対象となっているワクチンであり、定期接種化について継続検討されております。
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく
24	富津市			○	副作用等改善され、高い安全性が確保された中で定期接種化の要望へつながると考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	定期接種への追加は副反応や効果、財源等の検証を国が十分行った上で実施すべきと考えます
27	袖ヶ浦市			○	予防接種法に基づき実施しているため、今後国の動向を注視していきます。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		関係法令及び国の指針に準じて実施しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	予防接種法に準じて対応します。
33	匝瑳市			○	国の審議状況を見守りたい。
34	香取市			○	厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して検討が続けられているため見守りたい。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	定期接種の予防接種を実施します。国の動向を見守っていきます。
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町			○	任意接種で、全額補助を行っている。
41	東庄町	○			
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		定期接種化については、国の財政補填と同時に議論をお願いしたい。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			国の動向に合わせて検討する。現在、国の審議会小委員会において、定期接種化に向けての論点整理がされている。
46	一宮町		○		国の動向を見ながら管内で協議する。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	おたふくかぜ、ロタともに町独自で接種費用の一部助成を行っている。
50	長柄町			○	
51	長南町		○		町任意予防接種事業として実施している
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	6	18	30	
	%	11.1	33.3	55.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【医療】4

No.	市町村名	7. 妊産婦の医療費窓口負担の無料化を国の制度として創設すること。			
		要請した/要請する	検討する	しない	コメント71
1	千葉市			○	厚生労働省の「妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」において「妊産婦の健診や診療の評価等の在り方」が議論されていることから、その状況を注視してまいります。
2	銚子市		○		今後の状況により考える。
3	市川市			○	妊産婦医療費の無料化については、他のサービスの充実を図られていることから、今後も国の動向を注視してまいります。
4	船橋市			○	妊婦健診、産婦健診の全額公費助成化の要請は、現時点では考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国民健康保険被保険者に対して妊婦医療費助成を行った場合には、医療費の波及増による国庫負担金等の減額調整措置が講じらることとなることから、要請する予定はございません。
8	野田市			○	国の動向を見て対応していきます。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市			○	健診以外の医療費についての無料化は難しいと考える。
11	佐倉市			○	現在、妊婦の一般健康診査及び産婦健康診査には費用助成を行っていますが、その他の医療費の公費負担について実施する予定はありません。
12	東金市			○	医療費については保険診療の対象となることから助成を行なう予定はない。
13	旭市			○	国の動向をみて対応していく。
14	習志野市			○	国が検討会を設置して検討中であることから動向を注視してまいります。
15	柏市			○	引き続き国・県の動向を注視して参ります。
16	勝浦市		○		
17	市原市		○		妊産婦の全ての保険医療費窓口負担の無料化に係る制度創設の要請については、他市の動向も注視しながら検討いたします。
18	流山市			○	要望について行う予定はありません。
19	八千代市			○	現在のところ国への要請等は検討していませんが，今後につきましては，県内市町村の状況や動向を注視してまいります。
20	我孫子市		○		妊産婦の医療費の無料化に関しては、医療制度に関わる広域的な問題であるため、機会を捉えて近隣市と連携していきます。
21	鴨川市			○	市独自で実施するには難しいため、必要に応じて検討し国の対策に準じたいと存じます。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	国の制度に準じ行っていく
24	富津市			○	既に妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会で話し合われているため、要請しない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国への要請は、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市				現在、千葉県において、妊産婦の医療費窓口負担の助成を実施している自治体はありません。 県及び他自治体の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	妊産婦健康診査を医療機関に委託して助成している。(1人14回　合計103,000円)
35	山武市				
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町			○	要望をするにあたっては、、周辺自治体又は、全県下自治体で要望するべきと考える。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		国として制度化していただきたい。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	1，6. に同じ
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	1	13	38	
	%	1.9	24.1	70.4	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【医療】5

No.	市町村名	8. 難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補てんする制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント72
1	千葉市			○	臨床調査個人票（診断書）及び小児慢性特定疾病医療意見書の作成に関する公費助成は検討しておりません。
2	銚子市		○		難病者援護金を平成31年度から休止しているため、新たな制度の創設などは市の財政再建後に検討する。
3	市川市			○	申請窓口が県の保健所となるので、県で対応すべき事項と考えております。
4	船橋市			○	
5	館山市			○	
6	木更津市				回答課不調整
7	松戸市			○	難病医療費助成については、千葉県の事業となるため、新規の手続きおよび更新の手続きで必要な診断書も県に提出となる。本市においては、その助成を受けている方に対して援護金を支給している。
8	野田市			○	整理No.7で回答いたしましたとおり、国に対しても新たな要請を行うことは考えておりません。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市			○	診断書作成料の助成は行っていませんが、添付書類となる住民票、課税証明書の手数料は手数料条例に基づき免除としております。
11	佐倉市			○	難病者等における福祉の増進を目的として難病者等見舞金を支給しています。
12	東金市			○	県の助成制度であり、それに付随する助成対象の拡大について、国に要望するものではないと考えます。
13	旭市			○	国の制度に従います
14	習志野市				
15	柏市			○	千葉県内でも公費助成をしている市町村は無く，現在のところ予定はしておりません。国において検討課題としていると聞いており，情報収集等して参ります。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	指定難病医療費助成制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度を含む）は、県の所管事務でありますことから、臨床調査個人票（医療意見書を含む）の作成費用に対し、本市が独自に助成制度を創設することについては予定しておりません。なお、他市町村の動向について注視してまいります。
18	流山市			○	県の制度として実施している事業であり、市として要望することは考えておりません。
19	八千代市			○	本市では難病者援護金制度がありますが，本制度は難病者に援護金を支給することにより，難病者及びその保護者の経済的負担を軽減し，生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としております。現段階では，診断書料等の助成を行う予定はございませんが，現行制度を活用していきたいと考えております。
20	我孫子市		○		難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）の認定（新規・更新）においては、毎年、臨床個人調査票（診断書）の作成が必要になることから、負担軽減のため公費助成についての要望を検討します。
21	鴨川市			○	難病医療費助成は国にて実施されており、県が窓口となりますので今後の動向を注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	他の医療費助成についても、診断書に係る費用は自己負担となっている。特定疾患（難病及び小児特定慢性疾患等）の方に対しては、市独自の制度で入院見舞金を支給している。
24	富津市			○	難病医療費助成窓口が県であり、窓口が複数あると利用者にとって利用しづらい懸念があるため考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	難病医療費助成（小児慢性特定疾患）の医療費助成について、H28.11.17に千葉県に要望をしたところである。臨床調査個人票（診断書）の料金への公費助成について国への要請はしない。
27	袖ヶ浦市			○	診断書に対してということではありませんが、難病（小児慢性特定疾患を含む）の方には、通院や入院日数に応じて公費助成（見舞金支給）を行っています。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	当面は県の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市				
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町			○	要望をするにあたっては、、周辺自治体又は、全県下自治体で要望するべきと考える。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				指定難病医療費助成については県で対応
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	Ⅰ-7に同じ
46	一宮町		○		
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	
49	白子町			○	
50	長柄町				
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	10	39	
	%	0.0	18.5	72.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【自治体病院】1

No.	市町村名	9. 公立病院を設置する自治体への地方交付税措置の見直し(①再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置を重点化する一方で、通常の新設、建て替え分を削減 ②交付税算定基礎を許可病床数から稼働病床数へ変更など)をやめ、自治体病院の健全な運営とその役割が果たせるよう引き続き地方交付税の拡充を図ること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント73
1	千葉市			○	現状では検討しておりません。
2	銚子市		○		医師確保が困難であるなど地域の実情に合わせた交付税措置があってもよいのではないかと考える。
3	市川市			○	本年4月から市川市においては、自治体病院を設置しておらず該当していません。
4	船橋市			○	
5	館山市				
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		地方交付税制度は総額との関係で、個別の事項を取り上げても全体としての効果は不明確であると思われるため、要請するかどうかを含め検討する。
8	野田市			○	野田市には自治体病院はありません。
9	茂原市		○		地方交付税の算定方法について機会が有れば要望していきます。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	市内に対象となる施設はありません。
12	東金市			○	本制度の見直しは、病院の実態に沿った内容となっているものと考えます。
13	旭市			○	①病院の再編・ネットワーク化の予定がないため。 ②現行制度で特に問題がないため。
14	習志野市			○	本市では、病院を所有しておりません。
15	柏市		○		現時点で交付税算定上，柏市としては上記見直しについての影響はありません。病院事業について適切な財政需要を把握するほか，安定した経営基盤の強化に努めてまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市		○		本市には、千葉県循環器病センターがありますので、現行の医療体制に影響が及ぶようであれば検討してまいります。
18	流山市				
19	八千代市				本市には自治体病院はありません。
20	我孫子市			○	本市は自治体病院を運営しておりませんが、地域医療を支える医療体制の整備のために、公立病院等への財政支援等について広域的な問題として近隣市と連携していくことが必要と考えています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市				公立病院がないため、無回答とします。
23	君津市		○		
24	富津市			○	他の君津地域三市と調整検討する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	当市に該当施設はありません。
27	袖ヶ浦市			○	国への要請は、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市				本市には自治体病院はありません。
30	白井市				当市は自治体病院を有していないことから判断できません。
31	富里市				該当なし
32	南房総市			○	現行の交付税制度の維持を望みます。
33	匝瑳市		○		
34	香取市				一部事務組合による運営のため、回答を差し控えさせていただきます。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町				
39	神崎町				本町には自治体病院がありませんので、回答は控えます。
40	多古町		○		直診協会等を通じて検討する。
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		千葉県と地方交付税・財政負担について協議してまいります。
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		地域の実状及び将来の医療資源を考慮して、安定して医療が提供できる体制を維持していくためには地方交付税の拡充は必要だと考えられる。
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		広域的な検討をする。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	25	19	
	%	0.0	46.3	35.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【自治体病院】2

No.	市町村名	10. 新たな「公立病院改革ガイドライン」に基づく、自治体病院の統廃合、再編・ネットワーク化、経営形態の変更など、医療提供体制を後退させることのないようにすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント74
1	千葉市			○	現状では検討しておりません。
2	銚子市		○		地域の実情及び将来の医療資源を考慮して、安定して医療が提供できる体制を維持していくことが必要と考える。
3	市川市			○	本年4月から市川市においては、自治体病院を設置しておらず該当していません。
4	船橋市			○	
5	館山市				
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	医療の提供体制については、医療政策や診療報酬制度の動向を見ながら対応してまいります。
8	野田市			○	野田市には自治体病院はありません。
9	茂原市			○	地域の実情を考慮しながら、対応していきます。
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	市内に対象となる施設はありません。
12	東金市			○	公立病院改革の推進については、国の方針に沿って対応することが地域医療の確保と充実につながるものと考えます。
13	旭市			○	地方独立行政法人であるため
14	習志野市			○	本市では、病院を所有しておりません。
15	柏市		○		「市立柏病院のあり方」に関する答申で示された同病院に期待される役割，将来像の実現に向けて，経営基盤の強化や医療体制の整備・充実を図ってまいります。
16	勝浦市			○	
17	市原市		○		本市には、千葉県循環器病センターがありますので、現行の医療体制に影響が及ぶようであれば検討してまいります
18	流山市				
19	八千代市				本市には自治体病院はありません。
20	我孫子市			○	本市は自治体病院を運営しておりませんが、地域医療を支える医療体制の整備のために、公立病院等への財政支援等について広域的な問題として近隣市と連携していくことが必要と考えています。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市				公立病院がないため、無回答とします。
23	君津市		○		
24	富津市			○	医療提供体制の後退とならないよう、他の君津地域三市と調整検討する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	当市に該当施設はありません。
27	袖ヶ浦市			○	国への要請は、考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市				本市には自治体病院はありません。
30	白井市				当市は自治体病院を有していないことから判断できません。
31	富里市				該当なし
32	南房総市		○		地域医療連携推進法人を社会福祉法人太陽会と設立し、医療専門分野の機能分担を図り、当院は地域包括ケア病床への転換を行いました。
33	匝瑳市		○		
34	香取市				一部事務組合による運営のため、回答を差し控えさせていただきます。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町				
39	神崎町				本町には自治体病院がありませんので、回答は控えます。
40	多古町		○		直診協会等を通じて検討する。
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		千葉県と協議してまいります。
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		地域の実状を考慮して医療提供を維持することが必要であり、統廃合や再編などによる医療提供の後退は避けるべきだと考えられる。
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		広域的な検討をする。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	24	20	
	%	0.0	44.4	37.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】1

No.	市町村名	11. 介護職員の処遇改善は介護報酬の加算ではなく、交付金で実施すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント75
1	千葉市			○	大都市民生主管局長会議において、将来にわたって質の高い介護人材を安定的に確保し継続した介護サービスが提供されるよう適切な報酬単価の設定を要請したところです。
2	銚子市			○	交付金は、介護職員の高い離職率や低い賃金水準などで、人員不足が深刻化したことにより実施したもので、交付金(税金)で介護職員の給与の一部を支払うことになることが適当でないことも加算になった理由。
3	市川市			○	平成29年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の拡充が図られていることから、交付金での実施は検討しておりません。
4	船橋市			○	介護職員の処遇改善については、国が主体となって進めていくべきであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	介護職員の処遇改善については、処遇改善交付金制度(平成23年度廃止)に代わり、平成24年度から介護報酬の加算が創設されたため、介護保険法を順守します。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	法令のとおり実施しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	介護職員の処遇改善には介護報酬の適正化が必須と考えるため，その旨を引き続き国に要望してまいります。
16	勝浦市				
17	市原市			○	国は処遇改善加算を交付金から介護報酬の加算に変更しました。今年度は消費税増税に伴いさらなる充実が図られます。
18	流山市			○	制度の安定維持のため要請する予定はありません。
19	八千代市			○	介護従業者の処遇改善のために実効性のある対策を講じることを，全国市長会が令和元年7月に全国会議員及び関係府省等へ要請していることから，交付金で実施することを国に要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	受益者負担の考えから要請しません。
21	鴨川市			○	介護保険の報酬から確実に介護職員の給料に上乗せできる制度として創設されたため考えていません。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	平成29年度介護報酬改定により介護職員処遇改善加算の拡充がされ、令和元年10月から特定処遇改善加算が創設されていることなどから、今後も国の動向を注視していきたい。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	加算については、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものであり、今後国の動向を注視したいと考えます。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	サービス提供実績に対する報酬として位置付けることが合理であると考えます。今後の国の動向を注視します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	国の制度であるため、独自の対応は考えていませんが、今後の動向を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	国等の動向を注視してまいりたい。
35	山武市			○	国の動向を注視します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合は県や市長会等を通して要望していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	国の制度に従います
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	0	2	51	
	%	0.0	3.7	94.4	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】2

No.	市町村名	12. 介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント76
1	千葉市	○			大都市介護保険担当課長会議において、国負担の引き上げについて要請しております。
2	銚子市			○	介護保険制度は、給付と負担の関係を明確にするため社会保険方式としている。ただし、保険料負担が過大にならないように一定(50%)の公費負担がある状況。これ以上の公費負担の増加は、給付と負担の関係から適切ではない。
3	市川市	○			
4	船橋市	○			平成30年11月15日付、第88回全国市長会議決定重点提言において要望しております。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	国費負担割合を引き上げることについては、県市長会に対して国に要望していただくよう要望しました。
9	茂原市	○			県市長会を通して昨年度も要望しております。
10	成田市		○		社会保障に対する負担が増加しており、負担が困難となっている高齢者が増えていることから、国の社会保障制度改革の動向に注視した上で、要望を検討していきたいと考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市	○			
15	柏市		○		機会を把え，全国市長会議等を通じて国の財政措置を要請していきます。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	公費負担を引き上げることは、本市の財政に与える影響も大きいことから、現状では困難であると考えます。
18	流山市	○			令和元年度全国市長会として被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担割合の引き上げを要望しています。
19	八千代市			○	国庫負担割合を引き上げることを，全国市長会が令和元年7月に全国会議員及び関係府省等へ要請しています。
20	我孫子市			○	介護保険制度の趣旨を鑑み要請はしません。
21	鴨川市			○	公費につきましては、国、県が関係していることから、引き上げについては難しいと考えます。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	公費による低所得者への保険料軽減が実施され、平成30年度から保険者機能強化推進交付金も創設されていることから、今後も国の動向を注視していきたい。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度でありますが、高齢者が増加する中で制度を維持していくためには、被保険者についても応分の負担が必要と考えます。そのような状況の中で、被保険者には過度の負担とならないよう所得に応じた保険料を設定しており、かつ保険料体系も定期的に見直しがされていることから、公費負担割合引き上げの要望は考えておりません。
28	八街市	○			
29	印西市	○			
30	白井市		○		社会保障一体改革の中で、国の負担割合を引き上げていただけるよう機会があれば要望していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	国の動向を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	国等の動向を注視してまいりたい。
35	山武市			○	国の動向を注視します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合は県や市長会等を通して要望していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			平成25年度に要請
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	13	6	35	
	%	24.1	11.1	64.8	

II，国に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】3

No	市町村名	13. 特別養護老人ホームの整備のための国の補助金を復活すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント77
1	千葉市			○	
2	銚子市			○	県の老人福祉施設整備補助金がある。
3	市川市		○		本市の特別養護老人ホームの整備については、市の補助金の他、県の補助金を活用しております。
4	船橋市			○	特別養護老人ホームの整備補助金につきましては、本市は中核市のため、直接、整備事業者に交付することとなっております。
5	館山市			○	千葉県の補助金があるため。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	特別養護老人ホームの施設整備については、県及び市の補助事業となっています。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	県による補助があり、また、福祉医療機構から融資を受けることができます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	県からの補助制度があることから、国への要請は考えておりません。
15	柏市			○	市単独補助を実施しています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	補助金制度から交付金制度となったものであり、今後も必要に応じて国の交付金を求めてまいります。
18	流山市			○	県の補助金が活用できます。
19	八千代市			○	広域型(定員30人以上)は県費補助金，地域密着型(定員29人以下)は千葉県介護施設等整備事業交付金により施設整備費に対する補助があることから，国の補助金の復活を要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	国の財源を活用し県が基金を設立した中で補助金交付を行っているため、要請しません。
21	鴨川市		○		財源には限りがあり、また他の補助金との整合性もあるため、国の動向と方針を注視していきます。県補助事業とそれ以外の予防と生活支援拠点の整備を望みます。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	地域医療介護総合確保基金を活用した補助金制度が創設されている。
24	富津市			○	現状特別養護老人ホームの整備を考えていないため、要請も考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	公的介護施設については計画的に整備していくことが必要であり、介護保険事業計画に適合するものについては現在も補助制度があることから、国への要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	特別養護老人ホームの設置予定がないことから、要請しません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	県の補助金があるため、考えておりません。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	国等の動向を注視してまいりたい。
35	山武市			○	千葉県の補助事業になっています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合は県や市長会等を通して要望していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町	○			
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			実質、国からの支出はある
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	2	8	44	
	%	3.7	14.8	81.5	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】4

No.	市町村名	14. 補足給付の対象から外れる入所者について、施設入所が継続できるよう、事業者の「激変緩和による配慮措置」任せにせず、国として必要な対策を講じること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント78
1	千葉市	○			大都市民生主管局長会議において、低所得者の利用料等(居住費等の負担を含む)については、その所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど、国において必要な措置を講ずるよう要請しております。
2	銚子市			○	本制度は、所得及び資産の状況等をしん酌したものであり、補足給付の対象から外れたことで施設入所が継続できなくなることは考えにくい。
3	市川市	○			
4	船橋市			○	補足給付の対象については、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を高めるために国が示した基準で見直しが行われているので、今後の国の動向を注視していく。
8	野田市			○	国により、負担増の激変緩和の配慮措置として、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定するよう公益社団法人全国老人福祉施設協議会などの関係団体に対して協力依頼しております。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	保険給付費が高騰しており負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	預貯金等の負担能力がある場合には、補足給付の対象外とし、一定の公平性を確保するために改正されたものと理解しております。
18	流山市	○			令和元年度全国市長会として利用料の軽減策について財政措置を含め抜本的な見直しを行うこと、グループホーム、小多機、看多機利用者にも補足給付の対象とすることを要望しています。
19	八千代市			○	補足給付の支給要件に別世帯の配偶者の所得を勘案することとしたのは，在宅で暮らす方及び保険料を負担する方との公平性を更に高める趣旨からです。これまで配偶者と別世帯であったことで補足給付のあった方は，第2段階が多数でした。補足給付の対象外となって増加する負担は，1日当たりの食費が990円，居住費が470円です。介護保険法施行規則第83条の5第4号に規定する要件に該当しない市民税課税世帯であれば，ご負担いただくことが可能な水準と考えていますことから，国に要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	制度改正の趣旨に鑑み、現在は対策をとる予定はありません。
21	鴨川市			○	補足給付の対象につきましては、国の制度の基づき、「激変緩和による配慮措置」を行います。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市	○			
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度であり、制度を維持していくためには、負担の公平化を図ることが必要です。補足給付見直しは、負担の公平化を図るための措置として実施されたものと理解していますので、国に対する要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	補足給付の制度改正は、資産のある者に対する変更であり、今後の状況を確認していくこととします。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	制度改正の趣旨から要望は考えておりませんが、制度改正による影響等を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	国等の動向を注視してまいりたい。
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		制度改正の影響について、事業者、利用者の実態を把握した上で必要な場合には県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町		○		国として制度化していただきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	食費や居住費について在宅で生活している人との公平性踏まえ検討しない
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	6	44	
	%	7.4	11.1	81.5	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】5

No.	市町村名	15. 補足給付の資産要件導入や2割負担、3割負担の導入によって生じている問題点、利用者、家族の抱えている困難を伝え、制度の改善を要請すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント79
1	千葉市	○			大都市民生主管局長会議において、低所得者の利用料等(居住費等の負担を含む)については、その所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど、国において必要な措置を講ずるよう要請しております。
2	銚子市			○	補足給付の資産要件導入や2割、3割負担は、制度の持続可能性、高齢者世代内での負担の公平性の観点からやむを得ない。
3	市川市	○			
4	船橋市			○	補足給付の資産要件導入や2割負担、3割負担導入については、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	利用者の負担能力に応じた介護保険制度であるため、介護保険法を順守します。
9	茂原市		○		今後の利用者等の動向を踏まえ必要に応じて対応してまいります。
10	成田市		○		負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことでありますが、改善すべき制度上の問題点等がある場合は、改善を要請したいと考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	介護需要の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続可能なものとするため、見直しが行われたと考えております。
18	流山市			○	一定以上の所得や資産のある方に負担を求めるのは制度の維持のためにやむを得ないものと考えます。
19	八千代市			○	夫婦で2千万円(配偶者がいない場合は1千万円)以上の流動性の高い資産を所有する者が補足給付の対象外となること，及び一定以上の所得のある者が2割又は3割負担となることは，介護保険制度の持続可能性を高め，負担能力に応じた負担を求めるという観点から，やむを得ないものと考えていることから，国に要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	制度改正の趣旨に鑑み、現在は要請する予定はないが、制度改正による影響を把握します。
21	鴨川市			○	担当課としても、利用者の経済的負担、身体的負担等、介護者の抱えている心配事についても多様化していますので、福祉総合相談センターの専門職と連携を図り、生活支援にも力を入れていきます。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護保険制度は、社会全体で支える制度でありますが、高齢者が増加する中で制度を維持していくためには、被保険者についても応分の負担が必要と考えます。このようなことから要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	制度の維持のため、必要な措置と判断できることから、要請しません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	制度改正の趣旨から要望は考えておりませんが、制度改正による影響等を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		制度改正の影響について、事業者、利用者の実態を把握した上で必要な場合には県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町		○		国として制度化していただきたい。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村		○		実態を把握し、担当者会議等で要望を伝えていきたい。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	2	11	41	
	%	3.7	20.4	75.9	

II，国に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】6

No.	市町村名	16. 国が定める評価指標による自治体への保険者機能強化推進交付金によるインセンティブを付与することを行わないよう要請すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント80
1	千葉市			○	「保険者機能強化推進交付金」は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組みを支援するために創設されたものであることから、様々な取組みを実施するよう努めてまいります。
2	銚子市			○	保険者機能の強化による自立支援・重度化防止の取組に対し、インセンティブが付与される当該交付金制度は、実施状況によっては、地域課題の問題意識を高め、地域特性を応じた取り組みができると考える。
3	市川市			○	高齢者が増加している中、介護保険制度の持続可能性を高めるために、要介護状態となることを予防するための事業を充実していくことが必要であることから、必要な制度であると考えます。
4	船橋市			○	保険者機能強化推進交付金によるインセンティブが付与されることで高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みが推進すると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第10条の規定により、国が定める指標に基づき交付されるため省令を遵守します。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されてたものであり、地域の特性に応じた取組の推進に資するものであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	保険者機能強化推進交付金の評価指標は自立支援・重度化防止等の取組みを進めるものであるため，インセンティブを付与することを行わないよう要請はいたしません。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	国が自治体の自立支援・重度化防止等の取組を支援するものであり、保険者が評価指標による自己点検を行うことにより、地域包括ケアシステムの推進につながると理解しております。
18	流山市	○			令和元年度全国市長会として地域の実情を反映した評価方法とすることを要望しています。
19	八千代市			○	保険者が地域の課題を分析して，高齢者の自立支援，重度化防止に取り組むことを推進するために制度化されたものであり，今後，国においても指標の見直し等，本制度の有効性について議論されるものと考えられますので，国へ要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	適正なサービス利用を実施する必要があるため。
21	鴨川市			○	今後内容について確認してまいります。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	本交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止及び保険者機能の強化に向けて創設されたものと認識している。
24	富津市			○	現状要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	財政的インセンティブ付与の規定整備については、自立支援や重度化防止等の取組を推進することを目的としたものであり、各種事業達成状況について、客観的な指標を設定して評価することとされています。指標の設定については、適正なサービス利用の阻害につながらないことが前提であると示されており、国に対する要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	昨年度から実施している制度であり経過を注視します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	国の動向を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	法律として決定したことに従います
42	大網白里市		○		制度改正の影響について、事業者、利用者の実態を把握した上で必要な場合には県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	4	49	
	%	1.9	7.4	90.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】7

No.	市町村名	17. 2017年5月の国会で成立した通称・地域包括ケアシステム強化法にある利用料3割負担の中止を求めること。また、利用料3割負担の利用者に対して、保険料滞納制裁措置として4割負担を導入しないこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント81
1	千葉市			○	利用料の3割負担については、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から実施されているものと認識しております。
2	銚子市			○	3割負担は、制度の持続可能性と公平性の観点から、保険料滞納制裁措置としての4割負担も負担の公平性の観点からやむを得ない。
3	市川市	○			
4	船橋市			○	負担割合については、制度の持続可能性の確保等を勘案し、国において適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	利用者の負担能力に応じた介護保険制度であるため、介護保険法を順守します。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	負担能力に合わせたご負担をお願いすることは、制度を維持する上で、必要なことであると考えております。また、保険料滞納制裁措置の負担引上げについても、被保険者間の負担の公平という観点からもなされるべきであると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	介護給付費の増大が見込まれる中、介護保険制度を持続させる上で、負担能力に応じた利用者負担をしていただくことが必要となります。また、保険料負担の公平性に鑑み、保険料滞納者の負担割合を通常より引き上げることも妥当であると考えます。
18	流山市			○	一定以上の所得や資産のある方に負担を求めるのは制度の維持のためにやむを得ないものと考えます。
19	八千代市			○	利用料3割負担については，世代間，世代内の公平性を確保しつつ，介護保険制度の持続可能性を高めるうえでも，一定以上の所得のある者が相応の負担をすることはやむを得ず，必要なものと考えております。また，4割負担についても他の負担割合の方と同様の措置として必要なものと考えております。以上のことから，国に要請する考えはございません。
20	我孫子市			○	介護保険制度を持続可能なものとするため、所得に応じた負担を求める必要があるため。
21	鴨川市			○	介護保険料も上昇する一方であることから、今後の制度運営について注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	市独自ではありませんが、全国市長会を通じて要望しています。
23	君津市			○	本制度は、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、費用負担の公平性を図るためのものと認識している。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とすることについては、世代内・世代間の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点から実施されたものと理解していますので、国に対する要望は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市			○	
30	白井市			○	制度の維持のため、必要な措置と判断できることから、要請しません。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	制度改正の趣旨から要望は考えておりませんが、制度改正による影響等を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	法律として決定したことに従います
42	大網白里市			○	公平性を確保し、制度の持続性を高める観点からやむを得ないものと考えます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	2	51	
	%	1.9	3.7	94.4	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】8

No.	市町村名	18. 生活援助の訪問回数が多いケアプランの事前提出や地域ケア会議での検証の実施をしないこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント82
1	千葉市			○	介護保険法第115条の48第1項に規定された会議は、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援と位置付けられており、高齢者の生活上の課題について多角的に検証することは、地域ケア会議の目的の一つとなっています。介護保険法施行規則第140条の72の2においても、居宅サービス計画に関する事項については当該会議で検討を行うとされており、以上の事から、サービス計画が真に自立支援に資するものであるかを事前提出による確認、会議にて検証することは、法の主旨に適うものであり、よりよいプラン作成に向けた検証の場を設ける趣旨であり、利用制限のために実施するものではないと考えております。
2	銚子市			○	利用者の自立支援・重度化防止の観点からより良いサービスを提供することを目的としており検証は必要と考える。サービス利用を制限するものではない。
3	市川市	○			
4	船橋市			○	国での議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から実施されるものであり、国に対し要請する考えはありません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助型）をケアプランに位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由をケアプランに記載するとともに、ケアプランを市町村に届け出ることが義務付けられましたが、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、生活援助型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではないため、実施するものです。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	利用者の自立支援に資するため、ケアマネジャーに加え、多職種による検証を行う意義があると考えております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の所管事項であり、一自治体では判断できません。
13	旭市			○	国の制度に従います。
14	習志野市			○	国の制度によるものであり、市独自の対応は考えておりません。
15	柏市			○	提出されたケアプランがアセスメントに基づき，適正なサービス利用であれば，回数を減らすように求めるものではありません。多職種による意見等必要性がある場合には地域ケア会議を検討していきます。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村への届出が義務付けられたものであり、利用者の自立支援にとってより良いサービスにつながるものと認識しております。
18	流山市			○	利用者の自立支援・重度化防止の観点から要請する考えはありません。
19	八千代市			○	生活援助の訪問回数が多いケアプランを提出させ，地域ケア会議等において検証することは，利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から必要であるため，国への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	サービス利用を実施する必要があるため。
21	鴨川市			○	介護保険の適正化を目的とする制度であることから、今後の制度運営について注視していきます。
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	本件は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、必要に応じてケアプランの是正を促していくことが適当との趣旨から制度化されたものと認識している。
24	富津市			○	実施している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、状況に合った適切なサービスが提供されていることが重要であり、ケアプランの確認は必要であると捉えております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	実施しているため。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	制度改正の趣旨から要望は考えておりませんが、制度改正による影響等を注視してまいります。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	国の動向を注視しながら対応します。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	法律として決定したことに従います
42	大網白里市		○		制度改正の影響について、事業者、利用者の実態を把握した上で必要な場合には県や市長会を通じて要請していきます。
43	九十九里町			○	国の基準により対応しております。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	国の現制度の推移を見守っていきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	3	50	
	%	1.9	5.6	92.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】1

No.	市町村名	19. 全国知事会、市長会などが要望している「公費の1兆円の投入」を早期に実現すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント83
1	千葉市			○	国民健康保険制度改革により、3,400億円の公費が拡充し、財政基盤の強化が図られることとなりました。しかしながら、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が必要であると認識しており、本市としても、他政令指定都市と連携して、国に対し、引き続き、公費拡充の要望をしてまいります。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、財政支援の拡充を要望している。
3	市川市			○	知事会、市長会で提言しているため、重複して要請しません。
4	船橋市			○	全国知事会、市長会を通じて財政基盤の充実・強化について要請しております。
5	館山市			○	今後の国保広域化の動向を確認したい。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			千葉県において、医療費の増加に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会を通じて国に対し要請をしていると聞き及んでおります。 本市においては、千葉県に対して公費拡充を求める要請をしております。
8	野田市			○	平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となり、国保財政基盤の強化のため、国の財政支援が拡充されております。 また、国保事業への公費投入については、全国市長会として「国民健康保険制度等に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市	○			全国市長会を通じて要望しております。
10	成田市		○		全国市長会を通じて国庫負担の引上げなどを要望しております。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要望しております。
12	東金市			○	全国知事会等の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市	○		○	全国市長会等を通じて、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国の責任と負担において、実効ある措置を講じることを求めてまいります。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市	○			財政支援の拡充については、全国知事会や全国市長会を含めた関係団体の関係者で開催されました「国保制度改善強化全国大会」において要望が採択され、本市も千葉県国民健康保険団体連合会千葉支部代表として陳情を行いました。
18	流山市	○			安定的な運営のために、必要な財政措置を確実に講じるよう要望していきたいと考えます。
19	八千代市			○	現在の知事会・市長会等の要望は毎年3,400億円の公費投入を確実に行うことであると認識しておりますが，持続可能な国保制度を維持していくための財政支援の拡大については，国に要請しているところです。
20	我孫子市	○			国は毎年約3,400億円の公費による財政支援を実施するとしています。市としても保険料（税）の負担増とならないよう更なる公費の拡充を市長会等を通して要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	市長会等から要請するため、市単独では要請しません。
22	鎌ヶ谷市			○	公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を全国市長会で要望しています。
23	君津市	○			財政支援の拡充について、全国市長会を通して要望しております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			将来にわたって持続可能な制度として維持していくために、公費負担の拡大と国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充及び強化について、引き続き国に対し要望してまいります。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となり、財政基盤の充実・強化が図られているところですが、国の状況を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市			○	国と県に財政的責任があると認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		引き続き、財源確保に努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	13	16	26	
	%	24.1	29.6	48.1	

II，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】2

No.	市町村名	20. 国保料(税)を応能負担にするため、均等割、平等割は廃止すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント84
1	千葉市			○	全ての被保険者が保険料を負担することが、国民皆保険を維持する上で、不可欠であり、その構成には応益割も必要と考えております。
2	銚子市			○	法令、条例に基づき算定する。
3	市川市			○	被保険者である以上、応益負担についても必要と考えます。
4	船橋市			○	昨年度から都道府県ごとに所得水準から応能・応益の割合を決定することになりました。応能負担を原則とすることは考えておりません。
5	館山市			○	国保制度の性格上難しいと考えている。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	保険料の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から必要であり、また、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも必要であることから、応能負担とすることは考えておりません。
8	野田市			○	保険料については、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取ることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であると考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市		○		
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国民健康保険税は、不均一で偶発的な保険事故に対しての、いわゆる保険救済のために充てられるものであり、受益に対する負担が当然考慮されなければならず、このような見地から、応能原則と応益原則の二本立てで算定する方式が取られています。このことから応益部分にあたる均等割と平等割を廃止することは難しいと考えます。ただし、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度を創設すること」を全国市長会を通して要請しているところです。
13	旭市			○	法令により標準課税として応能割と応益割の標準割合が定められているため、今後も応能負担と応益負担による課税を原則とします。
14	習志野市			○	国民健康保険制度は、住民相互の連帯意識により支えられる地域保険であり、保険料は、平等に被保険者またはその世帯に負担していただくものと考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市				
17	市原市			○	国民健康保険の加入者は、会社員などが加入する被用者保険とは異なり、所得の把握が難しいことや、応能負担だけでは、一部の人の負担が重くなりすぎる恐れも考えられることから、今後の国民健康保険制度の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	負担の公平性を欠くことになるため、考えていません。
19	八千代市			○	国保においてはすべての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があり，保険制度を維持していくためには，応分の保険料を負担していただく必要があると考えております。
20	我孫子市		○		当市では、現状すでに応能負担の割合が60%を超えています。今後の賦課割合については、標準保険料率の結果を見ながら検討していきます。なお本件は、国全体として検討すべき事項と考えます。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	地方税法に基づくものと考えます。
24	富津市			○	地方税法第703条の4に応能、応益割の規定により、応能割のみは実施できない。富津市では平成30年度より平等割額を廃止した。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	負担の公平性を確保しながら、将来にわたって安定的な国保財政運営を図る必要があると考えており、均等割、平等割を廃止し応能負担を原則とする考えはありません。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	保険税の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが公平性の観点から必要であると考えているため。今後も応能割と応益割で賦課徴収を行ってまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市			○	被保険者負担応力に応じて賦課される応能割と(所得割)と受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益で構成しており、低所得等の事情のある被保険者については応益分を軽減する制度を実施しています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国民健康保険法施行令に規定されている標準割合を基本としています。
43	九十九里町			○	国の法改正が必要と思われる。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		低所得者等に負担がかかりすぎないように、税率の制定は慎重に審議をしていきます。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	0	10	43	
	%	0.0	18.5	79.6	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】3

No.	市町村名	21. 18歳未満の子どもに係わる被保険者均等割額の減免を早期に実現すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント85
1	千葉市	○			政令指定都市国保・年金主管課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、要望している。
3	市川市			○	低所得者に対し、均等割額と平等割額を所得に応じて7割、5割又は2割軽減する制度が設けられておりますので、18歳未満の子どもの均等割の減免を行う考えはありません。
4	船橋市	○			全国市長会から関係府省に提言を提出しております。
5	館山市			○	既に地方からの提案により、国において議論がされていると認識している。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国等の状況を注視しながら調査研究を行っていきます。
8	野田市	○			国と地方が協議する国保基盤強化協議会において、18歳以下の子どもへの均等割に係る軽減措置の導入について議論が行われております。野田市としては、国の責任において制度化されるよう全国市長会を通して要望しているところです。
9	茂原市			○	
10	成田市	○			全国市長会を通じて子どもに係る均等割を軽減する支援制度創設を要望しています。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要望しております。
12	東金市	○			全国市長会を通じて、「子育て支援世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること」を要請しています。
13	旭市			○	法令に基づく減免・減額制度以外では、納税相談等により個々の実情に応じ、対応しています。（分納・延納）
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。
15	柏市	○			全国市長会等を通じて要請しています。
16	勝浦市	○			子供の均等割軽減措置導入については国への要望事項として他自治体からも要求があり、国の動向を注視し適正に対応したい。
17	市原市	○			子どもに係る均等割保険料の軽減につきましては、全国知事会や市長会から国に要請しております。また、平成30年度に開催されました「国保制度改善強化全国大会」においては、要望が採択され、千葉県国民健康保険団体連合会千葉支部代表としまして、本市も陳情を行ったところです。
18	流山市			○	法令を遵守するとともに減免については、現行のとおり実施していきます。全国市長会を通じて国に要望しています。
19	八千代市	○			子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設につきましては，全国知事会，市長会等，本市も含めた国民健康保険に関係する団体から国に対し強く要望しているところです。 引き続き，こうした機会を捉えて子育て世代の負担軽減を図るため，国に軽減制度の創設を求めてまいりたいと考えております。
20	我孫子市		○		所得により軽減措置を行っています。軽減割合については平成26年度より6割・4割から7割・5割・2割へと拡大しました。なお、国保の制度としての対応が、必要と捉えていますので、市長会を通して引き続き国へ要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	子どもに係る均等割保険料の軽減について全国市長会で要望しています。
23	君津市	○			全国市長会を通して要望しております。
24	富津市		○		富津市では令和元年度から18歳以下の被保険者に係る均等割額の30％相当額を減額する。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	年齢等に着目した保険税の減免については、医療制度改革の状況等を踏まえた上で、その実施について、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市	○			全国市長会から国に対し、子育て世代の負担軽減を図るため、保険税を軽減する支援制度を創設するよう提言している。
29	印西市		○		
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市			○	国民健康保険制度は国が責任を持って対応すべきと考えています。
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	国の動向を注視し、制度に従って対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		整理番号No.35と同じ。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		全国知事会において要請している
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	18	9	27	
	%	33.3	16.7	50.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】4

No	市町村名	22. 地方単独医療費助成に伴う国庫負担金減額措置を廃止すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント86
1	千葉市	○			いわゆる地単カットの廃止については、指定都市国保・年金主管課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、要望している。
3	市川市			○	限られた国庫負担金の公平な配分という観点から、自治体が負担すべきものと考えます。
4	船橋市	○			全国市長会を通じて、減額措置の廃止を要請しております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	平成30年4月1日から未就学児までの医療助成にかかる減額調整措置は廃止となりました。
8	野田市	○			全国的に地方単独の医療費助成制度に対する減額調整措置の見直しが要望されている中、本市においても市議会から意見書が出され、また、県市長会から県知事宛てに、廃止要望の国への提出を要望しております。さらに全国市長会は、既に国への要望を提出しております。
9	茂原市	○			
10	成田市	○			子ども医療費助成に伴う減額措置については、全国市長会を通じて廃止を要望しています。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要望しております。
12	東金市	○			全国市長会から国へ要請しています。
13	旭市			○	全国市長会を通じて要望していきます。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。
15	柏市	○			全国市長会等を通じて要請しています。
16	勝浦市	○			子ども医療助成制度に係る減額措置廃止については、厚生労働省で検討中である。
17	市原市	○			
18	流山市	○			本市においては中学3年生までを対象に医療費助成を行っていることから、年齢に係わらず減額措置の廃止について、引き続き要望していきたいと考えています。
19	八千代市	○			地方単独医療費助成の一つである子ども医療費助成制度は，平成30年度から未就学児までを対象に減額調整措置が廃止されました。 減額調整措置が廃止されていない年齢層等への対応についても，全国市長会などを通じ，国に対して強く要望しています。
20	我孫子市	○			地方単独医療費助成についても国庫補助金等による保険者の負担軽減は必要であると考えています。
21	鴨川市			○	市長会等から要請するため、市単独では要請しません。
22	鎌ヶ谷市			○	全国市長会で要望しています。
23	君津市	○			全国市長会を通して要望しております。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			医療制度改革の状況等を見守りながら、国の動向を注視したいと考えております。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	一部の減額措置が廃止となっており、引き続き国の動向を注視してまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市		○		国への要望提出の機会があった時点で検討します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	市長会と町村会などがすでに要請し、検討に入っています。なお、減額措置の一部が廃止されました。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		減額措置の廃止は、財源確保になりますが、国の財政負担を伴うため、困難であると考えます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		全国知事会において要請している
48	長生村		○		
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	21	12	21	
	%	38.9	22.2	38.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】5

No.	市町村名	23. 病気やけが、出産の時の休業補償として「傷病手当」「出産手当」を法定給付とすること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント87
1	千葉市			○	休業補償は保険者が個々の事情に応じて任意に行うことができることとされており、一律に法定給付化するよう求めることは考えておりません。
2	銚子市			○	「傷病手当」「出産手当」は任意給付とされており、本市では給付を行っていない。
3	市川市			○	「傷病手当」「出産手当」ともに医療費ではないため。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市			○	国保制度の性格上難しいと考えている。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国民健康保険は、医療に対する給付を旨とした制度となっているため「傷病手当」「出産手当」の休業補償に類する法定給付を国保の枠として国に要請をするのは、難しいと考えております。
8	野田市			○	保険給付が増えることは、被保険者の国民健康保険料負担をさらに増やすことにつながることから、要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市			○	国等における本制度への取り組みを注視してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国保の被保険者の性質上、休業補償はそぐわないと考えます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	国民健康保険では、被保険者の就業形態が様々なことから、休業補償的な性格を有する保険給付は困難であると考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	財源の担保がないため、要請はしない。
17	市原市			○	医療費が年々増加している中で、保険給付と保険料負担を検討する必要があることから、今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	傷病手当金等の支給は困難ですが、現行の保険給付等で対応していきます。
19	八千代市			○	標準報酬月額から補償額を算出する社会保険と違い，国民健康保険は自営業・短時間就業者・無就業者・年金受給者など被保険者が様々な状況にあり，補償額の算出が難しいこと，また，他地域保険者との均衡など国の方針を注視していますが，市独自の給付で行うことは難しいと考えています。
20	我孫子市			○	傷病手当等の任意給付については、一般会計繰入金と国保財政の状況のバランスを考慮すると即時対応は難しいと考えています。なお、広域化による事務の運用の統一化が求められている点もあることから国・県の動向に注視していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	新たな給付は、更なる負担増を招くものと考えます。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	財政上余裕がある場合に支給される任意給付でありますが、現在の国保財政は非常に逼迫していることから、現時点においては、任意給付として支給することは考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	休業補償としての手当の給付については、国保財政の状況を考慮すると困難と思われますが、国の動向を注視していきます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市			○	市独自の支給は難しいと考えております。国への要望の機会があった時点で検討します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国保財政上は厳しいが、今後国の動向を注視していきます。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		検討事項ではあるものの、国や県の財政負担がない現状では難しいと考えます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		町の財政状況を勘案しながら、国の制度の推移を注視していく。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	労働に関する、特に自営業、一次産業従事者に対する補償の問題であり、国保で要請する事項ではない
	県合計	1	8	45	
	%	1.9	14.8	83.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】6

No.	市町村名	24. 保険者努力支援制度は、社会保障制度としての国保制度に基づき、医療費抑制や徴収の強化にはならないよう見直すこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント88
1	千葉市			○	保険者努力支援制度は、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付することで国民健康保険の財政基盤を強化するものです。評価指標の中では、短期保険証交付時に納付相談の機会を設ける方針か、資格証明書は特別な事情の有無を確認したうえで交付する方針か、などといった項目もあり、保険者の適正な取組を評価するものとなっております。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	適切な医療費及び徴収は必要であると考えるため。
4	船橋市			○	保険者努力支援制度の評価項目については、国において全国の状況をみながら適切な設定を行うものであると考えます。
5	館山市			○	制度の内容については、毎年国が検討し改善を図っている。今後の動向を見たい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される評価指標に基づき、事業を実施します。
8	野田市			○	保険者努力支援制度は、医療費適正化や保健事業等に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金を交付する制度であり、国保の財政基盤強化のために、積極的に取り組む必要があると考えます。
9	茂原市			○	国から示される評価指標に基づき事業を実施します。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、適切に対応してまいりたいと考えます。
11	佐倉市		○		
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	国保財政の健全化につながる取組に対して交付されるものであり、様々な取組に努めてまいります。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後国に対して要望を行うこととする。
17	市原市			○	千葉県国民健康保険運営方針に、保険料収納率の向上に努めることとされており、本市においても収納率の向上に努めているところですので、保険料の収納について保険者努力支援制度で評価していただきたいと考えております。なお、徴収につきましては、被保険者の個々の実情を十分に勘案して、適切な取り扱いを行います。
18	流山市			○	国の実施基準に基づき交付申請していきます。
19	八千代市			○	保険者努力支援制度に掲げられている多くの指標は，被保険者の健康の増進に寄与する取組であると考えています。 また，この制度は県内他市町村の各指標に対する取組状況及び結果を把握することが出来るため，市町村間での情報共有による医療費適正化，健全な事業運営等への取組の推進が図られるものと考えています。
20	我孫子市		○		地方団体のモラルハザードを防ぐため、保険者努力支援制度は必要なものと受け止めています。ただし、その内容や実施方法については熟慮のうえで行っていただきたいと思います。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	保険者努力支援制度の成果指標は、毎年国において見直しが行われているため、今後もその動向を注視してまいります。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	市民の皆様方の健康を守るためにも、保険者努力支援制度をも含め、社会保障として持続可能な国民健康保険制度の維持に努めていきたいと考えています。
27	袖ヶ浦市	○			国のインセンティブ改革では、国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受動行動をとること等を目指すとされており、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要とされております。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	保険者努力支援制度は、保険者が国保制度の健全運営のために実施する事業が評価されるものであり、市としては様々な取組に努めてまいります。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	国保制度の健全運営のために実施する事業への評価と考えている。
35	山武市			○	保険者の経営努力についての交付金制度と認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の動向を注視し、制度に従って対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		特定健診やがん検診の受診率向上等の設定指標に向けた効果的な取り組みに努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		被保険者の健康増進・病気予防を基本とし、特定健診や健康教室等で健康面での意識改革を図りながら進めていきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	被保険者が健康になることによる医療費抑制、不当滞納者に対する徴収強化は制度の有無にかかわらず実施するべき。
	県合計	2	16	36	
	%	3.7	29.6	66.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】7

No.	市町村名	25．44条減免の適用拡大のため、自治体への補填率を引き上げること。			
		既請した要請する	検討する	しない	コメント89
1	千葉市			○	現行の制度は交付金の対象となっていますが、特段の問題があるとは考えていないことから、国への要請は考えておりません。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	制度の安定的、継続的な実施のため適用拡大は慎重にすべきと考えます。
4	船橋市			○	現時点では考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国から示される評価指標に基づき事業を実施します。
8	野田市			○	自治体への交付金の補助率引き上げが、減免の適用拡大につながるとは考えられないことから、要請は考えておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、適切に対応してまいりたいと考えます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	社会保障制度の一部として、国において検討されるべきことと考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	医療費が年々増加している中で、保険給付と保険料負担を検討する必要があることから、今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	安定的な運営のために、必要な財政措置を確実に講じるよう要望していきたいと考えます。
19	八千代市			○	本市被保険者に係る国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免等に関しては，震災，風水害，火災等や事業の廃止などの特別な事由により，被保険者の生活が著しく困難となり一部負担金の支払いが見込めない場合など，減免及び徴収猶予が必要と認められる場合に適用しています。 適用要件としては，国基準と同等以上の一部負担金減免基準を定め運用しておりますが，今後国庫負担の増額要望の予定はございません。
20	我孫子市	○			公費の負担拡充につきましては、国保制度の安定化を図る上で必要と捉えています。市長会を通して国へ要望していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	市長会等から要請するため、市単独では要請しません。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	国の基準を参考としていることから、今後においても国の動向を注視し対応します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市			○	国民健康保険制度は国が責任を持って対応すべきと考えています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		引き続き、財源確保に努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	3	13	38	
	%	5.6	24.1	70.4	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】8

No.	市町村名	26. 健康保険証へのマイナンバーの拡大は行わないこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント90
1	千葉市			○	国は、被保険者が医療機関でマイナンバーカードを提示することで保険診療を受けることができるよう準備を進めていますが、それが実施された後も、従前どおり保険証の提示で保険診療を受けることができます。 被保険者にとっては、保険証の提示かマイナンバーカードの提示かを選択でき、利便性が向上するため、拡大を行わないよう要請することは考えておりません。
2	銚子市			○	国の制度に従って対応する。
3	市川市			○	国、県、他市の動向を踏まえている状況です。
4	船橋市			○	状況をみながら適切な対応を行うものであると考えます。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国の基準に基づき、対応をしてまいります。
8	野田市			○	マイナンバーを活用した資格確認については、国保を含む全ての健康保険の資格情報の一元管理が可能となり、事務管理の効率化につながることから、要請は考えておりません。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する。
17	市原市			○	国は、マイナンバー制度を活用し、健康保険証として利用できる「オンライン資格確認システム」の導入を進めております。この運用は「国民の利便性の向上」や「医療機関等の効率化」を図ることを目的として推進しております。今後の国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	国の実施基準に従って取り扱います。
19	八千代市			○	令和元年5月に成立した，「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により，医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため，保険者間で被保険者の情報を一元的に管理する仕組み，いわゆる「オンライン資格確認」が導入されることとなりました。 個人番号カードによる健康保険の資格確認の導入について，現時点においてはスケジュール面等，国において調整段階にあり，健康保険の資格確認における個人番号を利用した仕組みについて，今後の国の動向に注視していきます。
20	我孫子市			○	令和元年5月22日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等一部改正法」が公布されました。今後マイナンバーカードによる資格確認が開始されますが、マイナンバーと診療が紐づくことはないと判断しています。制度開始に当たっては、国の動きを注視し対応していきたいと考えています。
21	鴨川市			○	国の方針に従います。
22	鎌ヶ谷市			○	今後も国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	国の通知に基づき対応する予定です。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	国の所掌であり、市に対する要請ではないと考えております。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	過誤調整事務の軽減や特定健診データの閲覧など有効と考える。
35	山武市			○	国民健康保険制度においても、平成28年1月以降の一部手続きにおいてマイナンバー（個人番号）が必要となりました。また、令和2年度の導入予定に向け検討されているオンライン資格確認システムでは被保険者番号を個人単位化し、支払基金や国保中央会で一元管理することでマイナンバーカードや保険証で資格情報がわかり受診時に正しい資格情報を確認できることから、医療費の過誤請求、未収金の減少、高額医療費の限度額適用認定証の情報提供などを的確に行うことができるようになり、被保険者の利便性の向上及び保険者の事務経費の軽減になると考えています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	国の制度に従い対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				デジタル社会への制度推進の動きは強いが、オンライン資格確認システムを整備するうえでは、安全性を担保できるものでなければならないと考えます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	国の動向を見守っていきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	8	44	
	%	1.9	14.8	81.5	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【障害者福祉】1

No.	市町村名	27. 障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原則)を廃止し、「介護保険」「自立支援給付」のどちらかを障害者本人が選択できるようにすること。			
		既済した要請する	検討する	しない	コメント91
1	千葉市			○	国会や社会保障審議会で議論されております。
2	銚子市		○		受給している障害福祉サービスが介護保険サービスにない場合は、継続利用について柔軟に対応している。
3	市川市			○	障害者相談支援法第7条に基づき、保険及び他の法令を優先する給付を行います。
4	船橋市			○	国から、一律に介護保険を優先せず個別に判断するよう通知されていることから、法律改正を求める考えは無い。
5	館山市			○	原則として介護保険が優先されるが、一律に優先的に利用とはせず、利用者の状況に応じて、聴き取り・把握した上で障害サービスの利用継続を検討している。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	国の制度に準じて行なっていく。
8	野田市			○	他の法令による給付との調整については、法の趣旨を遵守し、慎重に対応してまいります。
9	茂原市			○	
10	成田市			○	本市では、ご本人の意向やニーズに応じて、必要な障害福祉サービス(自立支援給付)を継続利用できるよう対応しています。
11	佐倉市			○	Ⅰ-33のとおり、介護保険優先となりますが、介護サービスの支給量や内容が十分でない場合には、個々の実態に応じて障害福祉サービスが継続利用できるよう対応しています。
12	東金市			○	介護保険優先の原則はあるものの、事務取扱い上は障がい者の状況に応じて障害福祉サービスを提供することとされています。
13	旭市			○	国の制度に従います
14	習志野市			○	
15	柏市			○	法に基づく原則として介護保険を優先することとしていますが，個々のケースの状況にも対応しています。
16	勝浦市			○	介護保険サービスでは対応できないサービスについては、障害福祉サービスによる支給決定を行っている。
17	市原市			○	原則として障害者総合支援法に基づいて給付していくものと考えます。
18	流山市			○	介護保険優先ではあるが、利用者の状況を見ながら対応しているため、要請する予定はありません。
19	八千代市			○	65歳到達により障害福祉サービスと同等の介護保険サービスを利用する場合には，介護保険が優先となりますが，一律に移行するのではなく，障害の特性を勘案し，障害福祉サービスを継続する場合もあります。 現行において，障害のある方に対して必要なサービスを提供できる状況にあるため，介護保険サービス又は障害福祉サービスを選択できるようにすることについて，国に要望する予定はありません。 また，障害者総合支援法において，高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する内容が含まれていることから，利用の希望があれば対応していきます。
20	我孫子市		○		第7条(他の法令による給付との調整)については、65歳到達以降も本人に適したサービスを柔軟に選択して利用できるよう、第7条の見直しについての要望を検討します。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	国の方針に従っております。
23	君津市			○	介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられないと判断した場合には、自立支援給付を支給するなどの対応をしているため。
24	富津市			○	現状、要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	国は介護保険が優先ではあるが、当市では、個々の状況を勘案し、必要に応じて、また障害特有の制度は、障害福祉サービスの利用を実施しているため要請は行わない。
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に準じています。
28	八街市			○	介護保険の申請手続きをしていただき、非該当であれば障害サービスの利用を可能としている。
29	印西市			○	障害者総合支援法に基づいて実施しているため。
30	白井市			○	昨年度の制度改正で、介護保険移行者への負担軽減措置や、通いなれた事業所の継続利用をしやすくする施策が導入されています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		国の動向を注視していく。
34	香取市			○	国の動向を注視して参りたい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	介護給付費等に係る支給決定事務等(事務処理要領)に基づき個別に対応しています。
38	栄町			○	個々のケースに応じて聞き取りを行い、いずれのサービス受給が適切かの判断をしている。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町				介護保険優先であるが、併給も実施している。
45	横芝光町			○	保険料財源のある介護保険サービスが優先されるべきと考えます。対応は1-33のとおり。また、平成30年度の制度改正で、65歳以上になっても使い慣れた事業所のサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。
46	一宮町			○	受給者の状況に応じて対応している。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国・県の動向を注視していく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町		○		
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	7	46	
	%	0.0	13.0	85.2	

II，国に対し、要請していただきたい事項

【保育】1

No.	市町村名	28. 公立保育所の継続・新設・増設のための費用と運営費を国として措置すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント92
1	千葉市			○	
2	銚子市		○		
3	市川市	○			現行制度での補助類型が無いことから、制度設計が可能か国や県へ要請してまいります。
4	船橋市			○	公立保育園の運営費補助等は、平成16年、三位一体改革において国から地方への税源委譲により一般財源化されたものであり、個別の制度を取り上げて以前の形式に戻すことは考えていない。
5	館山市			○	
6	木更津市	○			木更津市では民間活力の導入を図ることとしているが、継続する公立保育園の運営費について要請したい。
7	松戸市	○			
8	野田市			○	公立保育所の施設整備に係る財源については、地域の実情に応じて整備が可能となるよう、国庫補助金が一般財源化され、地方交付税措置された経緯があります。また、公立保育所の運営費につきましても、同様に地方交付税措置がされています。
9	茂原市		○		
10	成田市			○	ただし、幼児教育・保育の無償化に伴い増額される市の負担については、国費で補填するよう要望しました。
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		国への要望は、国の動向を注視しながら、時期等を勘案し、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。
13	旭市		○		公立保育所の運営費については、地方交付税による財源となっている。
14	習志野市			○	多様な保育サービス(延長保育、休日保育等)を実施するために、市の計画に基づいて子育ち・子育ての拠点となるこども園以外の保育所は段階的に私立化を図っております。
15	柏市	○			平成28年第2回定例会で採択された請願を踏まえ，柏市議会より国へ意見書(平成28年6月22日付)を提出しています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	公立保育所の整備費と運営費は、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように、適切な地方財政措置が講じられていることから要請しません。
18	流山市			○	喫緊の課題である待機児童の解消に向け、民間の認可保育所・小規模保育事業所の整備を進めてまいります。
19	八千代市			○	公立保育所の整備及び運営費用については，市としても財源確保が課題であると考えていますので，国の方針及び動向を注視してまいります。
20	我孫子市		○		幼児教育・保育の無償化と併せ必要に応じて検討する。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	公立保育園の施設整備に係る財政措置については、幼児教育等の無償化に係る財政措置と併せて要請している。
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の措置にあたっては、財源が必要となりますが、現在国において、消費税増税とそれを財源とする幼児教育無償化を予定していることから、当面国の動向を注視してまいります。
28	八街市			○	
29	印西市	○			全国市長会を通じて要請した。
30	白井市			○	直接の補助金制度に戻すことについて要望しておりませんが、安定した保育所運営には、十分な財源の確保が必要なことから、地域の実情に即した補助金の支出や地域区分の見直しについて要望しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	公立保育所の施設整備及び運営費については、地方債や交付税で措置されており、国庫補助金の一般財源化による影響が出ないように地方財政措置がなされていると考えている。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町		○		近隣の動向により検討します。
38	栄町			○	公立保育園がないため
39	神崎町		○		
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町	○			
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○		国及び県の動向に注視していく。
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町				該当なし
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	8	19	26	
	%	14.8	35.2	48.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項

【生活保護】1

No.	市町村名	29. 2013年以来の生活保護基準引き下げと冬季加算、住宅扶助引き下げは、当事者の声を聞かずに強行されました。今後、当事者の実態を無視した引き下げは行わないこと。当事者及び関係者の意見を聞く場を設けること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント93
1	千葉市	○			生活保護基準等の制度の見直しにあたっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるように要望しております。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	特別基準や経過措置を適切に適用し対応しており、意見を伺う場の設定は考えていません。
4	船橋市			○	法定受託事務であるため、国が定めた基準額に基づき、適正実施に努めている。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	
8	野田市			○	住宅扶助、冬期加算など、生活保護の扶助額については、法に基づき実施しておりますので、市として当事者や関係者の意見を聞く場を設けることはいたしません。
9	茂原市			○	基準改定にあたっては、国が慎重審議しているものと考えております。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生活保護基準の決定は、国の所管であるため市での対応はできません
13	旭市			○	国の制度に従います
14	習志野市			○	保護基準の決定は、生活保護法第8条に厚生労働大臣が定めるとされているため、要請は考えていません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	生活保護基準及び住宅扶助基準、冬季加算は、生活保護法による保護の基準に基づき定められたものであることから、今後も国の動向を注視してまいります。
18	流山市		○		国からの受託事務のため法に準じることになるが、当事者及び関係者の意見を聞く用意はしています。
19	八千代市			○	生活保護基準の見直しは，一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を踏まえ，政府経済見通しの民間最終消費支出の見通しを基に，時々の社会情勢を総合的に勘案するとして，国の社会保障審議会生活基準部会において，専門的かつ科学的な見地から，全国消費実態調査のデータ等を用いて多角的な検証，評価を受け実施されていますことから，国への要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	決まった削減策に応じて、被保護者との面接を密に行い、制度の中で主の自立支援に向けての支援を継続している。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	生活保護法による保護の基準に従い、適正な保護の実施に努めている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国において様々な施策が検討されているところであり、その動向を注視していきます。
28	八街市			○	
29	印西市			○	生活扶助基準は、国民の消費動向等を総合的に勘定して毎年度改定されているものと認識しております。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県(印旛健康福祉センター)に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県(香取健康福祉センター)なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関(千葉県)にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は、県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	2	4	42	
	%	3.7	7.4	77.8	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】2

No.	市町村名	30. 就労支援問題は、労働市場状況を無視して期限を区切った就労を指示し、指導指示違反での廃止が行なわれています。就労問題は生活保護利用者の意思を尊重し、自主的に取り組めるようにすること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント94
1	千葉市			○	指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上必要なもので、実現の可能性があることが必要なものと考えております。
2	銚子市			○	当市ではそのような取り扱いはしていない。
3	市川市			○	当市においては、対象者の意向、経歴、資格、性向等を踏まえた就労支援を行っており、ご指摘のような廃止事例はありません。
4	船橋市			○	期限を区切った指導指示は行っていない。要保護者の実態に合致した適切な支援を行っている。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	就労支援につきましては、就労支援員によるハローワーク等への同行支援をはじめ、被保護者の意思に沿う形での支援を実施した上で、法に基づく判断をしております。
9	茂原市			○	安易に指導指示違反での廃止は行っておりません。
10	成田市			○	生活保護利用者の意思を尊重した就労支援を実施しており、労働市場状況を無視した就労指導は行っていません。市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	期限を区切った就労指導により廃止としている案件はありません
13	旭市			○	国の動向を注視します
14	習志野市			○	習志野市の就労指導・文書による指導指示は、法第4条27条に基づき、被保護者の社会的状況を十分に考慮した上で行っています。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	本市では、専門の就労支援員を配置するとともに、ハローワークとの密接な連携のもと就労支援を行っており、支援にあたっても、医師の診断等に基づき、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行っております。今後も適切な支援に努めます。
18	流山市		○		法第1条・27条「実施の態度」のバランスを揺み運用いたします。
19	八千代市			○	就労支援については，本人の同意のもと，本人の意思を踏まえて行うものとの旨，国からも通知されていることから，要請を行う必要はないと考えております。
20	我孫子市		○		我孫子市ではハローワーク松戸と協定を結び、被保護者、要保護者の希望と実態に合わせた就労支援が行えるよう体制を整えている。十分な就労支援の体制が組める人員体制の確保について要望したい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	ハローワークと連携し、生活保護利用者の意見を尊重し就労支援を行っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	概ね3から6ヶ月を目安に就労指示を行っているが、期限内に就労出来なかったことによる廃止は行っていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	自立の助長は生活保護法の目的のひとつです。就労については、本人の意思や有効求人倍率等の労働市場状況を把握し、指導しております。
28	八街市		○		
29	印西市	○			被保護者就労支援事業の実施により、個々の状況に応じた就労支援を行っております。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	被保護者の生活実態や健康状態などを考慮し、利用者主体とした就労支援をケースワーカーまたは就労支援員により行っています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県（印旛健康福祉センター）に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県（香取健康福祉センター）なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	本市においては、被保護者の適正や意思を尊重し、個々にあった包括的な就労支援を行っています。
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は、県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	3	8	37	
	%	5.6	14.8	68.5	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】3

No.	市町村名	31. 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費、人件費等を全額国庫負担とすること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント95
1	千葉市	○			全額国庫負担については要望しております。
2	銚子市		○		現状、自治体負担は4分の1で、地方交付税で賄えている。
3	市川市			○	県や他自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市	○			令和元年5月29日付けで、中核市市長会を通じて要請している。
5	館山市	○			
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	生活保護業務の運営につきましては、法に基づき、国県の指導の下、適切に運営してまいります。要請はいたしません。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要請済
12	東金市		○		扶助費に対する市の財政負担について全額国庫負担にしていただきたいところもあります
13	旭市			○	国の制度に従います
14	習志野市			○	生活保護に関する扶助費は、生活保護法第75条に国が4分の3を負担することになっており、人件費は、地方交付税により措置されています。ともに国により算定されるため要請は考えていません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市		○		生活保護制度は、憲法第25条に基づく「国家責任の原理」を基礎として、国が最低生活の保障責任を負っているものと考えております。生活保護に要する費用の全額国庫負担につきましては、他の自治体の動向を注視してまいります。
18	流山市	○			法定受託事務であることから、扶助費の全額国庫負担が国の責務と解しており、今後も国へ働きかけをしていきます。
19	八千代市			○	被保護者の増加に比例して扶助費も増加の一途であり，市の財政へも大きな負担となっています。全額国庫負担とすることは，一見，自治体の財政負担が軽減されるように思われますが，国の財政が圧迫されれば地方交付税や地方消費税交付金など，国と地方の税収配分の見直しなどにより，自治体財政の悪化につながりかねません。したがって，今後の社会保障制度の在り方など，国の動向を注視していきます。
20	我孫子市	○			制度に対する国の責任を堅持することについては、機会があるごとに要望したい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市	○			
23	君津市			○	
24	富津市			○	国庫負担金交付要領に従い、支弁した費用について交付請求している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市	○			全国市長会から国に要請しています。
28	八街市			○	
29	印西市	○			生活保護に係る財源負担については、本来全国国庫負担金とすべきである旨、既に全国市長会から要請されております。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県(印旛健康福祉センター)に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県(香取健康福祉センター)なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関(千葉県)にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は、県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	11	9	28	
	%	20.4	16.7	51.9	

II，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】4

No.	市町村名	32. ケースワーカーやスーパーバイザー（査察指導員）対し、定期的に生活保護法の趣旨等の研修を行なうこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント96
1	千葉市			○	既に開催されており、本市においても受講しております。
2	銚子市			○	CWやSVに対する定期的な研修は毎年実施されている。
3	市川市	○			新任のスーパーバイザー及びケースワーカーについては県の研修を受講しております。その後は、スーパーバイザーにあっては週に一度の査察会議において実例を通じて資質の維持に努め、ケースワーカーにあっては経験年数に応じた研修を別途実施しております。
4	船橋市			○	国により、既に定期的に生活保護法の趣旨等の研修が行われている。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	既に実施されている。
8	野田市			○	国及び県においてケースワーカーやスーパーバイザー（査察指導員）に対し研修を行っており、当市においても参加しております。
9	茂原市			○	新任のケースワーカー、スーパーバイザーに対しては県の研修が行われております。
10	成田市			○	福祉事務所内で定期的に生活保護法の趣旨等の研修を行っています。国での研修の実施については、市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市		○		新任のケースワーカー、査察指導員は、国や県が開催する研修会に参加し知識の習得に努めております。
13	旭市			○	国の動向を注視します
14	習志野市			○	法定受託事務を執行するにあたり、新規でケースワーカーや査察指導員に着任した者は、国や県の主催する研修が執り行われ、また、その他にも年に一度基準改定や実施要領の改正に伴う説明会等が執り行われております。
15	柏市			○	研修開催あります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	ケースワーカーやスーパーバイザーに対する研修は現在、国において定期的に実施されております。
18	流山市	○			定期的に内部での研修を含めた会議をおこなっています。また、外部研修にも参加をしています。
19	八千代市			○	国，県等による，生活保護法に関する研修は開催されておりますことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		現に、生活保護関連の研修については、機会ごとに参加している。今後、より充実した研修計画を求めたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	定期的に各種研修に参加しています。
23	君津市			○	県が行う研修等に参加できるため。
24	富津市			○	厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室、千葉県社会福祉協議会主催の研修会に積極的に参加している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市	○			
29	印西市	○			新任研修等に参加し、法の適正運用に努めております。
30	白井市	○			
31	富里市			○	
32	南房総市	○			
33	匝瑳市			○	現行の研修制度を活用。
34	香取市			○	現在も県や国で研修会が開催されている。
35	山武市			○	査察指導員研修及びケースワーカーの研修に適宜参加しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県（印旛健康福祉センター）に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県（香取健康福祉センター）なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は、県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	7	7	34	
	%	13.0	13.0	63.0	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】5

No.	市町村名	33. 2・3級地の基準を大幅に引き上げ、1級地との格差解消に努めること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント97
1	千葉市			○	該当自治体が要望すべき事項であると考えております。
2	銚子市			○	
3	市川市			○	県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	船橋市は既に1級地である。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	当市は1級地のため。
8	野田市			○	生活保護業務の運営につきましては、法に基づき、国県の指導の下、適切に運営してまいります。要請はいたしません。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	生活保護基準の決定は、国の所管であるため市での対応はできません
13	旭市			○	国の制度に従います
14	習志野市			○	級地区分や最低生活費等の「保護の基準」については、GDPや完全失業率など複雑な要素から国が算定するものであり生活保護法第8条に厚生労働大臣が定めるとされているため、要請は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	各級地の基準につきましては、生活保護法による保護の基準に基づき定められたものであることから、市としては今後も国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	生活保護法8条2項（基準及び程度の原則）により合理的に定められているものと理解をしています。
19	八千代市			○	生活保護基準の見直しは，一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡を図る「水準均衡方式」の考え方を踏まえ，政府経済見通しの民間最終消費支出の見通しを基に，時々の社会情勢を総合的に勘案するとして，国の社会保障審議会生活基準部会において，専門的かつ科学的な見地から，全国消費実態調査のデータ等を用いて多角的な検証，評価を受け実施されていますことから，国への要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	決められた基準額の中で、適切な消費生活が送れるよう指導内容を充実させていく。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	
24	富津市			○	生活保護法による保護の基準に従い、適正な保護の実施に努めている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市			○	生活扶助基準は、国民の消費動向等を総合的に勘定して毎年度改定されているものと認識しております。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守る。
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県（印旛健康福祉センター）に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県（香取健康福祉センター）なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関（千葉県）にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は、県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	3	44	
	%	1.9	5.6	81.5	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】6

No.	市町村名	34. 生活保護利用者にエアコンの設置費用と夏季手当を支給するよう制度改善すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント98
1	千葉市			○	平成30年7月から家具什器に冷房器具が加えられたことや、生活福祉資金の貸付利用により対応可能と考えております。
2	銚子市		○		冷房器具について、既利用世帯も支給対象とするよう県へ要望済　新規利用世帯についてはH30.7月制度改正済。
3	市川市	○		○	エアコンの設置費用は昨年7月1日より支給可能となっております。 新たな手当てについては、県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	法定受託事務であり、エアコンの設置費用については、国で既に整理されたと認識しており、夏季手当については特段の必要性を感じていないので、国に対しての要請は考えていない。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		県や他市の動向を注視しながら、調査・研究していきます。
8	野田市	○			エアコンの設置費用につきましては、国の通知に基づき支給をしています。 夏季手当につきましては、冬季加算がありながら夏季加算が支給されない根拠が不明確であることなどから、千葉県に夏季加算の要望をしております。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市	○			全国市長会を通じて要請済
12	東金市			○	生活保護制度の決定は、国の所管であるため市での対応はできません
13	旭市			○	国の制度に従います
14	習志野市			○	平成30年7月に厚生労働省から実施要領の一部改正が通知され、それらの中に条件付ではありますが、生活保護受給者の熱中症対策として冷房器具の設置費用について認められたところであります。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	暖房器具や冷房器具の購入、設置に係る費用につきましては、生活保護の一定の基準内において給付の対象となっております。なお、夏季手当につきましては国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	扶助の支給要件については国により合理的に定められているものと理解をしています。
19	八千代市			○	生活保護の実施におきましては，厚生労働省の定める，「生活保護法による保護の基準」及び「生活保護法による保護の実施要領」に基づき実施しており，該当者については案内の実施，支給手続きを行っております。また，該当とならない場合におきましては，保護受給中における日常生活に必要な物品については経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入することが原則でありますが，日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急的に購入する場合において，貸付制度の利用及び収入認定除外の規定があり，案内しておりますことから，国への要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		エアコン設置費用については国の通知に基づいた対応を継続するが、夏季加算の創設については、昨今の天候の傾向を踏まえて機会があれば要請を検討したい。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	国の動向を注視していきます。
23	君津市			○	
24	富津市			○	平成30年度にすべての被保護者を家具什器費の支給対象とすること及び夏季加算の創設について国へ要望済みである。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市	○			令和元年、千葉県を通じ夏季加算の創設を要望しております。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守る。
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	酷暑対策としてエアコンの設置費用の支給について、国への要望提出の機会があった時点で検討します。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県(印旛健康福祉センター)に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県(香取健康福祉センター)なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				県と連携を図り対応
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関(千葉県)にて対応又は検討
46	一宮町			○	生活保護は、県が対応しているので、動向を注視していきたい。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	5	40	
	%	7.4	9.3	74.1	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【生活保護】7

No.	市町村名	35. 低所得者や障害者に対しエアコン設置費用や電気料金の助成制度を創設すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント99
1	千葉市			○	整理No.56の回答のとおりです。
2	銚子市			○	
3	市川市	○		○	生活保護受給者については、昨年7月1日より支給可能となっております。電気料金の助成については県や他の自治体との連携が必要と考えております。
4	船橋市			○	現状では生活困窮者自立支援事業に関して、要望を検討していない。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	生活保護としては実施していないが、エアコンの設置費用に関してはすでに社会福祉協議会にて貸付制度を実施している。障害福祉課では障害者に対するエアコンの助成は行っていない。障害特性に応じた日常生活用具等の助成を行っているが、県の基準に準じておりエアコンの項目は無い。
8	野田市			○	低額所得者等からエアコンを設置することができないとの相談があった場合は、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付制度を紹介することとしております。 また、電気代等の生活費の相談については、今まで同様生活保護の相談で対応してまいります。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	市長会等で検討し、要請する事項と思われます。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	厳しい財政状況のなか、実施は考えていません。
13	旭市			○	国の動向を注視します
14	習志野市			○	生活保護法下においては市町村等が助成する金銭については、収入として取り扱わなければならないため、要請は考えておりません。
15	柏市			○	
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	低所得者や障害者に対し、エアコン設置費用や電気料金の助成制度を創設することについては、国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。また、本件に係る低所得者の助成に関しては、現行の制度の範囲で対応するものと理解をしています。
19	八千代市			○	低所得者に対し，現在，エアコンの設置費用や電気料金の助成について国への要請は考えておりません。 障害のある方に対し，現在，エアコンの設置費用や電気料金の助成につきましては国への要請は考えておりません。
20	我孫子市			○	助成制度を作る予定はないが、生活保護を受給されている方については、昨年度の国の通知に基づいた対応を行っている。生活困窮をされている方については、生活相談の中で対応を行っている。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市			○	
24	富津市			○	平成30年度にすべての被保護者を家具什器費の支給対象とすること及び夏季加算の創設について国へ要望済みである。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市			○	生活保護受給者で障がいのある人の家庭にエアコンが設置されていない場合は、購入費及び設置費への助成がありますことや、電気料金については、保護費で給付がされているため。
30	白井市			○	
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	国の動向を見守る。
34	香取市			○	現在国の制度が無いため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	実施機関の千葉県(印旛健康福祉センター)に伝達していきます。
38	栄町			○	当町は、生活保護に関する権限がなく、要請しません。
39	神崎町				実施機関は千葉県(香取健康福祉センター)なので、そちらに回答を求めてください。
40	多古町			○	実施機関(県)
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	
44	芝山町				国、県の判断による
45	横芝光町				実施機関(千葉県)にて対応又は検討
46	一宮町		○		県、近隣市町村の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	実施責任者である県が検討すべき案件と考える。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町				県が対応している
52	大多喜町				実施機関でないため回答できない
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	1	4	45	
	%	1.9	7.4	83.3	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【年金】1

No.	市町村名	36. 年金引き下げはやめること。際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント100
1	千葉市			○	年金制度の持続可能性を高め、現役世代の負担水準の適正化と将来世代の給付水準の確保を図るため、国で改定方法の見直しを行ったものであり、その動向を注視してまいります。
2	銚子市			○	国の動向を見守る。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	年金に関する課題は、わが国に在住するすべての方に関わるものでございますので、国において多角的な視点で論議されることが、公平な制度の構築に不可欠なものと考えております。よって、国に要請することは考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	年金事務所との会議等があれば要望があったことをお伝えします。
7	松戸市			○	国庫負担分があるものの、公的年金制度は世代間扶養の仕組みによって成り立っている制度のため、受給者と現役世代バランスをとるため、現状、マクロ経済スライドはやむをえない制度であると考えます。現行のルールを実施しないと若い世代の年金や制度そのものの存続が危惧されます。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、対応してまいります。
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて、将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、適切な見直しを行うよう要請しております。
15	柏市		○		マクロ経済スライドは現行年金制度の持続のためにやむを得ない面があるものの，運用については松戸地区国民年金協議会への要望を検討します。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	マクロ経済スライドは、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。年金制度を維持していくに当たって重要な課題であることから、今後も国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	マクロ経済スライドなどの年金額改定ルールは、将来に向かって年金制度を維持していくために必要な国策と認識しています。
19	八千代市			○	年金制度は国の所掌事務であり，現役世代が保険料を支払い，高齢者の生活を支えるという世帯間扶養の仕組みによる総合的な観点から，国において検討していくものと考えています。
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請を検討。
21	鴨川市			○	国民年金は、国からの法定受託事務であり、全国一律の制度です。市単独の要請は考えておりません。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	国民年金に関する一切の業務は政府が管掌するものであり、国からの法定受託事務として市町村が行っていることから回答できることではないと判断しました。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせていきたい。
29	印西市		○		年金に関する課題については、市民のみならず国民の全体の生活に直結するものであり、国が責任をもって改善すべき案件と考えております。国民が不安のない生活を送れるよう全国市長会を通し、国に要請できるよう調整している状況でございます。
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	政府等において検討中の事項であり、公的年金制度自体の存続にもかかわってくるため現段階では、市としての要望はしない方向です。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	国の制度であり国の動向を見守りたい。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		少子化による現役被保険者の減少という問題等も含め、今後の動向を見守りたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	2	10	41	
	%	3.7	18.5	75.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【年金】2

No.	市町村名	37. 65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント101
1	千葉市			○	今後も、国の動向を注視してまいります。
2	銚子市		○		近隣市の動向を見ながら検討する。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	年金に関する課題は、わが国に在住するすべての方に関わるものでございますので、国において多角的な視点で論議されることが、公平な制度の構築に不可欠なものと考えております。よって、国に要請することは考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	年金事務所との会議等があれば要望があったことをお伝えします。
7	松戸市	○			全国市長会より国に対して、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることと要請を行っている。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、対応してまいります。
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市	○			全国市長会等を通じて、将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、適切な見直しを行うよう要請しております。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，松戸地区国民年金協議会を通じて，全国都市国民年金協議会へ要望しました。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	5年に1度の公的年金の財政検証の公表を含め、引き続き国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	令和元年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019において、全世代型社会保障への改革として、70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わないとしています。
19	八千代市			○	年金制度は国の所掌事務であり，現役世代が保険料を支払い，高齢者の生活を支えるという世帯間扶養の仕組みによる総合的な観点から，国において検討していくものと考えています。
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請を検討。
21	鴨川市			○	国民年金は、国からの法定受託事務であり、全国一律の制度です。市単独の要請は考えておりません。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	国民年金に関する一切の業務は政府が管掌するものであり、国からの法定受託事務として市町村が行っていることから回答できることではないと判断しました。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせていきたい。
29	印西市		○		年金に関する課題については、市民のみならず国民の全体の生活に直結するものであり、国が責任をもって改善すべき案件と考えております。国民が不安のない生活を送れるよう全国市長会を通し、国に要請できるよう調整している状況でございます。
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	政府等において検討中の事項であり、公的年金制度自体の給付水準の維持にもかかわってくるため市としての要望はしない方向です。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	国の制度であり国の動向を見守りたい。
41	東庄町			○	
42	大網白里市				国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		制度の状況を注視しながら、国の動向を見守りたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	9	39	
	%	7.4	16.7	72.2	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【年金】3

No.	市町村名	38. 年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント102
1	千葉市	○			年金を毎月支給にすることについては、指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			取りまとめ先の全国都市国民年金協議会へ要望事項として提出した。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市	○			全国都市国民年金協議会を通じて要望しております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	年金事務所との会議等があれば要望があったことをお伝えします。
7	松戸市	○			年金受給者へのサービスの改善につながることから、全国都市国民年金協議会へ要望を提出した。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、対応してまいります。
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	持続可能な年金制度の運営を目指す中で、費用対効果等の検討が必要かと思われます。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，松戸地区国民年金協議会を通じて，全国都市国民年金協議会へ要望しました。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	平成元年の改正で、年4回から年6回に拡充され30年が経過しており、制度として定着しているものと考えております。
18	流山市		○		年金を毎月支給に変更することは、他の制度への影響も少なくないことから、要請について慎重に検討したいと思います。
19	八千代市			○	年金制度は国の所掌事務であり，現役世代が保険料を支払い，高齢者の生活を支えるという世帯間扶養の仕組みによる総合的な観点から，国において検討していくものと考えています。
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請を検討。
21	鴨川市			○	国民年金は、国からの法定受託事務であり、全国一律の制度です。市単独の要請は考えておりません。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	国民年金に関する一切の業務は政府が管掌するものであり、国からの法定受託事務として市町村が行っていることから回答できることではないと判断しました。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせていきたい。
29	印西市		○		年金に関する課題については、市民のみならず国民の全体の生活に直結するものであり、国が責任をもって改善すべき案件と考えております。国民が不安のない生活を送れるよう全国市長会を通し、国に要請できるよう調整している状況でございます。
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市		○		
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市	○			市から、全国都市国民年金協議会を通じた大臣への要望事項として提出しました。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	国の制度であり国の動向を見守りたい。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		年金生活者の生活状況を考慮し、物価の上昇や今後の状況に応じて検討したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	7	10	36	
	%	13.0	18.5	66.7	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【年金】4

No	市町村名	39. 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント103
1	千葉市			○	制度的無年金者が未だ存在していることから、制度的無年金者に対する救済を早急に検討されるよう、政令指定都市会議を通じて、国に要望しております。
2	銚子市			○	国の動向を見守る。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	年金に関する課題は、わが国に在住するすべての方に関わるものでございますので、国において多角的な視点で論議されることが、公平な制度の構築に不可欠なものと考えております。よって、国に要請することは考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	年金事務所との会議等があれば要望があったことをお伝えします。
7	松戸市	○			低年金受給者及び無年金者への対応は、年金生活者支援給付金や年金生活者支援臨時給付金等の各種救済策を講じているが、今後も救済策を講じて欲しい旨、全国都市国民年金協議会へ要望を提出した。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、対応してまいります。
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	現行の年金制度においては、保険料を主財源とした社会保険方式と考えており、給付についても国での対応と考えます。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，松戸地区国民年金協議会を通じて，全国都市国民年金協議会へ要望しました。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市	○			国は、平成29年8月から年金の受給資格期間を25年から10年に短縮しました。また今年10月の消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」を実施します。これらの効果を含め、国の動向を注視してまいります。
18	流山市			○	最低保障年金制度については、費用及び財源について、まだ十分に議論されていないことから不明確な状況です。また、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給する年金生活者支援給付金制度が令和元年10月1日から施行されます。
19	八千代市			○	年金制度は国の所掌事務であり，現役世代が保険料を支払い，高齢者の生活を支えるという世帯間扶養の仕組みによる総合的な観点から，国において検討していくものと考えています。
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請を検討。
21	鴨川市			○	国民年金は、国からの法定受託事務であり、全国一律の制度です。市単独の要請は考えておりません。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	国民年金に関する一切の業務は政府が管掌するものであり、国からの法定受託事務として市町村が行っていることから回答できることではないと判断しました。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせていきたい。
29	印西市		○		年金に関する課題については、市民のみならず国民の全体の生活に直結するものであり、国が責任をもって改善すべき案件と考えております。国民が不安のない生活を送れるよう全国市長会を通し、国に要請できるよう調整している状況でございます。
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	令和元年10月から消費税率改正の財源により、基準額月5千円の年金生活者支援給付金の支給が開始されます。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	国の制度であり国の動向を見守りたい。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		国の動向を注視しながら、必要に応じ検討したい。
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	8	41	
	%	7.4	14.8	75.9	

Ⅱ，国に対し、要請していただきたい事項
【年金】5

No.	市町村名	40. 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント104
1	千葉市			○	国において、年金積立金運用の在り方について、検討を加えているところであり、その動向を注視してまいります。
2	銚子市			○	国の動向を見守る。
3	市川市			○	市区町村は、国から法定受託した国民年金事業を行っておりますことから、市区町村がこれらを要請することは難しいと考えております。
4	船橋市			○	年金に関する課題は、わが国に在住するすべての方に関わるものでございますので、国において多角的な視点で論議されることが、公平な制度の構築に不可欠なものと考えております。よって、国に要請することは考えておりません。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	年金事務所との会議等があれば要望があったことをお伝えします。
7	松戸市	○			全国市長会より国に対して、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることと要請を行っている。
8	野田市			○	全国市長会において、国民年金の円滑な運営を図るため「国民年金に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市			○	今後の国の動向を注視してまいります。
10	成田市		○		周辺自治体と連携を取りながら、対応してまいります。
11	佐倉市			○	国の動向を見守っていきます。
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	国の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	国が安定的な運用を行っていると考えております。
15	柏市	○			同様の趣旨のことについて，松戸地区国民年金協議会を通じて，全国都市国民年金協議会へ要望しました。
16	勝浦市			○	市は、国からの法定受託事務により年金業務を執行している立場であり、国の動向を見守りたい。
17	市原市			○	国では、年金積立金の運用について、資産構成割合を定め、安全・効率的かつ確実を旨とした長期的な観点からの運用を行っているものと考えております。
18	流山市			○	株式に限らず、積立金の運用は法律に「安全かつ効率的に行わなければならない」と規定されています。
19	八千代市			○	年金制度は国の所掌事務であり，現役世代が保険料を支払い，高齢者の生活を支えるという世帯間扶養の仕組みによる総合的な観点から，国において検討していくものと考えています。
20	我孫子市		○		松戸地区国民年金協議会において、要請を検討。
21	鴨川市			○	国民年金は、国からの法定受託事務であり、全国一律の制度です。市単独の要請は考えておりません。
22	鎌ヶ谷市			○	法定受託事務のため国の方針に従っております。
23	君津市			○	
24	富津市			○	
25	浦安市			○	国民年金に関する一切の業務は政府が管掌するものであり、国からの法定受託事務として市町村が行っていることから回答できることではないと判断しました。
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	国の施策に従います。
28	八街市			○	国の法定受託事務につき国の動向を見守りつつ県や他市町村の歩調とも合わせていきたい。
29	印西市		○		年金に関する課題については、市民のみならず国民の全体の生活に直結するものであり、国が責任をもって改善すべき案件と考えております。国民が不安のない生活を送れるよう全国市長会を通し、国に要請できるよう調整している状況でございます。
30	白井市			○	年金制度は国の所掌事業であり、総合的な観点から実施されていくものと考えます。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	法定受託事務のため、今後の国の動向を注視したい。
35	山武市			○	政府等において検討中の事項であり、公的年金制度自体の存続にもかかわってくるため市としての要望はしない方向です。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	国の事務のため、要請しません。
38	栄町			○	国の制度であり国の動向による。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	国の制度であり国の動向を見守りたい。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町				国の所管事項のため、自治体での判断は難しいです。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村			○	国の制度の推移を見守っていく。
49	白子町			○	
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	7	42	
	%	7.4	13.0	77.8	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【医療】1

No.	市町村名	1．不足している看護師確保のため、既存の養成校の定員枠を拡大し、県立の養成学校を新設すること。あわせて他県に比較して低い「保健師等修学資金貸付額」を大幅に増額すること。			
		要請する	検討する	しない	コメント105
1	千葉市			○	県内の看護師養成施設数は、ここ数年で大きく増加し、養成施設が不足している状況にないと考えていることから、県立養成学校の新設を要請することは考えておりません。また、修学資金貸付金の増額については、現時点で増額に関する市民要望がないことから、要請を行う予定はありませんが、今後も、県の動向を注視してまいります。
2	銚子市		○		ここ数年、県内の私立大学で看護学部が開設されており、その動向を踏まえて検討したい。
3	市川市		○		市内の看護師等の不足状況を踏まえた必要な措置を要請していく。
4	船橋市	○			県は、看護師の確保に関し、各種施策に取組んでおりますが、十分な人数を確保できない医療機関等に対し、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政的支援を行うことを、市としても、千葉県に要望しております。
5	館山市		○		館山市を含む安房地域においても医療資源の確保は課題となっています。県内における看護師確保のための制度拡充に向けた要請について、必要に応じて検討していきます。
6	木更津市	○			地域医療を支えるため、地域の看護学校、病院附属看護学校への支援をしています。君津中央病院企業団附属看護学校へは、負担金を支出し定員を倍増させるなど、地域医療の充実を図りました。
7	松戸市			○	
8	野田市			○	看護師等確保のため、「保健師等修学資金貸付事業」の貸付枠の拡大をしており、県の動向を見守りたい。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	県では、「千葉県保健医療計画」において、医師、看護師等の医療従事者の確保・定着についての施策を進めていることから、市としては県の動向を見守りたいと考えています。
12	東金市		○		保健医療圏全体で医師・看護師不足となっており、本市においては、看護師確保策として独自の奨学金制度を構築し、安定的な確保に努めているところであり、引き続き県とも連携しながら、看護師確保に向けた取組を進めます。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している
14	習志野市			○	私立で新規に養成しているところであるため、今後の動向を注視してまいります。
15	柏市	○			平成22年11月に東葛飾・葛南地域の7市長懇談会として，医師・看護師の確保体制の要望書を提出しています。但し，養成学校，養成校の定員増加，保健師等修学資金貸付金増額については要請は行っていません。
16	勝浦市		○		医師・看護師不足については市長会を通じて要望した経緯あり
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	平成30年度に，県内において複数の大学に看護学部が設置されたこと，また，千葉県保健師等修学資金貸付金については，貸付対象者数の拡充，貸付額の一部増額など，県において制度見直しに継続的に取り組んでいることから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		看護師等の養成については、本来の病院機能を発揮するために大変重要なことであると認識しており、また、看護師・助産師の学生実習を受け入れて協力しています。広域的な問題であるため、機会を捉えて近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市	○			ご指摘のとおり、安房地域においても、看護師・保健師の専門職の確保が難しい状況です。本市でも看護師修学資金貸付事業を実施していますが、県においても専門職の養成や「保健師等修学資金貸付金」の拡充等に積極的に取り組まれるよう要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えています。
23	君津市		○		
24	富津市			○	医師・看護師の確保及び地域医療の充実については、千葉県市長会が県内の要望をとりまとめ県に要望している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	継続的に看護師等確保のための事業が実施されており、要請は考えておりません。
27	袖ヶ浦市			○	県において、看護師確保を目的とした事業の継続をして実施していることから、予算増額の要請は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	市単独事業として、H22年度より看護師確保対策として、8千万の基金を設立し看護師等修学資金の貸付を継続している。H30年度までに54人の貸付を実施している。
33	匝瑳市		○		
34	香取市	○			県市長会を通じて要望。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		直診協会等を通じて検討する。
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		町としても看護師修学奨励金を実施しています。県にも不足している看護師・保健師等の確保・養成をお願いしたい。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	独自の奨学金貸付制度の増額見直しを行い、現在では看護師は、ほぼ充足し確保できているため。
46	一宮町		○		長生郡市産科医療等検討会で看護師等の確保、また奨学金についても協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		長生広域市町村圏組合を中心に検討されている。
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	8	25	21	
	%	14.8	46.3	38.9	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【医療】2

No.	市町村名	2. 医師確保対策事業の拡充と予算の増額、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」の改善を図り、県の責任で医師を確保し、派遣すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント106
1	千葉市			○	本市における人口当たりの医師数は、全国平均を超える水準にあり、現時点で医師不足の状況にはありませんが、今後も、医療需要や県の動向を注視し、必要に応じて対応を検討してまいります。
2	銚子市		○		千葉県の医師及び看護師数は、人口10万人当たりで比較すると、いずれも全国平均を大きく下回っている。また、同じ県内でも医師及び看護師の偏在があり、その解消が本市のみならず香取海匝保健医療圏が抱える課題と考える。
3	市川市		○		県の医師確保策の手法を精査し、必要な措置を要請していく。
4	船橋市	○			県は、医師の確保に関し、各種施策に取組んでおりますが、十分な人数を確保できない医療機関等に対し、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政的支援を行うことを、市としても、千葉県に要望しております。
5	館山市		○		県内の自治体病院において、多大な医療格差が生じることの無いよう、必要に応じて意見を伝えていきたいと考えています。
6	木更津市	○			医師の人材確保・定着や、地域における医師の偏在解消のための支援制度の構築や強化を要望しました。
7	松戸市	○			質の高い医療を提供するために、医療の高度化・複雑化や患者の医療ニーズなど、医療現場の実態に即した総合的な整備計画を策定していただき、診療報酬の見直しなど資金面での支援も併せた、医療全体に効果的な医師確保制度の整備を要望しております。また、「千葉県医師不足病院医師派遣促進事業」については、診療体制充実の観点から、検討してまいります。
8	野田市			○	県では継続して事業を行っていることから動向を見守りたい。
9	茂原市		○		機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	県では、「千葉県保健医療計画」において、医師、看護師等の医療従事者の確保・定着についての施策を進めていることから、市としては県の動向を見守りたいと考えています。
12	東金市	○			保健医療圏全体で医師・看護師不足となっており、本市においても、本制度を活用しているところであり、引き続き要請を行います。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している
14	習志野市			○	県では、枠を拡大したところであるため、今後の動向を注視してまいります。
15	柏市	○			平成22年11月に東葛飾・葛南地域の7市長懇談会として，医師・看護師の確保体制の要望書を提出し，国や県レベルでの迅速かつ抜本的な医師・看護師の供給体制の整備を要望しました。
16	勝浦市		○		医師・看護師不足については市長会を通じて要望した経緯あり
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県では，令和元年度において医師確保関連事業の予算の増額が図られ，一定の取組みが行われていることから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		医師の確保については、本来の病院機能を発揮するために大変重要なことであると認識しています。広域的な問題であるため、機会を捉えて近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市	○			ご指摘のとおり、地方の公立病院等では医師の確保が困難な状況です。県においては医師確保対策事業の強化をし、積極的な医師の派遣を要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えています。
23	君津市		○		
24	富津市	○			医師・看護師の確保及び地域医療の充実については、千葉県市長会が県内の要望をとりまとめ県に要望している。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	継続的に医師確保のための事業が実施されており、要請は考えておりません。
27	袖ヶ浦市			○	県において、医師確保を目的とした事業の継続をして実施していることから、予算増額の要請は考えておりません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	既に自治医科大学卒業生の医師を派遣してもらっているため。
33	匝瑳市	○			
34	香取市	○			県市長会を通じて要望。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		直診協会等を通じて検討する。
41	東庄町	○			
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		県と協議してまいります。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		長生広域市町村圏組合を中心に検討されている。
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	15	23	16	
	%	27.8	42.6	29.6	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【医療】3

No.	市町村名	3. 地域に必要な医療・介護体制が整備されるよう医療・介護・福祉関係機関や各地域医療圏域等からの意見を踏まえ、「千葉県地域医療構想」を見直すこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント107
1	千葉市	○			地域医療構想の策定を含む千葉県保健医療計画の改定時に、地域の実情に応じた医療・介護の提供体制の構築に向けた取組みを県に要請していること、現状でも千葉保健医療圏では病床数の不足が見込まれていることから、当面は地域医療構想の実現に向けた県の動きを注視してまいります。
2	銚子市		○		千葉県が主催する「香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」において、各課題について検討・協議を行っている。 本市は、「銚子市立病院新改革プラン（平成29年3月策定）」において回復期リハビリテーション病棟の開設を計画しており、香取海匝保健医療圏の実情にあった病床の適正化に努めていきたいと考える。
3	市川市	○			市民に必要な医療が提供できるよう必要な病院機能・病床機能の充実を図るため、会議等で要請していく。
4	船橋市	○			地域に必要な医療・介護体制の構築に向け、必要に応じて、千葉県に対して要望しております。
5	館山市		○		地域の実情に応じた医療機関の病床機能の分化や連携の推進が図られ、市民が安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、必要に応じて意見を伝えていきたいと考えています。
6	木更津市			○	県が策定する計画などに対して、地域の実情が反映されるよう要望していくことは、引き続き検討してまいります。
7	松戸市		○		地域のニーズに沿った医療・介護体制が整備されるよう、適宜、地域医療構想調整会議で要請してまいります。
8	野田市			○	「東葛北部地域保健医療連携地域医療構想調整会議」において必要に応じて協議していきます。
9	茂原市		○		地域の実情に則した制度となるよう、検討していきます。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	地域医療構想は、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に活用し、県民が地域において安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、医療機関の病床機能の分化と連携を推進することを目的として策定されていることから、県の動向を見守りたいと思います。
12	東金市		○		地域医療構想の策定にあたっては、保健医療圏ごとの調整会議において、関係者の意見を聴きながら検討が進められているところであり、地域ごとに異なる課題を的確に把握していただく必要があると考えます。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している
14	習志野市		○		県主催の会議等で、機会をとらえて伝えていきたいと考えております。
15	柏市	○			平成29年度東葛地区行政懇談会へ行政課題として実情に即した病床機能報告制度による病床配分について検討要望を行いました。
16	勝浦市		○		千葉県の動向による
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県の「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」におきましては，二次医療圏ごとに地域の医療・福祉・行政等の関係者が出席し，意見交換，情報共有等を図りながら地域における保健医療体制の整備，地域医療構想の推進等に関し必要な協議を行っておりますことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市		○		地域の医療・介護体制の整備については、広域的な問題であるため、東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の意見を注視し、機会を捉えて近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市	○			ご指摘のとおり、県では千葉県保健医療計画において地域医療構想を策定しております。二次保健医療圏域の安房圏域の地域性を踏み、必要な医療・介護体制の整備を図られるよう要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えています。
23	君津市		○		
24	富津市			○	2025年に向けた地域医療構想については、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議等踏まえた中で、丁寧に調整が行なわれ、需用に応じた適切な医療提供体制や病床数となっていくと考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	県保健医療計画として見直しがされており、当面、要請は考えておりません。
27	袖ヶ浦市			○	県の地域医療医療構想では、地域の関係者の意見を聴くことになっていることから、継続して協議をしてまいります。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	地域医療構想は平成29年度に見直しがされているため。
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	千葉県保健医療計画が平成30年4月に策定された。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		直診協会等を通じて検討する。
41	東庄町		○		
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		県と協議してまいります。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	9	27	18	
	%	16.7	50.0	33.3	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【医療】4

No.	市町村名	4.「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」においては、既存の病床数の削減をせず、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見・要望を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充を図ること			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント108
1	千葉市		○		千葉保健医療圏における医療機能の整備・拡充については、地域医療構想調整会議の委員である市職員が、必要に応じ、会議の場で意見を述べることとしております。
2	銚子市		○		
3	市川市	○			市民に必要な医療が提供できるよう必要な病院機能・病床機能の充実を図るため、会議等で要請していく。
4	船橋市	○			地域に必要な医療・介護体制の構築に向け、必要に応じて、千葉県に対して要望しております。
5	館山市		○		患者の流入など、地域の実情や今後の動向を踏まえ、関係者の意見・要望を尊重し、地域の医療介護ニーズに対応するために望ましい体制が構築されるよう、必要に応じて意見を伝えていきたいと考えています。
6	木更津市			○	県が策定する計画などに対して、地域の実情が反映されるよう要望していくことは、引き続き検討してまいります。
7	松戸市		○		「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」に出席し、必要な意見や要望を提出してまいります。
8	野田市			○	「東葛北部地域保健医療連携地域医療構想調整会議」において必要に応じて協議していきます。
9	茂原市		○		地域の医療を担う小規模病院で、急性期病床を削減することは、地域の救急医療の崩壊に繋がるため、機会をみて要望していきたい。
10	成田市	○			
11	佐倉市			○	地域医療構想は、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に活用し、県民が地域において安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、医療機関の病床機能の分化と連携を推進することを目的として策定されていることから、県の動向を見守りたいと思います。
12	東金市		○		地域医療構想の策定にあたっては、保健医療圏ごとの調整会議において、関係者の意見を聴きながら検討が進められているところであり、地域ごとに異なる課題を的確に把握していただく必要があると考えます。
13	旭市	○			様々な機会を通じて要請している
14	習志野市		○		県主催の会議等で、機会をとらえて伝えていきたいと考えております。
15	柏市	○			平成29年度東葛地区行政懇談会へ行政課題として実情に即した病床機能報告制度による病床配分について検討要望を行いました。 平成30年度の病床配分の結果，市内の5病院に合計353床の病床が配分されました。
16	勝浦市		○		
17	市原市		○		地域の実情を踏まえ、必要に応じて改善策を要望してまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県の「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」におきましては，二次医療圏ごとに地域の医療・福祉・行政等の関係者が出席し，意見交換，情報共有等を図りながら地域における保健医療体制の整備，地域医療構想の推進等に関し必要な協議を行っておりますことから，要請は考えておりません。
20	我孫子市	○			過去、病院で増床計画がある際は、市から強く後押しする意見書を提出し、病床数確保が緊急の課題である旨を伝え、要望しました。地域医療体制の整備については、広域的な問題であるため、今後も近隣市と連携して取り組んでいきます。
21	鴨川市	○			ご指摘のとおり、県では各医療区域毎に必要な病床数を定めていますが、地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見・要望を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充が図られるよう要請したい。
22	鎌ヶ谷市			○	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議や保健所管内地域医療構想意見交換会等において、地域の実情に応じた意見等を申し出たいと考えています。
23	君津市		○		
24	富津市			○	2025年に向けた地域医療構想については、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議等踏まえた中で、丁寧に調整が行なわれ、需用に応じた適切な医療提供体制や病床数となっていくと考えている。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	印旛地域においても調整会議が開催され、今後議論が進められていくため、要請は考えておりません。
27	袖ヶ浦市			○	県の地域医療医療構想では、地域の関係者の意見を聴くことになっていることから、継続して協議をしてまいります。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市		○		今後の状況により要請することが適当であるか検討します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	将来の人口減少などを勘案すると、現状の病床数を維持することは、病院が共倒れとなることも危惧されることから、適切な病床機能への転換などを求める必要があると考えられる。
33	匝瑳市		○		
34	香取市		○		地域医療構想調整会議で協議。
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町		○		
40	多古町		○		直診協会等を通じて検討する。
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町		○		県と協議してまいります。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町		○		公立長生病院運営協議会、長生郡市産科医療問題等検討会で協議している。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町	○			
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
	県合計	10	28	16	
	%	18.5	51.9	29.6	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】1

No.	市町村名	5．地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金に、介護職員の人材確保のため、大幅な賃金の引上げ等、処遇改善の措置を講ずること。2025年までに不足するとされる介護人材28,000人の確保の具体策を講じること。介護職養成校の実態調査を行い、必要な支援策を講じること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント109
1	千葉市			○	介護に従事する人材等を確保するため、県に設置された基金を活用し、事業所、養成施設や市町村が事業を実施した場合に補助金を交付する制度が平成27年7月から設けられているため、要請は行いません。
2	銚子市			○	千葉県地域医療介護総合確保基金を活用した千葉県介護人材確保対策事業を実施している。
3	市川市			○	介護職員の人材確保については、全国的な問題であることから、国及び県の人材確保事業について状況を注視しながら検討していくこととします。
4	船橋市	○			処遇改善の措置については、要望しているところだが、そのほかの措置についても、要請する。
5	館山市		○		
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		人材育成・確保のための措置は講じている。
8	野田市			○	県においては、地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保対策事業費の補助金交付事業を実施しています。市では、介護人材の確保・定着のため、「就業促進のための研修支援事業」及び「介護人材マッチング機能強化事業」の補助対象となる事業を実施しています。 ◎市が実施する事業 ・介護職員研修受講料等助成事業（介護職員初任者研修、実務者研修等の受講費用を一部助成） ・介護職員合同就職相談会（市内に事業所のある介護事業者が、介護職員を目指す方への就職相談会を合同で実施） ・県の補助対象外となりますが、介護職を体験する機会を提供する体験就労事業を今年度から実施しています。 なお、介護職養成校の認可については、国又は県の管轄となりますので、適切に対応していると考えています。
9	茂原市				
10	成田市			○	法令のとおり実施しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	千葉県において、介護人材確保対策事業を行っています。
13	旭市		○		
14	習志野市			○	基金については、平成27年度より対象となっております。人材確保については、県の取り組みに協力するとともに、多様なサービスの担い手を創出していきます。
15	柏市			○	平成27年度から，地域医療介護総合確保基金を活用した「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」が実施されており，柏市もこの補助金を活用して人材確保事業を実施しています。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	介護従事者確保に関する事業につきましては、既に基金の対象事業であり、県・市・介護事業者・養成校の協働により、介護人材確保に努めてまいります。
18	流山市			○	要請する予定はありません。
19	八千代市			○	千葉県では，地域における医療及び介護の総合的な確保を行うための基金を活用し，介護職員の人材確保のための補助金制度を設けております。また，千葉県高齢者保健福祉計画において，養成校に係るデータの掲載もあり，調査等を行っているものと考えられるため，県への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	当基金を活用した、千葉県介護人材確保対策事業費補助金が制定されています。
21	鴨川市		○		「量の確保」と「質の向上」の両面から十分検討し進めてまいります。
22	鎌ヶ谷市			○	既に実施されています。
23	君津市			○	地域医療介護総合確保基金を活用した人材確保のための補助金制度が創設されており、千葉県福祉人材センターにおいても人材確保に向けた様々な事業が実施されている。
24	富津市			○	介護に従事する人材を確保する為の補助金の交付が実施されており、現状で他の要請を行うことは想定していない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	地域医療介護総合確保基金においては、介護従事者の確保に関する事業も既に対象事業とされていることから、今後の基金を活用した事業について注視していきます。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	県において、千葉県外国人介護人材支援センターを設置するなど取り組みを進めている。また、介護職員初任者研修に対し、助成制度があり、市として独自に実施したものに対し助成を受けている。
31	富里市	○			
32	南房総市			○	介護職員初任者研修者、介護福祉士資格取得の費用の一部の助成をしています。介護職養成校の実態調査については市レベルとは考えていません。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	平成29年度より市の介護人材対策として、就業促進のため、介護人材確保対策（地域医療介護総合確保基金）に係る補助金を申請済みのため。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	すでに県が講じている医療介護総合確保基金を活用した措置に従います。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		介護人材の確保は緊急の課題であり県へ要望を検討したい。
43	九十九里町		○		県と連携を図りながら対応してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	千葉県で介護人材確保対策事業が実施されている
46	一宮町	○			平成28年度に要請
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国レベルの話であり、1自治体のみでは実施が困難であるため。
49	白子町		○		
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	4	14	35	
	%	7.4	25.9	64.8	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】2

No.	市町村名	6. 介護保険指定施設以外の高齢者を入所・入居させる施設の実態把握と指導監査を実施すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント110
1	千葉市			○	住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅で実施しております。
2	銚子市		○		介護保険指定施設以外の入所等施設は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サ高住等があるが、それぞれの担当で施設を把握している。
3	市川市			○	有料老人ホームやそれに該当するサービス付き高齢者住宅等については、県が的確に把握し、必要に応じて適切な指導等を実施していると考えております。
4	船橋市			○	指導権限は既に市に移譲されており、市で実態把握・指導監査を実施している。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市			○	当該施設の実態把握等については、県において適切に対応していると考えています。
9	茂原市				
10	成田市			○	法令のとおり実施しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市			○	市単独で実施する予定はありません。
14	習志野市			○	介護保険指定施設以外の施設についても国からの指示により実態把握をしており、現在では要請を考えておりません。
15	柏市			○	中核市であるため，有料老人ホームに対する立入検査を実施しています。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	有料老人ホームにつきましては、県において未届のものの実態把握等を行っており、必要に応じて市とも連携を図り、適切な指導が行われております。
18	流山市			○	県の指導権下の施設においては既に実施しているため要請はしません。
19	八千代市			○	県において既に実態把握及び指導監査は行っているものと認識していますので，県への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	国が実態把握に向けた活動を行っています。
21	鴨川市		○		県において介護保険指定施設以外の入居施設の把握に努めており、県の方針により実施等を検討します。
22	鎌ヶ谷市			○	県の動向を注視していきます。
23	君津市			○	
24	富津市			○	平成30年度4月からの制度改正により、入居者保護の為の施策が強化されていると認識しているので、改めての要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームについて、県は老人福祉法又は社会福祉法に基づき、指導監査を実施していることから、市として県へ新たに要請することはありません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	実施しているため。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	千葉県で有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査を実施しています。
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		未届有料老人ホーム等については県と連携し、実態を把握したい。
43	九十九里町		○		県と連携を図りながら対応してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	県と連携を図り対応していく
46	一宮町			○	現在、町内には指定以外の施設はない。今後施設整備について関係部署と連携し情報共有していく
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	県の制度の推移を見守っていく。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	0	12	41	
	%	0.0	22.2	75.9	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【介護保険】3

No.	市町村名	7．医行為についての研修は安全が担保されたうえで必要としている利用者に不利益にならないよう県が責任を持つこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント111
1	千葉市			○	医療行為を行うことができる介護職員等の範囲は、千葉県又は県が登録した研修機関にて一定の研修を修了し、県知事より認定証が発行された者となっており、県の責任のもと研修等が実施されていることから、要請は行いません。
2	銚子市			○	県は、介護職員等対象の喀痰吸引等研修を実施している。
3	市川市			○	医行為を行う職員への研修は県が適切に行っているものと考えます。
4	船橋市			○	県において、適切に実施されているものと考えております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			
8	野田市			○	介護職員等の喀痰吸引等の医療行為については、原則として、都道府県が登録した研修機関にて一定の研修を修了し、都道府県知事より認定証が発行された者とされており、千葉県では、健康福祉部健康増進指導課が、研修を担当しております。
9	茂原市				
10	成田市			○	千葉県が実施する喀痰吸引等研修について、介護人材の確保と質の向上の観点から、安全が担保された上で、必要としている利用者に不利益とならないよう、要望を検討したい。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市			○	県が実施する研修会を把握しています。
14	習志野市			○	
15	柏市			○	医行為についての研修は，県が法律に基づき，必要なカリキュラムで責任を持って実施しているものと考えます。
16	勝浦市	○			
17	市原市			○	県では、利用者の安全性を確保するために、介護職員及び指導者向けに喀痰吸引等の研修を行っております。
18	流山市			○	県又は県の登録を受けたものにおいて研修会がなされているため研修の責任は県にあると考えます。
19	八千代市			○	研修は，県及び県の指導監督を受ける登録研修機関により実施されていることから，県が責任を持って実施しているものと認識しているため，県への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	県が研修を実施しているため、要請はしません。
21	鴨川市		○		本市には、介護職員等が必要な知識、技能を習得する環境が整っていると共に、医療・介護の連携を進めております。制度間の狭間を解消し、利用者の不利益にならないよう、検討します。
22	鎌ヶ谷市			○	既に実施されています。
23	君津市			○	
24	富津市			○	介護職員による医療行為に係る研修については、実施されていると認識しているため、改めての要請は考えていない。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	介護職員等の喀痰吸引等の医療行為の研修は、原則として県が登録した研修機関が実施するものです。また、研修修了、認定証の交付後、事業者登録を行った後、サービスの提供となります。事業者登録にあたっては、各事業者に対し、安全性の確保等、県にて確認を行っていることから、市として県へ新たに要請することはありません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	実施しているため。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市		○		
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		利用者の不利益にならないよう必要な場合には県に要請したい。
43	九十九里町		○		県と連携を図りながら対応してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	県において適切に実施されているものと考えております。
46	一宮町			○	施設職員の資質を向上するために研修等に参加するよう管内事業所へ周知していく
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	県の制度の推移を見守っていく。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	2	9	42	
	%	3.7	16.7	77.8	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【介護保険】4

No.	市町村名	8. 外国人技能実習生について県として実態を把握すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント112
1	千葉市			○	平成30年度に、千葉県において外国人介護人材の受入に係るアンケートを実施していることから、要請は行いません。
2	銚子市			○	県では、外国人介護職就業促進事業として新規に留学生受入プログラムによりマッチング支援や学費等の支援を行っている。
3	市川市			○	県として、適正に外国人技能実習生の実態把握に努めていると考えておりますので、状況を注視していきたいと考えております。
4	船橋市	○			外国人人材の把握を要請する
5	館山市			○	
6	木更津市			○	
7	松戸市		○		
8	野田市			○	技能実習生の受入については、外国人技能実習機構が許可した監理団体が、講習や実習先となる介護事業所との調整を行うこととなっていることから、県への要望は実施しません。
9	茂原市				
10	成田市			○	法令のとおり実施しております。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	
13	旭市		○		
14	習志野市			○	千葉県では、昨年、「外国人介護人材の受入に係るアンケート」により、外国人介護職員の実態把握及び各施設関係者の意識調査を実施しております。
15	柏市		○		県では，外国人介護人材の受入に係る調査を実施しており，実態の把握に努めているようです。さらなる実態把握が要請される状況となりましたら，要望して参ります。
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	県では、令和元年7月に外国人介護職員や介護分野への就職を目指す留学生が生活や仕事上の悩みについて相談できる「千葉県外国人介護人材支援センター」をオープンしております。
18	流山市			○	既に H30年度に外国人介護職員の実態把握のためのアンケート調査を行っています。
19	八千代市			○	千葉県高齢者保健福祉計画において，外国人技能実習生に関する記述があることから，対応するものと考えられるため，県への要請は考えてございません。
20	我孫子市			○	県が実態を把握しているため、要請はしません。
21	鴨川市		○		県の動向等を注視してまいります。
22	鎌ヶ谷市			○	県の動向を注視していきます。
23	君津市			○	
24	富津市			○	実態の把握が困難なため。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	外国人技能実習生の実態把握に関しては、県は既にアンケート実施などをしています。また、外国人介護人材支援センターを開設するなど、外国人介護人材に係る取り組みを始めていることから、現在のところ市として県へ要請することはありません。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	県において、千葉県外国人介護人材支援センターを設置するなど取り組みを進めている。県への要望等の調査があった際は検討します。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	
34	香取市			○	
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市		○		必要な場合には県に要望したい。
43	九十九里町		○		県と連携を図りながら対応してまいります。
44	芝山町			○	
45	横芝光町			○	
46	一宮町			○	県の対応について動向を注視していきたい
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	県の制度の推移を見守っていく。
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町			○	県においてアンケート調査実施済み
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	1	13	39	
	%	1.9	24.1	72.2	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】1

No.	市町村名	9．県として「公費の1兆円投入」の早期実現のために、国に働きかけをおこなうこと。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント113
1	千葉市			○	国民健康保険制度改革により、3，400億円の公費が拡充し、財政基盤の強化が図られることとなりました。しかしながら、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が必要であると認識しており、本市としても、他政令指定都市と連携して、国に対し、引き続き、公費拡充の要望をしてまいります。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、財政支援の拡充を要望している。
3	市川市			○	全国知事会にて提言されています。
4	船橋市			○	全国知事会、市長会を通じて財政基盤の充実・強化について要請しております。
5	館山市			○	今後の国保広域化の動向を確認したい。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			千葉県において、医療費の増加に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、全国知事会を通じて国に対し要請をしていると聞き及んでおります。 本市においては、千葉県に対して公費拡充を求める要請をしております。
8	野田市			○	平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となり、国保財政基盤の強化のため、国の財政支援が拡充されております。 また、国保事業への公費投入については、全国市長会として「国民健康保険制度等に関する提言」を提出しており、市単独での要請は考えておりません。
9	茂原市	○			全国市長会を通じて要望しております。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市			○	国の動向を注視していきます。
13	旭市			○	県の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	県として検討するものと考えます。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する
17	市原市	○			財政支援の拡充については、県においても全国知事会を通じて、要望を行っているところです。
18	流山市	○			安定的な運営のために、必要な財政措置を確実に講じるよう要望していきたいと考えます。
19	八千代市			○	現在の知事会・市長会等の要望は毎年3,400億円の公費投入を確実に行うことであると認識しておりますが，持続可能な国保制度を維持していくための財政支援の拡大については，国に要請しているところです。
20	我孫子市	○			国は毎年約3,400億円の公費による財政支援を実施するとしています。市としても保険料（税）の負担増とならないよう更なる公費の拡充を市長会等を通して要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	社会保障制度改革推進本部の決定により確約した財政支援について、今後も確実に実施するよう全国知事会で要望しています。
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	将来にわたって持続可能な制度として維持していくために、公費負担の拡大と国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充及び強化について、市から国に対し要望しており、県から国への要望については、県の判断と考えます。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	国の所掌であり、県や市に対する要請ではないと考えております。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	保険者としての県の動向を注視していきたい。
35	山武市			○	国と県に財政的責任があると認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	国の動向を注視してまいります。
43	九十九里町		○		引き続き、財源確保に努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町	○			
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
	県合計	10	16	28	
	%	18.5	29.6	51.9	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】2

No.	市町村名	10. 平成30年度、31年度の市町村ごとの保険料(税)の引き上げ、引き下げの状況に基づき、保険料を引き下げるための施策を講じること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント114
1	千葉市	○			市町村ごとの保険料の引き上げ、引き下げの状況については、毎年、県において調査しています。国保制度の広域化後も、1人当たりの医療費は医療技術の高度化などにより、今後も増え続ける見込みであり、それに併せ保険料も同様の傾向となることが見込まれることから、引き続き国保事業への公費の増額について指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国へ要請しているところです。
2	銚子市		○		国保特会の財政状況を勘案しながら、検討する。
3	市川市			○	保険料(税)の激変緩和措置を講じているため。
4	船橋市			○	広域化に伴い、保険料負担が急激に増加することのないよう激変緩和措置が講じられているところです。
5	館山市			○	今後の国保広域化の動向を確認したい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	できる限り国保事業財政調整基金を活用し、引き続き保険料率の引き上げ抑制に努めます。
8	野田市			○	各市町村の保険料等の状況及び引き下げるための施策等については、県が適切に実施すると考えております。
9	茂原市			○	
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市	○			平成30年度及び令和元年度は、国保財政調整基金を活用して、保険税の引下げを実施した。
13	旭市			○	県の動向を注視したい。
14	習志野市	○			連携会議等を通じて要望してまいりたいと考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する
17	市原市	○			
18	流山市	○			国保広域化に伴う保険料であり、適正額と考えます。
19	八千代市	○			市町村ごとの保険料引き上げ，引き下げの状況は把握しております。また，今後も保険料負担の上昇が抑えられるよう，県との会議等を通じて要望してまいります。
20	我孫子市	○			本市の保険税状況については県に情報提供しておりますので、国または県からその様な情報が提供されるものと見込んでいます。また、広域化によって保険税ができるだけ上がらないよう、国の動向を注視し状況に応じて要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	保険税軽減対象の拡大を行い、低所得者の負担軽減を図っており、現状において市独自の施策を講じる予定はございません。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	低所得者に対する保険税の軽減制度を設けて運用しており、保険税の引き下げについて県に要請することは考えておりません。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	急激な引き上げにならないよう一定の基準を設けて激変緩和措置が講じられている。
35	山武市			○	県は国保運営方針に基づいて、検証していくものと認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	行われると期待しています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市	○			
43	九十九里町		○		県下市町村の動向を注視しながら、本町においても引き続き、資格、医療費の適正化や収納率の向上に努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		県の動向を注視しながら、検討していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		県営化となり保険料については、県で調査している。保険料引き下げについては、給付減少につながる努力はしている。
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町	○			
54	鋸南町			○	実施済の事項であり、公表の可否は県と全市町村の判断が必要。
	県合計	10	21	23	
	%	18.5	38.9	42.6	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】3

No.	市町村名	11. 県単位化が、制度創設の背景にある「低所得者が多い」、「保険料負担が重い」という問題の解消に役立ったのか市町村と共同して検証すること。			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント115
1	千葉市	○			国民健康保険事業の広域化や公費拡充が実施されたことに伴い、本市の保険料は平成30年度においてマイナス改定となりました。しかし、令和元年度以降、1人当たりの医療費は医療技術の高度化などにより、今後も増え続ける見込みであり、それに併せ保険料も同様の傾向となることが見込まれることから、県主催の連絡会議等を通じて、引き続き議論してまいります。
2	銚子市		○		実績報告を検証する。
3	市川市			○	制度創設の背景は持続可能な社会保障の確立を図るためであり、上記の2点だけではないと考えるため。
4	船橋市			○	検証につきましては、千葉県国民健康保険運営方針第1の5に中間年の平成32年度において、必要に応じた見直しを行うと明記されております。
5	館山市			○	今後の国保広域化の動向を確認したい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	平成30年度からの国保の都道府県化は、国による制度改正であるため、市はその効果検証をする立場にございません。
8	野田市			○	県単位化に関する検証については、県が適切に実施すると考えております。
9	茂原市	○			千葉県国民健康保険連絡会議において、議論されるものと考えております。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		
13	旭市			○	県の動向を注視したい。
14	習志野市		○	○	国の財政支援の拡充により、一定程度保険料負担の抑制がなされたものと考えております。今後は必要に応じて検証について要請してまいります。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する
17	市原市	○			
18	流山市	○			国保の構造的な課題を解消するための改革であると認識しています。
19	八千代市	○			広域化後の県と市町村の話し合いの場である，千葉県国民健康保険連絡会議において議論されるものと考えています。
20	我孫子市	○			30年度から毎年約3,400億円の財政支援の拡充が実施されたことにより、国保の抜本的な財政基盤の強化が図られているものと捉えていますが、問題の解消に役立ったのかについては、国・県において検証するよう要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	今後、注視していきたいと考えております。
27	袖ヶ浦市		○		広域化がスタートしたばかりであり、具体的な検証は困難だが、追加的公費投入等による財政基盤強化により、実質赤字の解消や保険料の伸び幅の抑制が期待される。
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市		○		千葉県と各市町村が連携して検討に向けて取り組んでいきたいと考えております。
31	富里市		○		
32	南房総市		○		
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	広域後の保険料(税)について、調査されている。
35	山武市			○	県は国保運営方針に基づいて、検証していくものと認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町		○		
38	栄町			○	行われると期待しています。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町		○		
42	大網白里市		○		
43	九十九里町				平成30年度、令和元年度、県から示された標準保険料率を参考とした税率改定により、保険税率が引下げられました。結果として、所得水準等に考慮された保険料となっております。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町	○			
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町			○	当町においては効果があった。要請は効果解消につながりかねないものであるので要請しない。
	県合計	9	27	18	
	%	16.7	50.0	33.3	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項
【国民健康保険】4

No.	市町村名	12. 県として廃止した県単独の補助金を復活・充実すること。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント116
1	千葉市			○	広域化に伴い、公費のほとんどは県の国保特会で受け入れる構造となり、給付費を賄うための保険料から、県に支払う納付金を賄うための保険料となりました。県が市町村へ請求する納付金は、県内の給付費を賄うためのものであり、公費の受け入れを加味して算定されます。市の国保特会にて、公費の受け入れはほとんどなくなったものの、今後も増え続ける見込みである医療費、保険料に対応するため、公費を増額する必要があると認識しております。そのため、国保事業への公費の増額については、指定都市国保・年金主管部課長会議などを通じて国に対して要請しております。
2	銚子市	○			国保制度改善強化全国大会において、要望している。
3	市川市			○	財政支援について全国知事会より提言しております。
4	船橋市			○	県単独の補助金については、県内の財政状況を鑑みた施策が必要であり、県に対し要請することは考えておりません。
5	館山市			○	今後の国保広域化の動向を確認したい。
6	木更津市			○	
7	松戸市	○			県単独の補助金の新設による国民健康保険財政の支援を要望しております。
8	野田市			○	県補助金については、県が適切に検討するものと考えております。
9	茂原市			○	県繰入金の交付基準等の内容について、県との連絡会議で協議しております。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の動向を注視していきます。
13	旭市			○	県の動向を注視していきます。
14	習志野市			○	県として検討するものと考えます。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		今後、機会があれば要請する
17	市原市			○	国には、制度改正に係る公費投入の確実な実施及び財政強化策を講じることを要請しております。また、千葉県には、国保財政の責任主体となっておりますので、廃止された補助金ではなく、平成30年度からの新たな制度の下、財政負担について、機会を捉えて要請してまいります。
18	流山市			○	現行に従います。
19	八千代市	○			国民健康保険が抱える構造的な課題として，年齢構成が高く医療費水準が高いという面を持つ一方，所得水準が低く脆弱な財政基盤となっています。国民健康保険事業がこれからも持続可能な制度を維持していくための財政支援の拡大を，国民健康保険団体連合会，全国市長会等を通じて国に要請しています。
20	我孫子市	○			国保制度の広域化に伴い従来の県単独の補助金制度が変わっています、市町村は保険税への負担増が抑制されるように、保険者努力支援制度(県分)を活用するとともに、更なる公費負担の拡充について国・県に対して要望していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	県からの交付金等については、県単位化により納付金の減額の財源等になっています。
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	
27	袖ヶ浦市			○	広域化に伴い、交付金が整理されました。県独自の補助金の復活は要望いたしません。県の施策に従います。
28	八街市			○	
29	印西市		○		
30	白井市			○	県の所掌であり、市に対する要請ではないと考えております。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市	○			
34	香取市			○	財源の確保等の問題があり、県の動向を注視していきます。
35	山武市			○	県の運営方針に対しての要請と理解しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町		○		引き続き、財源確保に努めます。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町	○			
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		
50	長柄町			○	
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	6	16	32	
	%	11.1	29.6	59.3	

Ⅲ, 県に対し、要請していただきたい事項

【国民健康保険】6

No.	市町村名	13. 滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康に十分配慮した「収納対策の支援」をおこなうこと。			
		要請した 要請する	検討する	しない	コメント117
1	千葉市			○	広域化後も滞納処分は市町村の役割となっています。 また、滞納世帯に対しては、納付資力の有無を見極めたうえで、差押えや処分停止を行うなど、適正に対応しております。
2	銚子市	○			県を通じて、千葉県国民健康保険団体連合会の保険料収納率向上アドバイザー派遣事業を活用した。
3	市川市			○	県に指導を受けたうえ、適切に滞納処分をしております。
4	船橋市			○	県においては既に支援を実施していると考えております。
5	館山市			○	
6	木更津市			○	千葉県国民健康保険保険者指導実施要綱に基づき、収納対策に係る助言・指導等の支援を既に受けているため。
7	松戸市		○		
8	野田市			○	県は滞納処分の実施について保険者指導を実施しており、また、千葉県国保連合会主催の「市町村技術的助言」により、市は滞納処分等の助言を得ております。
9	茂原市			○	千葉県国民健康保険運営方針に記載されております。
10	成田市		○		周辺自治体と連携して対応してまいります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	県の国保運営方針で、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案することを基本とし、市町村の行う収納対策を支援することとしています。
13	旭市			○	県の動向に注視したい。
14	習志野市			○	県への要望と考えております。
15	柏市			○	
16	勝浦市		○		
17	市原市			○	滞納処分の実施については、千葉県が策定した、千葉県国民健康保険運営方針において、被保険者の所得や生活状況など個々の実情を十分に勘案して、適切な取り扱いをすることが重要であるとされております。
18	流山市			○	最低生活費を考慮した差押を行い、生活困窮者対しては執行停止処分を行っているため。
19	八千代市			○	千葉県では，国民健康保険法第4条第2項及び地方自治法第245条に基づく指導や技術的助言を市町村に対して既に実施しております。
20	我孫子市		○		状況に応じて検討していきたい。
21	鴨川市		○		
22	鎌ヶ谷市			○	
23	君津市		○		
24	富津市		○		
25	浦安市		○		
26	四街道市			○	県からは徴収を強化するべく指導を受けていますが、現場である市としては、これまでどおり、これからも、相談者の暮らし・健康に配慮をした丁寧な対応を心掛けていきます。
27	袖ヶ浦市				県に対する要望のため、不答
28	八街市		○		
29	印西市		○		
30	白井市			○	市に対する要請ではないと考えております。
31	富里市		○		
32	南房総市			○	
33	匝瑳市		○		
34	香取市			○	収納率向上に対する指導・助言、収納職員の能力向上に対する研修や説明会を開催している。
35	山武市			○	県は国保運営方針に基づいて、市町村の意見を聴取し対応していると認識しています。
36	いすみ市		○		
37	酒々井町	○			被保険者の人権、健康状態を充分に考慮した収納対策の支援を行っています。
38	栄町			○	県の判断に任せます。
39	神崎町			○	
40	多古町		○		
41	東庄町			○	
42	大網白里市	○			県が運営主体になったことから、「収納対策の支援」を配慮してもらうよう要請しました。
43	九十九里町		○		近隣市町村と協議し検討する。
44	芝山町		○		
45	横芝光町			○	
46	一宮町		○		県の動向を注視しながら、検討していきたい。
47	睦沢町		○		
48	長生村		○		
49	白子町		○		滞納処分については、納税相談等、世帯の状況等を聞き取りや調査を実施し配慮している。
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		
54	鋸南町		○		
	県合計	3	24	26	
	%	5.6	44.4	48.1	

Ⅲ，県に対し、要請していただきたい事項

【障害者福祉】1

No.	市町村名	14. 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、一部負担金をなくし、65歳以上で新たに重度障害者となった人と精神障害者への助成を一刻も早く実施し、精神障害については1・2級を対象とすること			
		要請した要請する	検討する	しない	コメント118
1	千葉市			○	整理No41～43の回答のとおりです。
2	銚子市	○			原則、県の補助制度に準ずる。
3	市川市			○	本市といたしましては、県の基準のとおり実施して参りたいと考えております。
4	船橋市			○	精神障害者を対象とすることについては、平成31年2月定例県議会にて、知事が実施する方向で具体的な検討を進めていくと答弁している。
5	館山市			○	精神障害については助成の対象とすべきか、県において検討しており、その動向を見たい。
6	木更津市			○	
7	松戸市			○	県基準対応のため対応のため
8	野田市			○	平成30年6月の県議会において「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願書」が提出され全会一致で採択されたことから、精神障がい者の医療費助成ついては、県の動向を注視してまいります。
9	茂原市			○	現在、千葉県が精神障害者への対象拡大に向けて、県内市町村と協議を行っているところであります。
10	成田市				整理No41,42,43の回答と同様になります。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	精神障害者への対象拡充については現に検討が行われています。
13	旭市			○	県の動向を注視します
14	習志野市			○	精神障がいは1級のみ実施しています。
15	柏市		○		県の助成基準に基づき実施しているため，県の動向に注視し，検討していきます。
16	勝浦市		○		精神障害者への助成については、令和2年8月から予定されている、千葉県の助成開始にあわせて実施予定。対象者については、県の基準に準ずる予定。
17	市原市		○		精神障がい者への助成については、現在、千葉県と市町村との間で対象拡大について、協議中です。
18	流山市			○	県要綱に準じて本市条例により一部負担金を求めるとともに、対象者についても変更予定はありません。精神保健福祉手帳所持者は償還払いにより対応しています。
19	八千代市			○	千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金要綱に基づき助成を行っているため，現段階では市から県に対する要請は考えておりませんが，今後も県内市町村の状況や県の動向に注視していきます。 なお，精神障害者への対象拡大につきましては，対象とする等級も含め，市町村担当者会議にて協議しております。 精神障害者への対象拡大は県内で市町村担当者会議にて協議を行っている。
20	我孫子市	○			これまで、県に対して精神1級を対象にするよう要望してきました。現在、千葉県では精神障害者への助成を実施する方針で具体的な検討が進んでいます。今後は、対象とする障害の程度や医療の範囲などの制度内容や実施の時期等について千葉県と協議します。
21	鴨川市			○	
22	鎌ヶ谷市			○	千葉県と同様の方針で実施しています。
23	君津市			○	現物給付の実施により市の負担が増加しており、これ以上の助成は難しい。精神障害者には市独自の制度で医療費を助成している。
24	富津市		○		県補助基準により対応するが、精神障害者を対象とすることについて検討中である。
25	浦安市			○	
26	四街道市			○	重度心身障害者(児)医療費助成制度については、千葉県の規則に準じているが、精神障害の人については、程度に関係なく、精神保健福祉手帳を取得している方を対象に、自立支援医療における自己負担分の2分の1を助成している。
27	袖ヶ浦市			○	65歳以上で新たに重度障害者となった方は、加齢による疾病もあることから、障害福祉施策ではなく、国の後期高齢者医療制度で対応すべきと考えます。また精神障害者の方については、市独自の医療費助成制度があること、県の検討に合わせて対応を検討しているところです。
28	八街市		○		本事業は、千葉県の基準に準じて実施しており、県同等の助成内容です。財政面から事業の拡大は厳しい状況ですが、今後の県の動向に注視して、研究していきたいと考えております。
29	印西市			○	65歳以上で重度障害者となった人と精神保健福祉手帳1級については既に対象としており、2級については、他の手帳の等級程度との比較では、身体3級、療育Bの1と同程度であることから、重度の対象とならないと考えるため。また、一部負担金は県基準より減額しているため。
30	白井市		○		現在、精神障害を助成対象に含めることについては、県と県内各自治体とで検討しています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	
33	匝瑳市			○	県の動向を注視していく。
34	香取市		○		精神障害者については、千葉県市町村内で検討中。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	県の方針に従って対応します。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	精神障害者への対象者拡大については既に検討が行われていること、一部負担金については平成27年度の制度改正に伴い導入されたものであることから、要請を行う考えはありません。
43	九十九里町			○	
44	芝山町		○		
45	横芝光町		○	○	Ⅰ-32①②③と同じ
46	一宮町		○		県の動向を見ながら対応していく。
47	睦沢町			○	
48	長生村		○		一部負担金はとらず、65歳以上新規は対象としている。精神障害者への助成は県の動向を注視している。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町		○		
52	大多喜町			○	
53	御宿町		○		千葉県の制度に合わせて運用しているため、変更は難しい。
54	鋸南町		○		
	県合計	2	15	37	
	%	3.7	27.8	68.5	

介護保険アンケート 1

No.	市町村名	1. 2019年4月1日の第1号被保険者数	2. 要介護(要支援)認定者数について 2018(平成30)年度(単位:人)									
			要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
1	千葉市	249,582	6,910	5,115	12,025	10,279	6,399	5,281	4,875	3,729	30,563	42,588
2	銚子市	22,323	405	483	888	894	778	616	569	310	3,167	4,055
3	市川市	103,149	2,286	2,556	4,842	3,275	3,519	2,594	2,011	1,520	12,919	17,761
4	船橋市	152,379	3,546	3,985	7,531	5,839	4,957	3,638	3,064	2,435	19,933	27,464
5	館山市	18,091	668	404	1,072	1,052	476	391	340	257	2,516	3,588
6	木更津市	37,340	845	888	1,733	1,165	1,118	856	818	610	4,567	6,300
7	松戸市	126,220	2,693	3,070	5,763	3,566	4,475	3,133	2,533	1,907	15,614	21,377
8	野田市	46,345	922	1,335	2,257	1,314	1,457	1,115	786	668	5,340	7,597
9	茂原市	28,623	590	538	1,128	995	785	607	628	502	3,517	4,645
10	成田市	29,794	329	564	893	863	944	705	556	280	3,348	4,241
11	佐倉市	54,588	1,257	1,428	2,685	1,092	1,045	900	951	677	4,665	7,350
12	東金市	16,919	233	316	549	409	569	457	337	282	2,054	2,603
13	旭市	19,564	262	298	560	711	500	462	460	338	2,471	3,031
14	習志野市	40,367	1,221	701	1,922	1,712	968	891	744	539	4,854	6,776
15	柏市	16,729	2,660	1,999	4,659	3,962	2,711	2,171	1,853	1,373	12,070	16,729
16	勝浦市	7,439	64	167	231	178	302	218	199	121	1,018	1,249
17	市原市	78,965	1,994	1,642	3,636	2,804	2,042	1,779	1,722	1,137	9,484	13,120
18	流山市	45,244	1,240	800	2,040	1,876	1,271	1,025	797	748	5,717	7,757
19	八千代市	49,693	1,149	1,198	2,347	1,642	1,374	1,015	904	694	5,629	7,976
20	我孫子市	39,677	942	718	1,660	1,590	955	756	705	515	4,521	6,181
21	鴨川市	12,425	201	314	515	501	486	393	328	208	1,916	2,431
22	鎌ヶ谷市	30,762	706	640	1,346	1,130	734	669	558	387	3,478	4,824
23	君津市	25,791	543	561	1,104	836	725	608	593	364	3,126	4,230
24	富津市	16,295	291	394	685	455	588	502	419	295	2,259	2,944
25	浦安市	29,150	776	470	1,246	847	601	427	435	366	2,676	3,922
26	四街道市	26,727	503	556	1,059	711	589	424	439	296	2,459	3,518
27	袖ヶ浦市	16,810	287	295	582	518	367	301	324	238	1,748	2,330
28	八街市	20,406	314	310	624	607	466	394	354	224	2,045	2,669
29	印西市	22,607	385	415	800	697	499	373	359	285	2,213	3,013
30	白井市	16,376	205	300	505	475	364	301	247	191	1,578	2,083
31	富里市	13,535	167	166	333	277	274	224	222	143	1,140	1,473
32	南房総市	17,080	431	491	922	477	586	459	467	310	2,299	3,221
33	匝瑳市	12,289	239	242	481	476	316	326	298	194	1,610	2,091
34	香取市	26,890	455	552	1,007	868	752	643	592	332	3,187	4,194
35	山武市	17,462	252	387	639	371	557	520	402	278	2,128	2,767
36	いすみ市	15,174	289	325	614	559	463	422	383	203	2,030	2,644
37	酒々井町	6,587	154	130	284	213	128	103	99	68	611	895
38	栄町	7,593	94	126	220	164	150	142	103	106	665	885
39	神崎町	2,028	26	48	74	111	75	54	53	29	322	396
40	多古町	5,281	94	64	158	178	122	102	139	55	596	754
41	東庄町	5,181	87	101	188	145	148	123	116	84	616	804
42	大網白里市	15,416	217	369	586	362	420	331	341	278	1,732	2,318
43	九十九里町	6,065	55	117	172	115	199	170	161	89	734	906
44	芝山町	2,451	14	24	38	32	87	92	67	29	307	345
45	横芝光町	8,334	129	180	309	212	262	227	220	125	1,046	1,355
46	一宮町	3,961	38	60	98	130	115	99	89	68	501	599
47	睦沢町	2,760	50	50	100	78	87	53	65	38	321	421
48	長生村	4,735	22	50	72	102	181	155	107	75	620	692
49	白子町	4,435	80	80	160	109	131	100	92	100	532	692
50	長柄町	2,720	44	103	147	553	1,031	712	432	192	2,920	3,067
51	長南町	3,286	41	59	100	131	103	86	85	58	463	563
52	大多喜町	3,738	74	89	163	141	119	96	114	64	534	697
53	御宿町	3,698	63	52	115	93	96	86	93	73	441	556
54	鋸南町	3,684	30	47	77	146	155	131	127	60	619	696
合計		1,594,763	37,572	36,372	73,944	58,038	48,621	38,458	33,775	24,547	203,439	277,383

介護保険アンケート 2

※は別表参照

No.	市町村名	3. 介護保険料の市町村独自の軽減・免除制度				4. 利用料の市町村独自の軽減・免除制度			
		○ある ×ない ●検討中	実施年月日(平成)	2018年度実績(件)	あれば具体的に	○ある ×ない ●検討中	実施年月日(平成)	2018年度実績(件)	あれば具体的に
1	千葉市	○	H12.9.1	291	保険料の所得段階が、第2・3段階の方で、収入や資産等の状況が市で定めた基準に該当する場合、申請により、保険料を第1段階相当額に減額しております。 拘禁中期間の減免。	×			
2	銚子市	×				×			
3	市川市	○	H13.4.1	145	世帯の生計を維持することが困難な方に対して、最大90%減額する	○	H15.4.1	588	世帯の生計を維持することが困難な方に対して、利用料の1/2を助成する
4	船橋市	○	H12.10.1	311		○	H14.4.1	2,324	低所得者を対象に居宅サービスに係る自己負担の40%を助成
5	館山市	○	H12.10.1	1		×			
6	木更津市	×				×			
7	松戸市	○	H13.4.1	286	災害などにより生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められる者	○	H17.10.1	27	社会福祉法人等の利用負担軽減制度
8	野田市	○	H15.4.1	0	※1	○	H15.4.1	5	※2
9	茂原市	○	H13.10.1	7	震災等により著しい損害を受けたり、収入が事業の休廃止等により著しく減少した場合等、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その保険料を減免することができます。	×			
10	成田市	○	H12.4.1	11	所得、資産等を勘案すると要保護世帯となる場合は100%、世帯の収入が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき算出する最低生活費の1.3倍以下の世帯に属する者は50%。	×			
11	佐倉市	×				×			
12	東金市	●				×			
13	旭市	○	H17.7.1	0	生活困窮(生活保護法における最低生活基準額を下回る収入)、拘禁、災害	×			
14	習志野市	○	H13.11.21	10		×			
15	柏市	○	H13.4.1	62	低所得者減免	○	H13.4.1	669	低所得のかたを対象に20種類の居宅サービスについて利用者負担金の一部を助成
16	勝浦市	○	H13.10.1	0	※3	○	H18.4.1	1,109	
17	市原市	○	H13.10.1	36		×			
18	流山市	○	H20.10.8	1		×			
19	八千代市	×				×			
20	我孫子市	○	H12.4.1	3		○	H23.3.11		
21	鴨川市	×				×			
22	鎌ヶ谷市	○	H12.4.1	0	所得段階が第2段階で、世帯の収入、資産の状況等を勘案し、第1段階へ引き下げる措置を行っている。(申請が必要)	×			
23	君津市	×				●			認知症対応型共同生活介護家賃等助成事業の実施を検討中
24	富津市	×				×			
25	浦安市	○	H13.1.1	0		×			
26	四街道市	○	H28.8.9	0	自宅の災害に伴う減免	×			
27	袖ヶ浦市	○	H16.4.1	4	袖ケ浦市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱(平成16年2月27日告示第30号)により、対象要件を満たした方について、損害割合及び状況に応じ介護保険料の支払い猶予、減免等を実施。	○	H18.4.1	0	袖ケ浦市介護保険居宅サービス利用者助成金交付要(平成18年3月31日告示第105号)により、対象要件を満たした方について、訪問系サービスを利用する場合に、利用者負担(1割相当分)の1/3を軽減する。
28	八街市	○	H14.7.1	0		×			
29	印西市	×				×			
30	白井市	×				○	H13.7.1	13	一定要件該当者に対して、介護サービス利用時の自己負担額を減額し、減額分を市と介護サービス事業者で負担する制度。
31	富里市	×				×			
32	南房総市	×				×			
33	匝瑳市	○	H18.6.1	8	低所得による生活困窮者に対しての減額・免除制度	×			
34	香取市	×				×			
35	山武市	○	H23.4.1	2	災害等の事由により損害を受けたときや、生計者の傷病や事業による損失等で保険料の納付が困難な場合に、保険料について徴収猶予又は免除するものです。	×			
36	いすみ市	○	H20.7.1	0	※4	×			
37	酒々井町	×				×			
38	栄町	×				×			
39	神崎町	×				×			
40	多古町	×				×			
41	東庄町	×				×			
42	大網白里市	×				×			
43	九十九里町	○	H15.11.1	0		×			
44	芝山町	×				×			
45	横芝光町	×				×			
46	一宮町	×				×			
47	睦沢町	×				×			
48	長生村	○	H16.9.16	0		○	H21.4.1	209	低所得者に対して訪問サービスの負担助成
49	白子町	×				×			
50	長柄町	×				×			
51	長南町	×				×			
52	大多喜町	×				×			
53	御宿町	×				×			
54	鋸南町	×				×			
	合計	25		1,178		10		4,944	

介護保険アンケート 3

※は別表参照

No.	市町村名	5. 補足給付								6. 特別養護老人ホームの待機者			
		①2018年8月の見直しで対象外になった人数	②2018年8月現在の補足給付対象者			③入居中の居住費・食費の市町村独自軽減策				① 人数	年月日現在（平成・令和）	①の内で要介護1の人数	①の内で要介護2の人数
			第1段階	第2段階	第3段階	○ある ×ない ●検討中	実施年月日（平成）	2018年度実績（件）	具体例				
1	千葉市	0	375	990	2,957	×				1,817	H31.4.1	103	165
2	銚子市	0	28	245	282	×				296	H31.1.1	0	1
3	市川市		296	463	1,209	×				245	H31.1.1	4	26
4	船橋市	0	280	664	1,858	×				559	H31.4.1	5	26
5	館山市	不明	35	154	264	×				136	R1.5.1	2	8
6	木更津市	0	73	390	489	×				318	H31.1.1	1	5
7	松戸市	0	318	623	1,656	○	H17.10.1	27	社会福祉法人等の利用負担軽減制度	953	R1.5.1	17	35
8	野田市	25	63	341	651	○	H15.4.1	5	4. で回答した助成制度「野田市特定居宅サービス等利用者負担軽減事業」に対象者となり、デイサービスを利用した場合に食費の助成があるもの。	421	H31.1.1	14	61
9	茂原市	0	21	219	355	×				199	H31.1.1	5	15
10	成田市	0	38	267	341	×				137	H31.1.1	0	0
11	佐倉市		67	227	670	×				299	H31.1.1	0	2
12	東金市	10	24	157	193	×				149	H31.1.1	0	0
13	旭市	0	32	401	278	×				168	R1.6.1	14	7
14	習志野市	8	93	149	480	×				347	H31.1.1	4	10
15	柏市	0	154	466	1,247	×				649	H31.1.1	3	13
16	勝浦市	2	10	143	130	×				94	R1.6.1	2	5
17	市原市		166	544	1,018	×				714	R1.6.1	0	0
18	流山市	28	45	162	436	×				293	H31.1.1	0	0
19	八千代市	10	86	206	527	×				356	H31.1.1	0	4
20	我孫子市	0	69	152	458	×				304	R1.6.1	23	32
21	鴨川市	12	27	205	250	×				161	H31.1.1	0	0
22	鎌ヶ谷市	0	60	147	408	×				182	H31.1.1	2	2
23	君津市		45	285	389	×				199	H31.1.1	5	10
24	富津市	0	20	287	214	×				208	H31.1.1	2	9
25	浦安市	不明	30	101	238	×				257	H31.1.1	4	24
26	四街道市	7	31	109	269	×				113	H31.1.1	6	5
27	袖ヶ浦市	0	22	157	231	×				140	H31.1.1	0	5
28	八街市	0	41	188	230	×				73	H31.1.1	3	10
29	印西市	1	7	165	218	×				106	H31.1.1	5	11
30	白井市	把握なし	25	98	195	×				106	H31.1.1	0	2
31	富里市	0	24	90	85	×				43	H31.1.1	3	4
32	南房総市	0	28	269	261	×				184	H31.1.1	0	0
33	匝瑳市	不明	25	206	133	×				232	H31.4.1	10	13
34	香取市	0	52	428	264	×				435	R1.7.1	40	49
35	山武市	4	38	287	262	×				207	R1.6.25	6	16
36	いすみ市	0	17	202	227	×				174	R1.6.1	16	25
37	酒々井町	2	12	31	63	×				36	H31.1.1	1	6
38	栄町	0	7	59	75	×				48	H31.1.1	0	0
39	神崎町	0	0	0	0	×				17	R1.7.15	0	1
40	多古町	0	12	90	51	×				82	H31.1.1	0	0
41	東庄町	3	9	85	50	×				36	H31.4.1	2	2
42	大網白里市	0	14	135	185	×				76	H31.1.1	0	2
43	九十九里町	4	10	80	60	×				29	R1.7.1	0	0
44	芝山町					×				32	H31.4.1	0	1
45	横芝光町	0				×				123	R1.6.24	5	16
46	一宮町	2	4	47	51	○	H30.4.1	10	グループホーム家賃助成事業：対象者は、月に2万円の助成を実施。	42	R1.7.1	1	3
47	睦沢町	0	3	59	47	×				20	R1.7.1	2	0
48	長生村	2	9	59	62	×				32	H31.1.1	0	0
49	白子町	0	4	68	56	×				36	R1.7.16	0	7
50	長柄町	1	5	25	30	×				18	H31.1.1	0	0
51	長南町	0	1	65	64	×				16	H31.1.1	0	1
52	大多喜町	5	14	81	74	×				28	H31.1.1	0	0
53	御宿町	9	5	65	50	×				67	H31.1.1	11	11
54	鋸南町	14	7	73	64	×				66	R1.7.1	0	3
合計		149	2,881	11,209	20,355			42		12,078		321	653

介護保険アンケート 4

No.	市町村名	7. 介護認定者の障害者控除の認定					8. 65歳以上の介護保険料普通徴の内、滞納のある人数（2019年6月1日現在、前年度1期でも滞納のある人）
		①2018年度の認定書発行実績(枚)	②障害者控除の認定申請を促すための申請書送付		③認定申請の発行の条件 1.介護認定者の内、要支援2以上は基本的に発行　2.介護認定者の内、要支援1以上は基本的に発行 3.医師の証明書(意見書)を提出していただき、判断　4.介護認定時の認定調査票または、主治医の意見書で判断 5.その他の判断方法（条件を有欄に記載）		
			○している ×していない	件			
1	千葉市	236	×		4		6,270
2	銚子市	253	×		4		503
3	市川市	1,099	×		5	介護認定者のうち、65歳以上で要介護度1以上で次の自立度に該当する場合は基本的に発行している。(認知症高齢者の日常生活自立度IIa以上、障害者高齢者の日常生活自立度A1以上)	2,480
4	船橋市	1,581	×		4		3,631
5	館山市	24	×		4		423
6	木更津市	213	×		5	・65歳以上で要介護認定1から5を受けている方 ・40歳以上65歳未満の方で要介護4又は5と認定を受けた方でその中でも特に障害度が高い方	1,328
7	松戸市	229	×		4		3,953
8	野田市	60	×		4		725
9	茂原市	276	○	1,026	4		595
10	成田市	161	×		4		780
11	佐倉市	535	○	273	4		729
12	東金市	62	×		4		473
13	旭市	14	×		5	要介護度及び介護認定時の調査票又は主治医の意見書で判断	334
14	習志野市	261	×		4		492
15	柏市	389	○	63	4		2,393
16	勝浦市	26	×		4		128
17	市原市	611	×		4		3,059
18	流山市	397	○	244	4		584
19	八千代市	171	×		4		1,179
20	我孫子市	556	○		4		530
21	鴨川市	6	×		5	65歳以上、要介護4以上、自立度B1以上	244
22	鎌ヶ谷市	24	×		4		1,127
23	君津市	417	×		5	要介護1以上の認定を受けている者(申請による)	727
24	富津市	253	×		4		428
25	浦安市	699	○	2,041	5	原則要介護認定者のうち、要介護1以上は発行している。	530
26	四街道市	62	×		3		423
27	袖ヶ浦市	195	×		5	要介護1又は2は「障害者」、要介護3は要介護認定時の心身の状態により「障害者」又は「特別障害者」、要介護4又は5は「特別障害者」に該当	381
28	八街市	94	×		4		888
29	印西市	54	×		4		308
30	白井市	177	×		4		268
31	富里市	36	×		4		395
32	南房総市	77	×		5	介護度1以上で認知症高齢者の日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度の組み合わせにより障害者控除、特別障害者控除の対象としている。	478
33	匝瑳市	63	×		4		209
34	香取市	539	×		4		466
35	山武市	65	×		3		629
36	いすみ市	40	×		4		386
37	酒々井町	22	×		5	介護認定時の認定調査票及び主治医の意見書で判断している	208
38	栄町	12	×				70
39	神崎町	12	×		4		48
40	多古町	26	×		4		104
41	東庄町	37	×		4		45
42	大網白里市	107	×		4		538
43	九十九里町	22	×		4		195
44	芝山町	11	×		4		93
45	横芝光町	486	○	948	4		191
46	一宮町	10	×		4		61
47	睦沢町	40	×		4		27
48	長生村	46	○	547	5	認定調査票及び主治医の意見書で判断している	89
49	白子町	110	○		4		133
50	長柄町	3	×		4		68
51	長南町	23	×		4		151(前年 49)
52	大多喜町	2	×		4		54
53	御宿町	4	×		2・4		49
54	鋸南町	2	×		4		41
合計		10,930	9	5,142	条件1:0自治体　条件2:1自治体　条件3:2自治体　条件4:41自治体　条件5:10自治体		40,641

介護保険アンケート 5

No.	市町村名	9. 保険料滞納を理由とする給付制限（2019年6月1日現在）		10. 2019年6月1日での利用日（人数）		
		①人数	①のうちサービスの利用人数	2割負担	3割負担	利用者の実態及び寄せられている声
1	千葉市	117	30	3,342	2,166	制度の周知が足りない、発送が遅い、などの意見をいただいております。
2	銚子市	17	6	124	80	特に苦情・相談はない。
3	市川市	4	1	1,281	1,298	把握しておりません
4	船橋市	60	16	2,367	1,696	2割負担導入時に、市内の居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設、グループホームを対象にアンケート調査を実施しました。その結果、回答を得た事業所を利用する2割負担者1,347人中、91人(6.7%)がサービス内容等を見直したとのことでした。これらのケースについて個別に確認したところ、ケアマネジャーの適切なケアプランの見直し等により、その後の心身状態に影響を及ぼすといったケースではございませんでした。なお、3割負担につきましては、対象者が2割負担者のうち更に所得が高い層であり、その影響は1%低いものであると考えておりますので実施する予定はございませんが、平成30年8月に3割負担の負担割合証を送付したのち10日間で、3割負担について問い合わせがあった52件につきましては、そのいずれも知見改善の提言や指定要件等をご理解いただいたことから、苦情となるようなケースはございませんでした。
5	館山市	7	3	177	88	具体的には把握していません。次期介護保険事業計画の策定にあたり、アンケート等での把握を検討したいと考えています。
6	木更津市	0	0	318	200	把握はしていない
7	松戸市	0	0	1,763	1,377	本来、必要なサービス量は、ご本人の身体状況や介護者の支援状況等を確認し、自立支援に向けたものとして決定されますが、ケアプランを作成するケアマネジャーからは、負担割合変更に伴いサービス利用ができない等の相談は届いておりません。
8	野田市	14	5	410	300	2割3割負担となった利用者の実態については、給付実績から把握する予定です。
9	茂原市	8	2	282	140	実態把握につきましては実施していません。また、利用者からの相談等についても現在のところありません。
10	成田市	13	6	201	185	
11	佐倉市	7	1	588	382	【実態把握】居宅介護支援事業所に対する調査 【回答】①制度維持のためやむを得ない(69.4%) ②全員1割に戻すべき(11.1%) ③1割及び2割に戻すべき(11.1%) ④その他(8.33%)
12	東金市	0	0	114	76	
13	旭市	8	3	108	67	一時的な所得によるもの及び年金高額受給者が多い。一時的な所得により2割3割になった方からの問い合わせは時折あるが、特に声は寄せられていない。
14	習志野市	5	3	568	434	介護保険法に基づき、被保険者の所得に応じた負担をしていただきます。
15	柏市	33	12	1,361	1,019	昨年度、2割から3割になった方に対して、介護度が変わらず、サービス利用を減らした方の状況をケアマネジャーに伺ったところ、サービスの利用回数を減らした方が数人いましたが多くの方は、影響はなかったとの回答を得ています。
16	勝浦市	0		37	15	実態は把握していない
17	市原市	87	23	664	466	実態の把握につきましては、介護保険の制度設計を行う国が主体となって行うべきと考えます。また利用者からは、制度の内容や負担割合の判定に係る問い合わせを受けております。
18	流山市	6	3	693	528	平成30年7月に介護保険負担割合証を発送した際に、3割負担の方から問い合わせが多数ありましたが、負担割合の要件や高額介護サービス費の制度により、2割負担の方から3割負担になる全ての方の負担が1.5倍になるとは限らない旨などを説明し、理解を得ました。
19	八千代市	2	0	646	462	実態は把握していません。当然のことですが負担割合が増え、負担が増えたとの声があります。
20	我孫子市	0		763	505	利用者人数は把握をしているが、実態の把握は行っていません。
21	鴨川市	0	0	79	60	
22	鎌ヶ谷市	0	0	297	193	すべてを把握できてはおりませんが、ケアマネージャー等から聞き取りをしています。
23	君津市	0	0	244	147	把握していない
24	富津市	2	0	109	48	把握していない。
25	浦安市	11	5	301	374	負担割合証の発行に関しての管理は行っておりますが、実態把握はしておりません。利用者の声も特に寄せられていません。 (2019年6月1日時点での人数が出力することができなかったため、2019年8月1日時点に変更しました。)
26	四街道市	0		316	137	特段ありません
27	袖ヶ浦市	5	0	107	88	利用者の実態の把握はしていない。寄せられている声は、2割または3割負担となった理由についての問合せとなっている。
28	八街市	15	4	96	65	把握していない。相談があった際は、制度の周知と高額介護サービス費支給事業と併せて説明していきたいと考えております。
29	印西市	3		181	101	割合変更に対する一般的なお問い合わせ内容に留まっていたように思います。
30	白井市	2	0	172	117	2、3割負担になった利用者から制度についての質問はあったが、そこから苦情に繋がった事例はなかった。
31	富里市	5	2	53	36	特になし
32	南房総市	4	1	117	40	毎月2割、3割負担者の人数を介護保険システムにより把握している。これまで、苦情、問い合わせ等はなく、理解が得られているものと認識している。
33	匝瑳市	6	0	57	35	特になし
34	香取市	2	0	126	87	把握はしていない。
35	山武市	0	0	86	34	
36	いすみ市	0	0	110	61	特になし
37	酒々井町	0	0	53	46	
38	栄町	0		61	28	
39	神崎町	2	1	15	12	
40	多古町	0		17	11	
41	東庄町	1	0	19	14	収入の形態(年金・不動産等)については把握している。特に意見等はあがっていない
42	大網白里市	11	2	116	51	寄せられた声は特になし
43	九十九里町	1	0	12	8	利用者の方からの、問い合わせはございません。
44	芝山町	0		17	18	
45	横芝光町	1	1	40	22	
46	一宮町	0	0	28	22	毎月の処理により負担割合に変更があった場合の把握はしているが、負担割合の段階が上がったことによる意見等は寄せられていない。
47	睦沢町	0		17	6	
48	長生村	0		27	10	
49	白子町	1	0	31	15	
50	長柄町	0	0	9	14	
51	長南町	0	0	16	12	制度改正が行われる前には「どうしてこの様な改正が行われるのか」といった意見があり、制度改正の趣旨について説明いたしましたが、制度改正以後は意見は寄せられていない。
52	大多喜町	0	0	14	11	
53	御宿町	1	0	33	17	
54	鋸南町	0		25	5	実態は把握している。声は特になし。
合計		612	281	27,584	18,093	

介護保険アンケート 6

※は別表参照

No.	市町村名	11.「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況											
		①訪問型サービスの実施内容											
		I．現行相当サービス				II．緩和基準サービス(訪問型A)				III．住民主体サービス(訪問型B)			
		状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	状況	単価(円)	事業所数	利用者負担
1	千葉市	確保	1回あたり2,939円～	189	1割・2割・3割	確保	1回あたり2,629円	152	1割・2割・3割	確保		3	任意設定
2	銚子市	確保	現行相当	16	現行相当	確保	1時間 1,000円 30分 1,000円	2		未定			
3	市川市			71									
4	船橋市	確保	国が定める額(100%)	163	1割から3割	確保	左記の99%程度	36	1割から3割	未定			
5	館山市	確保	10	14	利用状況に応じて	しない				しない			
6	木更津市	確保				未定				未定			
7	松戸市	確保	10.70	89	1割から3割	確保	別紙参照	4	別紙参照	確保		4	1時間500円～1000円
8	野田市	確保				未定				未定			
9	茂原市	確保	現行と同様	35	現行と同様	確保	回数単価	3	現行と同様	未定			
10	成田市	確保	国が定める単価を採用	32	1～3割	確保	1．の現行3割	3	1～3割	未定			
11	佐倉市	確保	12,497円 21,934円 39,632円	68	1割～3割	確保	10,368円 20,736円 32,891円	2	1割～3割	一部確保	団体への一部補助の為、単価設定なし	4団体	実施主体が定める額
12	東金市	確保	国の定める単価と同じ	41	負担割合	確保	1回につき 225単位	4	負担割合	確保		1	団体が定める
13	旭市	確保				未定				未定			
14	習志野市	確保	(週1程度利用)12,661円 (週2程度利用)25,341円 (週2を超える利用)40,151円	48	1割または2割または3割	確保	(週1程度利用)12,411円 (週2程度利用)22,341円 (週2を超える利用)34,102円	6	1割または2割または3割	確保		0	お茶代等実費負担
15	柏市	確保	訪問Ⅰ:1,168単位 訪問Ⅱ:2,335単位 訪問Ⅲ:3,704単位	85	1割負担	確保	訪問Ⅰ:977単位 訪問Ⅱ:1,954単位 訪問Ⅲ:3,097単位	29	1割負担	確保		65	各団体が設定
16	勝浦市	確保	国に準ずる	9	1割から3割	しない				しない			
17	市原市	確保		53	現行と同様	未定				一部			
18	流山市	確保	旧介護予防訪問介護と同	37	サービス費用の1割～3割	確保	200単位	7	サービス費用の1割～3割	確保	各団体で設定	2	各団体で設定
19	八千代市	確保	10.70	42		未定				未定			
20	我孫子市	確保	国基準	23	国基準	確保	1,460	1	国基準	未定			
21	鴨川市	確保	国基準	13	国基準	しない				しない			
22	鎌ヶ谷市	確保	国基準と同じ	40	1割～3割	確保	国基準と同じ	6	1割～3割	未定			
23	君津市	確保	国が定める額と同額	21	介護(予防)給付と同じ	未定				未定			
24	富津市	確保	10.21円	27	1割又は2割	未定				未定			
25	浦安市	確保	国が定める単価	25	1割・2割・3割	未定				未定			
26	四街道市	確保		26		確保		5	20%	しない			
27	袖ヶ浦市	確保	週1回 1168単位 週2回 2335単位 週2回以上 3704単位	36	1割～3割	確保	15～60分 225単位	6	1割～3割	未定			
28	八街市	確保	国と同様	13	1割、2割、3割	未定				未定			
29	印西市	確保	1168	27		未定				未定			
30	白井市	確保	週1回1168単位 週2回2335単位 週2回超3704単位	22	1割負担　週1回 1217円 週2回 2433円 週2回超3360円	確保	一体型223単位 基本型177単位 (それぞれ1回当たり)	18	1割負担　一体型233円 基本型185円 (それぞれ1回当たり)	未定			
31	富里市	確保	1,168円/月(要支援1)	19	1～3割	確保	968円/月	0	1割	未定			
32	南房総市	確保	現行単価	31	現行負担割合	しない				しない			
33	匝瑳市	確保	国が定める単価	22	介護給付と同じ	未定				未定			
34	香取市	確保				未定				未定			
35	山武市	確保		43	1割～3割	確保		5	1割～3割	確保		0	
36	いすみ市	確保	現行相当	12	1・2・3割	しない				しない			
37	酒々井町	確保				未定				未定			
38	栄町	確保	週1　11,690円 週2　23,350円 週3　37,040円	9	1割又は2割	確保	週1　10,510円 週2　21,030円 週3　33,310円	2	1割又は2割	未定			
39	神崎町	確保				しない				しない			
40	多古町	確保	国が定める単価	2	1～3割	未定				未定			
41	東庄町	確保	月1,168単位	6	1,168円	しない				しない			
42	大網白里市	確保	1,168単位	35	1割～3割	一部	250単位	4	250円	確保	なし	2	200円
43	九十九里町	確保		6		確保		21		未定			
44	芝山町	確保	予防サービスと同様	3		しない				しない			
45	横芝光町	確保				未定				未定			
46	一宮町	確保	旧介護予防訪問介護と同単価	9	1割、2割又は3割	確保	旧介護予防訪問介護の9割相当	6	1割、2割又は3割	未定			
47	睦沢町	確保				未定				未定			
48	長生村	確保				未定				未定			
49	白子町	確保				未定				未定			
50	長柄町	確保				確保				未定			
51	長南町	確保	国が定める単価	2	負担割合に応じた割合	未定				未定			
52	大多喜町	確保	国に準ずる	7	1割～3割	しない				しない			
53	御宿町	確保	介護予防サービス相当	12	1割～3割	未定				未定			
54	鋸南町	確保	介護報酬と同様	6	介護報酬と同様	しない				しない			
	合計			1,489				322				81	

介護保険アンケート 7

No.	市町村名	11.「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施状況 ②通所型サービスの実施内容 I．現行相当サービス 状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	II．緩和基準サービス(通所型A) 状況	単価(円)	事業所数	利用者負担	III．住民主体サービス(通所型B) 状況	単価(円)	事業所数	利用者負担
1	千葉市	確保	1回あたり1,647円～	210	1割・2割・3割	確保	1回あたり1,450円	6	1割・2割・3割	確保		8	任意設定
2	銚子市	確保	現行相当	22	現行相当	未定				未定			
3	市川市				93				10				
4	船橋市	確保	国が定める額(1647円)	217	1割から3割	確保	左記の80%又は75%程度	11	1割から3割	未定			
5	館山市	確保	10	22	利用状況に応じて	しない				しない			
6	木更津市	確保				未定				未定			
7	松戸市	確保	10.45	117	1割から3割	未定				未定			
8	野田市	確保				未定				未定			
9	茂原市	確保	現行と同様	39	現行と同様	未定				未定			
10	成田市	確保	国の定める単価を採用	55	1～3割	確保	I．の概ね8割	1	1～3割	未定			
11	佐倉市	確保	17,211円 35,289円	86	1割～3割	しない				しない			
12	東金市	確保	国の定める単価と同じ	31	負担割合	未定				未定			
13	旭市	確保				確保				未定			
14	習志野市	確保	(要支援1)17,359円 (要支援2)35,593円	59	1割または2割または3割	確保	((要支援1)16,337円 (要支援2)30,165円	3	1割または2割または3割	確保		0	お茶代等実費負担
15	柏市	確保	通所I：1,647単位 通所II：3,377単位	107	1割負担	未定				しない			
16	勝浦市	確保	国に準ずる	11	1割から3割	しない				しない			
17	市原市	確保		65	現行と同様	未定				未定			
18	流山市	確保	旧介護予防通所介護と同	40	サービス費用の 1割～3割	しない				確保	各団体で設定	5	各団体で設定
19	八千代市	確保	10.45	48		未定				未定			
20	我孫子市	確保	国基準	39	国基準	確保				未定			
21	鴨川市	確保	国基準	14	国基準	しない				しない			
22	鎌ケ谷市	確保	国基準と同じ	77	1割～3割	未定				未定			
23	君津市	確保	国が定める額と同額	28	介護(予防)給付と同じ	未定				未定			
24	富津市	確保	10.21円	30	1割又は2割	未定				未定			
25	浦安市	確保	国が定める単価	14	1割・2割・3割	一部	独自設定	1	1割・2割・3割	未定			
26	四街道市	確保		48		確保		3	298	しない			
27	袖ケ浦市	確保	要支援1週1回 1647単位 要支援2週1回 1689単位 要支援2週2回 3377単位	44	1割～3割	未定				未定			
28	八街市	確保	国と同様	33	1割、2割、3割	未定				未定			
29	印西市	確保	1647	51		未定				未定			
30	白井市	確保	事業対象者及び要支援1 378単位 要支援2 389単位 (それぞれ1回当たり)	43	事業対象者及び要支援1 380円 要支援2 400円 (1割負担・1回当たり)	確保	2時間以上4時間未満の額を記載 要支援1 265単位 要支援2 272単位	2	1割負担の場合 要支援1 273円 要支援2 280円	未定			
31	富里市	確保	1,648円/月(要支援1)	33	1～3割	確保	1,291円	0	1割	未定			
32	南房総市	確保	現行単価	39	現行負担割合	しない				しない			
33	匝瑳市	確保	国が定める単価	23	介護給付と同じ	未定				未定			
34	香取市	確保				未定				未定			
35	山武市	確保		44	1割～3割	確保		3	1割～3割	確保		0	
36	いすみ市	確保	現行相当	14	1・2・3割	確保	現行相当×0.9	1	1・2・3割	しない			
37	酒々井町	確保				未定				未定			
38	栄町	確保	支援1 16,070円 支援2 31,770円	20	1割又は2割	確保	支援1 11,520円 支援2 30,350円	2	1割又は2割	未定			
39	神崎町	確保				しない				しない			
40	多古町	確保	国が定める単価	6	1～3割	未定				未定			
41	東庄町	確保	月1,617単位	9	1,647円	確保	年間委託契約	1	1回 200円	しない			
42	大網白里市	確保	1,617単位	36	1割～3割	一部	なし	1	2,000円(12回)	確保	なし	1	100円
43	九十九里町	確保		6		確保		14		未定			
44	芝山町	確保	予防サービスと同様	6		しない				しない			
45	横芝光町	確保				未定				未定			
46	一宮町	確保	旧介護予防訪問介護と同単価	13	1割、2割又は3割	確保	2,565円/回.人	2	1回 200円	未定			
47	睦沢町	確保				未定				未定			
48	長生村	確保				確保		1	100円	未定			
49	白子町	確保				未定				未定			
50	長柄町	確保				しない				しない			
51	長南町	確保	国の定める単価	5	負担割合に応じた割合	未定				未定			
52	大多喜町	確保	国に準ずる	5	1割～3割	しない				しない			
53	御宿町	確保	介護予防サービス相当	16	1割～3割	未定				未定			
54	鋸南町	確保	介護給付と同様	7	介護給付と同様	しない				しない			
	合計			1,832				52				14	

No.	市町村名	12. 介護予防・日常生活支援総合事業の実績について(令和元年6月1日現在)				
		①介護保険相当サービスに移行した		②基準緩和サービスに移行した人数		③住民参加型サービスのメニューと利用者人数
		予防訪問介護	予防通所介護	予防訪問介護	予防通所介護	
1	千葉市	430	3,132	1,866	148	訪問支援：1人　通所支援:24人　※2019年3月31日時点
2	銚子市	181	183	6		銚子プラチナ体操 35団体 385人 ふれあい交流サロン 4か所 参加延べ 2,605人
3	市川市	873	1,451		29	
4	船橋市	1,289	1,944	13	11	船橋市ではサービスBとしての事業は実施していない。
5	館山市	239	239			なし
6	木更津市	379	602	0	0	
7	松戸市	不明	不明	不明	不明	○訪問型生活支援サービス(訪問A)・・・利用者数58人(6月分) 内容:老計10号の範囲内 ○訪問型困りごとサービス(訪問B(D))・・・利用者数6人(6月分) 内容:老計10号の範囲外も可(本人居室以外の清掃、外回り清掃等)
8	野田市	321	548	0	0	未実施
9	茂原市			0		該当なし
10	成田市	160	379	2	0	サービスBは未実施であり、今後実施を検討
11	佐倉市	564	1,083	8	0	住民相互の助け合いにより行われる、買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、庭木の剪定、草取り、障子及び網戸の張替え・布団干し、階段の掃除などの支援など(利用者数)回答時点では、全利用者の把握はできていません。
12	東金市	93	125	5	0	サービス:買い物代行、掃除、片づけ、話し相手等　利用者数:4人
13	旭市	107	276	0	152	未実施
14	習志野市	423	618	0	8	なし
15	柏市	821	1,677	35		・サービスのメニュー:ゴミ出し，草取り，庭木の剪定，調理，外出付添い等，各団体により 様々 ・H30年度の各団体利用者数の合計:1,877名
16	勝浦市	59	47	0	0	
17	市原市	589	935			未実施
18	流山市	0	0	0	0	訪問型サービスB(草刈、障子の張り替えなどの生活支援) 通所型サービスB(軽体操、カフェなどの集いの場) 訪問型サービスD(訪問型サービスBと一体的に行う移動前後の乗降支援) 利用者数 令和元年6月1日現在 延べ58人
19	八千代市					住民参加型のサービスはありません。
20	我孫子市	306	494	3	0	強化型きらめきデイサービス 延12,936人
21	鴨川市	218	187	0	0	
22	鎌ヶ谷市	273	533	8	0	該当なし
23	君津市	333	177			実施なし
24	富津市	103	166	0	0	実施していない
25	浦安市	不明	不明	0	0	特になし。
26	四街道市	165	406	8	0	週いち貯筋体操:参加実人数545人、参加延人数12,491人(H30年度実績)
27	袖ヶ浦市	91	141	10	未実施	現在未実施。
28	八街市	123	230	0	0	現在実施していない。
29	印西市	108	257	0	0	実施なし
30	白井市	総合事業開始から3年が経過しており、移行した人数の把握はしていない。				該当するサービスはありません。
31	富里市	72	115	0	0	
32	南房総市	178	242			
33	匝瑳市	26	52	0	0	未実施
34	香取市	189	426	0	0	実施なし。
35	山武市	116	140	4	0	利用人数は10人。現在指定団体がないため、具体的なメニューについては不明。
36	いすみ市	137	190	0	5	該当なし
37	酒々井町	53	97	0	0	実施なし
38	栄町	46	85	3	22	
39	神崎町	6	34	0	0	
40	多古町	31	63	0	0	未実施
41	東庄町	15	57	0	27	該当事業・利用者ともなし
42	大網白里市	123	131	0	0	訪問型サービスB 43人　通所型サービスB 18人
43	九十九里町	把握しておりません				実施していない
44	芝山町	5	15	0	0	実施なし
45	横芝光町	0	0	0	0	貯筋運動(いきいき百歳体操) 3地区 58人 元気はつらつ運動教室 21回 延べ1, 375人
46	一宮町	4	20	17	51	なし。
47	睦沢町	0	0	0	0	
48	長生村	6	11	0	0	
49	白子町	37	31	0	0	なし
50	長柄町	6	6	0	0	なし
51	長南町	19	21	0	0	基準緩和・住民主体のサービスは未整備。
52	大多喜町	32	27	0	0	別の事業として高齢者サロンの運営補助を実施。8団体に対し年間3万円を上限とし助成。
53	御宿町	23	15			
54	鋸南町	39	24	0	0	2020年度開始予定。詳細は協議中。
	合計	9,411	17,632	1,988	453	

介護保険アンケート 9

No.	市町村名	13. 基準緩和サービス、住民主体サービスの担い手研修について ①基準緩和サービスの担い手研修の実施方法	②養成人数（人）	③就労人数（人）
1	千葉市	訪問介護事業所への開催案内及び市政だよりへの掲載により受講者を募集のうえ、千葉市社会福祉協議会に業務委託して実施しております。	242	93
2	銚子市	平成28年に市職員による研修を実施	13	把握なし
3	市川市	実施していません		
4	船橋市	自立に向けた支援・生活と家事、安全の確保・緊急対応・個人情報の取扱いなど、120時間程度の研修を年に数回、委託して実施している。	264	13
5	館山市	なし		
6	木更津市	現在、実施について検討しております。		
7	松戸市	市主催の基本研修とサービス実施団体主催の実務者研修の両研修を受講することにより、担い手となることができる。 【基本研修】高齢社会の現状認識、介護保険制度及び訪問型サービスの理念・概要・仕組み 【実務者研修】衛生管理・秘密保持・緊急時及び事故発生時の対応等、サービスの運営に関する基準の遵守、生活支援のための知識と技術	272	不明
8	野田市	未実施		
9	茂原市	市主催にて実施しています	19	
10	成田市	市の主催により、「成田市認定ヘルパー養成研修」を約15時間のカリキュラムで3日間実施。参加募集は、広報・ホームページ等で周知し、定員30名にて募集を募った。研修の講師は市職の他、成田市介護保険事業者連絡協議会より推薦をいただく。研修内容は、介護保険制度・総合事業・従事者としての職業倫理・介護におけるコミュニケーション技術、高齢者の心と身体の理解・対象者に合わせた生活援助・認知症の理解。最終日には任意参加により事業所紹介・説明会を実施した。2019年度は未実施。	7	1
11	佐倉市	市が直接実施(今年度はまだ実施していません)		
12	東金市	今年度については、社会福祉法人主催で2回を予定しています。2日間で1コースとなります。	約 20	0
13	旭市	ボランティア研修を開催	0	
14	習志野市	市認定ヘルパー養成講座を社会福祉協議会に委託し実施	41	1
15	柏市	生活支援体制整備事業として柏市社会福祉協議会に委託し，2日間計10時間（希望者は別に半日程度の現場見学あり）実施している。研修修了者は，柏市訪問型生活支援サポーターとして，認定資格を得て，要支援者または総合事業サービス事業対象者に対し，必要な生活援助（掃除，洗濯，調理，買物等）の提供者として，市内の訪問介護事業所等で働くことができる。平成27年度は2回，平成28年度は6回，平成29年度は年4回，平成30年度は年4回実施し，令和元年度は年3回実施予定。その他，令和元年度はフォローアップ研修を1回実施予定。	295	49
16	勝浦市		0	0
17	市原市	未実施		
18	流山市	市が担い手養成研修（2日間）を実施内容：介護予防・日常生活支援総合事業の意義と高齢者の生活支援・介護予防について、利用者との接し方について、高齢者の心身の特性・暮らしについて、生活支援サービスの実際について、事業所からのガイダンス　等	206	30
19	八千代市	実施していません		
20	我孫子市	市では実施していない。(県が実施する、「介護予防・生活支援サービス担い手養成研修」に参加)		
21	鴨川市		0	0
22	鎌ヶ谷市	市主催で市認定ヘルパー養成研修の開催。3日間合計13時間程度。研修期間内に同行訪問実施。	55	10
23	君津市	実施なし		
24	富津市	実施していない		
25	浦安市	サブスタッフ養成講座の実施	6	0
26	四街道市	千葉県介護福祉士会へ講師派遣依頼を行い1回実施。	10	9
27	袖ヶ浦市	事業所が推薦する希望者に市独自の研修を2日間行う。	6	1
28	八街市	現在実施していない。	0	
29	印西市	実施なし		
30	白井市	講義10時間と見学実習（1時間）を1回の研修を実施しています。	15	3
31	富里市	今年度、7月25日・26日に研修を行う予定です。	0	0
32	南房総市			
33	匝瑳市	未実施	0	0
34	香取市	実施なし。	0	0
35	山武市	社会福祉協議会へ委託し、広報誌、防災無線等で周知。今年度(18/24,25,8/31,9/1の4日間(各日13時30分～16時30分)で開催予定(定員20名)。10月以降に交流会、マッチングの会開催予定。	47	2
36	いすみ市	千葉県主催の介護予防・生活支援サービス担い手養成研修にて実施	0	0
37	酒々井町	実施なし	0	0
38	栄町	町主催で独自のカリキュラムにて実施。（1日4時間程度で2日間実施。）講師については町組織の各課及び町内介護事業所等へ依頼し、職員を派遣して貰っている。	6	1
39	神崎町			
40	多古町	未実施		
41	東庄町	未実施	0	0
42	大網白里市	生活サポーター養成研修を2回実施	96	0
43	九十九里町	生活支援体制づくり勉強会	40	0
44	芝山町	実施なし		
45	横芝光町	未定	0	0
46	一宮町	なし。	0	0
47	睦沢町			
48	長生村		0	0
49	白子町	未実施		
50	長柄町	介護職員初任者研修で生活支援ボランティアを養成	23	0
51	長南町	未実施	0	0
52	大多喜町	別の事業として地域支え愛サポーターにより在宅活動のフォローを実施。	0	0
53	御宿町			
54	鋸南町	実施しない。		
	合計		1,683	213

介護保険アンケート 10

※は別表参照

No.	市町村名	13. 基準緩和サービス、住民主体サービスの担い手研修について ④中高年者にむけた入門的研修など介護の担い手の確保に関する自治体の考え方、取り組み状況など
1	千葉市	①の基準緩和サービスの担い手研修の受講者の増加やサービス提供事業所の増加を促していきたいと考えております。
2	銚子市	超高齢化を迎え、中高年者に介護の担い手になってもらうことは重要だと考えている
3	市川市	介護人材のすそ野拡大に向け、介護に入門的研修の実施を、次年度以降に検討しております。
4	船橋市	介護人材不足については、本市においても喫緊の課題であり、新たな担い手の確保についても市が行うべき役割の中で事業実施している。具体的には、合同就職説明会の開催や初任者研修の費用助成などであり、入門的研修に関しても来年度以降の実施に向け検討を行っている。
5	館山市	なし
6	木更津市	
7	松戸市	介護人材のすそ野を広げるため様々な人たちが、各々の可能な範囲で活躍してもらえるよう、担い手研修を実施している。R1年度担い手研修実施状況:R1.5.31　参加者14名
8	野田市	介護予防の取組に関するボランティアの育成を行うことで、住民主体サービス等の担い手を確保していく。
9	茂原市	
10	成田市	「成田市認定ヘルパー養成研修」を開催し、介護の担い手の確保と共に中高年者の活躍の場、地域貢献の機会となることを期待している。ただし、事業所の受入が少ないことで、就労に結びつきにくい課題がある。
11	佐倉市	生活援助型ヘルパー養成研修や介護職員初任者研修を受講料無料で実施し、担い手を確保しています。
12	東金市	2025年には団塊の世代が全て75歳を迎え、また、高齢者の単身世帯の増加も見込まれることから、生活支援サービスの需要はますます増えるものと思われます。高齢者の社会参加と生活支援の充実が喫緊の課題となっており、元気な高齢者の活躍の場を設けたいと考えます。
13	旭市	住民の自主的活動を重視
14	習志野市	市認定ヘルパー養成講座を年2回実施するほか、市が認める事業所内での養成研修を実施。
15	柏市	地域の元気な中高年者が基準緩和サービスの担い手となることで活躍できるよう，担い手研修を実施している。現時点では，担い手が雇用に結びつきにくい，担い手を雇用しても適時にケアマネジャーから依頼がこない等の課題はあるが，サービス事業所を訪問し，研修修了者を担い手として雇用することを依頼したり，地域包括支援センターやケアマネージャーに対し，基準緩和サービスの普及啓発を行うなどしている。
16	勝浦市	
17	市原市	未実施
18	流山市	本市の取組みとして介護職を離職中の市民やキャリアアップを目指している市民、又は介護職に関心のある市民等を対象に、在宅介護の知識や情報、技術等を得て、介護を担うことに対して行動することにつながるための講座(ちょっともっと介護塾)を開催し、今後の介護の担い手のすそ野拡大や担い手の増加を図る。
19	八千代市	介護サービス事業所における人材確保については，介護サービスの質の確保等のためにも取り組むべき問題と考えており，平成29年度から介護職員初任者研修の受講費用に対する補助を行っております。また，生活支援を検討する事業の中で担い手養成講座を開催し，希望者をボランティア・NPO団体の活動に紹介しております。
20	我孫子市	身近な地域の通いの場で、認知症予防、筋力アップ等介護予防運動の取り組みが行えるよう、市民団体のリーダーを対象に介護予防運動の研修を実施し、地域での取り組みを支援している。
21	鴨川市	市内の介護事業所については、求人を出しても応募が少ないのが現状です。今年度から入門的研修の基礎講座を開催し、介護の担い手の確保に繋げていきたい。
22	鎌ヶ谷市	高齢化の進展に伴い、介護ニーズも増大する中、介護に担い手の確保は重要な課題であると認識しています。そのような中で、資格がない方でも介護の担い手として活動できるよう、市認定ヘルパーの養成研修を実施しているところです。
23	君津市	介護の担い手の確保は喫緊の課題であると認識しており、千葉県介護人材確保対策事業費補助金を活用した、介護職員初任者研修費用助成事業及び介護事業所内の保育施設運営事業に対する補助事業を実施している。
24	富津市	介護キャラバン隊をしない小学校に派遣し、高齢者疑似体験学習や車いす体験等を通じ、介護への関心を高め、その重要性の理解と推進を図り、介護職を目指す学生の増加に取り組んでいるが、基準緩和サービスの中での担い手の確保には至っていない。
25	浦安市	介護人材が不足する昨今、地域で高齢者を支える仕組みつくりの検討が必要と考える。
26	四街道市	広く、入門的な研修を行う予定はない。
27	袖ヶ浦市	介護の担い手確保は重要であると考えている，本市では、訪問型Aについて、担い手研修を実施している。
28	八街市	今後、検討していく。
29	印西市	基準緩和型サービスの制度を整備するにあたっては、サービス内容や単位数を検討するとともに、担い手となる人材を養成し、サービスの提供基盤を整える必要があると考えております。
30	白井市	担い手の養成研修をきっかけに、介護職としてのステップアップやその他の活動等を紹介。研修時間内に、就労できる事業所の紹介を行うとともに、修了者名簿を管理し、緩和型サービス提供事業者への紹介を行えるようにしています。
31	富里市	未定
32	南房総市	
33	匝瑳市	生活支援体制整備事業で支え合い・助け合いによる地域づくりを推進しており、住民主体のサービスの実施に向けて動き出している地区が出てきている。
34	香取市	実施なし。
35	山武市	広報誌等で、担い手の必要性等を周知している。
36	いすみ市	現段階では千葉県の育成研修を活用し、今後は事業所の協力を得て介護の担い手を育成していきたいと考えております。
37	酒々井町	実施なし。
38	栄町	介護人材の確保のため、町主催による「介護職員初任者研修」を実施している。
39	神崎町	今後検討
40	多古町	未実施
41	東庄町	元気な高齢者が自ら介護の担い手になれるような仕組み作りを図っていきたい
42	大網白里市	生活サポーター養成研修を2回実施
43	九十九里町	研修を取り入れ引き続き取り組んでいきたい。
44	芝山町	
45	横芝光町	県の担い手養成研修参加者、町社協による住民助け合いサービス従事者向け研修等を活用し、今後生活支援コーディネーターを中心に担手養成研修を実施する予定
46	一宮町	なし。
47	睦沢町	
48	長生村	ボランティアポイントや有償ボランティアを実施しながら住民主体サービスの立ち上げを検討していく。
49	白子町	特になし
50	長柄町	介護職員初任者研修や町独自の生活支援ボランティア養成
51	長南町	基準緩和等のための担い手研修については各種多様なサービスの方向性が決定した段階で検討していく。
52	大多喜町	介護の担い手という視点ではなく、共に地域で長寿高齢者を支えるために介護予防ボランティアを養成してきた。
53	御宿町	令和元年度入門的研修を実施予定。
54	鋸南町	研修は社会福祉協議会に業務委託，2019年8月実施予定。
	合計	

介護保険アンケート 11

No.	市町村名	13. 基準緩和サービス、住民主体サービスの担い手研修について ⑤住民主体サービスの担い手研修の実施方法	⑥養成人数(人)	⑦活動人数(人)
1	千葉市	研修は実施しておりません。		
2	銚子市	H30年度に実施。市内の介護事業所職員が講師。	40	把握していない
3	市川市	総合事業とは別に、地域で自主的に展開している生活支援サービスの提供者として活動することを想定した担い手養成研修を本年度より実施します。全7時間(2日間)の研修を年2回実施予定です。	0	
4	船橋市	船橋市ではサービスBとしての事業は実施していない。	0	
5	館山市	なし		
6	木更津市			
7	松戸市	基準緩和サービスと同様	272	不明
8	野田市	未実施		
9	茂原市			
10	成田市	平成30年度に、生活支援コーディネーターにより体操指導が主体的に活動が行えるように研修を行った。また、一般介護予防事業　地域介護予防活動支援事業ボランティア団体に高齢者の軽スポーツや、ロコモティブシンドローム、コミュニケーション能力を高める研修を実施した。	0	
11	佐倉市	昨年度は市と社協が共催により実施。住民主体のサービスを提供している団体等を講師に迎えて実施しました。(今年度はまだ実施していません)		
12	東金市	今年度については、基準緩和のサービスの担い手に向けた研修のみを行う予定です。		
13	旭市	通いの場での声かけから、誘い合っての研修の受講へ	0	0
14	習志野市	市認定ヘルパー養成講座を社会福祉協議会に委託し実施	41	41
15	柏市	柏市社会福祉協議会に委託して、新たな人材発掘を目的としたセミナーを毎年(全4回)開催している。また、既設団体の支援を目的としたフォローアップ研修も年1回開催している。	118	未把握
16	勝浦市		0	0
17	市原市	生活支援体制整備事業の担い手の養成の一環として研修を行う予定で委託先と協議しております		
18	流山市	住民主体サービスの提供者には上記の担い手養成研修受講を義務付けることとしています。	25	25
19	八千代市	実施していません		
20	我孫子市	認知症予防運動研修会を年に1回実施、1回あたり3日間のコース。	20	3
21	鴨川市	住民主体型のサービスとしてでなく、地域内での見守りや支えあいを推進する地域ボランテァを支援しています。	0	0
22	鎌ヶ谷市	該当なし		
23	君津市	実施なし		
24	富津市	実施していない		
25	浦安市	要綱設置のみ実施	0	0
26	四街道市	実施なし	0	0
27	袖ヶ浦市	現在検討中。	未実施	
28	八街市	現在実施していない。	0	
29	印西市	生活支援サポーター養成講座	33	0
30	白井市	未実施		
31	富里市	未定	0	0
32	南房総市	南房総市社会福祉協議会が主催となり、社協事業である(有償)生活援助サービスボランティア及びお達者サロン活動をしているボランティア、地区社協や各地区で活動しているボランティア、及びこれからボランティア活動をはじめようとする住民の方々を対象に「生活支援担い手養成講座」を開催。		
33	匝瑳市	市社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託しており、担い手養成講座を年数回開催している。	55	未調査
34	香取市	実施なし。	0	0
35	山武市	社会福祉協議会へ委託し、広報誌、防災無線等で周知，今年度(18/24,25,8/31,9/1の4日間(各日13時30分～16時30分)で開催予定(定員20名)。10月以降に交流会、マッチングの会開催予定	47	2
36	いすみ市	通所型サービスBの「住民主体による支援」は該当がありませんが、通いの場・集いの場を提供できるボランティア団体の育成はしております。	8	40
37	酒々井町	実施なし	0	0
38	栄町	未定		
39	神崎町		0	0
40	多古町	未実施		
41	東庄町	元気な高齢者が自ら介護の担い手になれるような仕組み作りを図っていきたい	0	0
42	大網白里市	生活サポーター養成研修を2回実施	96	18
43	九十九里町	認知症サポーター養成講座、かんたん介護予防体操を実施いたしました。	118	把握なし
44	芝山町			
45	横芝光町	県の担い手養成研修参加者、町社協による住民助け合いサービス従事者向け研修等を活用し、今後生活支援コーディネーターを中心に担手養成研修を実施する予定	0	
46	一宮町	なし。	0	0
47	睦沢町			
48	長生村		0	0
49	白子町	未実施		
50	長柄町	実施なし	0	0
51	長南町	未実施	0	0
52	大多喜町	未実施	0	0
53	御宿町	H30年11月及びH31年1月に生活支援の担い手養成講座を委託にて実施。	5	0
54	鋸南町			
	合計		963	129

※は別表参照

№	市町村名	14. 保険者機能強化推進交付金の61項目の評価指標についての取組状況 昨年度の点数、交付金額とその使い道
1	千葉市	平成30年度においては点数が476点、交付額は1億3, 834万円であった。交付金については、1号保険料に充当することとし、将来の保険料の増加幅を抑制するために使用しております。
2	銚子市	包括支援センターの体制整備やケアマネジメント支援、生活支援体制の整備などに取組んでいる。316点／612点、9,050,000円の交付を受け、法定負担割合とは別に介護保険特別会計に充当活用することとしているため、既存の地域支援事業へ充てている。
3	市川市	・平成30年度保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標に対しては、点数が取得できなかった項目について、その原因の分析と今後の対応策を検討している。 ・昨年度は点数が162点で、交付金は55,555千円となった。 ・交付金の使い道としては、国においても初めての取組であったこともあり、交付時期が平成30年度末と遅い時期となったため、一部を既存の地域支援事業の財源に充当し、残りについては介護保険事業財政調整基金に積み立てをしている。
4	船橋市	保険者機能強化推進交付金で最も評価点が高い自立支援・重度化防止等に資する施策の推進において、8割以上の施策等を実施している。 得点 500点 交付額 83,836千円 地域支援事業等に要する第1号介護保険料負担分への充当
5	館山市	指標にそった取組は進めていますが，多岐にわたった内容であるため，段階的に取り組んでいる状況です。昨年度は394点，交付金は834万1千円でした，交付金については，介護予防・生活支援のための事業に活用しています。
6	木更津市	61項目中31項目で該当 2018年度実績 302点 13,156千円 地域支援事業等の第1号被保険者負担分に充当
7	松戸市	昨年度の評価点数:572点 交付額:84,105千円 地域支援事業に充当した。国の評価指標は従前から本市で実施してきた項目が多く、特段の取り組みは行っていない。
8	野田市	409点:22,054,000円 地域支援事業の充実のための費用とした。
9	茂原市	点数合計は311点で、交付金額は11,209千円です。
10	成田市	各評価指標に関する現状の取組状況と今後の方向性について庁内で取りまとめ，各評価指標の達成に積極的に取り組むよう関係各課に周知している。 平成30年度の点数は379点，交付金額は13，125千円，充当先は介護予防・生活支援サービス事業である。
11	佐倉市	点数は430点で、交付金の額は27,273千円でした。既存で実施している地域支援事業のうち介護予防や重症化防止に資する事業に充当しました。
12	東金市	在宅医療・介護連携や認知症総合支援の項目の取組が進んでいない傾向が見られます，昨年度の点数は344点で交付金は6，757千円でした。
13	旭市	千葉県平均と比較すると「II自立支援、重度化防止等に資する施策の推進」が平均を下回ったため、地域包括支援センターの体制強化、通いの場の立ち上げ、ボランティアの育成、認知症初期集中支援チームの立ち上げに注力している。平成30年度は、242点、交付額 7,199千円 であり、地域包括支援センターの体制強化のため、地域包括支援センターの委託料へ充当した。
14	習志野市	約75%の点数が獲得できており、順調に進捗できているといえる。点数が獲得できなかった項目の一部(医療・介護連携の実施状況の検証や介護予防・生活支援事業におけるサービス事業者との実施状況の検証など)については、平成30年度にそれぞれ検証を実施した。その他の項目についても，他市の取組状況などを参考に検討を行っていく。【平成30年度】点数:462点、交付金額:21,722千円、介護予防・日常生活支援総合事業費の一部として利用
15	柏市	現在のところ，令和元年度の評価指標に対する点数は示されていません。692点中，得点が見込めるのは499点，得点が見込めないのは52点，他市の動向により配点されるのが141点となっております。昨年度点数:527点，昨年度交付額:66,099千円。交付金は，市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために創設されたものですが，柏市では，地域支援事業の上限額を超過していることから，使途については関係課と慎重に検討します。
16	勝浦市	2,031,000円 239点 介護保険の給付の財源とした
17	市原市	市原市では、61項目の評価指標のうち36項目の取り組み状況について加点となっており、合計点数は330点で30，270千円の交付金が交付となっております。 使い道としては、要支援者やチェックリスト該当者に訪問・通所サービスを行う総合事業に 充当しております。
18	流山市	現在該当していない項目について、対応可能な項目について取組みを検討中。 平成30年度の点数:311点 平成30年度の交付金:16,360,000円 使途については、地域支援事業の財源として充当。
19	八千代市	評価指標における満点は612点(千葉県平均は312.8点)。八千代市の点数は309点、交付金は17,657,000円で地域支援事業費に充てています。
20	我孫子市	H30年度配点 308点 H30年度交付決定額 14,247,000円 地域支援事業費の包括的支援事業費として活用した
21	鴨川市	今後、1項目ずつ内容を精査し取り組み内容を検討してまいります。
22	鎌ケ谷市	現在未実施のものもありますが，保険者機能強化推進交付金の趣旨にもあるとおり，地域の特性に応じた、高齢者の自立支援、重度化防止等に取り組んでいきます。昨年度の実績としては、362点、1，293万円の交付があり，介護予防等の地域支援事業に充てています。
23	君津市	県内市町村の評価指標該当結果から、II自立支援、重度化防止に資する施策の推進が県内平均点を下回っている状況。昨年度の点数:324点、交付金額:9,727,000円 使い道:介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、一般介護予防事業費
24	富津市	点数 292点 交付金5，771，000円 「認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか。」についてと必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか」については30年度実施した。
25	浦安市	評価点数 253点 交付額 8，536，000円 地域支援事業費に充当
26	四街道市	215点 6,685,000円 地域支援事業の充実
27	袖ケ浦市	自立支援、重度化防止に資する施策について、特にケアマネジメント支援や在宅医療・介護連携、認知症支援、介護予防についての取組みについては推進が図れている。結果としては、県内3位、点数については504点、交付金は9，824千円、包括的支援事業費に充当した。
28	八街市	第7期介護保険事業計画を基に、自立支援・重度化防止に向けた施策を展開していくものです、本市では、地域包括支援センターの充実を図りながら、他職種連携・在宅医療の連携につなげていきたいと考えております。平成30年度182点、交付金4，308千円、一般介護予防事業、介護予防教室等の経費に充当しております。
29	印西市	平成30年度においては、点数が309点、交付金が7,931,000円でした。要介護者に対し、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の福祉の増進を図ることを目的とした紙おむつ給付サービスの事業費の一部として活用しております。
30	白井市	地域ケア会議、在宅医療・介護連携、総合事業、ケアプラン点検において取り組みが進んでいます。166点、8,813千円。地域支援事業等において、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組にかかる経費として、その第1号保険料の負担分として充当しています。
31	富里市	PDCAサイクルによる計画の進捗管理、自立支援・重度化防止等に関して、地域包括ケアの深化につながる施策に取組んでいます。また、昨年度の点数は477点で、県内第6位の点数でした。交付金は7,461,000円で、一般介護予防事業に充当し、重度化防止を進めました。
32	南房総市	点数:257点 交付額:5,150,000円 交付金の交付時期が3月であったため、予算上の措置として、地域支援事業費の介護予防等の事業費の保険料分に充当し、結果生じた余剰分を基金に積み立てた。
33	匝瑳市	318点 4，577千円 利用実績が伸びている第1号通所事業費に充当
34	香取市	検討中
35	山武市	継続して取り組んでいる事業については，引き続き実施している。また、実施可能と思われる項目については、検討し、実施している。平成30年度実績 326点 6,633,000円
36	いすみ市	地域ケア会議において，障害担当や病院医療相談員、訪問介護事業所など，他職種と連携し自立支援・重度化防止等に努め、個別事例の検討を行い対策を講じたり，地域住民の集会，自主団体の集会の場に訪問し、予防活動の重要性講話や体験の場作りを行った。また，介護サービス事業者連絡協議会と介護リーフレットを作成し地元商店への配布等も行った。昨年度の点数は，246点で、交付金額4，720，000円、地域支援事業費や第1号被保険者介護保険料への充当等に使った。
37	酒々井町	61項目中13項目について実施 107点、1,085,000円、介護予防生活支援サービス事業費等に使用
38	栄町	評価指標における各項目の内容を精査し，該当となるよう調整を図りながら計画的に取り組んでいます。昨年の点数は487点、交付金は4，425，000円で、第1号保険料に充当しています。
39	神崎町	H30交付金 397,000円
40	多古町	平成30年度 336点 2,063,000円 介護予防・日常生活支援総合事業
41	東庄町	平成30年度は37/61項目で346/612点、交付金額は2,069,000円であった。用途としては年度末に交付決定がされたため、第1号保険料に財源振替をした。令和元年度については36/65項目(うち7項目は厚生労働省で判断するため未報告項目有)で316/612点であった
42	大網白里市	・地域包括ケアシステムの推進に重点を置きこれに取り組んだ ・点数437点 ・包括的支援事業費や介護予防・生活支援サービス事業費に活用
43	九十九里町	本町は、地域包括支援センターの体制強化、医療・介護連携事業、認知症総合支援等に取り組んでおります。 交付金の点数は332点、交付金は2,344千円 です。地域支援事業を充実し高齢者の自立支援重度化防止、介護予防等の必要な取り組みに係る経費に交付金を充当いたしました。
44	芝山町	指標未達成の項目については、可能な範囲で改善できるよう検討中。301点，857，000円 地域支援事業
45	横芝光町	評価指標に沿った対応をしている。平成30年度 391点 3，802千円 地域支援事業費に活用
46	一宮町	平成30年度:291点、1,346,000円 一般介護予防事業及び介護予防ケアマネジメント事業費に利用。
47	睦沢町	256点、912千円、H30年度は基金へ積立。
48	長生村	評価指数219 交付金1377千円 総合支援事業 通所型サービスA委託費に充てた。
49	白子町	点数 194点 交付金 1,039千円 ・地域包括ケア「見える化」システムの活用 ・地域包括支援センターの体制強化 ・介護給付の適正化
50	長柄町	昨年度点数 256点 交付金 847,000円 介護予防出張教室の拡大、介護予防推進員の充実
51	長南町	現在は実施出来ていない項目が多い状況である。昨年度の点数は211点で交付金は921,000円であり、一般介護予防事業等に充当した。
52	大多喜町	平成30年度 371点 1,636,000円 地域支援事業費に充当
53	御宿町	自立支援・重度化防止等施策、介護給付適正化事業について、積極的に取組んでいる。 161点 201万1千円 地域支援事業の第1号被保険者負担分に充てた。
54	鋸南町	210点 1,316千円 認知症予防事業
	合計	

介護保険アンケート 13

市別表参照

No.	市町村名	15.障害福祉サービスから介護保険事業への移行状況					16. 高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減の対象者への周知		
		訪問介護	通所介護	居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	①いつからどのような方法で周知するか	②対象者数と利用人数 2018年度対象者数	2018年度利用者数
1	千葉市	0	1	0	0	0	平成30年6月の市政だより及び同年8月より市ホームページにて制度の周知を行っております。	123	3
2	銚子市	0	0	0	0	0	65歳到達日以前に、介護保険担当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた障害者で新高齢福祉サービス給付対象要件を満たす場合には、障害福祉担当からケアマネージャーを通じ個別でお知らせをしている。新高齢福祉非該当の場合は高齢者福祉課からお知らせをする。	0	0
3	市川市	*	0	* 県指定サービスのため、未把握			対象者には、勧奨通知を送付する。	0	0
4	船橋市	0	0	0	0	0	準備が整い次第ホームページで制度について案内するほか、対象となる世帯には個別でお知らせする予定。		
5	館山市	0	0	0	0	0	特に行っていない。	不明	0
6	木更津市			0			障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した際に、対象者に通知を送付します。	0	0
7	松戸市	0	0	0	0	0	窓口は障害福祉課となっております。	不明	不明
8	野田市	0	0	0	0	0	1で回答した「野田市介護保険特定居宅サービス等利用者負担軽減事業」については、平成15年4月1日から市ホームページで、平成30年度からは全戸配布の介護保険パンフレットで周知していますが、特定の方に向けて周知はしていません。	0	0
9	茂原市	0	0	0	0	0	対象になるとわかった時点で、障害福祉課から「お知らせ文書」を送付いたします。	0	0
10	成田市	0	0	0	0	0	65歳になる時点で、ケアマネ等とも相談しながら、対象者には文書で案内している。	6	6
11	佐倉市	0	0	0	0	0	平成31年4月から対象者に郵送による申請勧奨を行っている。	10	10
12	東金市	0	0	0	0	0	事務的な整備等が整い次第、対象者に対し、郵送により個別に申請勧奨を行うことを検討している。	5	0
13	旭市	0	0	0	0	0	障害福祉部門と連携を取り、65歳到達予定者のうちホームヘルプサービス利用者を事前に把握する。介護認定を受け、介護保険のホームヘルプサービスに移行するかどうかケアマネジャーを通して意思確認したうえで通知している。	12	2
14	習志野市	0	0	0	0	0	検討中	0	0
15	柏市	1	0	0	0	0	対象者については、障害福祉課から連絡があり、その時点で対象者に高齢者支援課から連絡いたします。	0	0
16	勝浦市	0	0	0	0	0	当初は対象者がいなかったため、周知等行っていなかったが、今後対象者が現れた場合は個別に周知する	0	0
17	市原市			0	0		9月末頃に対象となる方に対し、障がい者支援課から勧奨通知を郵送します。	1	0
18	流山市	0	0	0	0	0	検討中	未把握	0
19	八千代市	0	0	0	0	0	対象者にお知らせする予定ですが、詳細は未定です。	0	0
20	我孫子市	0	0	0	0	0	障害者支援課にて対応あり	8	未定
21	鴨川市	0	0	0	0	0	特にしていません	0	0
22	鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	現在まで対象者がいないため、お知らせはしておりません。今後、対象者がいた場合には対応してまいります。		
23	君津市			0			文書による案内を令和元年8月に行う予定である。	3	0
24	富津市	0	0	0	0	0	パンフレットに掲載し、周知している。	3	0
25	浦安市	0	0	0	0	0	支給新が確定次第、通知を行う	1	0
26	四街道市	0	0	0	0	0	障害者支援課にて検討中	2	2
27	袖ヶ浦市	0	0	0	0	0	対象となったときに、文書により本人宛にお知らせを送付する。	6	2
28	八街市	0	0	0	0	0	年間の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費が確定する8月以降(10月を目処)に障がい福祉課で対象者を絞り、書面で対象者に通知する。	0	0
29	印西市						検討中です	0	0
30	白井市	0	0	0	0	0	市の障がい担当課から、該当者に対して通知を送付します。通知は10月頃を予定しています	1	1
31	富里市	0	0	0	0	0	障害福祉担当者から対象となる人に周知	0	0
32	南房総市	0	0	0	0	0	障害福祉担当から平成31年3月に郵送にてお知らせをしている。	3	3
33	匝瑳市	0	0	0	0	0	平成30年9月から市ホームページで周知。	0	0
34	香取市	0	0	0		0	年1回、1年分を対象者に郵送により通知	2	2
35	山武市	0	0	0	0	0	要介護認定時に確認。	0	0
36	いすみ市	0	0	0	0	0	8月頃から文書にて通知予定	2	2
37	酒々井町	0	0	0	0	0	対象者を抽出し、個別に通知しています。	0	0
38	栄町	0	0	0	0	0	要介護(要支援)認定申請の際に説明をする。	0	0
39	神崎町								
40	多古町	0	0	0	0	0	障害担当と調整をし、対象者がいれば個々にお知らせをする。	0	0
41	東庄町	0	0	0	0	0	現在該当者はいないが、発生した場合には通知によりお知らせする	0	0
42	大網白里市	0	0	0	0	0			
43	九十九里町	0	0	0	0	0	法施行した、平成30年4月から各事業所へ周知しております。	5	3
44	芝山町						対象者に窓口にてお知らせしている。	1	1
45	横芝光町	0	0	0	0	0	実施なし		
46	一宮町	0	0	0	0	0	対象者なし。	0	0
47	睦沢町	0	0	0	0	0			
48	長生村	0	0	0	0	0	介護保険申請相談にて介護保険パンフレットを使用しながら制度について説明している。	1	1
49	白子町	0	0	0	0	0	未実施		
50	長柄町	0	0	0	0	0	対象者はごく少数の為介護保険への移行の際に周知	0	0
51	長南町	0	0	0	0	0	現在のところ対象者はいないため知らせていない。また、当該年度において65歳到達する障害者を把握し、障害福祉サービスの利用状況等から対象者には負担軽減制度(高齢障害福祉サービス等給付費)について説明していく予定。	0	0
52	大多喜町	0	0	0	0	0		0	0
53	御宿町								
54	鋸南町	0	0	0	0	0	現状では周知していないが、今後検討する		
	合計	1	1	0	0	0		195	38

No.	市町村名	17. ケアプランの届け出のとりくみ、その結果(事例含)について
1	千葉市	ケアマネジメントの向上に向けて行政側から提案や助言を行うことを目的に導入されたものであり、この趣旨からすれば生活援助のみの場合に限定されるものでもないため、本市においては身体介護を伴う場合も含めて対象を広くして実施しております。これまでに105件の届出があり(平成31年6月1日現在)、すでに59件(このうち生活援助のみの事案は15件)に対して回答を行っております。この回答では、ケアプランを作成したケアマネジャーの判断を尊重しつつ、本人の身体的状況や生活環境、そして家族などの支援者の状況などを踏まえた検証・確認を行い、必要に応じて提案や助言をしておりますが、これにより必要な支援が抑制されるようなことはあってはならないとの認識をもち、十分に配慮して実施しております。
2	銚子市	平成30年度に届け出のあったもののうち、2件について、平成31年2月27日に自立支援型地域ケア会議を実施した。生活援助回数を減ずることが目的ではないため、各専門分野からの意見をいただき閉会となった。結果として生活援助の回数は減っていない。
3	市川市	ホームページ、ケアマネージャー研修会で届け出るように、周知。 【事例】要介護2で認知症、日中独居、服薬忘れ、買い物、民政区所等で生活援助の回数が多くなっている。ケアプランをチェックしたうえで、他サービスの導入等助言をした。
4	船橋市	1月あたりの一定回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけているケアプランで、平成30年10月1日以降に作成または変更したものを届出ていただいております。届出ていただいたケアプランについては検証を実施し、各専門職からケアマネジャーに助言を行いました。なお、生活援助の回数については、いずれのケースも独居や認知症、障がい等の影響により必要なサービスであり、ケアプランの見直しが必要なケースはありませんでした。
5	館山市	提出されたケアプランは、福祉専門職を含めてその妥当性を検証しています。また、必要に応じて、ケアマネや医師等関係者等から意見聴取し、地域包括支援センター職員を加えて協議をしています。十分な必要性が認められなかった場合は、サービス担当者会議・地域ケア会議において、段階を経て協議することとしています。現在のところ、必要性に疑義を生じた事案はありません。
6	木更津市	国が定める回数以上の生活援助中心型サービスをプランに位置づけた場合、ケアプラン一式を提出してもらいケアプラン点検を行っている。利用者の自立支援の点からも適当であり、ケアプランの内容を是正するものはなかった。
7	松戸市	届出のあったケアプランについて、市がケアマネジャーに状況を聞き取った上で、一定の基準をもとに検証、結果に応じてプラン再検討の依頼、又は地域包括支援センターによるバックアップや、地域ケア会議による検討を行う等、国の方針に沿って行っている。結果としては、継続して地域包括支援センターによる支援を受けながら継続的に届出のあるプランや、サービス内容の再検討により届出の対象外となるものなど様々である。
8	野田市	①介護保険制度の改正に伴い、各指定居宅介護支援事業所宛てに、市から訪問介護(生活援助型)の回数が多いケアプランについては、届出が必要になることを文書で通知しました。(その後は、集団指導で説明) ②指定居宅介護支援事業所から届出のあったケアプランについては、地域ケア会議において検証を依頼しています。 ③地域ケア会議での検証結果を受けて、指定居宅介護支援事業所へ結果を通知しています。 ※平成30年度の届出件数:3件、検証結果:全件妥当と判断されました。
9	茂原市	指定居宅介護支援事業所に周知を行い、回数の多いプランについては届出を依頼し、内容を精査した上でプラン点検を実施しました。平成30年度につきましては15件の届出がありました。
10	成田市	昨年度、1件、該当の届け出がありました。市としては、介護サービスの利用を制限する趣旨としては考えておらず、届け出を基に、担当ケアマネージャー、介護サービス事業者、地域包括支援センター職員、民生委員、薬剤師、市職員が参加した個別ケア会議にて、ご本人の生活の支援について話し合いました。
11	佐倉市	平成30年10月1日以降に、新たに作成又は変更したケアプランのうち、生活援助中心型の訪問介護を1月当たり国の定めた回数以上位置付けているものについて、翌月末までに届出をいただいています。これまでに届出のあったものについては、居宅サービス計画等に記載されている本人の身体状況や生活状況による確認の結果、地域ケア会議に諮った事例はありません。
12	東金市	居宅介護支援事業所に該当する者について届け出を行うように指導しています。平成30年度中に届出がありましたが、1人暮らしで認知症等の理由があることから承認しています。
13	旭市	地域包括支援センターが行う地域ケア個別会議において、リハビリ職、薬剤師等を助言者に迎え検討することにより、介護負担の把握、自立支援、重度化防止に向けた検討、プランの見直しを行っている。(H30 3回開催 4事例)
14	習志野市	必要に応じてケアプランを提出してもらい、多職種による地域ケア会議にて検証を行う。その結果、数件の届出があったが、地域ケア会議で検証を要する事例は2件あり、現在地域ケア会議での検証を依頼中。
15	柏市	対象となった翌月末までにケアプランの提出を求め、その内容を確認し、アセスメント等が足りず、利用回数の必要性がわからない場合には、確認させてもらいます。適正なサービス利用回数であれば回数を減らすことを求めてはおりません。
16	勝浦市	厚生労働省通知に準じて届出及びケアプランを提出することとしている。なお、令和元年6月1日現在で届出事例はなかった
17	市原市	検証について、まず届け出を受けたケアプランにより利用回数の妥当性を確認します。そのうえで疑義が生じたものは、担当介護支援専門員等への聞き取りにより、その妥当性を確認します。 なおも、疑義が残るものについては介護支援専門員の視点だけでなく、地域ケア会議において検証を行います。 また、現状においてその妥当性に疑義が生じる事例はありません
18	流山市	生活援助回数の多いケアプランへの取り組みについては、まずは課内で理由を確認し、1件について地域ケア会議にて検討したが代替え案等もなく妥当であるとの判断に至った
19	八千代市	八千代市においては、市条例施行の昨年12月3日以降のケアプランを対象としており、実施にあたり集団指導にて周知をしました。平成30年度は1件の届出があります。 【事例】2階建ての戸建てに妻と2人暮らし。老齢生活で妻も車椅子生活の為、介護もありイライラすることあり、飲酒が増えた結果、アルコール依存症あり。アルコール性認知症状が進み短期記憶の低下が顕著。調理、洗濯、ゴミ出し、掃除等家事全般、日に2回程度。
20	我孫子市	ホームページ上にて周知し、該当ケアプランの提出を求めている。提出されたケアプランはケアプランチェックの対象として確認。今までに特に指導対象となるプランは無し。介護給付適正化事業支援システムにて対象ケアプランを抽出し届出もれのないよう確認している。
21	鴨川市	説明会を開催し制度を周知しました。提出実績は、ありません。
22	鎌ケ谷市	厚生労働大臣が定める回数を上回る生活援助中心型の訪問介護を位置付けたケアプランを作成した場合に、居宅支援事業所からの届出に基づき、多職種から構成される地域ケア会議を活用し随時ケアプランの検証を行っております。これまで届出があったケアプランについては、その必要性を認められており、ケアプランの見直しとなったものはありません。
23	君津市	君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の規定により、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を居宅サービス計画上位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討のうえ、計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市に届出願いている。これまで届出のあった件数は、4件である。届出あったものについては、利用者の自立支援等の観点から市が確認するとともに、介護支援専門員の「気づき」を促すため、文書にて今後の計画作成(変更)に向けた助言をしている。
24	富津市	ケアプランを利用者の同意を得て(交付・変更)した月の翌月末日(閉庁日にあたる場合は翌開庁日)までに、基準回数を超える訪問介護を必要とする理由書と居宅サービス計画書(第1表～第4表)の写しを提出していただく。ただし、認定申請中の場合は、結果が確定してから提出するよう指導。
25	浦安市	該当者がいないため特に取り組みはありません。ケアマネ連絡会や事業者説明会などで制度については周知しており、必要時にはケアマネの相談に乗っています。
26	四街道市	メール、ホームページにて事業所に周知。2018年度3件の届け出があった。
27	袖ケ浦市	居宅介護支援事業所から届出のあったケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止等の観点から確認を行っており、地域ケア会議の案件として、ケアプランに対する助言等を受けることを想定している。また、これまで提出されたケアプランについて、サービス種別やサービス量の変更等を求めたケースはない。
28	八街市	昨年10月からの生活援助の回数の多い案件については、ケアマネに対して届け出を求めております。地域ケア会議を開催し、必要の可否について地域関係者、介護関係者の意見を求めながら、必要性について確認しているところです。
29	印西市	実績が無く具体的な取組みについては申し上げられませんが、提出された内容により地域ケア会議等で検証することになると考えます。
30	白井市	現在、規定の回数を超えて生活援助を位置付けているケアプランの届出はありません。
31	富里市	多職種を含めた地域ケア会議を実施しました。訪問介護以外(通所等)のサービス提案するようケアマネに伝えました。
32	南房総市	厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画を作成した月の翌月末日まで提出期限としています。提出された計画は翌月に内部検討を行ない、疑義が生じたものについては、地域ケア会議での検討をすることとしています。内部検討で疑義の生じた案件はありません。
33	匝瑳市	生活援助中心型サービスが規定回数を超えるケアプランを作成した場合に「訪問介護の生活援助が規定回数を超える対象者届出書」を提出してもらうようにケアマネジャーに周知し、様式等は市ホームページに掲載しています。現在まで、その届出は出ていません。
34	香取市	居宅介護支援事業所へ届出義務化について周知、説明し、提出してもらっている。H30年度中は、4件であった。
35	山武市	10月に指定居宅介護事業者へ通知を行ったところ、対象となるケースのケアプランの提出が3件あった。包括支援センターの三職種(主任ケアマネ・社会福祉士・保健師)を中心に地域ケア会議を開催し、利用回数を超える利用者の必要性を多角的に検証を行いました。生活援助中心型のサービスの見直しや介護度の見直しを行い、改善されています。
36	いすみ市	地域ケア会議(ケアマネ・民生委員・包括支援センター職員など)を開催し、協議を行っている。状況により回数を減らしたケースもある。
37	酒々井町	HPに様式等を掲載した。ケアマネからの相談時は提出をお願いしています。 地域ケア会議で必要時、取り上げる予定です。
38	栄町	介護支援専門員会議において、制度及び届け出について説明を行いました。届け出は、1件あり、ケアプランについてケア会議で、検証を行った結果、利用回数の過剰利用は認められませんでした。介護支援専門員にとっては、今後の生活支援において、介護保険サービス以外の利用可能なサービスや支援方法について、参加者から提案があり、参考となったようでした。
39	神崎町	
40	多古町	介護支援専門員への届け出について、周知した。必要に応じ、ケア会議において検討をする。平成30年度届出 1件。ケアプラン点検の結果、サービス内容は適正であることを確認した。
41	東庄町	平成30年12月に回数の多いケアプランを想定したケースを想定した地域ケア会議を開催し、町内及び近隣市町の居宅介護支援専門員に制度の周知を図った。現在まだ実例はない
42	大網白里市	届出のあったケアプランについて、妥当性の確認を実施
43	九十九里町	生活支援サービスのみ(掃除、洗濯等)を利用している方には、届け出を提出してもらうように取り組んでおります。身体介護と生活支援サービスを組み合わせて支援をうけている方しかおりませんので、届け出はございません。
44	芝山町	地域ケア会議にかけ検討する。
45	横芝光町	自立支援型地域ケア会議で取り組んでいる。
46	一宮町	様式を作り、該当する利用者を担当しているケアマネージャーに提出してもらっている。現在まで3名の届出があった。届出をすることで、特にペナルティーは設けておらず、担当のケアマネージャーも届出をすることで、「こんなに利用しても大丈夫か」などの心配や不安なく、利用者に必要な回数のサービスを使えると話していた。
47	睦沢町	ホームページで制度の周知を図っていく。現在、届出なし。
48	長生村	居宅介護支援事業所からの届出。介護保険係と包括支援センターでプランの確認を行う。
49	白子町	ケアプラン分析データから対象者を把握。現在まで、該当者がいなかったためケアプランの届出はない。今後、地域ケア会議の開催等による検証について検討中。
50	長柄町	実績なし
51	長南町	制度改正時にケアマネージャーに対して改正の趣旨及び該当があった場合のケアプランの届出について説明を行ったが、現在まで国の定める回数以上に利用している方はいない。
52	大多喜町	全件保険者によりチェックしたのち許可している。地域ケア会議を立ち上げるまでは町ケアマネ連絡会においても、再チェックを行っている。現在のところ3件届出があり、全て適切であると判断し許可している。
53	御宿町	地域ケア会議において、周知及びケースの検討を行っている。ケアプラン点検実施マニュアルに沿って点検を実施、その後介護支援専門員との面談を行っている。ケアプランに対する相談は随時受け付け、必要に応じてケアプランの修正や再提出を実施している。
54	鋸南町	運営基準に基づき、ケアプランの提出を求めている。書類審査を行い必要があれば地域ケア会議で検討する。(H30 11件)
	合計	

介護保険アンケート 15

No	市町村名	18. 介護労働者の確保に関して実施している事業。また、外国人労働者の介護への参入についての考え
		介護労働者の確保に関して実施している事業
1	千葉市	1.介護職員初任者研修受講者支援 2.合同就職説明会 3.介護キャラバン隊(児童生徒向け介護普及啓発) 4.介護ロボット貸出 5.介護ロボットセミナー 6.介護職員交流会(実施予定) 7.外国人介護人材受入セミナー(実施予定)
2	銚子市	市内においても介護労働者として働いている方はいるが、直接雇用として直接支援するような事業は有していない。
3	市川市	介護人材確保事業として、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修修了者に対する費用助成を実施しております。
4	船橋市	合同就職説明会の開催、初任者・実務者研修の費用助成、事業所内保育施設運営費助成などを実施している。
5	館山市	市内介護施設等に、現に就労している方又は研修修了後6カ月以内に就労した方を対象に、介護職員初任者研修・実務者研修の受講費助成を実施しています。
6	木更津市	介護職員初任者研修費用助成事業
7	松戸市	就職相談会の実施、介護職員初任者・実務者研修に係る費用助成、介護人材育成事業、介護事業所内保育施設運営支援などを実施。
8	野田市	・介護労働者の確保について、次の3つの事業に取り組んでいます。 ①社会保障のための研修支援事業として、介護職員研修を修了し、かつ市内の介護施設に就業している方に介護職員研修に要した費用の一部助成(受講料費用の1/2、5万円を限度)を実施しています。 ②介護人材マッチング事業として、介護職員の就職相談会を3年度から開催し、今年10月7日に市役所1階で開催しました。 ③介護職に携わったことのない40歳以上の方を対象に、介護職を体験する機会を提供する体験就労事業を今年度から開始しました。介護事業所等で就労体験を行った方へ奨励金を支給します。また、体験就労後3カ月以内に就労した方には、雇用の種別等に応じ報償金を支給します。
9	茂原市	介護事業所と連携を図り、施設見学会や相談会を実施しています。
10	成田市	市としては、介護職員初任者研修の開催を回復するなどし、介護業界への就職を希望する方への支援もしております。
11	佐倉市	・介護人材確保対策事業(介護職員初任者研修の実施)
12	東金市	介護人材の確保については、県の動向や市内事業者の意向を探るなど対応検討をしていきます。
13	旭市	介護労働者の確保に関して実施している事業はない。
14	習志野市	実施している事業はないが、事業所に対して介護人材確保に関する情報等の周知は行っている。
15	柏市	市内に所在する施設において、採用長続しない職員や介護職として働いている外国人のための合同入職式を開催し、介護職員間の横の繋がりを形成する介護人材就業促進・介護人材定着事業を実施しています。また、多様な世代を含めた介護人材のすそ野の拡大や、それぞれの人材毎ごとの働き方の希望等へのマッチングを図ることを目的とした介護のしごと相談会も実施しています。
16	勝浦市	
17	市原市	千葉南公共職業安定所と共催して、介護就職フェアを開催しております。
18	流山市	介護従事者の確保策については、市内の介護事業所に従事する者に対し介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員実務者研修の受講費の一部を補助しています。
19	八千代市	介護職員初任者研修受講費用に対し補助事業を実施しています。
20	我孫子市	・人材確保に関する事業は未実施。(事業者実施の行事への広報等の支援、県民助金活用の周知)
21	鴨川市	介護人材の確保については、「量の確保」と「質の向上」の両面から十分に検討し進めてまいります。
22	鎌ヶ谷市	現在、市として介護労働者の確保に関して実施している事業はありませんが、高齢化の急激に伴い増大する介護ニーズに対応するためにも、介護人材の確保は重要な課題と認識しております。
23	君津市	13事の事業を実施するほか、千葉県福祉人材センターが実施する人材確保のための各種制度について、市ホームページで広く周知している。
24	富津市	市内小学校に介護福祉士資格保有の講師を迎えて、児童に対して高齢者疑似体験や乗馬子体験学習を実施し、介護への関心を高め、その重要性の理解促進を図る。
25	浦安市	人材確保事業として、3つの事業を行い、確保に努めています。
26	四街道市	介護職員初任者研修、実務者研修の研修費用の半額を補助している。
27	袖ケ浦市	県が実施する人材確保事業の周知活動に協力している(パンフレットの配布等)。
28	八街市	介護人材の確保については、高齢者人口の増、介護施設の増設などで人材が不足することを危惧している。本市では、介護人材の育成として講習会を実施するなど行っている。
29	印西市	条件はありますが、介護職員初任者研修を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業するものに対し、経費の一部を助成する制度を設けております。令和元年度については、介護職員初任者研修以外の研修についても、助成対象とする予定です。
30	白井市	該当する事業は実施していません。
31	富里市	介護人材募集のチラシを作成し、配布し、また市ホームページにも掲載しました。
32	南房総市	介護職員初任者研修者、介護福祉士資格取得の費用の一部の助成をしています。
33	匝瑳市	介護職員の確保を図るため、介護職員初任者研修を修了し市内の介護施設に就職した者に、研修受講費用の半額を助成している。
34	香取市	実施なし。
35	山武市	介護職員初任者研修受講費用助成金事業を実施している。
36	いすみ市	千葉県介護人材確保対策事業を活用し、就業促進のための介護職員初任者研修や介護福祉士資格取得に係る実務者研修等の支援事業を実施する方向で検討中。
37	酒々井町	実施無し。
38	栄町	介護人材の確保のため、町主催による「介護職員初任者研修」を実施している。
39	神崎町	
40	多古町	なし。介護保険サービス事業者連絡協議会で、実情をあげ、意見交換をしている。
41	東庄町	事業未実施。
42	大網白里市	・潜在有資格者等再就業促進事務としてセミナーを実施　・介護職員研修費用に対して補助金を交付
43	九十九里町	介護労働者の確保に関して実施している事業はございません。
44	芝山町	
45	横芝光町	実施なし。
46	一宮町	町独自の事業は実施していない。
47	睦沢町	町内事業所の現状を把握。
48	長生村	特になし。
49	白子町	未実施
50	長柄町	実施事業なし。
51	長南町	現在実施している事業はなし
52	大多喜町	
53	御宿町	H27より介護職員初任者研修への助成を実施している。(受講料等10万円を上限)　R1は、介護人材育成事業を実施予定。
54	鋸南町	特に無し。
	合計	

No	市町村名	18. 介護労働者の確保に関して実施している事業。また、外国人労働者の介護への参入についての考え
		外国人労働者の介護への参入について
1	千葉市	介護人材の不足を解消するためには必要な人材だと考える。ただし、受入制度が複雑なことや費用が高額となることから、これらを解消するための支援が必要だと認識しております。
2	銚子市	外国人労働者の参入を拒らざるを得ない状況ではあるが、利用者とのコミュニケーションの面や若い労働者は国内でも都心部へ集中してしまい、定住とならないなど課題も多い。
3	市川市	外国人労働者の介護への参入につきましては、その再要等について介護サービス事業者に対して意識調査の実施を検討しております。
4	船橋市	外国人人材の受入れも重要な人材確保対策の一環としてとらえており、本市としてもEPA介護福祉士候補者生受入れに係る費用助成を行っている。
5	館山市	介護人材不足にあたり、外国人労働者への期待も高まっていくと考えられますが、受入にあたっては、外国人労働者に対する語学や生活の支援体制の整備も重要であり、業界の状況等を注視しながら、対応を検討していきたいと考えています。
6	木更津市	介護人材が不足していることから有用と考える。
7	松戸市	昨年度において、市内介護サービス施設、事業所等における、外国籍介護従事者の雇用の状況および、事業所の管理者の外国籍職員の受け入れに関する意識調査を実施。 今年度については外国人人材への理解を深めるための研修会の実施を予定。
8	野田市	市内において、EPA(経済連携協定)やそれ以外の雇用で、外国人介護職員の受入を行っている事業所があります。就労後に介護職員初任者研修や実務者研修を受講するなど積極的に資格を取得し、スキルを高めている外国人の方も見受けられます。外国人介護職員が職場に定着していくためには、知識・技能だけでなく、生活面も含めた幅広い支援が必要となることから、外国人の受入については、介護事業者が検討すべきものと考えます。
9	茂原市	外国人労働者の参入については、実際に参入を受ける事業者の考えが大切と考えています。
10	成田市	外国人労働者の介護への参入について、特に意見はありません。
11	佐倉市	・検討中
12	東金市	外国人労働者の介護への参入については、千葉県社会福祉協議会が千葉県外国人介護人材支援センターを設置するなど進展が見られるので、必要な情報提供ができるようにしていきたいと考えます。
13	旭市	外国人労働者の介護への参入については、高齢化率が高く労働力人口の不足している本市では貴重な労働力であり、必要なものと考えている。
14	習志野市	外国人介護人材の受入れについては、本年4月から即戦力となる人材の在留資格「特定技能1号」での受け入れが始まった。介護人材確保が必要とされるなか、事業所とのマッチングがうまくいけば貴重な人材と考える。
15	柏市	外国人人材の受け入れに当たっては、外国人の方が日本の介護現場で働きたいと思える環境や職場環境、日本での生活の支援体制等が整備される必要があると考えます。
16	勝浦市	
17	市原市	千葉県では、令和元年7月に外国人介護職員や介護分野への就職を目指す留学生が生活や仕事上の悩みについて相談できる「千葉県外国人介護人材支援センター」をオープンしており、本市としても外国人労働者の介護への参入について、介護人材不足の解消に有益だと考えております
18	流山市	外国人労働者の介護への参入については、今後益々介護職員の不足が懸念されることからやむを得ないものと考えますが、いまだ多くの課題があると考えます。
19	八千代市	外国人労働者の介護への参入について特に考えはございません。
20	我孫子市	・外国人労働者の介護への参入については、事業者への聞き取りを行い、今後の検討課題でると認識している。
21	鴨川市	外国人労働者につきましても、同様に検討してまいります。
22	鎌ヶ谷市	外国人労働者の介護への参入について、平成30年度に入所施設を運営する法人に対して千葉県が実施した外国人介護人材の受入れに係るアンケート調査結果では、約7割が受入れに対して肯定的であるという結果が出ております。
23	君津市	外国人労働者の介護への参入については、慢性的に人材不足となっている介護業界にとって有効な施策である一方で、コミュニケーション技術等、介護の質の確保という観点からの課題もあるものと認識している。外国人介護人材の確保に積極的に取り組んでいる千葉県の動向を注視している。
24	富津市	外国人労働者の介護への参入については検討していない。
25	浦安市	
26	四街道市	
27	袖ヶ浦市	外国籍労働者については、特別な方針はない。
28	八街市	外国人の労働者については、本市設置の特養でも、数人が介護スタッフとして従事している現状がある。外国の方も有効な介護の担い手として期待したいと考えています。
29	印西市	外国人労働者の介護への参入についてですが、離職率の高い介護業界において、すでに受け入れを始めている事業所もありますので、状況を確認していきたいと考えています。
30	白井市	該当する事業は実施していません。
31	富里市	
32	南房総市	外国人労働者の介護への参入については、千葉県で在留資格を取得し、介護福祉士として県内介護施設で就労することを目指す外国人留学生を支援するプログラムを始めたと伺っています。就労までには、時間がかかると思われますが、適正な人材の確保ができることを望みます。
33	匝瑳市	
34	香取市	
35	山武市	外国人労働者の介護参入については、近隣市町村の状況を確認したうえで検討する必要があると考えている。
36	いすみ市	外国人労働者の介護への参入については、外国人技能実習制度説明会にも参加し、事業所に情報提供を行ったが、あまりいい反応ではなかった。
37	酒々井町	将来的な介護人材不足を考えると推進していく事業と考えています。
38	栄町	
39	神崎町	
40	多古町	
41	東庄町	外国人労働者の雇用については事業所の判断におまかせしている
42	大網白里市	・外国人労働者の介護への参入について、外国人介護職員の相談窓口等を市内施設、事業所等へ情報提供している。
43	九十九里町	外国人労働者の介護への参入については、地域密着型サービス事業所で働いている外国人労働者から、千葉県で行っている研修の申し込みがあり、受講している。現在、介護人材が不足しており、外国人労働者の受け入れについては検討していきたい。
44	芝山町	
45	横芝光町	
46	一宮町	事業所からは外国人労働者の必要性の声を聞くこともあるが、千葉県外国人介護人材支援センターが開設されたことから、動向について見守っていきたい。
47	睦沢町	国・県の動向を注視していく。
48	長生村	
49	白子町	外国人労働者の参入について、人手不足を解消する手段ではあるが、介護に関する知識と技術を身につけ、日本語能力とコミュニケーション技術が必要になってくる。
50	長柄町	外国人労働者の介護への参入については、介護労働者として一定の日本語によるコミュニケーション能力を身につけることが大変重要なことである。同様に利用者に対して安全で安心な介護を提供するためには一定の介護に関する知識技術を学んでいることが必要であると考える。
51	長南町	外国人労働者の参入については、県のアンケート結果や郡内の動向を見たうえで必要な支援策について検討していく。
52	大多喜町	本町特別養護老人ホームにおいて7月24日から外国人技能実習生を3人受入れる。
53	御宿町	外国人労働者の参入については、現在のところ、地域での事例があまりないが、今後担い手養成といった面で必要となってくると考えられる。
54	鋸南町	
	合計	

介護保険アンケート 別表

※1 ・生活保護者を除く第1段階並びに第2・3段階の者
・世帯の状況等実態調査により第3段階以下に準ずるものであると認められる第4段階の者
・特別な事由による一時的な所得の増により高所得階層となったもので、世帯の状況等の実態調査により 著しく生活に困窮している第5～18段階の者

※2 ・低所得者で特に生計が困難である方が、社会福祉法人等の介護保険利用者負担額軽減事業の対象にならない居宅サービス等を利用した場合、「野田市特定居宅サービス等利用者負担軽減事業」の申請により、該当する場合には利用料の一部があとから助成金として支給されます。
・対象となるサービスあり(居宅系のサービス)
・軽減割合 4分の1

※3 徴収猶予及び減免取扱要領に基づき
①震災・風水害・火災等により著しい損害を受けた
②死亡、心身の障害、若しくは長期入院で収入が著しく減少した
③事業又は業務の休廃止、損失、失業等により著しく減少した
④干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作、不漁等により著しく減少した
などで、所得額の急激な減少があった場合はその所得額により減免割合を規定している。

※4 【制度名】
・いすみ市介護保険条例
・いすみ市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱
【対象者】
次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

国民健康保険アンケート 1

No	市町村名	国保税・料	今年度の国保料・税率・限度額の変更の有無	2019年度の国民健康保険料(税)賦課方式 医療分								
				算定方法(賦課方式)		均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	応能割%	応益割%	世帯当り調定額	1人当り調定額
				所得割×%	資産割×%							
1	千葉市	料	有	6.82		19,560	25,320	610,000	55.00	45.00	102,770	68,293
2	銚子市	料	有	6.80	20.00	24,000	29,000	610,000	53.05	46.95	123,325	74,975
3	市川市	税	有	7.30		12,000	20,400	580,000	66.71	33.29	101,289	69,116
4	船橋市	料	有	6.50		24,360		610,000	62.95	37.05	87,751	59,247
5	館山市	税	有	6.21		17,400	21,000	610,000	52.60	47.40	83,000	53,268
6	木更津市	税	有	8.01		20,000	24,000	610,000	57.53	42.47	109,628	72,787
7	松戸市	料	有	7.52		19,500	18,000	610,000	60.14	39.86	102,729	68,814
8	野田市	料	有	5.55		10,800	25,800	610,000	56.49	43.51	82,398	50,832
9	茂原市	税	有	7.70		20,000	21,000	610,000	55.30	44.70	96,990	62,052
10	成田市	税	無	6.30		19,800	17,000	580,000	57.29	42.71	93,074	59,899
11	佐倉市	税	有	6.30		21,000	28,000	580,000	51.38	48.62	106,321	68,681
12	東金市	税	有	6.80		18,000	26,000	610,000	51.98	48.02	92,074	58,939
13	旭市	税	有	6.60		21,000	26,000	580,000	55.15	44.85	123,682	69,438
14	習志野市	料	有	6.80		17,400	12,500	610,000	64.00	36.00	94,696	64,601
15	柏市	料	有	6.04		24,120	12,240	610,000	57.00	43.00	97,993	63,147
16	勝浦市	税	有	7.10		23,900	19,900	610,000	49.09	50.91	95,610	62,615
17	市原市	料	有	6.76		20,800	24,900	610,000	55.00	45.00	104,846	67,035
18	流山市	料	有	7.30		19,200	15,600	610,000	64.00	36.00	108,266	69,955
19	八千代市	料	有	5.97		27,100	26,300	610,000	46.68	53.32	102,118	68,633
20	我孫子市	税	有	7.25		18,000	18,600	610,000	60.47	39.53	98,082	64,750
21	鴨川市	税	有	7.00		22,200	27,000	610,000	48.29	51.71	91,854	62,667
22	鎌ヶ谷市	料	無	7.20		15,600	21,600	610,000	60.20	39.80	98,845	63,133
23	君津市	税	有	7.30		20,000	24,000	610,000	55.81	44.19	108,074	69,283
24	富津市	税	有	6.60		36,000	0	610,000	52.40	47.60	98,176	61,646
25	浦安市	税	有	6.66		17,400	24,400	610,000	68.47	31.53	123,667	82,387
26	四街道市	税	有	7.25		18,000	21,000	580,000	59.66	40.34	104,029	65,456
27	袖ヶ浦市	税	無	6.40		18,000	22,000	610,000	57.64	42.36	102,733	64,181
28	八街市	税	有	7.50		23,000	32,000	580,000	50.08	49.92	118,855	71,566
29	印西市	税	有	6.90		23,500	28,000	580,000	55.12	44.88	149,404	91,170
30	白井市	税	有	7.03		26,300	30,300	610,000	51.18	48.82	125,189	75,823
31	富里市	税	有	6.80		18,500	30,000	580,000	55.33	44.67	107,741	65,950
32	南房総市	税	有	6.10		19,200	20,400	610,000	50.00	50.00	未算定	52,484
33	匝瑳市	税	有	6.50		20,000	25,000	610,000	61.48	38.52	113,267	65,846
34	香取市	税	有	6.60		20,000	24,000	610,000	54.21	45.79	105,919	63,311
35	山武市	税	有	6.29		20,700	21,500	610,000	50.54	49.46	92,081	56,828
36	いすみ市	税	有	6.20		23,000	19,000	610,000	49.00	51.00	87,093	54,303
37	酒々井町	税	有	5.60		23,000	31,200	580,000	45.68	54.32	101,970	64,380
38	栄町	税	有	7.10		25,000	27,000	580,000	51.24	48.76	116,885	71,798
39	神崎町	税	有	7.00		26,000	25,000	610,000	48.87	51.13	107,018	65,203
40	多古町	税	有	7.20		18,000	25,000	580,000	63.98	36.02	120,961	70,681
41	東庄町	税	有	7.00		17,000	30,000	610,000	57.00	43.00	116,360	66,638
42	大網白里市	税	有	6.00		19,000	20,000	610,000	52.40	47.60	87,005	55,641
43	九十九里町	税	有	5.90		19,000	19,000	610,000	49.73	50.27	78,345	50,508
44	芝山町	税	有	7.10		19,800	20,300	610,000	57.67	42.33	107,138	64,187
45	横芝光町	税	有	6.40		22,000	23,000	610,000	51.35	48.65	107,032	62,724
46	一宮町	税	有	7.70		21,000	20,000	610,000	56.94	43.06	108,174	63,750
47	睦沢町	税	有	7.00		22,000	20,000	610,000	53.23	46.77	99,348	59,451
48	長生村	税	有	7.45		18,000	20,000	610,000	44.00	56.00	93,710	58,370
49	白子町	税	有	7.70		20,000	20,000	610,000	54.70	45.30	99,193	61,242
50	長柄町	税	有	7.40		26,000	22,000	610,000	49.00	51.00	107,401	67,094
51	長南町	税	有	7.90		24,000	22,000	610,000	53.30	46.70	107,737	67,709
52	大多喜町	税	有	6.80		22,000	21,000	610,000	61.51	38.49	96,198	59,176
53	御宿町	税	有	5.60		17,000	20,000	610,000	48.65	51.35	72,965	47,623
54	鋸南町	料	有	5.37		21,700	14,600	610,000	49.64	50.36	72,989	47,384
	合計・平均	税:42/村:12	51	6.78	20.00	20,738	22,299		54.82	45.18	102,528	64,198

国民健康保険アンケート 2

No.	市町村名	2019年度の国民健康保険料(税)賦課方式 支援金分								
		算定方法(賦課方式)		均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	応能割%	応益割%	世帯当り調定額	1人当り調定額
		所得割×%	資産割×%							
1	千葉市	2.44		6,960	8,880	190,000	55.00	45.00	36,147	24,021
2	銚子市	2.20		11,000		190,000	54.97	45.03	35,094	21,335
3	市川市	1.45		6,800		190,000	61.81	38.19	23,044	15,724
4	船橋市	2.63		8,590		190,000	65.15	34.85	33,214	22,425
5	館山市	2.41		13,200		190,000	49.10	50.90	33,474	21,483
6	木更津市	1.80		10,000		190,000	52.38	47.62	27,658	18,363
7	松戸市	2.24		6,000		190,000	70.48	29.52	27,289	18,280
8	野田市	2.90		12,100		190,000	57.74	42.26	39,903	24,616
9	茂原市	2.70		10,000		190,000	58.60	41.40	32,167	20,579
10	成田市	1.73		7,000		190,000	62.07	37.93	24,560	15,806
11	佐倉市	2.00		5,000		190,000	71.99	28.01	25,796	16,664
12	東金市	2.70		13,000		190,000	51.90	48.10	35,494	22,721
13	旭市	2.30		12,000		190,000	54.95	45.05	42,387	23,797
14	習志野市	2.20		11,900		190,000	55.00	45.00	34,537	23,561
15	柏市	2.29		11,760		190,000	57.00	43.00	36,207	23,332
16	勝浦市	2.50		7,900	8,000	190,000	49.54	50.46	33,486	21,930
17	市原市	2.25		12,000		190,000	55.00	45.00	34,838	22,274
18	流山市	2.20		5,500		190,000	74.00	26.00	29,140	18,829
19	八千代市	2.16		8,800	8,600	190,000	48.91	51.09	34,883	23,444
20	我孫子市	2.00		4,200		190,000	75.12	24.88	22,976	15,168
21	鴨川市	2.30		11,400		190,000	51.47	48.53	28,722	19,595
22	鎌ヶ谷市	2.15		9,000		190,000	59.18	40.82	30,154	19,259
23	君津市	1.80		10,000		190,000	52.34	47.66	28,775	18,447
24	富津市	2.20		8,000		190,000	62.28	37.72	28,237	17,730
25	浦安市	1.83		8,000		190,000	71.10	28.90	33,272	22,166
26	四街道市	1.40		13,000		190,000	41.13	58.87	29,353	18,469
27	袖ヶ浦市	1.70		10,500		190,000	52.01	47.99	30,285	18,920
28	八街市	2.00		10,000		190,000	53.16	46.84	30,922	18,619
29	印西市	2.00		9,000		190,000	62.17	37.83	39,398	24,042
30	白井市	2.10		4,300		190,000	76.32	23.68	27,063	16,391
31	富里市	1.70		7,000		190,000	61.64	38.36	25,184	15,416
32	南房総市	2.12		11,400		190,000	50.00	50.00	未算定	18,636
33	匝瑳市	2.50		12,500		190,000	61.32	38.68	42,101	24,475
34	香取市	2.30		10,000		190,000	58.05	41.95	34,628	20,698
35	山武市	2.52		13,100		190,000	50.19	49.81	36,104	22,282
36	いすみ市	2.50		13,000		190,000	51.00	49.00	33,796	21,072
37	酒々井町	2.70		6,400		190,000	71.95	28.05	32,323	20,408
38	栄町	1.60		6,000		190,000	62.09	37.91	22,768	13,985
39	神崎町	2.40		11,000		190,000	54.47	45.47	33,258	20,263
40	多古町	2.40		12,000		190,000	61.30	38.70	41,793	24,421
41	東庄町	1.50		11,000		190,000	47.40	52.60	30,626	17,539
42	大網白里市	2.50		14,000		190,000	49.75	50.25	36,993	23,657
43	九十九里町	2.40		11,000		190,000	52.17	47.83	30,045	19,370
44	芝山町	2.80		11,900		190,000	57.43	42.57	40,596	24,321
45	横芝光町	2.10		12,000		190,000	50.00	50.00	35,691	20,916
46	一宮町	2.90		10,000		190,000	61.26	38.74	37,543	22,125
47	睦沢町	2.50		10,000		190,000	57.61	42.39	33,009	19,753
48	長生村	2.60		10,600		190,000	44.00	56.00	32,697	20,366
49	白子町	2.90		9,000		190,000	61.20	38.80	33,514	20,692
50	長柄町	2.60		10,000	6,000	190,000	49.00	51.00	37,307	23,306
51	長南町	2.80		13,000		190,000	53.40	46.60	37,818	23,767
52	大多喜町	2.20		8,400	8,000	190,000	59.85	40.15	33,293	20,480
53	御宿町	2.40		9,000	8,000	190,000	45.18	54.82	32,048	20,917
54	鋸南町	2.70		15,300		190,000	50.29	49.71	35,844	23,269
	合計・平均	2.26		9,898	7,913		57.08	42.92	32,782	20,558

国民健康保険アンケート 3

No.	市町村名	2019年度の国民健康保険料(税)賦課方式 介護分								
		算定方法(賦課方式)		均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	応能割%	応益割%	世帯当り調定額	1人当り調定額
		所得割×%	資産割×%							
1	千葉市	1.99		9,000	6,840	160,000	50.00	50.00	29,847	25,862
2	銚子市	1.80		14,000		160,000	53.12	46.88	31,819	26,109
3	市川市	1.50		10,800		160,000	57.15	42.85	25,222	21,785
4	船橋市	1.20		9,610		160,000	51.10	48.90	19,815	17,108
5	館山市	1.83		13,800		160,000	46.50	53.50	25,294	21,318
6	木更津市	1.10		10,000		160,000	46.49	53.51	18,354	15,949
7	松戸市	1.61		12,900		160,000	50.61	49.39	25,690	22,075
8	野田市	2.07		11,900		160,000	56.17	43.83	27,604	23,209
9	茂原市	2.10		16,000		160,000	44.50	55.50	27,299	23,280
10	成田市	1.68		15,000		160,000	48.24	51.76		23,964
11	佐倉市	1.20		11,000		160,000	45.54	54.46	19,956	17,298
12	東金市	1.90		12,000		160,000	52.10	47.90	24,515	20,823
13	旭市	1.70		14,000		160,000	53.97	46.03	34,237	27,282
14	習志野市	2.00		13,100		160,000	55.00	45.00	29,036	25,388
15	柏市	1.90		14,400		160,000	53.00	47.00	29,822	25,630
16	勝浦市	1.90		7,000	4,900	160,000	50.51	49.49	21,520	18,359
17	市原市	2.23		13,900		160,000	55.00	45.00	29,400	25,366
18	流山市	1.60		12,600		160,000	52.00	48.00	26,106	22,452
19	八千代市	2.11		16,600		160,000	49.42	50.58	31,206	27,292
20	我孫子市	1.55		12,600		160,000	48.12	51.88	23,494	20,320
21	鴨川市	2.00		13,800		160,000	49.18	50.82	25,555	22,224
22	鎌ヶ谷市	1.48		13,000		160,000	46.50	53.50	24,057	20,602
23	君津市	1.80		9,900		160,000	55.93	44.07	23,156	19,764
24	富津市	2.00		8,000		160,000	64.30	35.70	22,664	18,882
25	浦安市	1.45		12,000		160,000	64.51	35.49	12,265	8,171
26	四街道市	1.56		14,000		160,000	47.21	52.79	26,446	22,617
27	袖ヶ浦市	1.20		12,500		160,000	44.31	55.69	22,139	18,835
28	八街市	1.50		12,000		160,000	48.55	51.45	24,387	20,125
29	印西市	1.80		13,000		160,000	52.96	47.04	32,724	27,634
30	白井市	1.42		11,400		160,000	50.08	49.92	22,979	19,305
31	富里市	1.50		12,000		160,000	52.87	47.13	25,350	21,029
32	南房総市	1.67		11,400		160,000	50.00	50.00	未算定	11,400
33	匝瑳市	1.30		12,500		160,000	53.46	46.54	25,384	20,542
34	香取市	1.90		14,000		160,000	51.34	48.66	29,463	24,246
35	山武市	2.02		15,000		160,000	47.62	52.38	28,493	23,943
36	いすみ市	2.20		15,000		160,000	50.00	50.00	27,736	23,172
37	酒々井町	1.40		13,000		160,000	43.66	56.34	22,573	19,598
38	栄町	1.50		12,000		160,000	45.39	54.61	21,024	17,833
39	神崎町	1.80		15,000		160,000	45.66	54.34	26,969	22,220
40	多古町	1.70		15,000		160,000	55.37	44.63	33,900	27,186
41	東庄町	1.00		15,000		160,000	39.00	61.00	25,838	20,454
42	大網白里市	1.90		13,000		160,000	49.05	50.95	24,560	21,189
43	九十九里町	1.90		13,000		160,000	46.45	53.55	23,051	19,584
44	芝山町	2.60		11,100		160,000	62.54	37.46	31,534	25,559
45	横芝光町	1.70		13,000		160,000	50.69	49.31	29,492	23,759
46	一宮町	2.10		14,000		160,000	50.43	49.57	29,128	23,483
47	睦沢町	1.80		12,000		160,000	48.39	51.61	23,182	19,223
48	長生村	2.00		12,000		160,000	47.00	53.00	26,222	21,873
49	白子町	2.40		13,000		160,000	51.50	48.50	28,883	23,869
50	長柄町	2.00		9,000	4,000	160,000	51.00	49.00	23,491	19,903
51	長南町	2.30		12,000		160,000	53.70	46.30	25,038	20,837
52	大多喜町	2.10		8,700	8,100	160,000	58.78	41.22	28,622	23,660
53	御宿町	1.50		8,000	5,000	160,000	42.30	57.70	19,804	17,167
54	鋸南町	1.90		12,200		160,000	49.99	50.01	23,831	19,759
	合計・平均	1.77		12,421	5,768		50.71	49.29	25,773	21,491

国民健康保険アンケート 4

No.	市町村名	2019年度の下記の世帯の国保料・税額(円) 1,夫婦2人(40代)・子ど(,2人世帯、所得250万円(妻の年収0)、資産税額0円 2,夫婦2人(40代)・子ど(,2人世帯、所得200万円(妻の年収0)、資産税額0円 (2割軽減世帯) 3,夫婦2人(70代)、所得80万円(妻の年収0)、資産税額0円 (5割軽減世帯) 4,単身世帯(70代)、所得30万円、資産税額0円 (7割軽減世帯)				世帯数・人口 (2019/6/1現在)		国保加入状況 (2019/6/1現在)		2019年6月1日現在前年度に一期でも滞納があった世帯数
		1の場合	2の場合	3の場合	4の場合	総世帯数	総人口	国保加入世帯数	被保険者数	
1	千葉市	409,230	319,960	87,130	18,210	460,642	972,065	131,628	198,078	27,113
2	銚子市	431,200	337,800	91,700	19,200	27,313	60,962	10,897	18,331	1,786
3	市川市	339,500	264,800	70,100	11,700	256,170	490,044	65,947	97,596	15,227
4	船橋市	375,180	293,310	75,860	9,870	304,625	641,881	85,058	125,965	15,603
5	館山市	397,600	311,100	81,500	15,400	23,045	46,428	8,651	13,418	1,111
6	木更津市	400,600	313,200	88,000	16,200	62,059	135,392	19,434	29,818	2,911
7	松戸市	392,510	306,500	80,360	13,050	239,510	498,020	73,413	109,349	16,433
8	野田市	369,400	288,500	75,400	14,500	68,437	154,415	24,196	39,173	4,310
9	茂原市	444,000	346,900	89,200	15,300	40,633	89,402	14,432	22,570	1,448
10	成田市	364,800	285,300	73,000	13,100	62,977	133,106	19,033	29,989	5,295
11	佐倉市	391,500	313,200	130,400	51,900	77,890	175,455	26,244	41,473	3,825
12	東金市	421,200	329,400	88,500	17,100	27,132	58,888	10,694	17,016	2,384
13	旭市	415,900	325,700	87,800	17,700	26,222	65,478	11,202	20,284	2,367
14	習志野市	394,500	308,300	77,800	12,400	80,193	173,772	20,598	30,792	3,073
15	柏市	406,400	318,300	81,100	14,400	189,190	427,949	58,441	90,476	14,492
16	勝浦市	423,400	331,100	102,100	19,200	8,657	17,374	3,394	5,281	418
17	市原市	427,600	334,600	87,500	17,300	127,241	276,499	41,048	64,230	7,199
18	流山市	380,400	297,000	77,100	12,000	80,707	192,443	22,666	35,004	3,261
19	八千代市	388,000	305,000	91,500	21,200	89,225	199,178	24,735	37,623	4,049
20	我孫子市	366,900	286,300	74,900	12,100	59,396	132,424	19,320	29,358	4,107
21	鴨川市	434,200	339,700	90,800	18,100	14,651	32,359	5,858	8,791	825
22	鎌ヶ谷市	380,900	297,600	79,300	13,800	49,689	110,055	16,129	25,183	2,159
23	君津市	400,200	313,000	84,700	16,200	39,005	84,407	12,297	19,263	1,841
24	富津市	399,900	312,700	85,300	13,200	20,069	44,425	7,446	11,822	990
25	浦安市	365,600	285,900	77,500	14,900	81,447	170,323	18,821	28,251	3,238
26	四街道市	394,400	308,700	82,000	15,600	37,971	92,329	13,529	21,467	2,154
27	袖ヶ浦市	362,800	284,100	77,500	15,100	27,224	63,828	8,774	14,078	856
28	八街市	426,000	334,000	93,600	19,500	31,627	69,808	12,373	20,584	2,572
29	印西市	416,100	325,800	88,300	18,100	40,925	102,288	12,033	19,685	1,106
30	白井市	404,300	316,500	88,500	18,100	25,850	63,457	8,358	13,814	1,469
31	富里市	372,800	291,600	80,300	16,600	23,501	50,181	8,854	14,506	1,700
32	南房総市	349,500	223,600	54,700	15,200	17,215	37,981	7,510	11,755	6,139
33	匝瑳市	403,400	315,900	87,200	17,200	14,587	36,376	6,406	11,055	839
34	香取市	406,300	317,900	83,800	16,200	31,072	76,139	12,973	21,681	1,421
35	山武市	421,500	330,100	85,900	16,500	22,334	51,514	9,833	16,250	1,748
36	いすみ市	429,400	336,300	86,300	16,500	16,954	37,956	7,385	11,817	1,521
37	酒々井町	385,100	301,600	83,900	18,100	9,839	20,759	3,194	5,061	276
38	栄町	396,200	310,200	85,300	17,400	9,000	20,592	3,659	5,939	258
39	神崎町	445,900	349,300	93,600	18,600	2,457	6,082	990	1,622	155
40	多古町	420,000	328,500	87,500	16,500	5,941	14,635	2,635	4,436	624
41	東庄町	378,100	296,200	82,900	17,400	5,179	13,935	2,437	4,241	320
42	大網白里市	403,600	316,000	82,900	15,900	21,558	49,344	8,279	13,198	1,457
43	九十九里町	386,200	302,200	78,400	14,700	7,121	15,827	3,064	4,866	734
44	芝山町	440,400	344,000	58,600	25,000	2,990	7,302	1,298	2,217	122
45	横芝光町	406,340	318,340	85,450	17,100	9,742	23,721	4,114	6,925	400
46	一宮町	446,000	348,000	90,000	15,000	5,452	12,484	2,106	3,582	203
47	睦沢町	417,100	326,200	86,600	15,600	2,766	7,009	1,185	1,984	151
48	長生村	419,800	327,900	85,800	14,500	6,095	14,251	2,359	3,772	316
49	白子町	443,900	346,500	88,700	14,700	4,919	11,266	2,149	3,431	249
50	長柄町	454,300	355,500	96,900	19,200	2,976	6,988	1,306	2,086	84
51	長南町	476,000	321,800	98,200	17,700	3,213	7,964	1,426	2,269	95
52	大多喜町	416,800	326,100	87,100	17,800	3,828	9,076	1,602	2,614	208
53	御宿町	359,000	280,900	77,500	16,200	3,701	7,480	1,607	2,530	238
54	鋸南町	403,200	315,900	82,100	15,300	3,665	7,787	1,545	2,353	122
	合計・平均	403,797	314,163	84,594	16,839	2,915,827	6,321,103	904,565	1,398,952	173,002

国民健康保険アンケート 5

No.	市町村名	滞納世帯の納付相談の対策	滞納世帯に対して、就学援助、生活保護制度等の活用について相談できる体制
1	千葉市	納付相談専門職員（非常勤嘱託職員）の設置、債権管理課の設置による専門化、納付相談窓口の常設（健康保険課内）	納付相談の中で、生活困窮や多重債務の有無を確認し、生活保護所管課や千葉市生活自立・仕事相談センター、消費生活センターを案内するようにしております。
2	銚子市	・窓口で納付相談　・短期被保険者証、催告書を送付した際に納付相談案内書を同封 ・電話催告を通した納付相談	納付相談の際に、生活状況や収入状況などを聴取し、必要に応じて関係機関と連携している。
3	市川市	・毎週木曜日に夜間窓口を開設している。(～20時)・毎月1回、日曜日に納税相談窓口を開設している(9時～15時)。 ・滞納世帯に対して催告書を送付するとともに、現年度滞納世帯に対しては電話・文書催告を行い、納税相談を促している。 ・新たに短期保険者証の交付対象となる世帯に対してハガキを送付し、特別納税相談期間を設け、相談の機会の確保に努めている。	生活困窮者に対しては、当市が実施する相談支援事業である、生活サポートセンター相談窓口への案内をしている。
4	船橋市	・現年度保険料の納付忘れに対する自動音声電話による催告　・利便性向上のため、船橋FACE（船橋駅前）で相談会の開催 ・夜間休日相談会の開催　・徴収員による臨戸訪問	・支援が必要な方に対し、船橋市保健と福祉の総合相談窓口さーくる（船橋市委託事業により社会福祉法人が運営）等をご案内しています。
5	館山市	資格認定審査会後、資格証明書該当者に対しては納税相談の案内状を送付し、夜間等の納税相談機会の窓口を設けている。また、納税相談時には、実態調査員により、早期に滞納者の生活・収入・病気等の状況を把握し、実情に応じた滞納整理を行っている。	納税相談の場が自立支援（生活保護・就労相談・就労支援・債務整理）への初動機能の一端を担うことが考慮されることから、社会福祉課（生活保護）や健康課（健康相談・検診）、高齢者福祉課（介護）等の庁内連携、あるいは社会福祉協議会（生活困窮者自立支援相談窓口）等の関係機関との連携強化を図っている。
6	木更津市	・納税者が窓口相談を利用しやすいように、毎月　第2・第4日曜日の午前8時30分から午後5時まで収税対策室の窓口を開いて納税相談を実施している。・臨時職員を含む収納専門職員による臨戸徴収の実施。・平成26年度から国税OBの市税等徴収指導員1名を配置し、対応困難事案に対する職員からの相談での対応を含め、徴収事務の向上を図っている。	納税相談等により、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の活用の要件が認められる場合、担当課を案内する。
7	松戸市	夜間窓口（月1回20時まで相談に応じる）、休日窓口（年6回土曜日に相談に応じる）を設けている。	相談内容に応じて、随時案内している。
8	野田市	国保料の滞納整理については徴収部門が対応している。滞納世帯と接触するための対策としては、電話や文書を通じて相談に応じるよう催告を実施していることはもちろん、反応がない場合は財産の差押も行っている。また、当初の納税通知書が届かなかった世帯、3年間納付の無い資格世帯については訪問調査を実施している。なお、窓口開設についても就労者にできる限り対応できるよう、平日は夜8時まで開設時間を延長しており、日曜日においても8時30分から17時15分まで窓口を開設している。	滞納者の納付相談時に、家族状況等の生活全般を把握したうえで、必要に応じパーソナルサポートセンター等の福祉等関係機関と連携し、活用可能な制度を案内している。
9	茂原市	平日及び夜間に電話にて納付の勧奨を行い、その際に納付が困難な場合は改めて納付相談を行っております。また、月1回、日曜開庁を実施し、納付相談を行っております。	適宜、消費生活相談員やケースワーカーと連携を図りながら、対応しております。
10	成田市	日曜開庁時にも納付相談の対応をしております。	納税相談の際に生活状況を聴取し、必要に応じて「暮らしサポート成田」（生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口）の案内や、生活保護制度、公営住宅、障がい者支援等窓口を案内しています。
11	佐倉市	・第2、4日曜に納税相談を行っている。 ・高額滞納者や困難事案に対応するため、国税OBの主幹を配置している。	・納税折衝の際、必要に応じて福祉制度や関係機関の案内をしている。 ・徴収担当の見識を深めるための研修を実施している。
12	東金市	・第3木曜日　夜間納付相談・納付窓口の開設　・毎月月末　土曜日・日曜日の休日納付相談・納付窓口の開設 ・借金苦が滞納する原因である方に対して弁護士相談を実施	関係課と連携を取っています。
13	旭市	・夜間納税（相談）窓口開設 毎月10日　17:30～20:00 本庁税務課 ・休日納税（相談）窓口開設 毎月第1日曜日 8:30～12:00 本庁税務課	・納税相談等により、関係機関窓口を案内している。
14	習志野市	催告書や未納のお知らせを送付する他、納税コールセンターおよび自動音声電話催告システムによる電話催告により納付相談につなげております。また、相談機会の拡充を目的とした休日相談を行っております。さらに、短期被保険者証や資格証明書対象者の中から、その滞納状況に応じ、納付相談を促す通知文書を送付しております。	納付相談を行う中で、福祉等関係機関との連携が必要と思われる方には、習志野市生活相談支援センター「らいふあっぷ習志野」をご案内しております。
15	柏市	債権管理課への事務移管，休日納付相談（年6回）及び休日臨戸（年1回），コールセンターによる電話催告	地域生活支援センター連絡調整会議（年2回）
16	勝浦市	電話催告等により滞納世帯との接触を図り、生活の実態を把握した上で納税相談を実施している。	滞納者の状況に応じて，就学援助，生活保護制度等の担当部署への相談を案内することとしている。
17	市原市	・債権管理課による専門化 ・市税等納付推進センターによる納付相談案内	・相談時等に適宜対応を行っております。
18	流山市	①窓口による納付相談　②債権回収対策室による納付相談 ③年2回の休日納付相談　④流山市税等コールセンターによる電話及び文書での納付勧奨	生活困窮者であれば社会福祉課で相談するようご案内をします。
19	八千代市	職員及び納付相談員による面接，電話，訪問を実施。	相談状況に応じ，福祉総合相談室や生活支援課と連携を図っている。
20	我孫子市	・滞納整理に関する研修会へ参加し，職員の知識，技能の向上を図る。 ・滞納処分に早期着手する。　・徴収不能事案については執行停止をする。	納付相談の際，生活困窮のおそれがある場合，生活保護担当を案内するなど，連携を図っている。
21	鴨川市	臨戸徴収，業務電話による納税相談，毎週木曜日窓口延長時の納税相談，年4回日曜日の納税相談を実施。	納税相談時の聞き取り調査，臨戸徴収による生活状況確認，財産調査等により担税力を確認し，福祉担当課等へつなげている。
22	鎌ケ谷市	・窓口相談時間の延長，（休日、夜間納付相談の実施） ・収納員による臨戸徴収・調査	・納付相談時，生活保護等の制度を説明し，担当課へ案内をしている。
23	君津市	休日・夜間の納税相談，主任徴収員（債権回収経験者）の採用。	税相談では，滞納者の滞納理由や生活状況の把握に努めており，必要に応じて福祉関係機関への案内を行っている。
24	富津市	税務課収納対策室と毎月末平日2日間の夜間（午後8時まで）納付相談を開設している。 短期被保険者資格証明書世帯を対象とした休日臨戸訪問等を実施している。	難病指定された疾病に罹患している場合は君津健康福祉センターへ、医療費の一部負担金については、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付について案内している。
25	浦安市	滞納額が35万円以上の世帯を対象に，徴収担当職員を配置し，個別に対応している。	社会福祉課のパンフレットなどを窓口に設置し，必要と思われる方には案内をしている。
26	四街道市	平成30年度において，休日納税相談を2日間実施した。多重債務者との相談にも対応できるように消費生活センター職員にも動員をかけている。	滞納世帯との折衝時において生活状況・収支状況の把握に努めており，困窮とみられる世帯においては生活保護担当課との相談など適宜している。実際に，地域包括支援センターにつなげ，生活保護へ結びついたケースもあった。
27	袖ケ浦市	資格証世帯への臨戸訪問の設定や実態調査の実施，夜間の電話催告の実施，短期証から資格証に更新となる世帯への弁明の機会の付与により生活状況を聞き取り，特別な事情の把握に努めている。	納税相談等の機会を設け生活状況の現状把握に努めており，生活困窮者世帯については，福祉部との連携により自立相談支援事業を活用し状況に応じた相談体制をとっている。
28	八街市	○日曜開庁（月1回）、夜間窓口（毎週木曜日）の開設　○市税等収納嘱託員（2名）の雇用 ○弁護士による多重債務相談のほか，個人再生・任意整理や自己破産に関する相談（月1回）の実施	納税相談等において申出があった際には担当部署を案内している。
29	印西市	国保税の納付相談については，保険税係（6名）で対応している。　また，毎月末開庁日及び第4土曜日には収税課と合同で夜間・休日納付相談窓口を開設し，納付相談や収納業務を行っている。	必要に応じ，福祉等関係機関と連携を図っている。
30	白井市	月1回の夜間開庁，月1回の休日開庁で窓口相談を実施するとともに，保険証更新時に収税課と連携して納税相談を実施	徴収担当の収税課において，生活状況を確認し「暮らしと仕事のサポートセンター」へ引き継ぐ体制をとっている。また，保険年金課においても，短期保険証・資格者証更新時に「くらしと仕事のサポートセンター」の案内を送付している。
31	富里市	納税相談は，日々の業務として随時対応するとともに，原則月1回（第1日曜日）休日納付相談を実施している。	個々の相談内容に応じて，就学援助や生活困窮者自立支援等の制度の活用について案内している。
32	南房総市	窓口相談時間の延長	必要に応じて，庁内の連携を行っている。
33	匝瑳市	・毎月第2第4日曜日の9時から12時まで，納付・相談窓口を開設。 ・毎月25日（休日の場合は翌開庁日）の17時30分から19時30分まで，夜間納付・相談窓口を開設。 ・元国税庁職員を市税等徴収事務指導員として採用し，高額滞納事案の対応に努める。	・納税相談において多重債務や生活困窮がうかがわれる場合は，消費生活センターや生活困窮者自立支援事業等を案内するとともに，相談内容に応じて関係各課と連携している。
34	香取市	・毎月1回の休日窓口納税相談を実施 ・徴収指導員の採用	・来庁納税相談者については，生活状況，収入状況，家族構成等，詳細な点まで聴取した上で，他課での対応も必要な場合は本人へ案内している。
35	山武市	毎月最終日曜日午前9時から午後5時まで，収税課・課税課及び国保年金課の窓口を開設し対応しています。	納税相談対応時の相談内容により，福祉等関係機関と連携し，滞納世帯に活用できる制度について相談しながら対応しています。
36	いすみ市	毎週木曜日　17:15～19:30，毎月第2日曜日　8:30～12:00に夜間・休日納税相談窓口の開設，また 国民健康保険滞納世帯を対象に，年2回，3庁舎で，平日1日、休日2日納税相談を実施している。	納税相談の中で，子育て世代には就学援助，生活困窮者には公的扶助制度の説明及び紹介等を実施している。
37	酒々井町	毎月最終日曜日の午前を日曜開庁として納税相談等に応じる体制をとっています。	個別相談において生活状況等を聞き取り，困窮世帯については生活保護制度の活用について説明を実施しています。
38	栄町	現年度分については住民税課で，過年度分については税務課収納対策室で対応しています。滞納対策としては，平日収納嘱託員が徴収に当たっている他，平成22年度に開設したコールセンターから，現年度分の納付が遅れている世帯に納付の勧奨を行っています。また，納税相談については，収納対策室の職員が滞納者の生活状況等の聞き取りをしたうえで，個々の生活に支障の無い範囲で分割納付の誓約を結ぶなど，平日に限らず土曜日も実施しています。	福祉・こども課や社会福祉協議会等に相談をするよう案内し，生活保護や就労支援などその方の状況に応じた各種相談支援に繋げています。
39	神崎町	・臨戸徴収　・納税相談　・夜間窓口延長（相談・収受）毎週木曜日19時まで	・必要に応じて随時連携対応する。
40	多古町	毎月末の休日開庁時に納税相談を受付（要事前連絡）	生活状況調査の中で，必要があれば福祉部門に連絡相談をしている。
41	東庄町	窓口相談の延長（毎週木曜日19時まで），臨戸徴収	納税相談をした際に，家庭状況を考慮して必要があれば制度とその担当課を紹介する。
42	大網白里市	休日納付相談窓口の開設（毎月第4日曜日），収納推進員による臨戸訪問，徴収業務に特化している任期付職員を雇用，滞納整理の徹底。	納税相談において，生活保護担当課をはじめ，各種福祉サービス担当課等と連携し，必要に応じて各窓口への案内を行っております。
43	九十九里町	・広報誌・ホームページ・防災無線・安心安全メールでの周知のうえ，毎月最終日曜日に相談窓口を開設。(9:00～16:00)	・納税相談等があった際，関係する部署との連携は図られており，円滑に相談が進められる環境にある。
44	芝山町	窓口相談時間の延長（事前調整により夜間、休日でも相談可能な体制を整えている。）	体制がとられている
45	横芝光町	徴収指導員の配置，休日納税相談の実施（月2回・第2及び第4日曜日），通常勤務時間外も事前に連絡があれば時間外に随時納税相談を実施。	納税相談時に家族構成及び生活状況等の詳細を聞き取り，必要に応じて関係部署等へ取り次ぎしている。
46	一宮町	国等のOBを平成27年度から雇い入れ，本年度も引続き実施している。職員と一緒に滞納整理を実施しており，相談から処分に至るまでの対応方法を実践を通して学びながら実施することにより，今まで以上にその滞納者に見合った対応ができる。平成26年度よりコンビニ納付，今年度よりLINE Pay請求書支払いを導入することで，納付場所・納付時間に制限のある方に対して，納付窓口の拡大を図っている。	・納税相談を受けた中で，生活の状況が，生活保護該当者になる見込みがある場合，また，就学援助となる場合，担当課へ相談を繋いでいる。
47	睦沢町	相談受付時間の柔軟な対応（時間外等）　短期保険証交付時毎に納付相談 毎月第4日曜日に納付相談窓口を設置	納付相談時には，世帯状況等を調査し必要に応じて関係部門と連携を取っている。
48	長生村	・毎月第4日曜日を開庁日とし，村税の納付及び納税相談を実施している。 ・管理職及び税務課職員により，納税相談を含む臨戸徴収（夜間を含む）を実施している。	・聞き取り等により生活状況等の把握を行い，生活困窮と考えられる場合は，生活保護担当課へ相談するよう案内を行っている。
49	白子町	保険証更新時に納税相談実施	とれている
50	長柄町	窓口相談時間の延長	連携する体制がとれている。
51	長南町	・時間外及び休日相談の実施　・臨戸による接触及び実態把握	・納税相談及び実態把握を通じ，生活困窮と判断した場合，福祉部門，包括支援センター及び教育部門と連携し減免等各種制度を活用できるよう相談できる体制が整っている。
52	大多喜町	H29年度から非常勤の徴収指導員を採用し，年間を通じて窓口相談を実施。連絡が取れない世帯は，夜間臨戸徴収を実施して納税相談に応じている。	健康福祉課と連絡を密にして相談できる体制は，整えている。
53	御宿町	収納専門職員を採用している。	納税相談時，生活困窮者については，保健福祉課へ相談するよう説明している。
54	鋸南町	現状，税務住民課税務収納室は5人体制で，内収納担当は2名，滞納者に対し，来庁要請を行い相談時間を設けている。	就学援助・生活保護については，各担当課の案内は行うが，合同での相談体制はとっていない。
	合計・平均		

国民健康保険アンケート 6

No.	市町村名	差し押さえについて									
		差し押さえの実施	2018年度差し押さえ件数						滞納金に充当した実件数と金額		滞納処分停止件数
			預貯金	不動産	保険	物品	その他		件数	金額	
1	千葉市	有	840	12	222	1		49	852	75,797,660	676
2	銚子市	有	6		11			3	4	555,751(国保料) 43,900(延滞金)	1
3	市川市	有	668	5	80	0		298	1,260	281,938,850	1,532
4	船橋市	有	228	19	24	0		184	862	64,803,604	328
5	館山市	有	184	6	63			34	417	23,371,011	1,573 (204人)
6	木更津市	有	243	20	65	0		119	283	25,964,940	139
7	松戸市	有	618	3	145	0		73	927	12,132,185	2,401
8	野田市	有	266	55	181	23		449	1,421	94,564,544	8,674
9	茂原市	有	178	135	122			259	496	132,233,592	11,810
10	成田市	有	447	19	111	5		237	685	78,129,115	3,315
11	佐倉市	有	132	24	57	0		51	163	38,283,000	481
12	東金市	有	248		66			38	218	25,683,664	458
13	旭市	有	49	0	56	3		245	42	8,409,976	271
14	習志野市	有	242	20	14	0		30	集計なし	29,391,796	156
15	柏市	有	29	6	15	0		68	254	46,637,235	531
16	勝浦市	有	5	0	0	1		11	17	1,561,786	7
17	市原市	有	299	124	192			720	310	50,522,871	451
18	流山市	有	180	9	17	0		3	222	13,429,132	204
19	八千代市	有	434	1	14	0		47	766	44,808,629	140
20	我孫子市	有	36	6	19	0		96	390	35,761,694	287
21	鴨川市	有	2	0	1	0		2	5	1,648,582	49
22	鎌ヶ谷市	有	172	7	2	0		29	189	17,577,544	104
23	君津市	有	278	9	60			150	1,276	54,836,024	144
24	富津市	有	426	8	58	1		157	1,411	23,889,177	112
25	浦安市	有	150	1	11	0		34	269	26,857,310	453
26	四街道市	有	23	3	1	0		13	8	1,210,104	240
27	袖ヶ浦市	有	91	14	29	0		99	146	27,404,093	45
28	八街市	有	160	50	46	4		192	760	45,136,976	1,601
29	印西市	有	119	3	15	0		44	117	22,313,343	34
30	白井市	有	19	10				58	19	7,198,769	67
31	富里市	有	697	23	84			92	1,102	59,952,850	267
32	南房総市	有	0	0	0	0		0	0	0	0
33	匝瑳市	有	11	12	18	0		40	90	7,863,736	12
34	香取市	有	70	19	58	0		404	343	86,257,773	567
35	山武市	有	72	0	19			57	148	15,366,388	311
36	いすみ市	有	24	0	1	0		26	45	5,510,478	28
37	酒々井町	有	28	2	1	0		9	35	3,596,945	457
38	栄町	有	5	10				1	3	3,779,111	45
39	神崎町	有	51	0	26	6		37	63	14,967,407	18
40	多古町	有	3		2			13	15	3,748,640	21
41	東庄町	有	8	0	0	0		11	19	1,454,319	32
42	大網白里市	有	51	2	45	2		20	55	5,004,000	1,144
43	九十九里町	有	97	2	2	0		26	172	11,157,033	941
44	芝山町	有	37	0	3	0		9	34	1,217,682	23
45	横芝光町	有	32	4	12	1		44	274	12,080,310	44
46	一宮町	有	101	2	3			18	75	4,891,579	27
47	睦沢町	有						1	1	27,758	21
48	長生村	有	19	5	4	0		31	44	1,970,264	9
49	白子町	有						11	10	1,508,276	25
50	長柄町	有	29						4	206,650	6
51	長南町	有	3					5			
52	大多喜町	有	7	0	4	3		23	26	約 5,130,000	5
53	御宿町	有	2		1				3	136,879	1
54	鋸南町	有							2	255,000	7
	合計・平均		8,119	650	1,980	50		4,670	16,352	1,558,179,935	40,259

国民健康保険アンケート 7

No.	市町村名	被保険者証発行状況(2019/6/1現在) ①資格証明書発行世帯数	①-a ①の世帯に含まれる18歳未満の人数	左に対する対応	①-b ①の世帯に含まれる65-74歳の人数	左に対する対応	②短期保険証発行世帯数	短期保険証の期間(ヶ月)	③滞留(未交付)数	①②③の合計	③に対する対策
1	千葉市	1,192	195	正規保険証を交付している	120	資格証明書を交付している	8,078	6	3,250	12,520	郵便局で保管期限が切れて市に返送されたものについては、文書による通知を行ったうえで、必要に応じ電話連絡を行っている。宛先不明分については、居所不明者の実態調査を行っております。
2	銚子市	267	42	6か月の短期被保険者証を交付	39	被保険者資格証明書を交付(特別な事情のある被保険者については、3か月の短期被保険者証を交付)	1,066	3・6	0	1,333	被保険者証等の返戻があった場合、現地調査を実施している。
3	市川市	108	49	6ヶ月の短期被保険者証を交付している。	21	被保険者資格証明書を交付している。	1,463	6	1,878	3,449	・短期被保険者証の有効期限が切れ、未交付状態となった場合でも、催告書等を送付することで納税相談のために来庁するよう促している。・平日の開庁時間に来られない方のために、毎週木曜日の夜間や、月に一度日曜日に納税相談窓口を開設することで、来庁機会の確保に努めている。
4	船橋市	212	9	短期証(6か月)の交付	9	資格の被保険者資格証明書の交付対象判定の際、70歳以上を除外し、短期証を交付する。	4,703	4	0	4,915	
5	館山市	180	37	短期保険証を交付している。(有効期限6ヵ月)	27	資格証明書を交付している	322	3	27	529	訪問による実態把握や近隣への情報提供を求める。
6	木更津市	1,080	287	6ヶ月の短期保険証を交付している。	203		551	1・6	167	1,798	訪問による実態把握を行っている
7	松戸市	619	111	短期保険証を交付	54		2,201	6	[illegible]	2,820	訪問指導員(自宅を訪問し納付催告を主業務とする)8名による現地調査
8	野田市	537	155		74		430	4	96	1,063	野田市国民健康保険居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要綱に基づき、訪問等による調査を実施している。
9	茂原市	81	0		28		781	1・3	143	1,005	訪問による実態調査を行っている。
10	成田市	31	6	有効期限6か月の保険証を交付	7	特になし	683	4	190	901	・訪問による実態把握 ・受領勧奨通知の送付
11	佐倉市	435	93	短期被保険者証を交付している	50		959	6	0	1,394	
12	東金市	357	40	短期被保険証を交付している	45	分割納付の履行又は政令に規定されている納付できない特別の事情があると市が認めた場合は、短期被保険者証を交付している。	917	1〜3・6	0	1,274	
13	旭市	0	0	6ヶ月証を交付	0	資格証明書を交付	1,116	3又は6	492	1,608	
14	習志野市	328	57	資格証明書の有効期限に合わせた正規保険証を交付している。		本市システムでは集計しておりません。	595	6	10	933	訪問による実態調査を行い、それでも不明である場合は住民記録担当課へ実態調査を依頼している。
15	柏市	440	52	6ヵ月更新の保険証を交付している	46	資格証明書を交付している	2,144	4	383	2,967	
16	勝浦市	71	9		13		184		36	291	通知を送り、受取りを促している。
17	市原市	86	7	短期被保険者証を交付している	22	対応なし	3,769	6	0	3,855	
18	流山市	426	57	有効期限が1年間の短期保険証を交付している	35	資格証明書を交付している	544	2	31	1,001	居所不明または郵便物の返戻が多数ある者に対し、所在地を確認するため、収納指導員による実態調査を行っている。また、本籍調査や社会保険調査も行っている。
19	八千代市	212	35	1年間有効の被保険者証を交付	19		1,612	6	825	2,649	
20	我孫子市	280	25	6ヶ月有効期限の保険証を交付している	22	資格証明書を交付している	280	3	0	560	
21	鴨川市	220	50	6ヶ月短期被保険証を交付	54	特になし	47	2	69	336	普通郵便にて「被保険者証が返送されている旨及び受け取り方法の確認」の通知を郵送
22	鎌ヶ谷市	0	0		0		413	4	439	852	・未受領世帯への来庁要請書発送(年3回) ・収納員による実態調査
23	君津市	280	79	6ヶ月の短期保険証を交付している。	44		489	3	0	769	
24	富津市	130	15	有効期間6箇月の短期有効被保険者証を交付	39	有効期間6箇月の短期有効被保険者証を交付	360	1・3	3	493	保険証の返戻通知(普通郵便)の送付及び訪問による実態調査
25	浦安市	2	0		0		938	3	11	951	
26	四街道市	19	0		7	納税相談通知・催告書を送付するも、全く反応無い	846	6	338	1,203	国保税収納員により現地確認・居住確認を実施している。滞納整理など訪問時に面談できた場合は生活実態の把握に努めている。
27	袖ヶ浦市	202	77	6ヶ月の短期被保険者証を交付	55	個別に事情を考慮し、短期被保険者証を送付	135	3	0	337	
28	八街市	199	44	6ヶ月有効の短期被保険者証を交付	31		994	6	246	1,439	不定期ではあるが、被保険者証の更新を促す通知を送付している。
29	印西市	140	31	12ヶ月の被保険者証を交付	39		486	3	0	626	
30	白井市	96	2	短期保険証交付(6ヶ月)	13		347	3〜6	37	480	未交付世帯については再度送付している。再度送付しても不達となる世帯については、その他の郵便物の送達状況などを見て、必要により現地調査を行い、実態把握に努めている。
31	富里市	208	68	6ヶ月証	28	資格証明を交付している	579	6・3	0	787	
32	南房総市	49	7	6ヶ月の短期証の交付	不明		274	1	119	442	分納誓約や被保険者証の交付方法を周知している
33	匝瑳市	238	55	6ヶ月の短期被保険者証を交付	66	資格証明書を交付	258	1・3・6	20	516	訪問による実態調査
34	香取市	87	2	6ヵ月の短期被保険者証を発行	25		712	1・3・6	169	968	訪問による実態調査、年金記録による調査
35	山武市	475	113	6ヶ月短期保険証交付	115	納付相談のうえ納付の確認がとれた場合は1ヶ月の短期保険証交付	521	6	44	1,040	普通郵便で返送を連絡し、なお応答がない場合は現地訪問をしている。
36	いすみ市	92	11		14		383	6	0	475	
37	酒々井町	0					249	3・6	86	335	
38	栄町	25	2	正規保険証を交付している	6	特別の事情に関する届書の提出がない限り、資格証明書を交付	173	1・3	0	198	
39	神崎町	21	3	正規保険証を交付している	5		29	3	0	50	
40	多古町	7	0		1		100	1・3・6	67	174	・被保険者証を保管している旨の通知を発送(3ヶ月に1回) ・税務課による臨戸徴収時の実態調査
41	東庄町	0					110	1	0	110	
42	大網白里市	45	2		14		802	1・3・6	3	850	
43	九十九里町	59	1	半年単位で6ヶ月短期被保険者証を交付しています。	8	定期的に相談に来庁するよう依頼しています。	198	1・3・6	13	270	居所不明等、来庁による面接のできない世帯については、可能な限り、訪問による実態把握に努めております。
44	芝山町	4	0		2	資格者証を交付	63	1・3・6	1	68	手紙等による通知など
45	横芝光町	118	34	6ヵ月の短期保険証を交付している	18	1年の被保険者資格証を交付している	181	3	62	361	受領勧奨通知の送付等
46	一宮町	0					69	3	55	124	住民係と連携し、訪問等による実態調査を実施
47	睦沢町	2	0	有効期間6か月の短期保険証を交付	2	特になし	32	3・6	7	41	電話連絡や戸別訪問による実態把握を行う。または郵送による交付を行う
48	長生村	0	0		0		113	1・3	25	138	
49	白子町	0					152	2	0	152	
50	長柄町						55	1	1	56	納税相談に来ない世帯であっても、一定期間来庁がない場合は来庁を促す文書を送付している。
51	長南町	0					61	1・3・6	1	62	訪問、電話勧奨による実態把握
52	大多喜町	26	0		5		51		0	77	
53	御宿町	24	1	6ヶ月短期保険証	2	資格者証	59	3	0	83	
54	鋸南町	7			3		39	1	0	46	
	合計・平均	9,717	1,863		1,430		42,716		9,344	61,777	

国民健康保険アンケート 8

No.	市町村名	所得階層別の2018年度に滞納があった世帯と資格証明書及び短期保険証世帯（合計の空白箇所は滞納は4、資格証・短期証発行故は7を参照）																									
		未申告世帯			所得なし			100万円以下			200万円以下			300万円以下			400万円以下			500万円以下			500万円超			合計		
		滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯	滞納世帯	資格証明書発行世帯	短期保険証世帯
1	千葉市				16,648	670	3,804	3,302	142	1,303	3,552	204	1,556	1,787	101	787	850	46	334	433	12	156	541	17	138	27,113	1,192	8,078
2	銚子市	221	104	61	398	72	151	376	47	194	442	61	194	196	18	81	85	5	37	31	0	12	25	0	8	1,774	307	738
3	市川市																									15,227	108	3,233
4	船橋市	所得なしと合算			7,953	29	1,631	2,284	15	971	3,174	16	1,383	1,267	105	375	509	30	139	205	9	64	211	5	52	15,603	209	4,615
5	館山市	238	39	6	177	39	67	221	38	80	291	43	95	113	14	46	43	4	21	14	1	3	14	2	4	1,111	180	322
6	木更津市	607	266	55	499	178	89	502	187	98	649	222	114	407	116	80	143	37	31	52	9	15	52	12	8	2,911	1,027	490
7	松戸市	2,261			所得なしと合算			5,980			3,775			1,487			489			182			190			14,364	660	2,506
8	野田市	424	216	64	246	65	75	308	77	104	297	99	79	154	40	50	66	17	26	30	5	12	28	4	9	1,553	523	419
9	茂原市	266	44	156	260	12	133	375	14	201	294	9	160	143	2	74	60	0	31	24	0	12	26	0	10	1,448	81	780
10	成田市	所得なしと相当で回答	42	127	1,232	7	162	698	8	187	847	9	254	321	6	113	124	0	53	39	0	23	46	2	25	3,307	74	944
11	佐倉市	486	122	61	631	60	129	645	74	209	935	100	277	512	56	139	264	13	77	135	7	38	217	3	29	3,825	435	959
12	東金市	274	65	57	733	98	165	436	64	153	539	79	203	261	36	98	85	8	34	28	5	6	28	2	7	2,384	357	723
13	旭市		50	34		37	113		26	166		27	202		5	85		2	33		0	9		1	8	2,367	148	650
14	習志野市	400	113	51	651	38	50	605	56	87	789	48	117	323	22	67	139	2	28	72	2	8	94	3	9	3,073	284	417
15	柏市	4,304			685			1,594			2,600			1,273			507			189			208			11,360		
16	勝浦市	45	17	11	95	17	34	105	14	46	104	24	35	39	8	22	17	1	6	6	1	3	7	0	2	418	82	159
17	市原市				3,516	53	1,880	1,222	5	646	1,328	13	692	688	15	364	269	9	133	93	1	52	83	2	34	7,199	98	3,801
18	流山市	364	所得なしと合算		531	220	143	639	82	130	737	91	141	349	20	78	143	8	26	60	4	17	60	1	9	2,883	426	544
19	八千代市	373	14	201	882	23	289	824	38	309	1,113	92	345	505	32	183	202	8	86	81	3	34	69	0	25	4,049	210	1,472
20	我孫子市	392	95	30	634	58	40	503	61	47	377	47	59	146	10	25	47	3	10	23	1	4	22	0	0	2,144	275	215
21	鴨川市	123	36	9	267	74	8	245	60	18	134	35	11	39	13	3	7	2	0	3	0	0	7	1	1	825	221	50
22	鎌ヶ谷市																											
23	君津市	251	75	50	426	43	80	330	55	86	431	67	121	229	25	72	95	4	35	30	1	13	49	2	12	1,841	272	469
24	富津市	144	60	64	142	17	51	191	18	76	219	23	74	134	7	51	48	7	24	28	0	10	22	1	10	928	133	360
25	浦安市	635	2		536	0		590	0		743	0		350	0		153	0		74	0		157	0		3,238	2	*939*
26	四街道市	280	12		598	3		339	1		490	2		251			115	1		41			40			2,154	19	*846*
27	袖ヶ浦市	248	70	29	19	23	6	168	43	31	178	40	32	111	15	20	53	5	7	33	4	6	27	2	4	837	202	135
28	八街市	340	83	118	481	28	118	403	29	156	585	33	200	331	13	126	174	5	81	102	6	36	156	3	46	2,572	200	881
29	印西市	130	43	40	211	88	31	220	113	24	259	139	31	138	76	18	79	33	3	33	16	0	36	15	0	1,106	523	147
30	白井市	647	61	69				221	20	70	289	18	82	186	8	61	75	3	31	30	1	8	21	0	10	1,469	111	331
31	富里市	86	0	2	599	103	117	322	50	130	374	38	149	196	23	77	71	6	39	26	1	15	26	3	12	1,700	224	541
32	南房総市																											
33	匝瑳市	137			147			148			239			107			39			14			8			839		
34	香取市	120	24	51	334	23	161	297	9	192	363	8	214	180	1	97	77	2	42	25	0	7	25	0	15	1,421	67	779
35	山武市	231	48	28	452	22	51	334	16	63	408	30	47	207	8	22	74	2	8	25	0	5	17	0	3	1,748	126	227
36	いすみ市	108	27	35	158	15	83	207	19	98	187	18	86	88	13	38	27	0	21	18	0	13	24	0	9	817	92	383
37	酒々井町	59	0	54	39	0	35	44	0	44	70	0	57	38	0	35	13	0	15	7	0	4	6	0	5	276	0	249
38	栄町	42	5	26	40	4	23	51	4	33	59	8	37	36	2	32	16	2	12	9	0	7	5	0	3	258	25	173
39	神崎町																											
40	多古町		5	32		2	25			48			39			18			6			4			2	315	7	174
41	東庄町	94		7	63		30	44		22	60		26	33		10	16		6	7		4	3		5	320		110
42	大網白里市	所得なしと合算			331	23	229	231	4	196	276	9	196	140	8	95	94	1	50	23	0	10	54	0	26	1,149	45	802
43	九十九里町	5	5	4	41	35	60	93	10	52	92	7	47	60	3	36	22	0	10	7	0	5	10	0	2	330	60	216
44	芝山町	18	2	8	8	1	6	21	1	11	23	1	20	18	1	12	5	0	2	8	0	4	0	0	0	101	6	63
45	横芝光町	59	25	2	79	19	20	84	14	27	94	18	46	59	7	17	13	2	8	9	1	3	3	1	0	400	87	123
46	一宮町	42	0	23	21	0	11	62	0	33	41	0	23	27	0	16	13	0	6	3	0	2	9	0	5	218	0	119
47	睦沢町	13	1	8	16	1	8	17	0	7	17	0	11	5	0	4	5	0	2	1	0	0	2	0	0	76	2	40
48	長生村	42	0	27	26	0	16	52	0	28	40	0	34	19	0	16	9	0	5	11	0	7	5	0	5	201	0	138
49	白子町	76			48			57			49			13			4			1			1			249		152
50	長柄町	8		3	19		12	22		18	12		10	5		5	6		6				1		1	73		55
51	長南町	10		8	24		16	28		16	17		13	8		5	5		3	3		1				95		62
52	大多喜町		7	5		5	4		6	9		5	15		3	7		0	6		0	4		0	1	208	26	51
53	御宿町	26	9	8	31	4	16	34	8	15	38	1	22	17	2	7	5	1	2	7	0	2	5	0	3	163	25	75
54	鴨南町																									122	7	39
	合計・平均	14,629	1,787	1,624	40,927	2,209	10,172	25,474	1,428	6,437	27,630	1,684	7,549	12,996	834	3,567	5,355	269	1,535	2,276	90	638	2,610	82	557	150,165	9,158	39,793

国民健康保険アンケート 9

No.	市町村名	2019年度国保会計について									
		歳入の部（千円）					歳出の部（千円）				
		国民健康保険料(税)	県支出金	繰入金	その他	歳入合計	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	保健事業費	その他	歳出合計
1	千葉市	18,705,546	62,709,829	6,521,312	235,868	88,172,555	61,761,043	24,078,007	952,252	1,381,253	88,172,555
2	銚子市	1,877,417	5,700,823	650,551	31,209	8,260,000	5,627,437	2,283,012	83,828	265,723	8,260,000
3	市川市	9,417,404	27,268,592	3,190,000	347,004	40,223,000	26,991,153	12,110,670	393,812	727,365	40,223,000
4	船橋市	11,104,000	34,841,000	4,610,800	670,200	51,226,000	34,283,900	14,834,400	1,058,300	1,049,400	51,226,000
5	館山市	1,066,424	4,081,781	652,851	38,991	5,840,047	4,179,029	1,491,677	51,778	117,563	5,840,047
6	木更津市	2,903,330	8,499,773	906,894	47,003	12,357,000	8,379,013	3,518,973	195,706	263,308	12,357,000
7	松戸市	9,843,643	30,314,419	4,730,984	124,774	45,013,820	29,951,632	13,778,765	457,315	826,108	45,013,820
8	野田市	3,464,201	12,832,367	1,958,361	49,071	18,304,000	12,622,769	5,080,676	200,711	399,844	18,304,000
9	茂原市	2,027,597	6,915,371	694,288	60,243	9,697,499	6,810,106	2,525,006	157,883	204,504	9,697,499
10	成田市	2,575,083	9,213,142	1,325,295	146,231	13,259,751	9,130,163	3,884,858	113,981	130,749	13,259,751
11	佐倉市	3,812,366	13,104,069	1,107,789	73,050	18,097,274	12,948,597	4,879,869	133,258	135,550	18,097,274
12	東金市	1,420,200	5,108,421	520,424	20,749	7,069,794	5,033,467	1,894,587	93,675	48,065	7,069,794
13	旭市	1,998,567	5,914,880	505,623	70,930	8,490,000	5,870,840	2,374,844	122,851	121,465	8,490,000
14	習志野市	2,940,252	9,756,923	1,026,901	40,300	13,764,376	9,714,058	3,596,245	142,255	311,818	13,764,376
15	柏市	8,588,065	25,684,531	3,059,851	218,553	37,551,000	25,275,485	10,836,378	424,768	1,014,369	37,551,000
16	勝浦市	473,922	1,775,495	207,387	4,433	2,461,237	1,743,227	614,643	40,182	63,185	2,461,237
17	市原市	5,732,610	19,636,528	2,041,736	149,706	27,560,580	19,408,162	7,381,394	284,814	486,210	27,560,580
18	流山市	3,402,333	9,881,711	1,329,434	37,395	14,650,873	9,745,288	4,421,052	186,001	298,532	14,650,873
19	八千代市	4,031,830	11,927,990	1,517,607	484,840	17,962,267	11,765,509	5,057,376	105,359	677,485	17,605,729
20	我孫子市	2,608,969	8,952,641	922,862	47,528	12,532,000	8,804,815	3,323,049	53,389	350,747	12,532,000
21	鴨川市	768,000	2,926,806	278,968	20,981	3,994,755	2,914,736	1,023,019	40,845	16,155	3,994,755
22	鎌ヶ谷市	2,098,521	7,532,875	879,315	12,289	10,523,000	7,455,567	2,823,509	122,768	121,156	10,523,000
23	君津市	1,744,506	6,171,933	672,144	140,417	8,729,000	6,085,855	2,204,468	122,518	316,159	8,729,000
24	富津市	948,924	4,367,433	599,245	7,398	5,923,000	4,276,124	1,339,000	102,219	205,657	5,923,000
25	浦安市	3,116,710	7,545,721	1,225,058	35,408	11,922,897	7,436,139	4,229,473	123,080	134,205	11,922,897
26	四街道市	1,987,609	6,181,224	691,061	34,554	8,894,500	6,095,340	2,615,868	116,260	8,431	8,894,500
27	袖ヶ浦市	1,276,753	4,421,010	556,459	61,778	6,316,000	4,420,323	1,663,730	85,455	146,492	6,316,000
28	八街市	2,068,202	6,118,256	568,502	48,276	8,803,236	6,072,658	2,401,652	60,306	268,620	8,803,236
29	印西市	2,073,966	5,948,574	541,119	42,012	8,605,671	5,933,899	2,453,670	93,372	124,730	8,605,671
30	白井市	1,446,198	4,210,606	409,173	446,635	6,512,612	4,145,857	1,797,991	49,264	346,481	6,339,593
31	富里市	1,279,204	3,987,806	412,159	103,124	5,782,293	3,951,641	1,681,119	47,390	102,143	5,782,293
32	南房総市	1,075,943	4,075,150	327,640	93,395	5,572,128	4,013,616	1,441,618	63,608	53,286	5,572,128
33	匝瑳市	1,052,723	3,420,522	347,124	8,311	4,828,680	3,360,157	1,292,459	61,645	114,419	4,828,680
34	香取市	1,923	7,185	741	21	9,870	7,084	2,449	122	215	9,870
35	山武市	1,334,607	5,001,409	476,017	107,667	6,919,700	4,936,794	1,820,521	93,974	68,411	6,919,700
36	いすみ市	921,165	3,956,507	344,608	3,767	5,226,047	3,851,011	1,261,633	73,044	40,359	5,226,047
37	酒々井町	506,331	1,677,509	120,420	89,579	2,393,839	1,652,846	624,448	31,615	40,615	2,349,524
38	栄町	529,988	1,922,666	162,022	1,816	2,616,492	1,886,979	669,378	37,250	22,885	2,616,492
39	神崎町	170,746	545,202	51,030	10,022	777,000	531,995	216,331	10,098	18,576	777,000
40	多古町	443,244	1,210,418	112,217	21,853	1,787,732	1,215,650	498,853	41,063	32,166	1,787,732
41	東庄町	406,373	1,047,458	207,080	38,532	1,699,443	1,069,213	496,393	54,906	78,931	1,699,443
42	大網白里市	1,140,495	3,742,933	350,881	19,345	5,253,654	3,684,803	1,436,634	69,258	63,229	5,253,654
43	九十九里町	381,440	1,639,785	173,716	2,059	2,197,000	1,615,487	511,575	40,680	29,258	2,197,000
44	芝山町	229,122	711,012	58,401	7,005	1,005,540	702,738	271,720	16,974	14,108	1,005,540
45	横芝光町	612,933	2,033,513	232,076	13,478	2,892,000	2,001,884	768,544	52,465	69,107	2,892,000
46	一宮町	317,849	1,042,886	114,945	8,085	1,483,765	1,011,057	407,566	26,022	39,120	1,483,765
47	睦沢町	157,030	767,727	87,778	2,048	1,014,583	754,642	209,684	19,485	30,772	1,014,583
48	長生村	318,067	1,299,541	119,742	22,950	1,760,300	1,276,154	422,657	27,375	34,114	1,760,300
49	白子町	285,619	1,116,362	134,904	1,129	1,538,014	1,106,874	368,453	24,559	38,128	1,538,014
50	長柄町	197,300	686,260	81,179	4,261	969,000	673,799	244,802	22,748	27,651	969,000
51	長南町	235,230	822,354	86,235	105,856	1,249,676	802,623	234,238	21,831	132,225	1,190,917
52	大多喜町	233,705	972,966	103,701	1,559	1,311,931	962,721	289,095	21,388	38,727	1,311,931
53	御宿町	196,412	839,696	91,855	8,951	1,136,914	825,483	274,328	14,606	22,497	1,136,914
54	鋸南町	185,101	861,089	85,800	25,708	1,157,698	847,612	259,132	32,910	18,044	1,157,698
	合計・平均	127,735,698	412,932,680	48,184,265	4,448,347	593,301,043	407,625,054	166,221,491	7,073,221	11,690,315	592,668,412

国民健康保険アンケート 10

No.	市町村名	一般会計から国保会計への法定外繰り入れについて										2018年度末における国保特別会計基金保有額(千円)
		2017年度予算		2017年度決算		2018年度予算		2018年度決算		2019年度予算		
		総額(千円/年)	1世帯当たり(円/世帯/年)	総額(千円/年)	1世帯当たり(円/世帯/年)	総額(千円/年)	1世帯当たり(円/世帯/年)	総額(千円/年)	1世帯当たり(円/世帯/年)	総額(千円/年)	1世帯当たり(円/世帯/年)	
1	千葉市	4,892,218	32,891	4,999,092	35,955	1,718,105	12,727	1,618,173	12,074	724,517	5,690	0
2	銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3	市川市	2,528,498	35,142	1,446,407	20,854	1,091,723	16,418	1,087,127	16,247	904,244	14,324	511,997
4	船橋市	2,500,000	27,203	1,520,000	17,086	980,000	11,073	1,070,000	12,375	1,575,000	18,508	249,700
5	館山市	13,093	1,435	0	0	0	0	0	0	0	0	541,713
6	木更津市	573,654	27,519	0	0	53,278	2,656	0	0	0	0	636
7	松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,563,655
8	野田市	150,000	5,685	0	0	0	0	0	0	0	0	2,794,976
9	茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	931,795
10	成田市	1,478,783	76,305	480,219	24,976	685,500	36,241	316,259	16,962	675,212	35,217	
11	佐倉市	223,937	8,140	0	0	173,777	6,515	99,200	3,804	206,342	7,912	0
12	東金市	95,000	8,203	0	0	1	0	0	0	1	0	438,822
13	旭市	210,000	17,355	0	0	0	0	0	0	0	0	785,931
14	習志野市	484,859	21,359	120,000	5,576	227,399	10,829	0	0	159,772	7,756	1,146
15	柏市	900,000	14,766	0	0	0	0	0	0	0	0	2,687,270,465
16	勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
17	市原市	1,310,627	29,639	399,905	9,044	661,139	16,374	323,722	8,017	186,928	4,800	0
18	流山市	284,123	11,775	80,696	3,452	312,888	13,753	90,404	3,952	421,761	18,479	163,741
19	八千代市	213,650	8,154	0	0	0	0	0	0	0	0	621,074
20	我孫子市	175,254	8,736	175,000	8,723	70,000	3,519					570,081
21	鴨川市	0		0		0		0		0		121,000
22	鎌ヶ谷市	668,956	39,451	0	0	67,861	4,286	0	0	67,141	4,376	326,116
23	君津市	90,000	6,659	0	0	0	0	0	0	0	0	1,144
24	富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	797,697
25	浦安市	617,584	31,430	617,584	31,430	653,217	33,555	まだ決定していません	まだ決定していません	246,771	13,112	2,669,116
26	四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	袖ヶ浦市	188,348	20,370	178,191	19,272	189,792	21,175	179,963	20,078	139,772	15,930	99,671
28	八街市	20,561	1,513	20,561	1,592	0	0	0	0	0	0	8,770
29	印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,323
30	白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	259,103
31	富里市	0	0	0	0	94	10	45	5	86	10	507,418
32	南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	619,264
33	匝瑳市	80,000	12,488	30,000	4,683	0	0	0	0	0	0	597,560
34	香取市	0		0		0		0		0		
35	山武市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	780,115
36	いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	450,000
37	酒々井町	0		0		0		0		0		382,852
38	栄町	25,000	6,628	24,603	6,718	18,000	4,915	13,481	3,740	8,481	2,353	291,820
39	神崎町	29,000	27,103	0	0	0	0	0	0	0	0	100,452
40	多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,136
41	東庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,101
42	大網白里市	0		0		0		0		0		536,693
43	九十九里町	2,960	892	2,846	858	2,846	893	0	0	0	0	535,494
44	芝山町											84,201
45	横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213,043
46	一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97,900
47	睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92,849
48	長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	181,854
49	白子町		0		0		0		0		0	121,557
50	長柄町											151,522
51	長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,140
52	大多喜町	25,000	14,493	25,000	15,015	0	0	0	0	0	0	81,566
53	御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169,619
54	鋸南町	8,222	4,965	8,312	5,019	7,706	4,847	7,898	4,967	6,902	4,467	171,270
	合計・平均	17,789,327	500,299	10,122,416	210,253	6,913,326	199,786	4,806,272	102,221	5,322,930	152,934	2,709,408,099

国民健康保険アンケート 11

No.	市町村名	2018年度における国保法77条による保険料(税)の申請減免実施状況			2018年度における国保法44条による一部負担金減免実施状況（申請・実施件数はレセプト数の場合有）				
		申請件数	実施件数	金額	申請件数	実施件数	金額	被保険者に対しての周知	医療機関に対しての周知
1	千葉市	1,736	1,732	55,500,894	18	18	329,296	国保加入世帯全てに配布する「国保のしおり」に記載しております。	ホームページにより周知しております。
2	銚子市	61	55	2,391,500	0	0	0	被保険者証送付時に同封している国保の概要の冊子に記載	問合せ等があった際に制度について説明
3	市川市	599	599	17,922,928	205	205	521,705	市のwebサイト及び保険証の更新時に文書により周知	市のwebサイトにより周知
4	船橋市	1,081	1,081	35,333,961	2	14	1,363,105	国保の手引き、HPに掲載	特になし
5	館山市	32	32	932,600	0	0	0	市のホームページによる。	市のホームページによる。
6	木更津市	13	13	950,100	0	0	0		
7	松戸市	958	958	39,347,060	0	0	0	国保ガイドブック・国保便利帳への掲載 松戸市ホームページに掲載	松戸市ホームページに掲載
8	野田市	262	248	6,890,200	0	0	0	市ホームページにて周知をしている	市ホームページにて周知をしている
9	茂原市	260	260	5,400,400	0	0	0	広報紙で行っている。	
10	成田市	17	17	709,600	0	0	0	市ホームページで周知	私ホームページで周知
11	佐倉市	423	423	10,646,100	0	0	0	ホームページ、パンフレット	SOCIALワーカーを通じて
12	東金市	51	50	1,560,200	0	0	0	国保年金課の窓g係カウンターに掲示をしている。	
13	旭市	31	31	897,700	0	0	0	広報・HP掲載	広報・HP掲載
14	習志野市	10	10	233,700	3	3	10,300	制度案内冊子やホームページなどで周知を図っております。	ホームページなどで周知を図っております。
15	柏市	4	4	410,200	19	19	1,758,318	パンフレット、HPによる周知	HPによる周知
16	勝浦市	15	23	1,048,000	0	0	0		
17	市原市	25	25	3,344,900	0	0	0	市から交付された一部負担金減額(免除、徴収猶予)証明書を医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金の減免が受けられる。減免割合は、25%、50%、75%、100%(免除)の4段階	被保険者から提示された証明書を確認し、証明書に記載されている減免割合に応じた一部負担金を徴収（免除）する。請求に当たっては、減免分を含めた金額を審査支払機関(国保連合会)に請求する。
18	流山市	19	18	914,500	9	9	579,960	市ホームページ、広報、チラシ、パンフレットにおいて制度を周知	市ホームページ、広報において制度を周知
19	八千代市	89	73	2,543,700	6	6	335,020	ホームページに掲載	特になし
20	我孫子市	383	383	7,282,800	0	0	0	ホームページを活用して周知しています	ホームページを活用して周知しています
21	鴨川市	15	15	1,002,700	0	0	0		
22	鎌ケ谷市	6	6	314,700	0	0	0	新規加入者へのパンフレットの中に掲載しており、窓口での相談内容に応じて周知している。	問い合わせがあったときに周知している。
23	君津市	66	66	1,552,365	0	0	0	広報紙、ホームページ、保険証・納税通知書発送時に同封するパンフレットで周知している。	特になし
24	富津市	5	5	183,600	3	3	442,902	国保だより(全戸配布)	特に行っていない。
25	浦安市	4	4	88,900	0	0	0	市ホームページで周知している。	特になし。
26	四街道市	5	5	100,100	1	1		必要な方に申請を案内しています	
27	袖ケ浦市	73	73	1,724,800	0	0	0	ホームページ及び窓口にパンフレットを用意し、周知を図っている。	特になし
28	八街市	77	77	2,486,700	0	0	0	窓口にはリーフレットを置き、相談には随時対応している。	
29	印西市	111	111	2,783,100	0	0	0		
30	白井市	104	99	2,558,300	4	4	935,895	毎年7月に新しい被保険者証を送付する際に同封している国民健康保険制度についての冊子の中に掲載している。また、市ホームページにも掲載を行っている。	医療機関から患者様のご相談があった際に、説明をしている。
31	富里市	12	12	780,200	0	0	0	市ホームページに掲載	市ホームページに掲載
32	南房総市	3	3	22,900	0	0	0	HP等による周知	HP等による周知
33	匝瑳市	10	9	360,800	1	1	188,130	市ホームページに掲載	市ホームページに掲載
34	香取市	67	67	2,006,400	0	0		広報誌への掲載	限度額等の問い合わせ時に説明
35	山武市	地方税法717条により実施			0	0	0	広報紙、ホームページに掲載	特になし
36	いすみ市	5	5	491,000	0	0			
37	酒々井町	67	67	1,581,300	0	0	0	町広報紙に掲載	
38	栄町	25	25	522,800	0	0	0	災害の被災者については、国の定めた基準に沿って減免申請を促し、減免を適用している。	特になし
39	神崎町	0	0	0	0	0	0		
40	多古町	3	2	73,000	1	1	322,998	(1)当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.0を乗じた額以下のとき 免除 (2)当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.0を乗じた額を超え、1.2を乗じた額以下のとき 当該一部負担金の5割を減免 (3)当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.2を乗じた額を超え、1.3を乗じた額以下のとき 徴収猶予	
41	東庄町	3	2	128,700	0	0	0	なし	なし
42	大網白里市	11	11	250,800	0	0	0	市広報紙やホームページを活用	市広報紙やホームページを活用
43	九十九里町	35	35	2,122,600	0	0	0	ホームページ	
44	芝山町	5	5	120,200	0	0	0		
45	横芝光町	6	6	217,400	0	0	0	町広報誌への掲載・町立病院及び役場庁舎へのポスター掲示	町立病院への制度説明とポスター掲示の依頼
46	一宮町	1	1	80,700	0	0	0	ホームページに掲載している。	ホームページに掲載している。
47	睦沢町	0	0	0	0	0	0	広報誌及び町ホームページに制度について掲載している	周知していない
48	長生村	4	4	195,400	0	0	0		
49	白子町	6	6	263,700	0			広報、ホームページ	
50	長柄町	7	7	224,400	0	0	0	ホームページ、国保についてのお知らせ	ホームページ
51	長南町	1	1	12,600	0	0	0		
52	大多喜町	0	0	0	0	0	0		
53	御宿町	2	2	211,500	0	0	0	ホームページによるお知らせ	
54	鋸南町	0	0	0	0	0	0		
	合計・平均	6,808	6,766	216,722,708	272	284	6,787,629		

市町村別国保状況2019年度 1

(順位は全て降順)

No.	市町村名	国保加入世帯数	総世帯総数	国保加入世帯率(国保加入世帯数÷総世帯数×100)	国保加入世帯率順位	滞納世帯	短期保険証発行数	資格証明書発行数	滞納世帯率(滞納世帯数÷国保加入世帯数×100)	滞納世帯率順位	資格証明書発行率(資格証発行数÷国保加入世帯×100)	資格証明書発行率順位	制裁率(資格証明書数÷滞納世帯数×100)	制裁率順位
1	千葉市	131,628	460,642	28.57	48	27,113	8,078	1,192	20.60	12	0.91	27	4.40	32
2	銚子市	10,897	27,313	39.90	22	1,786	1,066	267	16.39	22	2.45	7	14.95	11
3	市川市	65,947	256,170	25.74	52	15,227	1,463	108	23.09	6	0.16	42	0.71	43
4	船橋市	85,058	304,625	27.92	50	15,603	4,703	212	18.34	15	0.25	39	1.36	37
5	館山市	8,651	23,045	37.54	30	1,111	322	180	12.84	39	2.08	14	16.20	8
6	木更津市	19,434	62,059	31.32	43	2,911	551	1,080	14.98	26	5.56	1	37.10	1
7	松戸市	73,413	239,510	30.65	45	16,433	2,201	619	22.38	7	0.84	29	3.77	33
8	野田市	24,196	68,437	35.36	34	4,310	430	537	17.81	16	2.22	11	12.46	17
9	茂原市	14,432	40,633	35.52	33	1,448	781	81	10.03	44	0.56	34	5.59	30
10	成田市	19,033	62,977	30.22	46	5,295	683	31	27.82	2	0.16	43	0.59	44
11	佐倉市	26,244	77,890	33.69	35	3,825	959	435	14.57	30	1.66	18	11.37	19
12	東金市	10,694	27,132	39.41	23	2,384	917	357	22.29	8	3.34	5	14.97	10
13	旭市	11,202	26,222	42.72	14	2,367	1,116	0	21.13	10	0.00	46	0.00	46
14	習志野市	20,598	80,193	25.69	53	3,073	595	328	14.92	28	1.59	21	10.67	20
15	柏市	58,441	189,190	30.89	44	14,492	2,144	440	24.80	3	0.75	30	3.04	36
16	勝浦市	3,394	8,657	39.21	24	418	184	71	12.32	41	2.09	13	16.99	7
17	市原市	41,048	127,241	32.26	40	7,199	3,769	86	17.54	20	0.21	40	1.19	39
18	流山市	22,666	80,707	28.08	49	3,261	544	426	14.39	31	1.88	16	13.06	14
19	八千代市	24,735	89,225	27.72	51	4,049	1,612	212	16.37	23	0.86	28	5.24	31
20	我孫子市	19,320	59,396	32.53	36	4,107	280	280	21.26	9	1.45	23	6.82	25
21	鴨川市	5,858	14,651	39.98	21	825	47	220	14.08	32	3.76	3	26.67	5
22	鎌ヶ谷市	16,129	49,689	32.46	38	2,159	413	0	13.39	34	0.00	46	0.00	46
23	君津市	12,297	39,005	31.53	42	1,841	489	280	14.97	27	2.28	10	15.21	9
24	富津市	7,446	20,069	37.10	31	990	360	130	13.30	35	1.75	17	13.13	13
25	浦安市	18,821	81,447	23.11	54	3,238	938	2	17.20	21	0.01	45	0.06	45
26	四街道市	13,529	37,971	35.63	32	2,154	846	19	15.92	24	0.14	44	0.88	41
27	袖ヶ浦市	8,774	27,224	32.23	41	856	135	202	9.76	45	2.30	9	23.60	6
28	八街市	12,373	31,627	39.12	25	2,572	994	199	20.79	11	1.61	20	7.74	24
29	印西市	12,033	40,925	29.40	47	1,106	486	140	9.19	49	1.16	25	12.66	15
30	白井市	8,358	25,850	32.33	39	1,469	347	96	17.58	19	1.15	26	6.54	26
31	富里市	8,854	23,501	37.67	29	1,700	579	208	19.20	14	2.35	8	12.24	18
32	南房総市	7,510	17,215	43.62	8	6,139	274	49	81.74	1	0.65	33	0.80	42
33	匝瑳市	6,406	14,587	43.92	5	839	258	238	13.10	37	3.72	4	28.37	3
34	香取市	12,973	31,072	41.75	18	1,421	712	87	10.95	43	0.67	32	6.12	27
35	山武市	9,833	22,334	44.03	4	1,748	521	475	17.78	17	4.83	2	27.17	4
36	いすみ市	7,385	16,954	43.56	9	1,521	383	92	20.60	13	1.25	24	6.05	28
37	酒々井町	3,194	9,839	32.46	37	276	249	0	8.64	50	0.00	46	0.00	46
38	栄町	3,659	9,000	40.66	19	258	173	25	7.05	52	0.68	31	9.69	22
39	神崎町	990	2,457	40.29	20	155	29	21	15.66	25	2.12	12	13.55	12
40	多古町	2,635	5,941	44.35	3	624	100	7	23.68	5	0.27	38	1.12	40
41	東庄町	2,437	5,179	47.06	1	320	110	0	13.13	36	0.00	46	0.00	46
42	大網白里市	8,279	21,558	38.40	28	1,457	802	45	17.60	18	0.54	35	3.09	35
43	九十九里町	3,064	7,121	43.03	12	734	198	59	23.96	4	1.93	15	8.04	23
44	芝山町	1,298	2,990	43.41	11	122	63	4	9.40	48	0.31	37	3.28	34
45	横芝光町	4,114	9,742	42.23	15	400	181	118	9.72	46	2.87	6	29.50	2
46	一宮町	2,106	5,452	38.63	27	203	69	0	9.64	47	0.00	46	0.00	46
47	睦沢町	1,185	2,766	42.84	13	151	32	2	12.74	40	0.17	41	1.32	38
48	長生村	2,359	6,095	38.70	26	316	113	0	13.40	33	0.00	46	0.00	46
49	白子町	2,149	4,919	43.69	7	249	152	0	11.59	42	0.00	46	0.00	46
50	長柄町	1,306	2,976	43.88	6	84	55	0	6.43	54	0.00	46	0.00	46
51	長南町	1,426	3,213	44.38	2	95	61	0	6.66	53	0.00	46	0.00	46
52	大多喜町	1,602	3,828	41.85	17	208	51	26	12.98	38	1.62	19	12.50	16
53	御宿町	1,607	3,701	43.42	10	238	59	24	14.81	29	1.49	22	10.08	21
54	鋸南町	1,545	3,665	42.16	16	122	39	7	7.90	51	0.45	36	5.74	29
合計・平均		904,565	2,915,827	31.02		173,002	42,716	9,717	19.13		1.07		5.62	

市町村別国保状況2019年度 2

（順位は全て降順）

No.	市町村名	医療分一人当たり調定額	支援分一人当たり調定額	医療分＋支援分一人当たり調定額	医療分＋支援分一人当たり調定額の順位	介護分一人当たり調定額	医療分＋支援分＋介護分一人当たり調定額	医療分＋支援分＋介護分一人当たり調定額の順位
1	千葉市	68,293	24,021	92,314	6	25,862	118,176	6
2	銚子市	74,975	21,335	96,310	3	26,109	122,419	2
3	市川市	69,116	15,724	84,840	25	21,785	106,625	25
4	船橋市	59,247	22,425	81,672	37	17,108	98,780	45
5	館山市	53,268	21,483	74,751	50	21,318	96,069	50
6	木更津市	72,787	18,363	91,150	10	15,949	107,099	24
7	松戸市	68,814	18,280	87,094	19	22,075	109,169	19
8	野田市	50,832	24,616	75,448	48	23,209	98,657	46
9	茂原市	62,052	20,579	82,631	33	23,280	105,911	27
10	成田市	59,899	15,806	75,705	47	23,964	99,669	44
11	佐倉市	68,681	16,664	85,345	24	17,298	102,643	37
12	東金市	58,939	22,721	81,660	38	20,823	102,483	38
13	旭市	69,438	23,797	93,235	5	27,282	120,517	4
14	習志野市	64,601	23,561	88,162	17	25,388	113,550	9
15	柏市	63,147	23,332	86,479	20	25,630	112,109	12
16	勝浦市	62,615	21,930	84,545	27	18,359	102,904	36
17	市原市	67,035	22,274	89,309	14	25,366	114,675	7
18	流山市	69,955	18,829	88,784	15	22,452	111,236	14
19	八千代市	68,633	23,444	92,077	8	27,292	119,369	5
20	我孫子市	64,750	15,168	79,918	40	20,320	100,238	43
21	鴨川市	62,667	19,595	82,262	35	22,224	104,486	30
22	鎌ヶ谷市	63,133	19,259	82,392	34	20,602	102,994	35
23	君津市	69,283	18,447	87,730	18	19,764	107,494	22
24	富津市	61,646	17,730	79,376	42	18,882	98,258	49
25	浦安市	82,387	22,166	104,553	2	8,171	112,724	10
26	四街道市	65,456	18,469	83,925	30	22,617	106,542	26
27	袖ヶ浦市	64,181	18,920	83,101	32	18,835	101,936	40
28	八街市	71,566	18,619	90,185	13	20,125	110,310	16
29	印西市	91,170	24,042	115,212	1	27,634	142,846	1
30	白井市	75,823	16,391	92,214	7	19,305	111,519	13
31	富里市	65,950	15,416	81,366	39	21,029	102,395	39
32	南房総市	52,484	18,636	71,120	51	11,400	82,520	54
33	匝瑳市	65,846	24,475	90,321	12	20,542	110,863	15
34	香取市	63,311	20,698	84,009	29	24,246	108,255	20
35	山武市	56,828	22,282	79,110	45	23,943	103,053	34
36	いすみ市	54,303	21,072	75,375	49	23,172	98,547	47
37	酒々井町	64,380	20,408	84,788	26	19,598	104,386	31
38	栄町	71,798	13,985	85,783	22	17,833	103,616	32
39	神崎町	65,203	20,263	85,466	23	22,220	107,686	21
40	多古町	70,681	24,421	95,102	4	27,186	122,288	3
41	東庄町	66,638	17,539	84,177	28	20,454	104,631	29
42	大網白里市	55,641	23,657	79,298	43	21,189	100,487	42
43	九十九里町	50,508	19,370	69,878	53	19,584	89,462	52
44	芝山町	64,187	24,321	88,508	16	25,559	114,067	8
45	横芝光町	62,724	20,916	83,640	31	23,759	107,399	23
46	一宮町	63,750	22,125	85,875	21	23,483	109,358	18
47	睦沢町	59,451	19,753	79,204	44	19,223	98,427	48
48	長生村	58,370	20,366	78,736	46	21,873	100,609	41
49	白子町	61,242	20,692	81,934	36	23,869	105,803	28
50	長柄町	67,094	23,306	90,400	11	19,903	110,303	17
51	長南町	67,709	23,767	91,476	9	20,837	112,313	11
52	大多喜町	59,176	20,480	79,656	41	23,660	103,316	33
53	御宿町	47,623	20,917	68,540	54	17,167	85,707	53
54	鋸南町	47,384	23,269	70,653	52	19,759	90,412	51
合計・平均		64,198	20,558	84,755		21,491	106,246	

国民健康保険料・税試算表　夫婦2人(40代)・子ども2人世帯旧但し書き所得250万(妻の年収0)資産税額5万円

No.	市町村名	①国保税・料	2019年度の国民健康保険料(税)賦課方式 医療分 算定方法(賦課方式) 所得割×%	2,500,000	資産割×%	50,000	均等割(円)	4	平等割(円)	2019年度の国民健康保険料(税)賦課方式 支援金分 算定方法(賦課方式) 所得割×%	2,500,000	均等割(円)	4	平等割(円)	2019年度の国民健康保険料(税)賦課方式 介護分 算定方法(賦課方式) 所得割×%	2,500,000	均等割(円)	2	平等割(円)	国保料合計	所得に占める割合	順位	法定外繰入金(2019年度予算、単位千円)	国保特別会計基金保有額(平成30年度末、単位千円)
1	千葉市	料	0.0682	170,500			19,560	78,240	25,320	0.0244	61,000	6,960	27,840	8,880	0.0199	49,750	9,000	18,000	6,840	446,370	15.8%	24	724,517	0
2	銚子市	料	0.0680	170,000	0.200	10,000	24,000	96,000	29,000	0.0220	55,000	11,000	44,000		0.0180	45,000	14,000	28,000		477,000	16.9%	8	0	1
3	市川市	税	0.0730	182,500			12,000	48,000	20,400	0.0145	36,250	6,800	27,200		0.0150	37,500	10,800	21,600		373,450	13.2%	54	904,244	511,997
4	船橋市	料	0.0650	162,500			24,360	97,440	0	0.0263	65,750	8,590	34,360		0.0120	30,000	9,610	19,220		409,270	14.5%	45	1,575,000	249,700
5	館山市	税	0.0621	155,250			17,400	69,600	21,000	0.0241	60,250	13,200	52,800		0.0183	45,750	13,800	27,600		432,250	15.3%	34	0	541,713
6	木更津市	税	0.0801	200,250			20,000	80,000	24,000	0.0180	45,000	10,000	40,000		0.0110	27,500	10,000	20,000		436,750	15.4%	31	0	636
7	松戸市	料	0.0752	188,000			19,500	78,000	18,000	0.0224	56,000	6,000	24,000		0.0161	40,250	12,900	25,800		430,050	15.2%	36	0	3,563,655
8	野田市	料	0.0555	138,750			10,800	43,200	25,800	0.0290	72,500	12,100	48,400		0.0207	51,750	11,900	23,800		404,200	14.3%	47	0	2,794,976
9	茂原市	税	0.0770	192,500			20,000	80,000	21,000	0.0270	67,500	10,000	40,000		0.0210	52,500	16,000	32,000		485,500	17.2%	5	0	931,795
10	成田市	税	0.0630	157,500			19,800	79,200	17,000	0.0173	43,250	7,000	28,000		0.0168	42,000	15,000	30,000		396,950	14.0%	50	16,962	35,217
11	佐倉市	税	0.0630	157,500			21,000	84,000	28,000	0.0200	50,000	5,000	20,000		0.0120	30,000	11,000	22,000		391,500	13.8%	52	3,804	7,912
12	東金市	税	0.0680	170,000			18,000	72,000	26,000	0.0270	67,500	13,000	52,000		0.0190	47,500	12,000	24,000		459,000	16.2%	17	1	438,822
13	旭市	税	0.0660	165,000			21,000	84,000	26,000	0.0230	57,500	12,000	48,000		0.0170	42,500	14,000	28,000		451,000	15.9%	23	0	785,931
14	習志野市	料	0.0680	170,000			17,400	69,600	12,500	0.0220	55,000	11,900	47,600		0.0200	50,000	13,100	26,200		430,900	15.2%	35	159,772	1,146
15	柏市	料	0.0604	151,000			24,120	96,480	12,240	0.0229	57,250	11,760	47,040		0.0190	47,500	14,400	28,800		440,310	15.6%	26	0	2,687,270,465
16	勝浦市	税	0.0710	177,500			23,900	95,600	19,900	0.0250	62,500	7,900	31,600	8,000	0.0190	47,500	7,000	14,000	4,900	461,500	16.3%	15	0	70,000
17	市原市	料	0.0676	169,000			20,800	83,200	24,900	0.0225	56,250	12,000	48,000		0.0223	55,750	13,900	27,800		464,900	16.4%	12	186,928	0
18	流山市	料	0.0730	182,500			19,200	76,800	15,600	0.0220	55,000	5,500	22,000		0.0160	40,000	12,600	25,200		417,100	14.7%	41	421,761	163,741
19	八千代市	料	0.0597	149,250			27,100	108,400	26,300	0.0216	54,000	8,800	35,200	8,600	0.0211	52,750	16,600	33,200		467,700	16.5%	10	0	621,074
20	我孫子市	税	0.0725	181,250			18,000	72,000	18,600	0.0200	50,000	4,200	16,800		0.0155	38,750	12,600	25,200		402,600	14.2%	48	0	570,081
21	鴨川市	税	0.0700	175,000			22,200	88,800	27,000	0.0230	57,500	11,400	45,600		0.0200	50,000	13,800	27,600		471,500	16.7%	9	0	121,000
22	鎌ケ谷市	料	0.0720	180,000			15,600	62,400	21,600	0.0215	53,750	9,000	36,000		0.0148	37,000	13,000	26,000		416,750	14.7%	42	67,141	326,116
23	君津市	税	0.0730	182,500			20,000	80,000	24,000	0.0180	45,000	10,000	40,000		0.0180	45,000	9,900	19,800		436,300	15.4%	32	0	1,144
24	富津市	税	0.0660	165,000			36,000	144,000	0	0.0220	55,000	8,000	32,000		0.0200	50,000	8,000	16,000		462,000	16.3%	14	0	797,697
25	浦安市	税	0.0666	166,500			17,400	69,600	24,400	0.0183	45,750	8,000	32,000		0.0145	36,250	12,000	24,000		398,500	14.1%	49	246,771	2,669,116
26	四街道市	税	0.0725	181,250			18,000	72,000	21,000	0.0140	35,000	13,000	52,000		0.0156	39,000	14,000	28,000		428,250	15.1%	38	0	0
27	袖ケ浦市	税	0.0640	160,000			18,000	72,000	22,000	0.0170	42,500	10,500	42,000		0.0120	30,000	12,500	25,000		393,500	13.9%	51	139,772	99,671
28	八街市	税	0.0750	187,500			23,000	92,000	32,000	0.0200	50,000	10,000	40,000		0.0150	37,500	12,000	24,000		463,000	16.4%	13	0	8,770
29	印西市	税	0.0690	172,500			23,500	94,000	28,000	0.0200	50,000	9,000	36,000		0.0180	45,000	13,000	26,000		451,500	16.0%	22	0	20,323
30	白井市	税	0.0703	175,750			26,300	105,200	30,300	0.0210	52,500	4,300	17,200		0.0142	35,500	11,400	22,800		439,250	15.5%	28	0	259,103
31	富里市	税	0.0680	170,000			18,500	74,000	30,000	0.0170	42,500	7,000	28,000		0.0150	37,500	12,000	24,000		406,000	14.3%	46	86	507,418
32	南房総市	税	0.0610	152,500			19,200	76,800	20,400	0.0212	53,000	11,400	45,600		0.0167	41,750	11,400	22,800		412,850	14.6%	43	0	619,264
33	匝瑳市	税	0.0650	162,500			20,000	80,000	25,000	0.0250	62,500	12,500	50,000		0.0130	32,500	12,500	25,000		437,500	15.5%	30	0	597,560
34	香取市	税	0.0660	165,000			20,000	80,000	24,000	0.0230	57,500	10,000	40,000		0.0190	47,500	14,000	28,000		442,000	15.6%	25	0	0
35	山武市	税	0.0629	157,250			20,700	82,800	21,500	0.0252	63,000	13,100	52,400		0.0202	50,500	15,000	30,000		457,450	16.2%	19	0	780,115
36	いすみ市	税	0.0620	155,000			23,000	92,000	19,000	0.0250	62,500	13,000	52,000		0.0220	55,000	15,000	30,000		465,500	16.4%	11	0	450,000
37	酒々井町	税	0.0560	140,000			23,000	92,000	31,200	0.0270	67,500	6,400	25,600		0.0140	35,000	13,000	26,000		417,300	14.7%	40	0	382,852
38	栄町	税	0.0710	177,500			25,000	100,000	27,000	0.0160	40,000	6,000	24,000		0.0150	37,500	12,000	24,000		430,000	15.2%	37	8,481	291,820
39	神崎町	税	0.0700	175,000			26,000	104,000	25,000	0.0240	60,000	11,000	44,000		0.0180	45,000	15,000	30,000		483,000	17.1%	6	0	100,452
40	多古町	税	0.0720	180,000			18,000	72,000	25,000	0.0240	60,000	12,000	48,000		0.0170	42,500	15,000	30,000		457,500	16.2%	18	0	74,136
41	東庄町	税	0.0700	175,000			17,000	68,000	30,000	0.0150	37,500	11,000	44,000		0.0100	25,000	15,000	30,000		409,500	14.5%	44	0	240,101
42	大網白里市	税	0.0600	150,000			19,000	76,000	20,000	0.0250	62,500	14,000	56,000		0.0190	47,500	13,000	26,000		438,000	15.5%	29	0	536,693
43	九十九里町	税	0.0590	147,500			19,000	76,000	19,000	0.0240	60,000	11,000	44,000		0.0190	47,500	13,000	26,000		420,000	14.8%	39	0	535,494
44	芝山町	税	0.0710	177,500			19,800	79,200	20,300	0.0280	70,000	11,900	47,600		0.0260	65,000	11,100	22,200		481,800	17.0%	7	0	84,201
45	横芝光町	税	0.0640	160,000			22,000	88,000	23,000	0.0210	52,500	12,000	48,000		0.0170	42,500	13,000	26,000		440,000	15.5%	27	0	213,043
46	一宮町	税	0.0770	192,500			21,000	84,000	20,000	0.0290	72,500	10,000	40,000		0.0210	52,500	14,000	28,000		489,500	17.3%	3	0	97,900
47	睦沢町	税	0.0700	175,000			22,000	88,000	20,000	0.0250	62,500	10,000	40,000		0.0180	45,000	12,000	24,000		454,500	16.1%	20	0	92,849
48	長生村	税	0.0745	186,250			18,000	72,000	20,000	0.0260	65,000	10,600	42,400		0.0200	50,000	12,000	24,000		459,650	16.2%	16	0	181,854
49	白子町	税	0.0770	192,500			20,000	80,000	20,000	0.0290	72,500	9,000	36,000		0.0240	60,000	13,000	26,000		487,000	17.2%	4	0	121,557
50	長柄町	税	0.0740	185,000			26,000	104,000	22,000	0.0260	65,000	10,000	40,000	6,000	0.0200	50,000	9,000	18,000	4,000	494,000	17.5%	2	0	151,522
51	長南町	税	0.0790	197,500			24,000	96,000	22,000	0.0280	70,000	13,000	52,000		0.0230	57,500	12,000	24,000		519,000	18.3%	1	0	108,140
52	大多喜町	税	0.0680	170,000			22,000	88,000	21,000	0.0220	55,000	8,400	33,600	8,000	0.0210	52,500	8,700	17,400	8,100	453,600	16.0%	21	0	81,566
53	御宿町	税	0.0560	140,000			17,000	68,000	20,000	0.0240	60,000	9,000	36,000	8,000	0.0150	37,500	8,000	16,000	5,000	390,500	13.8%	53	0	169,619
54	鋸南町	料	0.0537	134,250			21,700	86,800	14,600	0.0270	67,500	15,300	61,200		0.0190	47,500	12,200	24,400		436,250	15.4%	33	6,902	171,270
合計・平均			0.0678	169,528			20,738	82,951	21,886	0.0226	56,583	9,898	39,593		0.0177	44,153	12,421	24,841		439,536	15.5%		4,462,142	2,709,451,228

２０１９ 年社会保障充実自治体要請キャラバン行動コース

No.	月	日	曜日	自治体名	開始時刻	参加数		自治体名	開始時刻	参加数		自治体名	開始時刻	参加数		自治体名	開始時刻	参加数		責任者	責任団体	参加団体	参加者合計	
						自治体側	社保協側			自治体側	社保協側			自治体側	社保協側			自治体側	社保協側				自治体側	社保協側
1	8	7	水	いすみ市	10:00	11	9	御宿町	13:00	4	7	大多喜町	15:30	11	8					桒原	千葉土建	千葉土建支部・年金者組合支部・民医連・民商・議員	26	24
2	8	16	金	鋸南町	10:00	7	17	南房総市	13:00	10	16	館山市	15:30	20	15					麻生	年金者組合	年金者組合支部・新婦人・生健会・千葉土建支部・議員	37	48
3	8	16	金	四街道市	10:00	20	21	酒々井町	14:00	12	8									永島	医労連	千葉土建支部・年金者組合支部・新婦人・生健会・民商・議員	32	29
4	8	19	月	茂原市	10:00	30	8	白子町	13:30	12	14	長生村	15:30	11	12					矢澤	千葉労連	千葉土建支部・民医連・自治体問題研究所・民商・年金者組合支部・新婦人支部・議員	53	34
5	8	20	火	長柄町	9:00	8	12	長南町	11:00	8	12	睦沢町	13:30	8	10					矢澤	千葉労連	年金者組合支部・民医連・千葉土建支部・茂原民商・	24	34
6	8	21	水	袖ヶ浦市	10:00	35	12	富津市	13:00	24	9	木更津市	15:30	16	9					實川	自治労連	新婦人支部・千葉土建支部・地域労連・市民が望む政策研究会・民商・年金者組合支部・保険医協会・民医連・議員	75	30
7	8	21	水	八街市	10:00	16	11	富里市	13:00	19	9	成田市	15:30	23	15					桒原	千葉土建	千葉土建支部・新婦人支部・年金者組合支部・きょうされん千葉支部・民商・農民連	58	35
8	8	22	木	勝浦市	9:30	15	7	鴨川市	13:00	19	7	君津市	15:30	25	11					片山	自治労連	地域労連・保険医協会・千葉土建地域支部・民医連・年金者組合支部・新婦人支部・県社保協・議員	59	25
9	8	22	木	東金市	10:00	28	22	九十九里町	13:00	11	8	山武市	15:30	16	22					島田	年金者組合	生健会・年金者組合支部・新婦人支部・東千葉MCを心配する会・保険医協会・千葉土建支部・議員	55	52
10	8	23	金	一宮町	10:00	13	8													矢澤	千葉労連	民商・年金者組合支部・千葉土建支部	13	8
11	8	23	金	横芝光町	10:00	9	8	芝山町	13:30	9	6									吉川	保険医協会	千葉土建支部・年金者組合支部・県社保協・議員	18	14
12	8	26	月	神崎町	10:00	6	10	東庄町	13:00	5	10	多古町	15:30	9	13					中村	民医連	地域労連・千葉土建支部・民商・農民組合・県職労・議員	20	33
13	9	3	火	千葉県	14:00	県議会棟第1･2会議室														藤田	県社保協	県社保協・保険医協会 ・民医連 ・千商連 ・生健会 ・医労連 ・障千連 ・保問協 ・自治労連 ・新婦人 ・土建 ・年金者組合 ・柏、松戸、船橋市の各地域社保協 ・地域医療と公立病院を守る県民連絡会・議員	38	38

170

地域社保協・準備会・地域団体

No.	月	日	曜日	開始時間	地域社保協・団体		参加人数	
							自治体側	社保協側
1	8	8	木	10:00	佐倉市	佐倉市社保協	30	19
2	8	8	木	10:30	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市社保協	16	12
3	8	9	金	9:30	印西市	年金者組合・千葉土建・新婦人・共同墓の会・健康友の会	11	16
4	8	13	火	10:00	大網白里市	大網白里市社保協	30	13
5	8	19	月	13:30	浦安市	新婦人・千葉土建・民商・生活と健康を守る会・保険医協会	8	15
6	8	19	月	14:00	市原市	市原市社保協	21	15
7	8	19	月	10:30	香取市	千葉土建・民商・農民連・地域労連・県社保協・議員	27	17
8	8	19	月	10:00	習志野市	習志野市社保協	20	14
9	8	19	月	13:15	八千代市	年金者組合・新婦人・生健会・千葉土建・市職労	34	18
10	8	19	月	10:00	柏市	柏市社保協	51	22
11	8	21	水	10:00	流山市	流山市社保協	27	25
12	8	21	水	14:00	松戸市	松戸市社保協	21	17
13	8	22	木	13:15	匝瑳市	千葉土建・年金者組合・農民連・生健会・新婦人・議員	18	13
14	8	22	木	13:30	我孫子市	我孫子社保協	24	29
15	8	22	木	15:30	旭市	千葉土建・年金者組合・新婦人・議員	24	11
16	8	23	金	10:00	白井市	白井市社保協	25	22
17	8	23	金	14:00	銚子市	銚子市社保協	24	18
18	8	23	金	9:30	船橋市	船橋市社保協	29	32
19	8	27	火	14:00	千葉市	千葉市社保協	10	31
20	8	27	火	14:00	栄町	年金者組合	13	7
21	8	29	木	13:30	野田市	野田市社保協	26	21
22	10	4	金	14:00	市川市	市川社保協	31	19

キャラバン行動参加団体

・千葉土建一般労働組合（本部・支部）
・新日本婦人会千葉県本部（本部・支部）
・全日本年金者組合千葉県本部（本部・支部）
・千葉県労働組合連合会（県・地域）
・自治労連千葉県本部（本部・単組）
・千葉県商工団体連合会（県・民商）
・千葉県民主医療機関連合会・東京民主医療機関連合会
（各病院・診療所・友の会など）
・千葉県保育問題協議会
・千葉県保険医協会
・農民運動千葉県連合会
・障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会
・全教千葉教職員組合
・千葉県医療労働組合連合会
・千葉県生活と健康を守る会連合会
・地域医療と公立病院を守る千葉県民連絡会　加盟の地域の会
・各地の「国保の会」など
・地方議員など

（県団体の支部・単組などは１つとして数えました）

コース・地域参加者合計　延べ　810 人
市町村職員　及び 県職員　合計　1,028 人
と懇談しました

日本国憲法第９条（戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法第２５条（国民の生存権、国の社会保障的義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

２　国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。